

史跡高松城跡保存活用計画



令和4年3月
高松市

例 言

- 1 本計画は、香川県高松市玉藻町に所在する、国指定史跡高松城跡の保存活用計画である。
- 2 本計画策定事業は、高松市創造都市推進局文化財課が主体となり、平成31年度から令和3年度に実施した。
- 3 本計画策定に関する事務は、高松市創造都市推進局文化財課が担当した。
- 4 本計画の執筆・編集は、高松市創造都市推進局文化財課が担当し、文化庁・香川県教育委員会・史跡高松城跡整備会議・玉藻公園管理委員会の指導を受けて策定した。
- 5 本計画に掲載した画像は、特に出典等の記載がないものは、高松市教育委員会及び市関係部局が撮影した。
- 6 本計画の策定に当たって、以下の諸機関と協議調整を行い、種々の御協力を得た。(五十音順)
香川県教育委員会生涯学習・文化財課、香川県立ミュージアム、公益財団法人松平公益会、
国土交通省四国地方整備局、財務省四国財務局
- 7 本計画の策定に当たって、以下の諸機関の協力を得た。記して謝意を表する。(五十音順)
香川県造園事業組合（玉藻公園管理事務所）

卷頭図版 1



月見櫓・水手御門・渡橋



艮櫓



披雲閣庭園から見た大書院



検出した天守への階段

本
文
目
次

第1章 沿革と目的

第1節 計画策定の沿革・目的	1
1. 計画策定の沿革	1
2. 計画策定の目的	1
第2節 計画の対象範囲	2
第3節 用語の整理	2
第4節 史跡高松城跡整備会議の設置と経緯	5
1. 保存活用計画の検討	5
2. 設置要綱	5
3. 会議の経過と協議事項	5
4. パブリックコメントの実施	7
第5節 他の計画との関係	10
1. 先行する取組みとの関係	10
2. 他の指定文化財との関係	10
3. 上位計画及び各種計画との関係	12

第2章 周辺の歴史・自然・社会環境

第1節 高松市の概要	19
第2節 周辺の歴史的環境	19
1. 海浜部の利用	19
2. 笹原郷の成立	20
3. 中世の港町「野原」	20
第3節 指定・登録文化財	26
第4節 自然環境	33
1. 地形	33
2. 地質	34
3. 気候・気象	36
4. 植生	37
5. 動物	37
第5節 社会的環境	39
1. 人口	39
2. 交通	39
3. 都市公園等の整備	39
4. 観光	42
5. 高松城周辺の法規制	44

第3章 高松城跡の概要

第1節 高松城跡の概要	58
1. 高松城跡周辺の地理的変遷	58
2. 高松城の歴史	58
3. 高松城の縄張りと海との関わり	69
4. 高松城下町の拡大過程	74
5. 高松城内の建造物	77
6. 絵図等にみる城郭内の植生	81
7. 高松城の石垣	82
8. 近世海城としての高松城の位置づけ	84
9. 関連する文化財	85
10. 関連する史資料	90
第2節 指定の状況	93
1. 指定に至る経緯	93
2. 史跡等指定状況	93
3. 土地所有状況	97
4. 史跡以外の文化財指定	97
5. 史跡指定後の調査成果	104
6. 史跡地内の植生	120
7. 史跡地内の既設配管等	120
8. 史跡地周辺の公園整備	121
9. 災害時の指定緊急避難場所	121



第4章 史跡の本質的価値

第1節 本質的価値の明示	130
1. 本質的価値	130
2. 本質的価値に準じる価値	131
第2節 地区区分	132
第3節 構成要素の特定	132
1. 概念整理	132
2. 具体例と方向性	132

第5章 史跡の現状と課題の整理

第1節 現状と課題	138
1. 調査研究	138
2. 保存	139
3. 活用	143
4. 整備	148

第6章 史跡高松城跡の保存活用大綱・基本方針

第1節 大綱	182
第2節 保存・活用・整備の相關関係と調査研究の重要性	182
第3節 基本方針	182
第4節 地区ごとの方針	185

第7章 調査研究の方向性と方法

第1節 調査研究の方向性	186
第2節 調査研究の方法	186
1. 地下遺構の確認	186
2. 関連資料の把握	186
3. 既往の調査成果の公開	186
4. 石垣に関する調査	188
5. 建造物のメンテナンス等に伴う調査	188
6. 歴史的建造物の復元又は復元的整備に関する検討	188
7. 調査研究の支援	188

第8章 保存の方向性と方法

第1節 保存の方向性	189
第2節 保存の方法	189
1. 史跡の追加指定について	189
2. 周知の埋蔵文化財包蔵地について	189
3. 未指定建造物の指定について	190
4. 本質的価値の構成要素の保存（石垣）	190
5. 本質的価値の構成要素の保存（建造物）	191
6. 復元した歴史的建造物の管理について	191
7. 日常観察	191
8. 植生の管理	191
第3節 現状変更等の取扱方針及び取扱基準	192
1. 原則	192
2. 基本方針と基準	192
3. 現状変更の許可権者	192

第9章 活用の方向性と方法

第1節 活用の方向性	197
第2節 活用の方法	197
1. 歴史遺産としての活用	197
2. 地域づくりの拠点としての活用	199
3. 広報	199



第 10 章 整備の方向性と方法

第1節 整備の方向性	200
第2節 整備の方法	200
1. 地区ごとの方法整理	200
2. 石垣の解体修理	201
3. 重要文化財建造物の耐震補強	202
4. 歴史的建造物の再現に関する検討	202
5. ガイダンス施設の機能強化	203
6. サイン	204

第 11 章 運営・体制の整備の方向性と方法

第1節 運営・体制整備の方向性	208
第2節 運営・体制整備の方法	208
1. 高松市における体制の確立	208
2. 専門会議等からの助言・指導体制の維持	208
3. 関係機関との連携の強化	208
4. 市民参画と協働の推進・人材育成	209

第 12 章 施策の実施計画の策定・実施

第1節 計画期間	210
1. 短期的施策	210
2. 中・長期的施策	212
3. 繼続的施策	212

第 13 章 経過観察

第1節 経過観察	214
第2節 経過観察の方法	214
1. 経過観察	214

第 14 章 附編

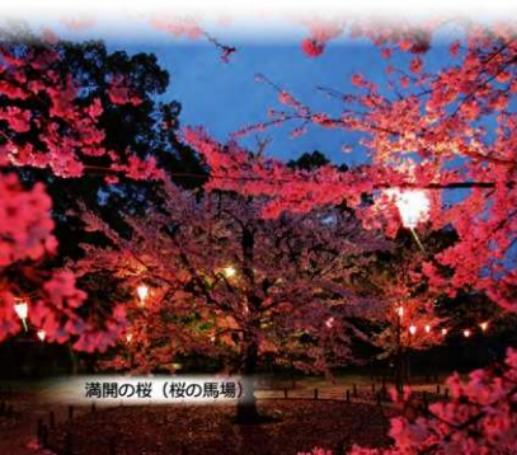
第1節 関連法令（抜粋）	217
第2節 その他	245



和船と石垣

挿図目次

図 1-1 史跡高松城跡保存活用計画の計画範囲	3
図 1-2 外堀より内側の範囲と史跡指定地	3
図 1-3 範囲に関する用語の整理図	4
図 1-4 史跡高松城跡整備会議設置要綱①	8
図 1-5 史跡高松城跡整備会議設置要綱②	9
図 1-6 関連計画との関係	18
図 1-7 他の文化財関係計画との関係	18
図 2-1 史跡高松城跡の位置	19
図 2-2 港町「野原」の位置	20
図 2-3 中世「野原」の復元	21
図 2-4 中世における高松平野周辺の人・モノの動き概念図	22
図 2-5 高松城跡周辺の発掘調査地点	23
図 2-6 高松市の文化財位置図	30
図 2-7 高松平野の地形	33
図 2-8 史跡高松城跡周辺の地形	34
図 2-9 高松市の地質と地形	35
図 2-10 史跡高松城跡周辺の主要交通網	40
図 2-11 玉藻公園の範囲と史跡指定地の関係	41
図 2-12 高松市の主な観光レクリエーション施設	43
図 2-13 計画範囲内の埋蔵文化財及び関連情報	46
図 2-14 河川法関係図	47
図 2-15 海岸法関係図	48
図 2-16 港湾法関係図	49
図 2-17 森林法関係図	50
図 2-18 景觀法関係図	51
図 2-19 都市計画法関係図(地区区分関係)	52
図 2-20 都市計画法関係図(防火関係)	53
図 2-21 都市計画法関係図(用途地域関係)	54
図 2-22 都市公園法関係図	55
図 2-23 土砂災害防止法関係図	56
図 2-24 道路法関係図	57
図 3-1 中世の地形復元	58
図 3-2 天守台石垣で確認した生駒家家紋刻印	59
図 3-3 取り壇される前の高松城天守古写真	60
図 3-4 天守規模比較図(石垣除く)	61
図 3-5 披雲閣古図	61
図 3-6 共進会場平面図	65
図 3-7 全国産業博覧会空中写真	66
図 3-8 市街地繞失地図	67
図 3-9 高松復興都市計画図	68
図 3-10 史跡指定地内の指定文化財	68
図 3-11 高松城の曲輪配置と名称	70
図 3-12 『賴重公時代高松城配図』(公益財團法人松平公益会所蔵)に見える曲輪の名称	70
図 3-13 『高松城下図屏風』に描かれた港湾施設	71
図 3-14 『生駒家時代譜岐高松城屋敷割図』	72
図 3-15 『旧高松御城全図』	72
図 3-16 海からの景観古写真(良椿・鹿椿・着見椿)	73
図 3-17 高松城周辺の人・モノの動き概念図	73
図 3-18 『日本輿地図譜州高松地図』	75
図 3-19 『安政四年内高松之図』	75
図 3-20 『高松市街全図』	76
図 3-21 現存しない主要な城郭建造物位置図	78
図 3-22 現存する文化財建造物位置	80
図 3-23 史跡内の建造物位置	80
図 3-24 『高松城下図屏風』に見る江戸時代前期の城内の樹木生育状況	81
図 3-25 近代の城内の樹木生育状況	81
図 3-26 高松城跡の石垣諸例	82
図 3-27 生駒家の石垣(天守台)の構造	83
図 3-28 松平家の石垣の構造	83
図 3-29 近世城下町における「海城」位置図	84
図 3-30 高松城天守櫓	85
図 3-31 梢林公園	85
図 3-32 徳川家綱安堵判物案	86
図 3-33 松平賴重筆和歌幅	86
図 3-34 永井尚志・小笠原長頼連署奉書	86
図 3-35 松平賴重短冊屏風	86
図 3-36 高松松平家博物図譜	86
図 3-37 紙本著色高松城下図 八曲屏風	87
図 3-38 生駒家時代譜岐高松城屋敷割図 付同引伸神図	87
図 3-39 本小札同白扇系貝足 二方白四十八間筋兜	88
図 3-40 高松藩飛竜丸船明細切絵図	88



満開の桜（桜の馬場）



月見櫓と打ち上げ花火

図 3-41 水任流泳法	88	図 5-1 活用の事例①	144
図 3-42 生駒親正肖像画	89	図 5-2 活用の事例②	146
図 3-43 高松藩主松平家墓所	89	図 5-3 活用の事例③	147
図 3-44 生駒親正夫妻墓所	89	図 5-4 保存のための整備の事例	151
図 3-45 大井戸	89	図 5-5 活用のための整備の事例	152
図 3-46 史跡等指定範囲	96	図 5-6 史跡説明板設置箇所位置図と説明板の一例	153
図 3-47 主要史跡指定地遠景	96	図 5-7 本丸地区の現状（本質的価値及び本質的価値に準ずる価値を構成する要素）	155
図 3-48 史跡追加指定の経過	97	図 5-8 本丸地区の現状（その他の価値を構成する要素）	155
図 3-49 指定地土地所有者区分図	103	図 5-9 二の丸地区的現状（本質的価値及び本質的価値に準ずる価値を構成する要素）	158
図 3-50 指定地地番図	103	図 5-10 二の丸地区的現状（その他の価値を構成する要素）	159
図 3-51 発掘調査写真①	105	図 5-11 三の丸地区的現状（本質的価値及び本質的価値に準ずる価値を構成する要素）	162
図 3-52 発掘調査写真②	106	図 5-12 三の丸地区的現状（その他の価値を構成する要素）	163
図 3-53 地久櫓台石垣修理に伴う発掘調査平面・断面図	107	図 5-13 桜の馬場地区的現状（本質的価値及び本質的価値に準ずる価値を構成する要素）	166
図 3-54 天守台石垣修理に伴う発掘調査平面・断面図	108	図 5-14 桜の馬場地区的現状（その他の価値を構成する要素）	167
図 3-55 史跡指定地内での調査位置図	109	図 5-15 西の丸地区的現状（本質的価値及び本質的価値に準ずる価値を構成する要素）	169
図 3-56 石垣基礎調査に基づく危険度等区分破損	111	図 5-16 西の丸地区的現状（その他の価値を構成する要素）	170
図 3-57 石垣のき損状況及び修理過程①	111	図 5-17 北の丸地区的現状（本質的価値及び本質的価値に準ずる価値を構成する要素）	172
図 3-58 石垣修理工事位置図	112	図 5-18 北の丸地区的現状（その他の価値を構成する要素）	172
図 3-59 石垣のき損状況及び修理過程②	114	図 5-19 東の丸地区的現状（本質的価値及び本質的価値に準ずる価値を構成する要素）	174
図 3-60 桜御門の復元根拠と検討の一例	115	図 5-20 東の丸地区的現状（その他の価値を構成する要素）	175
図 3-61 月見櫓・水手御門・渡櫓	116	図 5-21 大手前地区的現状（本質的価値及び本質的価値に準ずる価値を構成する要素）	177
図 3-62 太鼓櫓台上に移築された長櫓	116	図 5-22 大手前地区的現状（その他の価値を構成する要素）	177
図 3-63 鞍橋修理中の状況	116	図 5-23 堀隈地区的現状（本質的価値及び本質的価値に準ずる価値を構成する要素）	180
図 3-64 解体前の玉藻廟	116	図 5-24 堀隈地区的現状（その他の価値を構成する要素）	181
図 3-65 建造物の修理	117	図 6-1 保存・活用・整備の相関図と調査研究の重要性	183
図 3-66 近代の改修	117	図 7-1 調査研究の事例	187
図 3-67 VR 高松城 チラシ	119	図 8-1 史跡の追加指定を目指す範囲	190
図 3-68 高松城天守復元資料収集懸賞事業 チラシ	119	図 10-1 内曲輪地区的整備事業位置図	201
図 3-69 高松城天守復元の取組パンフレット	119	図 11-1 運営・体制イメージ	209
図 3-70 史跡指定地内の植生	122		
図 3-71 史跡指定地内のマツ位置図	123		
図 3-72 史跡指定地内の石垣上樹木位置図	124		
図 3-73 史跡指定地内の既設管位置図	125		
図 4-1 披雲閣（蘇鉄の間）古写真	131		
図 4-2 計画範囲内の地区区分図	134		
図 4-3 内曲輪地区内の小地区区分図	134		
図 4-4 本質的価値等の構成要素の概念整理図	135		



挿表目次

表 1-1 本計画策定関係者名簿①	6	表 3-14 指定地内の石垣面数	110
表 1-2 本計画策定関係者名簿②	7	表 4-1 計画範囲内の地区区分	132
表 1-3 史跡高松城跡保存整備基本計画進捗状況	11	表 4-2 内曲輪地区内の小地区区分	133
表 1-4 関連計画との関係一覧表①	13	表 4-3 史跡指定地内における本質的価値等の構成要素の具体例と保存活用整備の方向性	136
表 1-5 関連計画との関係一覧表②	14	表 4-4 史跡指定地外における本質的価値等の構成要素の具体例と保存活用整備の方向性	137
表 1-6 関連計画との関係一覧表③	15	表 5-1 調査研究の現状と課題	138
表 2-1 発掘調査報告書一覧表①	24	表 5-2 保存の現状と課題①	139
表 2-2 発掘調査報告書一覧表②	25	表 5-3 保存の現状と課題②	140
表 2-3 高松市の文化財件数一覧表	26	表 5-4 保存の現状と課題③	141
表 2-4 国指定・登録文化財一覧表	27	表 5-5 保存の現状と課題④	142
表 2-5 県指定・登録文化財一覧表	28	表 5-6 活用の現状と課題①	143
表 2-6 市指定・登録文化財一覧表	29	表 5-7 活用の現状と課題②	144
表 2-7 指定・登録文化財位置図対応表①	31	表 5-8 活用の現状と課題③	145
表 2-8 指定・登録文化財位置図対応表②	32	表 5-9 整備の現状と課題①	148
表 2-9 高松市の気象	36	表 5-10 整備の現状と課題②	149
表 2-10 高松市の人口等の推移	39	表 5-11 整備の現状と課題③	150
表 2-11 高松市内の公園	41	表 5-12 本丸地区的諸要素一覧表	154
表 2-12 観光ボランティアガイド実績	42	表 5-13 二の丸地区的諸要素一覧表	156
表 2-13 主要観光地の観光客数	42	表 5-14 三の丸地区的諸要素一覧表	160
表 2-14 計画範囲及び周辺の法規制	45	表 5-15 桜の馬場地区的諸要素一覧表	164
表 3-1 高松城跡関係年表①(石垣及び建造物の改修等を中心).....	62	表 5-16 西の丸地区的諸要素一覧表	168
表 3-2 高松城跡関係年表②(石垣及び建造物の改修等を中心).....	63	表 5-17 北の丸地区的諸要素一覧表	171
表 3-3 高松城跡関係年表③(石垣及び建造物の改修等を中心).....	64	表 5-18 東の丸地区的諸要素一覧表	173
表 3-4 現存しない主要な城郭建造物	78	表 5-19 大手前地区的諸要素一覧表	176
表 3-5 現存する近世の建造物概要	79	表 5-20 堀地区的諸要素一覧表	178
表 3-6 現存する近代の建造物一覧(玉藻廟は解体撤去済)	79	表 8-1 現状変更の取扱基準	195
表 3-7 近世城下町における「海城」リスト	84	表 8-2 現状変更許可申請の必要な有無及び許可権者一覧	196
表 3-8 高松城関係史料(絵図)①	90	表 10-1 本質的価値とそれを構成する要素に関する整備方法①	205
表 3-9 高松城関係史料(絵図)②	91	表 10-2 本質的価値とそれを構成する要素に関する整備方法②	206
表 3-10 高松城関係史料(絵画・指図)	92	表 10-3 本質的価値とそれを構成する要素に関する整備方法③	207
表 3-11 高松城関係史料(古写真)	92	表 12-1 実施すべき施策	211
表 3-12 指定地の地番一覧表	102	表 12-2 施策のスケジュール	213
表 3-13 史跡指定地内での調査履歴	109	表 13-1 経過観察点検チェックシート	215・216

現在の高松城跡





第1章 沿革と目的

第1節 計画策定の沿革・目的

1. 計画策定の沿革

高松城は、讃岐一国の領主となった生駒親正によって天正16年（1588）に築城が開始された近世城郭である。生駒家の領地没収後は、寛永19年（1642）に徳川御三家の一つ、水戸の徳川頼房の長子、松平頼重が東讃岐12万石の領主となり、その後代々高松城を居城とした。近代に入ると高松城は外曲輪（図1-3）を中心に市街化が進む。城郭の所有者も一時兵部省（のち陸軍省）から明治23年からは高松松平家に払い下げられ、終戦直後には進駐軍の接收を経て、松平公益会が所有するところとなっていたが、高松市は昭和29年（1954）に高松城跡を取得し、国史跡に指定されるとともに玉藻公園として一般に開放した。

その後、現存する城郭建造物（重要文化財）の解体修理や石垣の修理など史跡の保存管理を進めつつ、平成8年（1996）に『史跡高松城跡保存整備基本計画』（以下『基本計画』とする。）を策定した。さらに、平成23年の改訂後、事業の進捗や周辺状況の変化によりさらなる見直しの必要性が生じていたこと、平成31年の文化財保護法改正により、「保存活用計画」が法文化されたことを受け、『基本計画』を発展的に継承しながらこれを全面改訂し、史跡としての本質的価値を明確化し、その価値を確実に保存し、広くわかりやすく伝え活用するための計画として、『史跡高松城跡保存活用計画』（本書、以下『本計画』とする。）を策定するものである。

2. 計画策定の目的

高松城はかつて讃岐の政治的・軍事的な中心拠点として重要な位置を占めたが、明治時代以降の都市整備に伴い市街化が進み、堀の埋め立てや海側の埋め立てにより海に面していた城が水際から隔てられる等、景観や土地利用においても大きく変貌している。現在、本丸から二の丸、三の丸、北の丸、桜の馬場の一部といった城郭の中枢部を中心に国史跡に指定されるとともに、都市公園「玉藻公園」として、市街地の中で歴史を体感できる貴重な公園空間となっている。

一方で、史跡高松城跡周辺は鉄道や海運をはじめとした公共交通の結節点であるとともに、官公庁やオフィスビルの集中する、高松市の中心となっている。史跡高松城跡の今後の保存・活用を推進し、本市が掲げる「産業の活力と文化の魅力あふれる創造性豊かなまち」、「自然や歴史を活かしたうるおいのある空間づくり」といったまちづくりの目標を達成することも喫緊の課題である。

このため、本計画においては史跡高松城跡がもつ本質的な価値と本質的価値に準ずる価値、及びその他の価値を明確化し、それぞれの構成要素を適切に保存・活用していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱基準等を定める。また史跡を適切に保存・活用・整備し、次世代へ史跡の価値を確実に継承するための指針について検討し、将来あるべき姿について指針を示す。

第2節 計画の対象範囲

史跡高松城跡は、石垣や堀、櫓などの城郭に関する遺構が良好に残る城の主要部分が昭和30年（1955）に国史跡の指定を受けた。その後も指定地の隣接地において順次調査を行い、史跡の追加指定に努めており、3次に渡る追加指定の結果、現在の指定面積は92,584.72 m²である（詳細は第3章第2節）。一方、江戸時代を通じて拡張を続けた城下町は、江戸時代後期には概ね西は摺鉢谷川、南は石清尾八幡宮参道から、東は袖場川までの約400万m²（図1-1）、外堀より内側（図1-2）に限っても約60万m²という広大な範囲に形成されていた。

城郭と城下町は、一体的に存在しており、史跡高松城跡の歴史的価値を検討するうえで相互不可分の関係にある。城郭と城下町は、現在の高松市街地の発展の礎となっており、現代の市街地内で高松城跡のもつ歴史的価値を十分に活用するためにも、城郭のみならず城下町を含んだ範囲で計画を検討する必要がある。このため、本計画では、現在国史跡に指定されている城郭中心部だけでなく、かつて城下町が形成された範囲も含めて計画範囲とする。また、一部波止などの港湾施設の存在が推定される城郭に隣接した海域の一部も含むこととする。なお、高松城下町は順次拡張したことが知られるが、本計画で城下町とした範囲は、幕末の『安政四末年高松之図』（公益財団法人鎌田共済会郷土博物館所蔵、図3-19）を参考に、図1-1に示した範囲とする。また、海岸線についても舟入の整備などの変化が想定されるが、本図に示した海岸線も上記図を基準に作図している。加えて、特に活用についてはこの範囲を越えたより広域的な視点も必要であるため、計画範囲を越えた物件等を対象に含む場合がある。

第3節 用語の整理

本計画で使用する用語のうち、類似する用語の混乱を避けるため、以下に本計画における用語の定義を整理する。語彙の定義について、例えば範囲についての用語については、歴史的にも変遷があり、一義的に定めることができるものではないが、記述を簡便にするために統一するものである（図1-3）。

範囲に関する用語

高松城跡：特に断りがない限り、城郭と城下町を含み、本計画の計画範囲に相当する範囲。

史跡高松城跡：史跡指定された範囲に限定する。

城郭：大手門である旭門の内側で、中堀と内堀で囲われ、連結された曲輪群を指す。本丸・二の丸・三の丸・北の丸・東の丸・桜の馬場・西の丸で構成される。なお、延宝5年（1677）の改修により旭門が大手門となる前は、桜の馬場南面の旧大手に大手門が存在した。

内曲輪：城郭と同じ範囲を示す。当初内曲輪内にも祿高い高い家臣の屋敷地が配置されていたが、元禄13年（1700）の旧披雲閣建造に伴い内曲輪内の屋敷が外曲輪に移されており、城郭と城下町の区分がより明確化している。

外曲輪：外堀で囲われた範囲を示す。武家屋敷地を中心とするが、北東側の一部に町人地を含む。なお、外堀よりも外側で寺町の南側には、堀の痕跡とみられる水路が連続して認められており、城下全体を囲む堀＝惣構えが存在したことが推定されている。



図1-1 史跡高松城跡保存活用計画の計画範囲

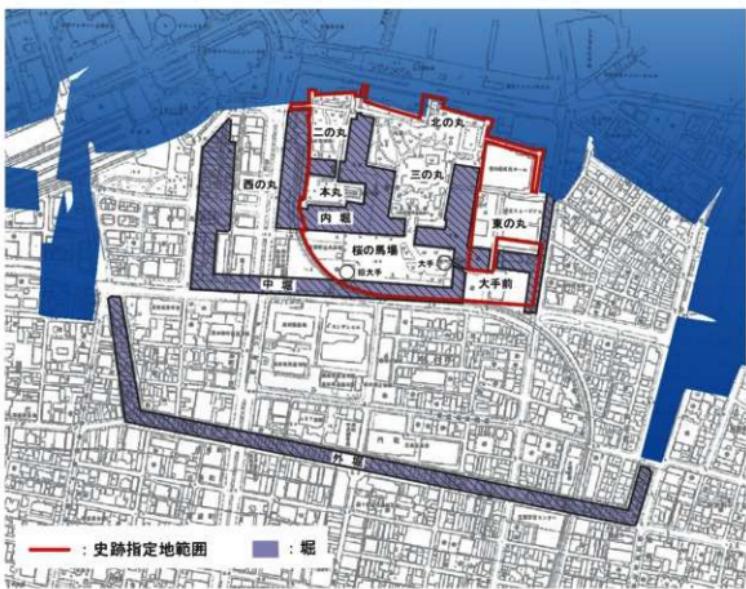


図1-2 外堀より内側の範囲と史跡指定地

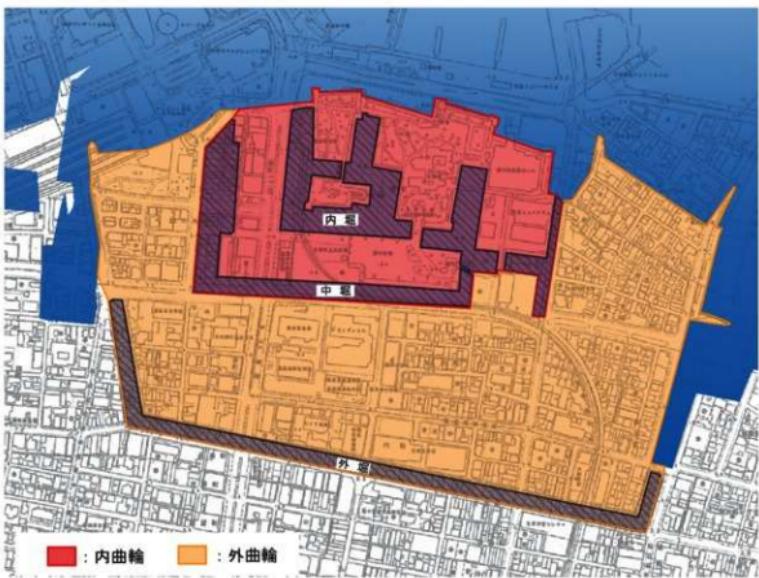
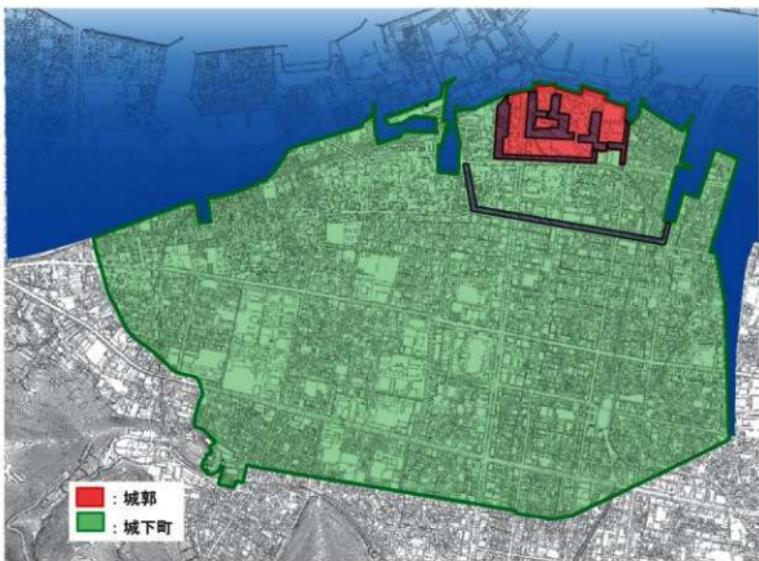


図1-3 範囲に関する用語の整理図



城下町:城郭の外側で、本計画の計画範囲の外縁（図1－1）までを示す。ただし海城は含まない。

時期に関する用語

高松城:近世の城郭を指す。

高松城跡:近代以降の城郭跡地を指す。

御殿の名称

旧披雲閣:三の丸に元禄13年（1700）に建築された御殿。現存しない。

披雲閣:三の丸の旧披雲閣跡地に大正6年（1917）に整備された御殿。現在、国指定重要文化財。

第4節 史跡高松城跡整備会議の設置と経緯

1. 保存活用計画の検討

本計画については、「史跡高松城跡整備会議整備部会」で検討する事項とし、委員6名（表1－1）のもとで令和2年度の第1回の会議から5回の会議を行った。なお、「史跡高松城跡整備会議石垣整備部会」・「史跡高松城跡整備会議建造物整備部会」・「玉藻公園管理委員会」の各委員とも協議と意見交換を行い、本計画に反映した上で整備部会に報告している。

2. 設置要綱

史跡高松城跡整備会議の設置要綱は図1－4・5のとおり

3. 会議の経過と協議事項

第1回会議 令和2年12月15日（新型コロナウイルス感染症の影響で開催中止、書面での意見聴取）

- ・計画範囲について
- ・本質的価値について
- ・保存の現状と課題について

第2回会議 令和3年3月30日（リモートで実施）

- ・現状変更の取扱方針及び取扱基準
- ・活用の現状と課題
- ・活用の方向性と方法
- ・歴史的建造物の復元
- ・運営体制の現状と課題
- ・運営及び体制整備の方向性と方法

第3回会議 令和3年5月17日（リモートで実施）

- ・高松城跡の概要
- ・史跡高松城跡の本質的価値
- ・現状と課題
- ・保存活用の大綱と基本方針

第4回会議 令和3年7月21日（リモートで実施）

- ・史跡高松城跡の本質的価値

- ・史跡高松城跡の保存活用大綱・基本方針
- ・調査研究の方向性と方法
- ・保存管理の方向性と方法
- ・活用の方向性と方法
- ・整備の方向性と方法
- ・運営・体制の整備の方向性と方法

表1－1 本計画策定関係者名簿①

史跡高松城跡整備会議整備部会委員名簿

氏名	所属	備考
会長 尼崎 博正	京都芸術大学環境デザイン学科教授	会長
委員 谷 直樹	大阪市立大学名誉教授	史跡高松城跡整備会議 建造物整備部会部会長
委員 胡 光	愛媛大学法文学部人文学科教授	史跡高松城跡整備会議 石垣整備部会部会長
委員 西村 幸夫	國學院大學新学部設置準備室長・教授	
委員 吉田 ゆり子	東京外国语大学大学院総合国際学研究院教授	
委員 乗岡 実	丸亀市教育委員会	

史跡高松城跡整備会議石垣整備部会委員名簿

氏名	所属	備考
部会長 胡 光	愛媛大学法文学部人文学科教授	整備部会委員
委員 北野 博司	東北芸術工科大学歴史遺産学科教授	
委員 山中 稔	香川大学創造工学部教授	

史跡高松城跡整備会議建造物整備部会委員名簿

氏名	所属	備考
部会長 谷 直樹	大阪市立大学名誉教授	整備部会委員
委員 増井 正哉	大阪ぐらしの今昔館館長	
委員 三浦 要一	高知県立大学文化学部教授	
委員 山田 由香里	長崎総合科学大学工学部教授	
委員 宮本 慎宏	香川大学創造工学部准教授	

玉藻公園管理委員会委員名簿

氏名	所属	備考
委員 岡 静子	公益社団法人香川県教育会 事務局長	
委員 西山 聰	香川県樹木医会	
委員 中村 多見	高松短期大学保育学科教授	
委員 深田 江	高松市文化財保護協会理事	
委員 増田 拓朗	香川大学名誉教授	
委員 佐伯 勉	公益財団法人松平公益会理事長	
委員 小河 美江	公益財団法人松平公益会理事	
委員 古野 徳久	香川県立ミュージアム副館長	
委員 西森 夏樹	公募	
委員 小西 政明	公募	



・施策の実施計画の策定・実施

第5回会議 令和3年9月 29日（リモートで実施）

- ・史跡高松城跡石垣整備部会、建造物整備部会、玉藻公園管理委員会委員の意見
- ・活用の方向性と方法
- ・歴史的建造物の再現について

4. パブリックコメントの実施

令和3年12月23日から令和4年1月24日の約1ヶ月間、計画案のパブリックコメントを実施した。実施に当たっては、計画案を市公式ホームページに掲載するとともに、市役所文化財課、市埋蔵文化財センター、高松市市役所情報公開コーナー、市民相談コーナー、市内各地区の総合センター・支所・出張所において、計画案の閲覧・配布を行った。海域としての特長を活かした活用を積極的に推進することを求める意見が1件寄せられた。

表1-2 本計画策定関係者名簿②

オブザーバー

氏名	所属	備考
山下 信一郎	文化庁文化財第二課 主任文化財調査官	
浅野 啓介	文化庁文化財第二課 文化財調査官	
渡邊 誠	香川県教育委員会生涯学習・文化財課文化財専門員	

事務局

(令和3年4月1日現在)

氏名	所属	備考
長井 一喜	高松市創造都市推進局長	
多田 安寛	高松市創造都市推進局参事	令和2年度
石川 恵市	高松市創造都市推進局次長	令和3年度
吉田 篤史	高松市創造都市推進局文化観光スポーツ部部長	令和2年度
次田 吉治	高松市創造都市推進局文化財課長	令和2年度
高松市創造都市推進局文化観光スポーツ部部長		令和3年度
川畑 聰	高松市創造都市推進局文化財課長	令和3年度
山本 英之	高松市創造都市推進局文化財課長補佐	
大嶋 和則	高松市創造都市推進局文化財課長補佐	令和2年度
小川 賢	高松市創造都市推進局文化財課係長	令和2年度
高松市創造都市推進局文化財課課長補佐		令和3年度
鈴築 紀子	高松市創造都市推進局文化財課長補佐	令和3年度
山元 敏裕	高松市創造都市推進局文化財課文化財調査係長	
高上 拓	高松市創造都市推進局文化財課主査	
今田 陽子	高松市創造都市推進局文化財課主任主事	
尾越 智代美	高松市創造都市推進局文化財課主任技師	
香川 将慶	高松市創造都市推進局文化財課主事	
佐藤 容	高松市創造都市推進局文化財課主事	

史跡高松城跡整備会議設置要綱

史跡高松城跡整備会議設置要綱（平成25年4月1日施行）の全部を改正する。

（設置）

第1条 史跡高松城跡の保存及び整備に關し、広く専門家の意見を聽くため、高松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に史跡高松城跡整備会議（以下「整備会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 整備会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 史跡高松城跡の保存及び整備に係る計画の策定に關すること。
- (2) 史跡高松城跡の管理及び活用の指針に關すること。
- (3) 石垣の安全性の確保に關すること。
- (4) 伝統工法の技法を活かした石積み工法に關すること。
- (5) 建造物の復元に必要な資料収集に關すること。
- (6) 建造物の安全性の確保に關すること。
- (7) 復元の形態、伝統工法としての技法を活かした工法に關すること。
- (8) その他前条の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 整備会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、史跡等の整備に關する専門的知識を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第5条 整備会議に会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を總理し、整備会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 整備会議の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 整備会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

（専門部会）

第7条 整備会議の所掌事務について調査研究させるため、専門部会を置く。

図1-4 史跡高松城跡整備会議設置要綱①



- 2 専門部会は、部会委員をもって組織し、部会委員は整備会議の委員のうちから、整備会議の会長が指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、当該専門部会の部会委員の互選により定める。
- 4 部会長は、当該専門部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 専門部会の意見は、これをもって整備会議の意見とする。ただし、会長又は部会長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- 7 前条の規定は、専門部会の会議について準用する。

(庶務)

第8条 整備会議及び専門部会の庶務は、創造都市推進局文化・観光・スポーツ部文化財課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、整備会議の運営に関し必要な事項は、会長が整備会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年1月9日から施行する。

(史跡高松城跡石垣整備会議設置要綱及び史跡高松城跡建造物整備会議設置要綱の廃止)

- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 史跡高松城跡石垣整備会議設置要綱（平成16年11月1日）
- (2) 史跡高松城跡建造物整備会議設置要綱（平成16年12月14日）

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、現に改正前の史跡高松城跡整備会議設置要綱第3条第2項の規定により委嘱された史跡高松城跡整備会議の委員である者、廃止前の史跡高松城跡石垣整備会議設置要綱第3条第2項の規定により委嘱された史跡高松城跡石垣整備会議の委員である者及び廃止前の史跡高松城跡建造物整備会議設置要綱第3条第2項の規定により委嘱された史跡高松城跡建造物整備会議の委員である者は、この要綱の施行の日に、改正後の史跡高松城跡整備会議設置要綱第3条第2項の規定により、史跡高松城跡整備会議の委員として委嘱されたものとみなす。

4 前項の規定により史跡高松城跡整備会議の委員に委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正前の史跡高松城跡整備会議設置要綱第4条第1項本文、廃止前の史跡高松城跡石垣整備会議設置要綱第4条第1項本文及び廃止前の史跡高松城跡建造物設置会議設置要綱第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成32年1月8日までとする。

図1－5 史跡高松城跡整備会議設置要綱②

第5節 他の計画との関係

1. 先行する取組みとの関係

(1) 史跡高松城跡保存整備基本計画

史跡高松城跡については、『保存活用計画』の先駆けとなる『基本計画』が策定されており、この計画に基づき、保存整備を進めてきた。平成6・7年度（1994・95）において開催した史跡高松城跡保存整備基本計画策定委員会の協議・検討をもとに平成8年3月に策定されたものである。

当該計画は、1段階を約20年とする第1～3段階までの3段階、約60年の長期計画で、現時点では実現が困難な計画も掲載されているが、将来的には土地所有者や関係機関との調整を図りながら、史跡としてあるべき将来像を整理したものである。

その後、調査研究による資料の増加、高松琴平電気鉄道連立立体交差事業の中止や高松市立城内中学校の閉校など周辺環境の変化に伴い、計画の見直しの必要が生じたことから、平成21・22年度において開催された史跡高松城跡整備検討委員会（現：史跡高松城跡整備会議）での協議・検討をもとに、パブリックコメント等を実施した上で、平成23年3月に一部改訂した。

(2) 『基本計画』の進捗状況（表1-3）

平成8年3月に策定した後に、既に当初計画の1期20年を経過しているが、令和3年度現在、まだ第1期の計画を進行している。平成23年に一部見直しを行い、整備項目を増やしたことでも要因ではあるが、北の丸地区の鹿櫓・多聞櫓及び堀地区の土橋の復元など、現状では資料不足や利用状況から実施が困難なものが多く見られる。進捗は表1-3のとおりで、第1段階で主に取り組んだ、及び取り組み中の事業を列記すると以下のとおりである。なお、地区区分は本計画の区分とは名称が異なっているが、元資料の名称で整理している。

- ・発掘及び史資料調査による調査研究
- ・調査研究に基づく史跡の追加指定と公有化
- ・じかんぐわく かもんやぐわく 披雲閣の国重要文化財指定、ひうんくわく ひくもんやくわく 披雲閣庭園の国名勝指定
- ・史跡の価値と関係しないと判断した施設（神社施設・老朽施設）の撤去
- ・危険な石垣の把握と解体修理
- ・披雲閣の耐震補強
- ・桜御門の復元

(3) 『基本計画』と史跡高松城跡保存活用計画の関係性

これまで、『基本計画』に基づき整備事業を進めてきたが、当該計画の第1段階がほぼ終了するとともに、周辺環境の変化も大きいことから、その計画を見直す必要がある。また、文化財として保存と活用の両輪が大切であるものの、同計画は保存及びそのための整備に関することが主な項目であり、活用という観点が極めて少ない計画であった。このような状況の中、平成31年4月改正の文化財保護法に保存活用計画が位置付けられたことから、今回、これまでの計画の方向性を発展的に継承しつつ全面改訂し、史跡高松城跡保存活用計画として策定するものである。

2. 他の指定文化財との関係

(1) 名勝・重要文化財建造物の保存活用計画との関係



表1-3 史跡高松城跡保存整備基本計画進捗状況

地 区	保存整備項目	第1段階 (実行計画)			第2段階 (実行計画)		第3段階 (実行計画)		第1段階実施事項		第1段階未実施事項		
		計画	実施	完了	計画	実施	完了	計画	実施	完了	計画	実施	
各 地 区	免振調査、史料調査等各種調査及び設計	計画	実施	完了	計画	実施	完了	計画	実施	完了	施設に伴う早期調査、史料調査、石垣基礎調査など		
	石垣の修理、復元等	計画	実施	完了	計画	実施	完了	計画	実施	完了	天守台・堀久崎台・内堀北・鉄門・櫓門・基壇北など		
	史跡の追加指定、用地の公有化	計画	実施	完了	計画	実施	完了	計画	実施	完了	引手・堀内・中空堀跡地追加指定、公有化等	各地団に記載のとおり	
	遺物、石垣の保存・公開・活用	計画	実施	完了	計画	実施	完了	計画	実施	完了	保存整備・修繕による保存事業とその公開		
	公有化部分の仮整備	計画	実施	完了	計画	実施	完了	計画	実施	完了	公開化・外側の都心公園としての假想構造		
	老朽施設の改修及び外来植物等の移植	計画	実施	完了	計画	実施	完了	計画	実施	完了	老朽化の改修、脊椎の撤去	外来植物等の移植	
	神社関連施設の移転	計画	実施	完了	計画	実施	完了	計画	実施	完了	玉瀬殿及び手水舎、鳥居、第三大、御旗の拆転		
	天守の復元	計画	実施	完了	計画	実施	完了	計画	実施	完了			
	地久橋、短橋等の明示、復元等	計画	実施	完了	計画	実施	完了	計画	実施	完了	地久橋台の解説板の設置		
	建物跡の調査、明示	計画	実施	完了	計画	実施	完了	計画	実施	完了			
本 丸 地 区	石垣改変部分の復元	計画	実施	完了	計画	実施	完了	計画	実施	完了	中空台石垣復元		
	東塔等の復元	計画	実施	完了	計画	実施	完了	計画	実施	完了			
	銅格、文格の明示、復元等	計画	実施	完了	計画	実施	完了	計画	実施	完了			
	武格、黒格の明示、復元等	計画	実施	完了	計画	実施	完了	計画	実施	完了			
	建物跡等の調査、明示等	計画	実施	完了	計画	実施	完了	計画	実施	完了	札着手	建物跡の調査、明示	
	便所の改修	計画	実施	完了	計画	実施	完了	計画	実施	完了	便所の改修		
	焼却場の撤去	計画	実施	完了	計画	実施	完了	計画	実施	完了	焼却場の撤去		
	庭園の撤去	計画	実施	完了	計画	実施	完了	計画	実施	完了			
	桜御門の復元・活用	計画	実施	完了	計画	実施	完了	計画	実施	完了	桜御門の復元		
	波雲閣等建造物及び付属庭園の重文指定と修復	計画	実施	完了	計画	実施	完了	計画	実施	完了	波雲閣の文書指定及び耐震補強、波雲閣庭園の耐震補強を順次実施		
二 の 丸 地 区	後櫓跡、多聞櫓等の明示、復元	計画	実施	完了	計画	実施	完了	計画	実施	完了			
	不要施設の撤去、外來植物の移植	計画	実施	完了	計画	実施	完了	計画	実施	完了	お野化したベンチ等一部撤去	有刺鉄線等撤去、外來植物の移植	
	近代の石垣の撤去及び多聞櫓の復元	計画	実施	完了	計画	実施	完了	計画	実施	完了			
	北 の 丸 地 区	月見櫓、渡櫓、手水御門の保存・公開・活用	計画	実施	完了	計画	実施	完了	計画	実施	完了	月見櫓・渡櫓の修繕	必要に応じ実施
	動線の明確化	計画	実施	完了	計画	実施	完了	計画	実施	完了	花の丸への通路案内版設置、作業ヤードへの出入防護		
	渡櫓、多聞櫓の復元	計画	実施	完了	計画	実施	完了	計画	実施	完了	木看手	渡櫓・多門櫓の復元	
	不要施設の撤去	計画	実施	完了	計画	実施	完了	計画	実施	完了	石碑、老朽化したベンチの撤去		
	料金所及び便所の改修	計画	実施	完了	計画	実施	完了	計画	実施	料金所、便所の改修			
	古太鼓門、櫻門等の道場の明示等	計画	実施	完了	計画	実施	完了	計画	実施	完了			
	長櫓の移築と太鼓櫓の復元、明示等	計画	実施	完了	計画	実施	完了	計画	実施	完了			
桜の馬場地区	追加指定地の保存整備	計画	実施	完了	計画	実施	完了	計画	実施	完了	組手の追加指定		
	公有化による緑地、広場等の整備	計画	実施	完了	計画	実施	完了	計画	実施	完了			
	焼却場の撤去	計画	実施	完了	計画	実施	完了	計画	実施	完了	焼却場の撤去		
	理門の修理と門扉の復元	計画	実施	完了	計画	実施	完了	計画	実施	完了			
	室内改修等による入口としての整備	計画	実施	完了	計画	実施	完了	計画	実施	完了	解説板の改修、撤設		
	追加指定地の保存整備	計画	実施	完了	計画	実施	完了	計画	実施	完了	云霞櫻園による下馬場等の改修		
	追加指定地の保存整備	計画	実施	完了	計画	実施	完了	計画	実施	完了	城内中学校跡地の追加指定		
	長櫓の移築、多聞櫓の復元等	計画	実施	完了	計画	実施	完了	計画	実施	完了	山吹櫻園による昇龍台等の改修		
	大手前周辺中堀の復元	計画	実施	完了	計画	実施	完了	計画	実施	完了	城内中学校跡地の追加指定	云霞櫻園による中学校跡地の改修	
	史跡指定地内の中堀の復元等	計画	実施	完了	計画	実施	完了	計画	実施	完了			
堀 地 区	追加指定地の内堀、中堀の復元等	計画	実施	完了	計画	実施	完了	計画	実施	完了			
	輪郭の修理	計画	実施	完了	計画	実施	完了	計画	実施	完了	輪郭の修理		
	堀の浚渫等水質浄化の推進	計画	実施	完了	計画	実施	完了	計画	実施	完了	札着手	水質浄化の推進	
	東の丸と大手前地区を結ぶ土橋の復元等	計画	実施	完了	計画	実施	完了	計画	実施	完了	札着手	土橋の明示	
	西堀のイメージを高める公園整備	計画	実施	完了	計画	実施	完了	計画	実施	完了	西堀復元及び公園整備		
	往時の水際線の復元	計画	実施	完了	計画	実施	完了	計画	実施	完了	公園・民間開発に伴う発掘調査、史料調査等(連絡中)		
	免振調査等各種調査	計画	実施	完了	計画	実施	完了	計画	実施	完了	公園・民間開発に伴う発掘調査、史料調査等(連絡中)		
	外堀等の解説板やポケットパークなどの整備	計画	実施	完了	計画	実施	完了	計画	実施	完了	外堀・中堀と西新門・東の丸な解説板の設置		
		計画	実施	完了							一帯看板設置		
		計画	実施	完了									
外 堀 (外郭) 地 区													

史跡高松城跡に所在する①国指定名勝「披雲閣庭園」、②国指定重要文化財「披雲閣（旧松平家高松別邸）」、③国指定重要文化財「高松城4棟 北之丸見櫓 北之丸水手御門 北之丸渡櫓 旧東之丸艮櫓」の保存活用計画は未策定であるが、重複する文化財のうち、最も範囲の広い史跡の保存活用計画を先行し、その後、名勝及び重要文化財の保存活用計画を順次策定する予定である。なお、今後策定する予定の名勝及び重要文化財の保存活用計画の内容については、史跡高松城跡の保存活用計画の趣旨と背馳しないことを前提とする。

3. 上位計画及び各種計画との関係

本計画と上位計画との関係は図1－6・7に整理したとおりである。各計画の詳細は以下のとおり。

（1）第6次高松市総合計画

平成27年度に策定した『第6次高松市総合計画』は、「活力にあふれ 創造性豊かな瀬戸の都・高松」を目指す都市像とし、本市における総合的かつ計画的なまちづくりや市政運営の根幹をなす計画である。計画は、まちづくりの目標を示すとともに施策の基本方向を明らかにする「基本構想」と、毎年度の予算編成及び事業実施の指針とする「まちづくり戦略計画」で構成され、平成28年度から令和5年度までの8年間を対象とする。「基本構想」では、まちづくりの目標3として「産業の活力と文化の魅力あふれる創造性豊かなまち」を掲げ、政策2「文化芸術の振興と発信」の施策として「文化財の保存・活用」を挙げている。

（2）第2期高松市まちづくり戦略計画

『高松市まちづくり戦略計画』は、総合計画の基本構想に掲げる高松市の目指すべき都市像「活力にあふれ 創造性豊かな瀬戸の都・高松」を実現するべく、6つのまちづくりの目標達成に向けて取り組む主要な施策や事業などについて、実施年度・事業量などを具体化した短期的な実施計画であり、毎年度の予算編成及び事業実施の指針となるものである。

また、基本構想に基づく政策・施策を計画的・効果的に実施するとともに、時代の潮流や市民ニーズに対応した実効性のある計画とするため、計画期間は基本構想の期間（8年間）を4期に分け、2年ごとに見直しを行うローリング方式により、第1期から第3期までは3年間、第4期は、2年間の計画である。第1期は平成28～30年度、第2期は平成30～令和2年度、第3期は令和2～4年度、第4期は令和4～5年度に相当する。まちづくり目標3の重点取組事業⑩では高松城跡整備事業を挙げている。

（3）たかまつ創生総合戦略

『たかまつ創生総合戦略』は総合計画における分野別施策の方針を踏まえながら、人口減少対策を中心とした、地方創生に資する具体的な施策や取組みを示したもので、現在第2期計画（令和2年度～6年度）が施行されている。

基本目標1「創造性豊かで人間中心のまちを創る」において、文化芸術の振興と発信が基本的方向の一つに位置付けられ、具体的な施策として「文化財の保存・活用」が挙げられる。史跡高松城跡をはじめとして、文化財の説明板の整備や学習会の開催等を具体的な施策として挙げている。

（4）第2次高松市創造都市推進ビジョン

平成30年度に改訂した『第2次高松市創造都市推進ビジョン』は、本市の創造都市を推進するための総合的かつ基本的な指針であり、平成25年10月に策定した、『高松市創造都市推進ビジョン（総論・各論）』を改訂したものである。前回、定めた施策展開や基本的な方向性は継続しつつ、本市の取組みの特色の一つである「こども」により着目するとともに、本市のブランド力をより高めるため、世

表1-4 関連計画との関係一覧表①

計画	記載項目 記載内容	根拠法令
(1) 第6次高松市総合計画		
【基本構想】まちづくりの目標3 産業の活力と文化の魅力あふれる創造性豊かなまち 政策2 文化芸術の振興と発信 施策② 文化財の保存・活用	高松城跡(玉藻公園)の管理運営について、文化財として、また都市公園として、適切に管理運営を行うとともに、市民のシンボルとしてふさわしい機能充実に取り組みます。	・文化財保護法 ・高松市文化財保護条例
【基本構想】まちづくりの目標3 産業の活力と文化の魅力あふれる創造性豊かなまち 政策4 訪れたくなる観光・MICE(マイス)の振興 施策② 観光客誘致の推進	瀬戸内海の島々や景観、史跡高松城跡、屋島を始めとする本市の観光情報を、効果的なコンテンツを用い、付加価値のある情報として国内及び海外に向か、積極的に発信することにより、情報の拡散と交流人口の拡大に取り組みます。	
【基本構想】まちづくりの目標4 安全で安心して暮らし続けられるまち 政策3 豊かな暮らしを支える生活環境の向上 施策④ みどりの保全・創造	安全で安心な利用やすい緑を保全するため、公園や緑地、街路樹等の除草・清掃・剪定など、緑の適切な維持管理を行ふとともに、高松市都市公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の改築・更新等に取り組みます。	・都市公園法 ・高松市都市公園条例 ・高松市玉藻公園条例
【基本構想】まちづくりの目標5 瀬戸内海圏の中核都市としてふさわしいまち 政策1 コンパクトで魅力ある都市空間の形成 施策① 多核連携型コンパクト・エコシティの推進	多核連携型コンパクト・エコシティの推進	
(2) 高松市まちづくり戦略計画		
まちづくりの目標3 重点取組事業 ⑩ 高松城跡整備事業		
日本の三大水城の一つであり、城下町高松の顔・シンボルとなる特徴的な城郭を後世まで守り伝えるため、史跡高松城跡保存整備基本計画に基づき、石垣や披雲閣など各施設の保存修理や桜御門の復元を行います。		
まちづくりの目標5 特別重点取組事業 ① 多核連携型コンパクト・エコシティ推進事業		
多核連携型コンパクト・エコシティの推進		
(3) 第2期たかまつ創生総合戦略		
【取り組む事業】④ 交流プロジェクト 取組方針項目 「高松Tゾーン」を活用した高松ならではのMICEや観光の創出。交流の場の創出 ② ユニークペニーユ等、高松らしさをいかせる場所の活用	高松城跡整備事業:高松城(玉藻公園)をいかした観光振興事業、屋島山上拠点施設整備事業、屋島活性化推進事業、屋島山上ライブイベントへ天空ミュージックへ、温泉をいかした塩江地域の観光振興事業、栗林公園、瀬戸内の島々、仏生山など	

表1－5 関連計画との関係一覧表②

計画	記載項目 記載内容	根拠法令
(4) 第2次高松市創造都市推進ビジョン		
【基本目標1】創造性豊かで人間中心のまちを創る 施策の基本的方向(2)文化芸術の振興と発信 ③ 文化財の保存・活用		
高松城跡整備事業:各文化財の説明板や道標等の新設・更新をはじめ、魅力ある文化財学習会の開催、文化財保持者等への補助など、本市の貴重な財産である文化財の保存・活用に取り組みます。		
(5) 第2期高松市文化芸術振興計画		
【4つの方針と10の基本的施策】 方針4 つたえる・たのしむ (1) 地域特有の文化の継承と創造 ① 文化財等の保存・活用と魅力の伝承		
指定文化財等の保存と活用を進めると同時に、埋もれた資源を丹念に発掘し、学術的な探求及び蓄積を行うよう努める。 仏生山の町並みや玉藻公園披雲閣に代表される歴史的な景観を守りながらも、夜間の誘客を視野に入れたライアップや、AR・VRを活用し、仮想現実の中で在りし日の史跡を楽しめるような、文化財等を活用した取組を進める。		
(6) 高松市MICE振興戦略		
【「高松市MICE振興戦略」重点施策】① 受入環境の整備 5 MICE商品開発 ③ ユニークペニューの開発		
本市の誘致力を強化し、開催効果を大きくするため、それぞれの関係者と連携してユニークペニューの満足度を高め、さらに充実させる必要があります。 (観光庁は、本市における利用可能なユニークペニューとして、栗林公園商工奨励館(庭園)、史跡高松城跡 玉藻公園(歴史的建造物・城郭・公園)、高松琴平電気鉄道株式会社(電車・工場)などをリスト化しています。)		
(7) 高松市都市計画マスターplan「多核連携型コンパクト・エコシティ」		
【都市づくりの基本目標】(5)自然や歴史を活かしたうののある空間づくり		
緑(田園、山林等)、水(海、河川、ため池等)、歴史文化(城跡、名所・旧跡、四国塗場等)などの地域資源にふれ、親しみ、学べる、豊かなコミュニティを構築し、地城住民と来訪者が交流する環境づくりを一層進め、暮らしの賑わい、コミュニティや地域への誇りと愛着あふれる空間づくりを進めます。		
【都市づくりの方針】4 都市環境・景観形成の方針 歴史・文化的資源の保全・活用		
栗林公園、玉藻公園等は、城下町として歴史と現代の活力が調和した都市景観の形成を図ります。		
【都市づくりの方針】4 都市環境・景観形成の方針 都市景観軸の形成(国道 30・11・193 号)		
国道 30・11・193 号は、高松市の骨格となる道路であり、市民のみならず来訪者も多くの利用する道路であることから、都市軸沿道は、景観計画における重点地区として、高松市の顔にふさわしい、潤いと品格を感じられる沿道景観づくりを進めます(紫雲山、栗林公園、中央公園、玉藻公園へ至る・(中略)・緑の回廊)。		



表1-6 関連計画との関係一覧表③

計画	記載項目 記載内容	根拠法令
(8) 美しいまちづくり基本計画		
<p>【基本方針】美しいまちづくりの基本方針1 「気品と活力を感じさせる、瀬戸内海に拓かれたまちをつくる】</p> <p>施策(4) 城下町としての歴史を今に伝える環境の保全</p> <p>「歴史的資源を生かした中心市街地」での取り組みとして、高松城跡に対する眺望の確保に努め、城下町としての歴史と現代の活力が調和した都市景観の形成を図ることとしている。</p>		
(9) 高松市景観計画		
<p>【区域区分】一般区域 — 市街地景観ゾーン</p> <p>市街地中心部で市街地景観が広がり、都市計画区域内の用途地域が指定されている区域である。域内の8つの景観形成方針のうちの「城下町としての歴史を今に伝える景観の保全」により、城下町としての地割や道筋、寺社や史跡などの歴史的な資源を生かしながら、これらへの眺望に配慮するとともに、城下町としての歴史と現代の活力が調和した都市景観の形成を図ることとされている。</p>		
(10) 高松市都市公園施設長寿命化計画		
<p>都市公園が担っている多様な機能を安全に持続させ、市民がより安全安心に利用できるよう、高松市が管理する都市公園257か所11,495施設を対象に予防保全型管理を導入して、公園機能の保全と長期のライフサイクルコストの縮減を図る(計画期間:令和元年度~10年度)。</p> <p>【玉藻公園(史跡高松城跡)】 公園内の49施設を対象に、予防保全型管理の考え方に基づいて優先度の高いものから撤去・更新を進める。(対象施設:バーベーグラ、四阿、照明灯、ライトアップ灯、長椅子、月見橋、多聞櫓、陳列館、便所、倉庫、切符売り場、門ほか)</p>		
(11) 第2期高松市教育振興基本計画(教育に関する「大綱」)		
<p>【基本目標】(1)学校教育の充実 施策の基本方向2. 豊かな心と体を育てる教育の推進 (8)ふるさと教育の推進</p> <p>ふるさと高松やそれぞれの地域の歴史、伝統・文化、自然などに触れ、学び親しむ機会を増やし、豊かに学習できるよう、サンクリスタル学習や総合的な学習の時間における体験学習等の充実を図る。</p>		
(12) 高松市MICE振興戦略		
<p>連携協約項目3 圏域全体の生活機能関連サービスの向上 ア 生活機能の強化にかかる政策分野 (エ)史跡・遺跡の調査研究及び発信(計画期間:平成28年度~令和5年度)</p> <p>【史跡高松城跡】 圏域内の史跡・遺跡の調査研究について、その成果を紹介し、情報発信を連携して行う。具体的には、史跡石清尾山古墳群、史跡高松城跡、史跡天然記念物屋島などを対象とする。</p>		
市長マニフェスト		
<p>【マニフェストのテーマ】「老若男女の笑顔が輝く元気な高松の創生」 まちづくりのテーマ4 「創造のまちをつくる~産業、観光、文化芸術、スポーツ」</p> <p>⑤ 史跡高松城跡について、接御門の復元整備に取り組むとともに、天守復元に向けて、要件の緩和を文化庁に働きかけ、必要な調査や資料収集等を行います。</p>		

界の中での高松の位置付けを強く意識し、ユネスコ創造都市ネットワークへの将来的な加盟申請の可能性も踏まえるなど、新たな施策・事業を加えるとともに、その効果を検証する成果指標などを定めたビジョンである。計画は平成30年度から令和5年度までの6年間を対象とする。取り組む事業④交流プロジェクトの取組方針項目として、「高松Tゾーン」を活用した高松ならではのMICEや観光交流の場の創出をあげている。

（5）第2期高松市文化芸術振興計画

平成27年度に策定した『第2期高松市文化芸術振興計画』は、25年度に制定した『高松市文化芸術振興条例』に基づき、「市民を始め、文化芸術の担い手の自主性や創造性を十分に尊重する」、「誰もが、文化芸術に広く親しむことができる環境を整える」、「文化芸術の担い手が協働し、個性豊かで魅力に満ちた創造都市高松を創出する」、「伝統を継承するとともに、新たな文化芸術を享受・創造する」という4つの方針を基に、「文化芸術を通して、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまち、高松の実現」を目指すものである。計画は令和元年度から令和5年度までの5年間を対象とする。

（6）高松市MICE振興戦略

平成29年度に策定した『高松市MICE振興戦略』は、高松市のまちづくりに、多くの集客交流が見込まれるイベント等、いわゆるMICEを積極的に活用し、地域への経済波及効果、交流人口や観光客の増加、ビジネス・イノベーションの機会の創造や、都市のブランドイメージの向上などを目的として、MICEの振興に積極的に取り組むものである。計画は平成29年度から令和5年度までの7年間を対象とする。

（7）高松市都市計画マスターplan「多核連携型コンパクト・エコシティ」

平成20年12月に策定した『高松市都市計画マスターplan』において、目指すべき将来都市構造として「多核連携型コンパクト・エコシティ」を掲げコンパクトで持続可能なまちづくりの実現に向けて取り組んでいる。さらに社会情勢の変化や上位計画の改定に対応し、本市の目指す魅力的なまちづくりを住民の理解と協働の下で展開するため、平成29年8月に公共交通を基軸としたコンパクト・プラス・ネットワーク構築に向け、まちづくりを推進している。平成29年度から令和10年度までを計画期間としている。

（8）美しいまちづくり基本計画

第5次総合計画に掲げた目指すべき都市像「文化のかおり 光かがやく瀬戸の都・高松」と、「高松市美しいまちづくり条例」の基本理念である「良好な景観の保全・形成・創出」・「環境美化の推進」・「市・市民・事業者の協働」の実現に向け、美しいまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため景観施策の指針として平成23年にまとめられた計画。4つの基本方針の一つである「気品と活力を感じさせる、瀬戸内海に拓かれたまちをつくる」に基づく基本施策として「城下町としての歴史を今に伝える環境の保全」を掲げ、中心市街地において高松城跡に対する眺望の確保に努め、城下町としての歴史と現代の活力が調和した都市景観の形成を図ることとしている。

（9）高松市景観計画

「美しいまちづくり条例」に基づく、本市の景観形成の指針である「美しいまちづくり基本計画」に定める目標像「だれもが暮らしたい、訪れたいと感じる 美しいまち 高松」の実現に向け、建築物や屋外広告物等に関する一定のルールと仕組みを定めるもの。平成24年3月に策定、28年4月に改訂計画が施行されている。市街地中心部は、一般区域の市街地景観ゾーンとして位置づけられ、「城下町としての地割や道筋、寺社や史跡などの歴史的な資源の活用とそれらへの眺望に配慮し、城下町とし



ての歴史と現代の活力が調和した都市景観の形成を図る」ことを目指している。

(10) 高松市都市公園施設長寿命化計画

令和元年度に策定した『高松市都市公園施設長寿命化計画』は、都市公園が担っている多様な機能を安全に持続させ、市民がより安全安心に利用できるよう、高松市が管理する都市公園 257か所 11,495 施設を対象に予防保全型管理を導入して、公園機能の保全と長期のライフサイクルコストの縮減を図る。計画は令和元年度から 10 年度までを対象とする。史跡高松城跡の所在する玉藻公園では、公園内の 49 施設が対象となっている。

(11) 第2期高松市教育振興基本計画（教育に関する「大綱」）

平成 22 年に策定した「高松市教育振興基本計画」が平成 27 年度をもって満了することから、近年の少子高齢化や社会情勢の急激な変化などを踏まえ、本市の教育の目指すべき方向とその実現に必要な施策を総合的・体系的に定めた、令和5年度まで8年間の後続計画。その後、令和2年度に新たな社会情勢の変化や国の動向、これまでの取り組みの成果及び課題等を踏まえ、後半4年間に必要な施策の追加や目標の中間見直し等の改訂を加えている。なお、本計画は平成 27 年度にスタートした新教育委員会制度で市長による策定が義務付けられた、本市における教育に関する「大綱」としても位置付けられている。

本計画中では、教育の基本目標の一つである「学校教育の充実」において、「ふるさと教育の推進」としてふるさと高松やそれぞれの地域の歴史、伝統・文化、自然などに触れ、学び親しむ機会を増やし、豊かに学習できるよう、サンクリスタル学習や総合的な学習の時間における体験学習の充実を図ることとされている。

(12) 濑戸・高松広域連携中枢都市圏ビジョン

高松市をはじめとして、近隣の3市5町で「瀬戸・高松広域定住自立圏」を形成し、魅力ある都市圏域の形成を図ることを目的として、策定された計画。現在平成 28 年度～令和5年度を計画期間として事業が展開しており、「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」に関する教育・文化・スポーツに関わる事業として、史跡・遺跡の調査研究及び発信が挙げられる。具体的な事業対象として、史跡石清尾山古墳群、史跡天然記念物屋島とともに史跡高松城跡が挙げられる。

(13) 香川県文化財保存活用大綱

令和2年度に策定された『香川県文化財保存活用大綱』は、香川県における今後の文化財の保存と活用に関する基本的な方針や今後の取組みを示すためのものであり、基本目標として「せとうち・香川」ならではの歴史文化の探求とそれを生かしたまちの魅力向上とし、それを実現するために「グローバルな視点での歴史文化の探求と発信の推進」「地域の宝の継承と未来へ伝えていく担い手づくりの推進」「地域の宝を核とした地域づくりの推進」の3つの基本方針をあげるとともに「域内の市町への支援の方針」「防災・災害発生時の対応」「文化財の保存・活用の推進体制」の取組みについてのとりまとめを行っている。

なお、『香川県文化財保存活用大綱』の位置づけから、各市町が策定することができる「文化財保存活用地域計画」や文化財の所有者等が策定する「保存活用計画」は、大綱で示す方向性と整合性が取れた内容であることが求められている。

(14) 高松市文化財保存活用地域計画

現在未策定であるが、策定時には『香川県文化財保存活用大綱』と整合した内容であり、かつ先行して策定した『史跡高松城跡保存活用計画』の内容と背離しないことが前提となる。

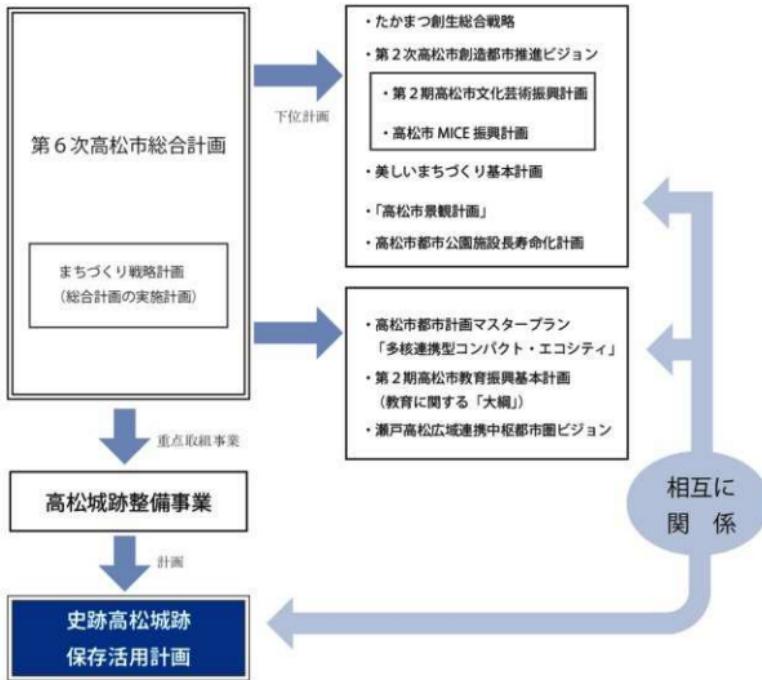


図1－6 関連計画との関係



図1－7 他の文化財関係計画との関係



第2章 周辺の歴史・自然・社会環境

第1節 高松市の概要

高松城跡の所在する高松市は、香川県のほぼ中央やや東寄りに位置する都市である。多島美を誇る波静かな瀬戸内海に面し、これまで人々の暮らしや経済・文化など様々な面において、瀬戸内海との深い関わりの中で、県庁所在地として、また四国の中核管理都市として発展を続けてきた。気候は、年間を通して寒暖の差が小さく降雨量は少ない。

明治23年(1890)2月15日に市制を敷き、全国40番目の市としてスタートした。恵まれた風土と地理的優位性を活かし発展してきたが、特に昭和63年(1988)の瀬戸大橋開通や平成元年(1989)の新高松空港開港、平成4年の四国横断自動車道の高松への延伸などにより高松市を取り巻く環境が大きく変化する中、平成11年4月1日、中核市に移行している。また、平成の大合併により、北は瀬戸内海から南は徳島県境に至る、海・山・川など恵まれた自然を有する広範な市域の中に、にぎわいのある中心市街地や、のどかな田園地帯など、都市機能・水・緑が程よく調和し、豊かな生活空間を有する人口約42万人(令和3年現在)の都市となっている。

高松市の範囲は東西23.6km、南北35.9kmで、面積は375.65km²(令和3年5月現在)を測り、香川県のほぼ20%を占める。東はさぬき市、三木町、西は坂出市、綾川町、まんのう町に接し、南は県境となり、徳島県美馬市と接する。北は瀬戸内海に面し、直島町や岡山県玉野市と対峙し、大槌島に県境を有する。



図2-1 史跡高松城跡の位置

第2節 周辺の歴史的環境

1. 海浜部の利用

高松城周辺では、弥生時代頃から海浜部での生業の痕跡が断片的ながら確認されている。高松城跡(松平大膳家上屋敷跡)では、弥生時代後期の土器とともに柱穴が確認されている。また、遺構の形成は明確でないものの、各地点の発掘調査では標高0m前後で、弥生時代後期を主体とした遺物

が確認できる。地点によっては摩耗が著しいものも多く、流入の可能性も考えられるが、供給源となる集落等の遺構が検出できれば海浜部の利用実態が明らかになるであろう。

古墳時代に入ると、原位置を示すものではないが、高松城跡（丸の内地区）で古墳時代中期に属すると考えられる円筒埴輪が出土しているほか、^{ちくゆうせきだい}地久櫛台の盛土内などから、古墳時代後期の円筒埴輪片や須恵器が確認されている。摩滅があまり顕著でないことと、時期は異なるが、高松市木太町に所在する古墳時代前期の白山神社古墳など、低地の沿岸部に築造された古墳が周辺で確認できることから、周間に埴輪の使用場所である古墳がかつて存在した可能性と、海浜部での器物の集積・流通を反映した出土状況である可能性が想定できる。

2. 笑原郷の成立

古代の高松について、「和名類聚抄」^{わみとうじいじゅしょ}には香川郡・山田郡の2郡があり、前者に12郷、後者に11郷が立てられたことが記されている。地名の比定から、現在の高松城周辺は香川郡にあたり、「笑原郷」が所在したことが指摘されている。

3. 中世の港町「野原」

中世の高松城周辺は康治2年(1143)の太政官牒案や、文安2年(1445)の「兵庫北関入船納帳」^{ひょうごきたせきいりふねのうれい}に、「野原」の地名があることが確認されてきた。「南海治亂記」には、築城以前の様子として西側と東側に海が湾入しており、その間の砂州（陸地）が海に向かって突き出す様子が、あたかも一筋の矢のようであることから庵原（野原）郷と称され、郷内には西浜、東浜という漁村があったと記載されている。



図2-2 港町「野原」の位置 (北山2007を一部改変)



図2-3 中世「野原」の復元 (香川県立歴史博物館 2007より)

また、近年発掘調査を契機とした、中世の港町野原に対する学際的な検討がなされ、高松城築城以前の集落の景観や構造が詳細に明らかにされている（市村ほか編 2009・2016等）。以下では上記の研究成果を参照し、港湾施設、集落域、寺社域、墓域といった集落構造とその変化を、発掘調査事例を中心に確認しておきたい。

中世野原は、港湾施設とその管理機構を備えた港町であったとみられるようになっている。港湾施設も発掘調査で確認されており、高松城跡（西の丸町地区）では、12世紀前葉から13世紀前半にかけての海岸線近くに、砂堆と潟湖を利用した礫敷きの港湾施設の構造を確認した。この港湾施設は短期間に複数回修築されたことが確認でき、少しずつ場所を移動しながら、最終的には13世紀中葉に河川の堆積作用により埋没したとみられる。また高松城跡（東町奉行所跡）でも、類似した施設の存在が推定されており、東西2箇所に港湾施設が存在したことが推定されている。13世紀後半には、浜ノ町遺跡において、港湾施設と居住域が一体化した集落が確認されており、輸入器物が多く確認できることから、港湾を通じた交易の管理運営に関与した集落ではないかと想定されている。一方、漁労関連の器物も目立って確認できることから、漁労や海運などに携わった海浜部での集落の生業のあり方の一端を示している。

寺社関係で注目されるのは、延喜18年（918）に山城国の右清水八幡宮を勅請したとされる
いわせおほまんぐう
石清水八幡宮である。現在の海岸線からは2kmほど内陸に入り込んだ位置であるが、その門前に展開した集落が、一時期は港湾施設の管理に關係した可能性も指摘されている。また、高松城周辺の土地

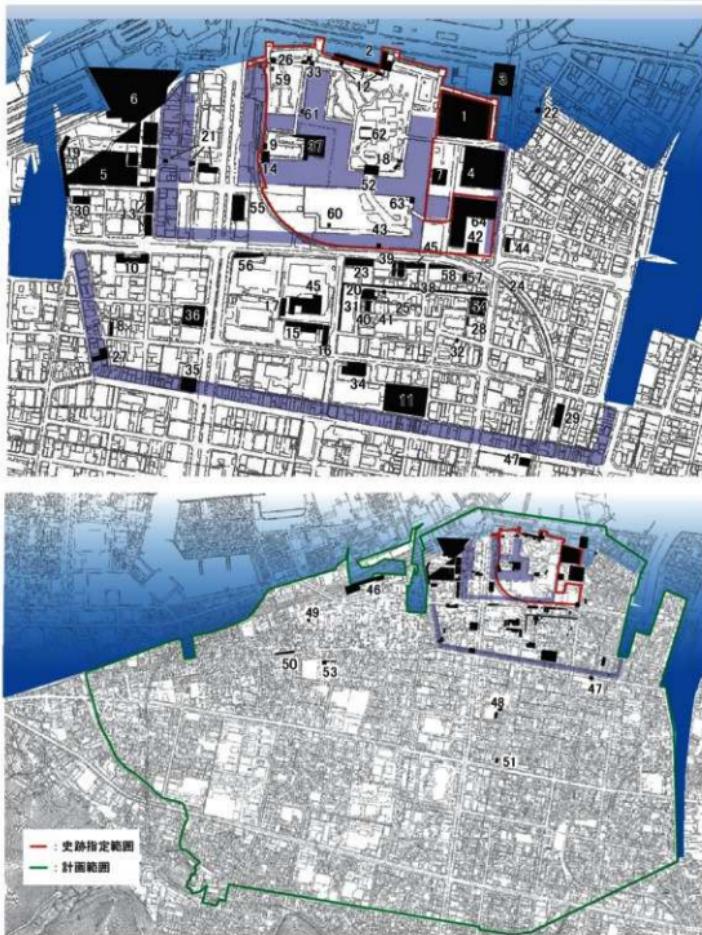


図2-4 中世における高松平野周辺の人・モノの動き概念図 (渋谷2009より)

は中世「八輪島」と記載されていたが、その訓が「やわたしま」すなわち「八幡島」とする資料もあることから、石清尾八幡が海浜部とも強いつがりを持つていたことが指摘されている。応永19年(1412)の北野經王堂一切経の奥書に、「野原西浜極楽寺」「野原無量壽院」「野原福成寺」の名が見られ、この頃には真言宗寺院を中心とした寺社が展開したことがわかる。中でも高松城跡(無量壽院跡)では、「野原濱村无量壽院 天口(文カ)」と刻字された丸瓦が出土しており、これが『讃岐国名勝団会』に記された、天文年間(1532~55)の無量壽院の移設記事と合致していることから、現地比定の大きな手がかりとなっている。そのほか、熊野の若一王子から勧請された若一王子神社や、愛宕神社の存在が知られ、いずれも背景には野原を拠点とする在地小領主であった岡田氏の影響が想定されている。

高松城跡天守台・地久櫓台・鉄門の石垣解体修理では、裏込栗石として、五輪塔を中心とした多数の石造物が転用されており、周辺に墓域が存在したことがうかがわれる。高松城二の丸から三の丸付近は13世紀後半から15世紀にかけて陸地化が進んでおり、高松城(東ノ丸地区)では15世紀代の火葬墓が検出されていることからも、沿岸部で墓域が形成されたことがうかがえる。

16世紀から高松城築城前段階までにかけて、東西2箇所の港湾施設と周辺に展開する集落という集落像に大きな変化は見られないが、この時期の野原の構造を示す資料として、永禄8年(1565)の「さ



- | | | | | |
|------------------|--------------------------|--------------------------|-------------------|-----------------|
| 1. 東ノ丸跡 | 2. 水手御門 | 3. 県民小ホール地区 | 4. 県立歴史博物館地区 | 5. 西の丸町地区Ⅱ |
| 6. 西の丸町地区Ⅰ | 7. 作事丸 | 8. 西内町 | 9. 地久櫓 | 10. 高松北署地区 |
| 11. 内町 | 12. 三の丸 | 13. 西の丸地区Ⅰ | 14. 地久櫓台 | 15. 丸の内地区 |
| 16. 松平大膳家中屋敷跡 | 17. 松平大膳家上屋敷跡 | 18. 三の丸（竈櫓台北側） | 19. 西の丸町D地区 | 20. 丸の内 |
| 21. 寿町一丁目（無量壽院跡） | 22. 中堀（北浜町） | 23. 丸の内（都市計画道路高松海岸線街路事業） | 24. 丸の内（再生水管布設工事） | |
| 25. 丸の内（個人住宅建設） | 26. 二の丸（玉藻公園西門料金所整備工事） | 27. 外堀（西内町 共同住宅建設） | 28. 丸の内（共同住宅） | |
| 29. 東町奉行所跡 | 30. 西の丸町 | 31. 丸の内 | 32. 丸の内 | 33. 鐵門 |
| 34. 駕跡 | 35. 外堀（兵庫町） | 36. 寿町一丁目地区 | 37. 天守台 | 38. 江戸長屋跡Ⅰ |
| 39. 江戸長屋跡Ⅱ | 40. 丸の内 | 41. 丸の内 | 42. 城内中学校 | 43. 中堀南岸石垣 |
| 44. 本町 | 45. 丸の内（都市計画道路高松海岸線街路事業） | 46. 五ノ町造跡 | 51. 龜井戸 | 47. 片原町造跡 |
| 48. 貢奉町遺跡 | 49. 生駒親正夫妻墓所（石造物保存整理のみ） | 50. 犀町一丁目遺跡 | 52. 板御門 | |
| 53. 二番丁小学校道路 | 54. 丸の内 | 55. 高松城跡（寿町一丁目地区） | 56. 高松城跡（丸の内地区） | 57. 高松城跡（丸の内地区） |
| 58. 高松城跡（丸の内地区） | 59. 二の丸 | 60. 三の丸 | 61. 翠橋北石垣 | 64. 城内中学校解体 |
| | | 62. 被雲閣蔵鉄の間 | 63. 翠橋北石垣 | |

図2-5 高松城跡周辺の発掘調査地点

表2-1 発掘調査報告書一覧表①

番号	報告書名
1	香川県教育委員会1987『高松城東ノ丸跡発掘調査報告書』
2	高松市教育委員会1991『史跡高松城発掘調査報告書 -玉藻公園整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査-』『高松市文化財調査報告書』
3	香川県教育委員会1995『高松城跡』『香川県埋蔵文化財調査年報 平成6年度』
4	香川県教育委員会・財団法人香川県埋蔵文化財調査センター1999『香川県歴史博物館建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』『高松城跡』
5	香川県教育委員会・財団法人香川県埋蔵文化財調査センター2003『高松城跡(西の丸町地区)Ⅱサンポート高松総合整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書第4冊』
6	香川県教育委員会・財団法人香川県埋蔵文化財調査センター2003『高松城跡(西の丸町地区)Ⅲサンポート高松総合整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書第5冊』
7	高松市教育委員会ほか1999『高松城跡(作事丸)跡平公益会事務所改築に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』
8	高松市教育委員会1999『香川県高等学校PTA会館立会』『史跡高松城跡(地久櫓跡・三ノ丸跡)史跡高松城跡整備事業に伴う埋蔵文化財調査報告書』
	高松市教育委員会1999『地久櫓』『史跡高松城跡(地久櫓跡・三ノ丸跡)史跡高松城跡整備に伴う埋蔵文化財調査報告書』
9	高松市教育委員会2003『史跡高松城跡地久櫓台発掘調査概報 平成11~13年度調査』
10	高松市教育委員会2004『史跡高松城跡地久櫓台発掘調査概報 平成14~15年度調査』
	香川県教育委員会2014『史跡高松城跡(地久櫓台)』『香川県文化財年報 平成24年度』
11	香川県教育委員会・財団法人香川県埋蔵文化財調査センター1999『高松北警察署建設に伴う埋蔵文化財発掘調査概報 平成10年度 高松城跡』
12	高松市教育委員会1999『三越増床試掘』『史跡高松城跡(地久櫓跡・三ノ丸跡)史跡高松城跡整備事業に伴う埋蔵文化財調査報告書』
13	香川県教育委員会・財団法人香川県埋蔵文化財センター2001『高松城跡(西の丸町地区)Ⅰ サンポート高松総合整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告第3冊』
14	高松市教育委員会2004『史跡高松城跡地久櫓台発掘調査概報 平成14~15年度調査』
	香川県教育委員会・財団法人香川県埋蔵文化財調査センター2003『高松城跡(丸の内地区) 高松家庭裁判所移転に伴う埋蔵文化財発掘調査報告』
15	高松市教育委員会ほか2002『高松城跡(松平大膳家中屋敷跡) 香川県弁護士会館建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告』
16	高松市教育委員会ほか2004『高松城跡(松平大膳家上屋敷跡) 新ヨーロピアン別館建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告』
17	高松市教育委員会2003『史跡高松城跡(三の丸、竜櫓台北側)』『高松市内遺跡発掘調査概報 -平成14年度国庫補助事業-』
18	香川県教育委員会2003『高松城跡(西の丸町D地区) サンポート高松総合整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告』
19	高松市教育委員会2003『高松城跡(丸の内)』『高松市内遺跡発掘調査概報 -平成14年度国庫補助事業-』
	高松市教育委員会2003『高松城跡(無量壽院跡) 市街地再開発関連街路事業(高松駅南線)に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書 第1冊』
21	高松市教育委員会2007『高松城跡(寿町一丁目) 市街地再開発関連街路事業(高松駅南線)に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書 第2冊』
22	高松市教育委員会2004『高松城跡(中堀、北浜町)』『高松市内遺跡発掘調査概報 -平成15年度国庫補助事業-』
	高松市教育委員会2004『高松城跡(丸の内、都市計画道路高松海岸線街路事業)』『高松市内遺跡発掘調査概報 -平成15年度国庫補助事業-』
24	高松市教育委員会2004『高松城跡(丸の内、再生水管布設工事)』『高松市内遺跡発掘調査概報 -平成15年度国庫補助事業-』
25	高松市教育委員会2004『高松城跡(丸の内、個人住宅建設)』『高松市内遺跡発掘調査概報 -平成15年度国庫補助事業-』
26	高松市教育委員会2004『史跡高松城跡(二の丸、玉藻公園西門料金所整備工事)』『高松市内遺跡発掘調査概報 -平成15年度国庫補助事業-』
27	高松市教育委員会2004『高松城跡(外堀、西内町、共同住宅建設)』『高松市内遺跡発掘調査概報 -平成15年度国庫補助事業-』
28	高松市教育委員会2004『高松城跡(丸の内、共同住宅建設)』『高松市内遺跡発掘調査概報 -平成15年度国庫補助事業-』
	高松市教育委員会ほか2005『高松城跡(東町奉行所跡) 共同住宅建設(コトデン片原町バーキング跡地)に伴う埋蔵文化財発掘調査報告』
	高松市教育委員会2004『高松城跡(鷹屋町、共同住宅建設)』『高松市内遺跡発掘調査概報 -平成15年度国庫補助事業-』
30	高松市教育委員会2005『高松城跡(西の丸町)』『高松市内遺跡発掘調査概報 -平成16年度国庫補助事業-』



表2-2 発掘調査報告書一覧表②

番号	報告書名
31	高松市教育委員会2005「高松城跡(丸の内)」『高松市内遺跡発掘調査概報 -平成16年度国庫補助事業-』
32	高松市教育委員会2005「高松城跡(丸の内)」『高松市内遺跡発掘調査概報 -平成16年度国庫補助事業-』
33	高松市・高松市教育委員会2007『史跡高松城跡整備報告書第1冊 鉄門石垣調査・保存整備工事報告書』
34	高松市・高松市教育委員会2007『史跡高松城跡(貯蔵) 丸亀町商店街A街区第一種市街地再開発事業に係る隔地駐車場建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告』
35	高松市教育委員会2005「高松城跡(外堀、兵庫町)」『高松市内遺跡発掘調査概報 -平成17年度国庫補助事業-』
36	高松市教育委員会2006「高松城跡(寿町二丁目)」『高松市内遺跡発掘調査概報 -平成17年度国庫補助事業-』
37	高松市教育委員会2007「高松城跡(寿町二丁目地区) 寿町二丁目テナントビル建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告』
38	高松市・高松市教育委員会2008「史跡高松城跡整備報告書第3冊 玉藻解体・記録保存調査報告書』
39	高松市・高松市教育委員会2012「史跡高松城跡(天守台)-発掘調査編- 史跡高松城跡整備報告書第6冊』
40	高松市・高松市教育委員会2013「史跡高松城跡(天守台)-石垣解体・修理編-』
41	高松市・高松市教育委員会2008「高松城跡(江戸長屋跡) 1 高松海岸線街路事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書第1冊』
42	高松市・高松市教育委員会2009「高松城跡(江戸長屋跡) 2 高松海岸線街路事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』
43	高松市・高松市教育委員会2010「高松城跡」『香川県埋蔵文化財調査年報 平成20年度』
44	高松市・高松市教育委員会2012「高松城跡(大手前地区城内中学校跡地) 雨水管整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』
45	高松市・高松市教育委員会2016「高松城跡(丸の内地区) 都市計画道路高松海岸線街路事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書第1冊』
46	香川県教育委員会・財團法人香川県埋蔵文化財調査センター2004『サポート高松総合整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告第6冊 浜ノ町遺跡』
47	香川県教育委員会2002「片原町遺跡」『香川県埋蔵文化財調査年報 平成12年度』
48	高松市・高松市教育委員会2003「細屋町遺跡』
49	-
50	高松市・高松市教育委員会2006「扇町一丁目遺跡」『高松市内遺跡発掘調査概報 -平成17年度国庫補助事業-』
51	高松市・高松市教育委員会2012「2012年亀井戸跡 -高松城下における上水施設の調査- 丸亀町商店街G街区第一種市街地再開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』
52	高松市・高松市教育委員会2022「史跡高松城跡(桜御門石垣整備) 史跡高松城跡整備報告書第10冊』
53	高松市・高松市教育委員会2012「新設統合第二小学校建設事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書 二番丁小学校遺跡』
54	高松市・高松市教育委員会・穴吹興産株式会社2015「高松城跡(丸の内地区) 丸の内共同住宅建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』
55	高松市・高松市教育委員会2017「高松城跡(寿町一丁目地区) 寿町一丁目マンション建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』
56	高松市・高松市教育委員会2018「高松城跡(丸の内地区) 都市計画道路高松海岸線街路事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書第4冊』
57	有限会社都市企画設計・高松市・高松市教育委員会2016「高松城跡(丸の内地区) 丸の内町共同住宅建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』
58	高松市・高松市教育委員会2020「高松城跡(丸の内地区) 都市計画道路高松海岸線街路事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書第5冊』
59	高松市・高松市教育委員会2015「高松市内遺跡発掘調査概報-平成26年度国庫補助事業-』
60	高松市・高松市教育委員会2014「高松市内遺跡発掘調査概報-平成25年度国庫補助事業-』
61	高松市・高松市教育委員会2021「史跡高松城跡(二の丸跡橋樋北側石垣整備)』
62	高松市・高松市教育委員会2019「高松市内遺跡発掘調査概報-平成30年度国庫補助事業-』
63	未刊
64	香川県教育委員会2016「香川県文化財年報 平成26年度』

「ぬきの道者一円日記」の検討が進められている。これによると当該期の野原は「野原中黒里」「野原浜」「野原西浜」「野原中ノ村」「野原天満里」の5つの地域単位に分節しており、このうち西側の旧河道の河口付近の港湾施設と集落が「野原浜」「野原西浜」に、東側の旧河道の港湾施設と集落が「野原中黒里」に、石清尾八幡宮の門前に広がる集落が「野原中ノ村」にそれぞれ比定されている。各地域単位はそれぞれ生業や階層が異なっており、総体として野原を形成していたことが指摘されている。また、陸上交通の結節点としても、複数の街道が野原を経由していることが知られている。

以上のように、陸海交通の結節点であり、大小の寺院や在地小領主層との関連を持ちつつ、港湾機能を発達させた港町が、第3章で後述する高松城の築城場所として選定されたのである。

第3節 指定・登録文化財

高松市内の指定・登録文化財は国・県・市を含む指定文化財が計167件、登録文化財が116件あり、いずれも史跡高松城跡と一体的に、あるいは重層的に活用するために重要な役割を果たしうるものである。内訳は表2-3のとおりである。指定の詳細は表2-4~6、各文化財の所在地は図2-6のとおりである。紙幅の制限から個別に詳述しないが、特に史跡高松城跡と関連が深いものについては、第3章第1節9に概要を掲載した。

表2-3 高松市の文化財件数一覧表

市内所在国・県・市指定及び登録文化財件数表

(令和3年4月1日現在)

種別	指定				登録			
	国	県	市	計	国	県	市	計
有形文化財	建物	7	4	6	17	102	0	0
	絵画	3	2	2	7	0	0	0
	彫刻	8	6	2	16	0	0	0
	工芸品	8	6	12	26	0	0	0
	書跡・典籍	6	0	7	13	0	0	0
	古文書	2	0	1	3	0	0	0
	考古資料	0	1	6	7	0	0	0
	歴史資料	0	0	4	4	0	0	1
	小計	34	19	40	93	102	0	1
無形文化財		3	5	1	9	103	0	0
民俗文化財	有形民俗	6	5	4	15	0	0	0
	無形民俗	0	4	6	10	1	0	1
記念物	史跡(特別史跡含む)	8	3	14	25	0	0	0
	名勝(特別史跡含む)	2	1	0	3	1	0	1
	天然記念物	1	5	6	12	1	—	11
	小計	11	9	20	40	11	0	12
合計	54	42	71	167	104	0	12	116

なお、高松市の登録文化財は『高松市文化財保護条例』(昭和41年3月29日条例第13号)を根拠として登録している。



表2-4 国指定・登録文化財一覧表

国指定文化財一覧表

(令和3年4月1日現在)

種別	名称及び所在地	
重要文化財	建造物	国分寺本堂、高松城 北之丸見櫓・北之丸渡櫓・北之丸水手御門・旧東之丸艮櫓、屋島寺本堂、小比賀家住宅 主屋・牛門・土蔵・米蔵・附土蔵(御坂町)、旧河野家住宅、旧下木家住宅(2件とも四国村)、波雲閣(玉藻公園)
	絵画	絹本着色十王像、絹本着色觀世音功德図屏風、紙本金地着色源氏物語図(若菜、紅葉賀)屏風(3件とも法然寺)
	彫刻	木造千手觀音立像(国分寺)、木造不動明王立像(弘惠寺)、木造四天王立像(龜峰寺)、木造毘沙門天立像(香西寺)、木造千手觀音坐像(屋島寺)、木造千手觀音立像(根香寺)、木造普薩立像(正花寺)、板駒阿弥陀菩薩(開法寺)
	工芸品	太刀 銘 元重、(県立モーザー美術館)、銅鐘(国分寺)、密教法具(弘惠寺)、田村神社古神宝類(市歴史資料館)、太刀 銘 兼氏(個人蔵)、梵鐘(屋島寺)、太刀 銘 國吉(個人蔵)、刀 折底銘備州長船景光(個人蔵)
	書籍・典籍	藤原佐理筆詩懐紙＊国宝、紙本墨書き江正印刷體印可状、紙本墨書き清正道正墨體平心字号、光嚴院宸翰御奉納心経、法華経(5件とも県立モーザー美術館)、万葉集卷第十五残巻 天治本(冠禮神社)
	古文書	紙本墨書き園天皇宸翰御消息(県立モーザー美術館)、後深草天皇宸翰御消息(法然寺)
重要無形文化財 (工芸技術)		南蠻(保持者:磯井 正美、山下 義人、大谷早人)
重要有形民俗文化財		漸戸内海及び周辺地域の漁撈用具、漸戸内海の船岡及び船大工用具、西日本の背負い運搬具コレクション(3件とも漸戸内海歴史民俗資料館)、讃岐及び周辺地域の砂糖製造用具と砂糖しめ小屋・釜屋、讃岐及び周辺地域の醤油醸造用具と醤油蔵・醸室(2件とも四国村)、牟礼・庵治の石工用具(石の民俗資料館)
記念物	史跡	讃岐国分寺跡＊特別史跡、府中山内瓦窯跡、讃岐国分尼寺跡、石清尾山古墳群、屋島、高松城跡、讃岐遍路道一根香寺道一、高松藩主松平家墓所(法然寺)
	名勝	栗林公園＊特別名勝、波雲閣庭園
	天然記念物	屋島

国登録文化財一覧表

種別	名称及び所在地	
有形文化財	建造物	高松市水道資料館・歴史館など6棟、四国村・異人館ワサ・ダウン住宅など27棟、郷屋敷(旧井上家住宅)・主屋など15棟、山田屋(旧清酒酒氏正宗醸造元)・主屋など8棟、村尾家住宅・主屋など6棟、天満屋呂販店・主屋など2棟、香齋北川家・住宅・主屋など2棟、愛染家住宅・主屋など4棟、田中家住宅・主屋など2棟、中村家住宅・主屋など2棟、料亭二蝶・主屋など4棟、間島家住宅・主屋など5棟、谷本家住宅・主屋1棟、瀬口家住宅主屋1棟、増井家住宅主屋など3棟、宮廻八幡宮・本殿など4棟、真鍮家住宅主屋など9棟、本堀寺松平頃堂廟1棟 合計102件
民俗文化財	有形民俗	讃岐六条の水車及び閑用具
記念物	名勝地図	増井氏庭園

表2-5 県指定・登録文化財一覧表

県指定文化財一覧表

(令和3年4月1日現在)

種 別		名 称 及 び 所 在 地
有形文化財	建造物	白入江家住宅(牟礼町)、田山下家住宅、旧黒瀬家丸亀藩御用蔵、旧丸亀藩番所 附境界標柱(3件とも四国村)
	絵画	紙本著色高松城下図八曲屏風、高松松平家博物図譜(2件とも県立ミュージアム)
	彫刻	木造地蔵菩薩立像(弘法寺)、木造五大尊像(根香寺)、金銅誕生觀音仏立像(県立ミュージアム)、木造阿弥陀如来坐像、木造釈迦如來坐像、木造弥勒菩薩坐像(3軸うち1件、法然寺)、木造智証大師坐像(根香寺)
	工芸品	銅鏡(法泉寺)、青貝微塵密粉及び大小瓶(県立ミュージアム)、刀 銘拵 伝江義弘(市歴史資料館)刀 銘 龍蕃軒 多田鑄成(花ノ宮町)、銘鑄料紙箱及び鏡箱 玉椿象谷作 附 碓箱付萬文具(県立ミュージアム)、堆朱鏡箱 玉椿象谷作 芝野水笑園(県立ミュージアム)
	考古資料	平形鏡劍 高瀬町北条出土(県立ミュージアム)
無形文化財 (工芸技術)		ぬ唐(保持者:伊賀 寛泰、太田勝子)、影漆(保持者:北岡省三)、保漆(まほり)(保持者:西岡春行、竹内幸司)
有形民俗文化財		香翠座人彫頭(香翠座デコ芝居保存会)、ひ上げ祭りの神具(ひ上げ祭り保存会)、冠禮神社の大獅子(香南町)、高松蓬清電丸船明細切給園(県立ミュージアム)、栗島伊勢神官奉納舟船馬(瀬戸内海歴史民俗資料館)
無形民俗文化財		祇園座(香川町農村歌舞伎保存会)、庵治縫太鼓(庵治縫太鼓保存会)、香翠座デコ芝居(香翠座デコ芝居保存会)、庵治の船祭り(庵治皇子神社船渡御保存会)
記念物	史跡	生駒健正夫妻墓所(弘惠寺)、今岡古墳(鬼無町)、高松市茶臼山古墳(前田西町ほか)
	名勝	小比賀家堀山庭園(御殿町)
	天然記念物	柏山神社のクス(佐生山町)、ソテツの岡、根上りカシ(2件とも栗林公園)、一瀬神社社叢(中山町)、岩部八幡神社のイチヨウ(塩江町)



表2-6 市指定・登録文化財一覧表

市指定文化財一覧表

(令和3年4月1日現在)

種別	名称及び所在地	
有形文化財	建造物	国分寺北部小学校校門(国分寺町)、田中石冢住宅 主屋・隣居屋・納屋、小豆島の農村歌舞伎舞台、茶堂、田吉野家住宅(4件とも四国村)、旧新屋屋町小学校門柱
	絵画	生駒正肖像画(弘應寺)、紙本墨画淡彩玉蘭繪合祝宴図屏風(市歴史資料館)
	彫刻	金銅誕生釈迦立像(西方寺)、木造阿弥陀如来立像(觀興寺)、木造六字明王立像(円成庵)
	工芸品	摩尼輪塔(国分寺町)、脇差 銘 譲州住盈永 仏舎利瓶(2件とも県立「エーシーム」)、跨口(個人蔵)、藤尾八幡神社奉納鏡(西植田町)、本小札肩白絹糸緋貝足・二方白四十八開筋兜、刀 銘 譲州住盈永 附 盈永文書、劍 銘 则國(3件とも市歴史資料館)、狹貫彌堆黑松ヶ瀧香合(忘れ貝香合)隨し扇「松」「波」「天」、堆朱單簾宮、瀧吐能・堆朱手向山香盒、彩色尚絅水指標(4件とも市美術館)
	書籍・典籍	徳川家綱安政判物案、永井尚廉・小笠原長順著奉書、松平恒重筆 和歌幅、松平恒重 短冊屏風(4件とも県立「エーシーム」)、生駒家時代讃岐高松城屋敷割図 付同引伸図、讃岐国一宮田村大社祭書(2件とも市歴史資料館)、大般若波羅蜜多經(願成寺)
	古文書	由佐家文書(香南歴史民俗郷土館)
	考古資料	桶尾社経塚出土遺物(楠尾神社)、石船石棺(国分寺町)、御城俊揮菟集古瓦(洲崎寺)、大空道跡出土弥生土器53点(市歴史資料館)、天廣・宮西遺跡出土編鐸(市埋蔵文化財センター)、鶴尾神社4号墳出土鐵帶方格規矩(神籠石)、(市歴史資料館)
	歴史資料	山内村史、讃岐国絵図、高松城天守鏡(3件とも市歴史資料館)、玉楮象谷閑道資料(市美術館)
	無形文化財	水任流泳法(水任流保存会)
	有形民俗文化財	清水神社の賽塚と上御體跡(由良町)、紙團座衣装(香川町)、住吉神社お船「住吉丸」(「弁才船」の模型)、才田獅子頭(2件とも庵治町)
記念物	無形民俗文化財	庵治おどり、才田岩陰獅子舞(2件とも庵治町)、石切唄唄、田井の子供神相撲(2件とも半礼町)、ひょうげ祭り(香川町)、橋川たら踊り(塩江町)
	史跡	石ヶ鼻古墳(国分寺町)、久本古墳(新田町)、大井戸(瓦町)、前田城跡(前田西町)、下司魔寺塔跡(東植田町)、藤尾城跡(香西本町)、十河城跡(十川東町)、勝賀城跡(鬼無町ほか)、古宮古墳(鬼無町)、片山池1号溜跡(西春日町)、神内家墓地右塔群(西植田町)、東赤坂古墳、横岡山古墳(2件とも香川町)、三谷石舟古墳(三谷町)
	天然記念物	大石さんのムクノキ(西山崎町)、男木島の柱状節理及び岩海(男木町)、女木島の柱状節理(女木町)、平石井神社のクロガネモチ(今里町)、如意輪寺のヤツツバキ(国分寺町)、西方寺配水池のゾメイヨシノ(西宝町)

市登録文化財一覧表

種別	名称及び所在地	
有形文化財	歴史資料	文明塾扁額(国分寺町)
記念物	史跡	城所山2号墳(香南町)、佐藤信信の墓、総門、射落墓、祈り岩、胸立岩、長刀泉、菜切地蔵、弁慶の投げ石、柴野栗山宅址、六萬寺 杉の井(10件とも半礼町)

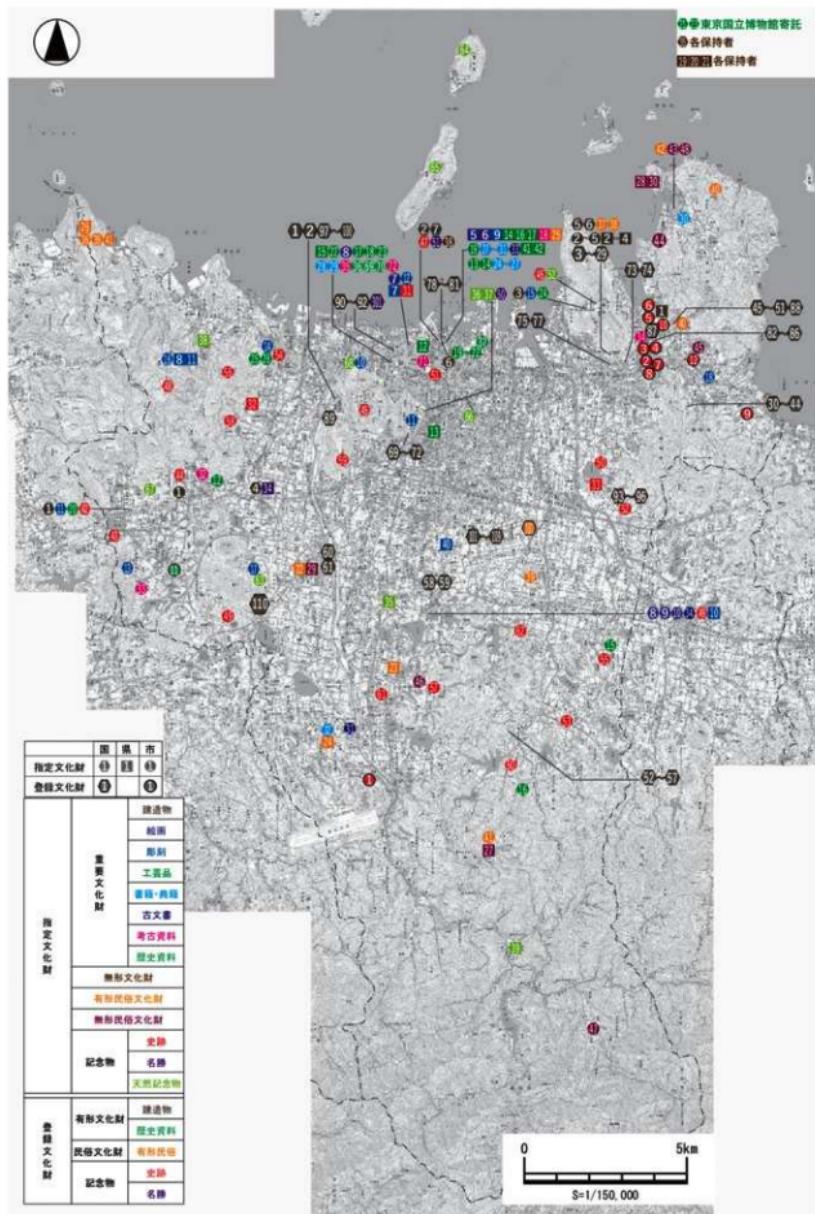


図 2-6 高松市内の文化財位置図



表2-7 指定・登録文化財位置図対応表①

高 松 市 指 定 文 化 財 一 覧				高 松 市 登 録 文 化 財 一 覧			
指定区分	種類	指定名称	員数	登録種別	登録名稱	員数	
1 有形	建造物	園分寺北部小学校跡(高松市園分寺北部小学校跡)	一基	1 史 種	風吹山12号墳	1基	
2 有形	建造物	扇谷石室(扇谷石室-扇谷石室-扇谷石室)	二棟	2 史 種	北森御宿の墓(原平尾島合板古墳)		
3 有形	建造物	小豆川石室(小豆川石室-小豆川石室)	一棟	3 史 種	御門(原平尾島合板古墳)		
4 有形	建造物	茶堂	一棟	4 史 種	村瀬島(原平尾島合板古墳)		
5 有形	建造物	吉野町住宅	一棟	5 史 種	御前(原平尾島合板古墳)		
6 有形	建造物	石庭園(石庭園-石庭園-石庭園)	4棟(2町)	6 史 種	穴立(原平尾島合板古墳)		
7 有形	動植物	生駒郡立農業	一棟	7 史 種	豆見(原平尾島合板古墳)		
8 有形	動植物	木本八幡社	一基	8 史 種	東切石廻(原平尾島合板古墳)		
9 有形	動植物	木本八幡社	一基	9 史 種	夕日ヶ丘(原平尾島合板古墳)		
10 有形	動植物	金保洞主御所(金保洞主御所)	一棟	10 史 種	御前(原平尾島合板古墳)		
11 有形	動植物	木道阿波守御所	一基	11 里 有料	文部省官舎(原平尾島合板古墳)	一園	
12 有形	工芸品	尊尼福袖	一基	12 史 種	六萬寺 附 杉の井(原平尾島合板古墳)		
13 有形	工芸品	扇子	一基				
14 有形	工芸品	弘法師絵	一枚				
15 有形	工芸品	鏡口	一口				
16 有形	工芸品	高尾八幡神社社頭(高尾八幡神社-高尾八幡神社)	二面				
17 有形	工芸品	本小丸白刃(本小丸-本小丸-白刃-十八間-御宝)	一柄				
18 有形	工芸品	刀	一日				
19 有形	工芸品	寶鏡(宝鏡-宝鏡-宝鏡合(月日合)-御刀(月日)-刀(月))	二合				
20 有形	工芸品	金谷谷(金谷谷-金谷谷-嘉永六年四月-宝鏡清正寺)	一合				
21 有形	工芸品	刀身(刀身-刀身-刀身)	一合				
22 有形	工芸品	色彩青天水南藻(谷作谷-嘉永六年五月井伊直弼頭領)	一基				
23 有形	工芸品	刀	一口				
24 有形	書類	鹿屋家系図(鹿屋家系図)	三通				
25 有形	書類	大井川井出(大井川井出-大井川井出-零年書)	二通				
26 有形	書類	松平家代代賜地と城郭敷割御付御持圖	三幅				
27 有形	書類	御持圖(御持圖-御持圖-御持圖)	二枚				
28 有形	書類	御持圖(御持圖-御持圖-御持圖)	一通				
29 有形	書類	大庭若狭富多屋	六百巻				
30 有形	書類	佐佐木家文書	38点				
31 有形	考古資料	御前(御前-御前-御前)	一通				
32 有形	考古資料	御前(御前-御前-御前)	一通				
33 有形	考古資料	高木山古墳	一基				
34 有形	考古資料	御前御藏庵古瓦	一大				
35 有形	考古資料	人足(人足-人足-人足)	50点				
36 有形	歴史資料	内内社(内内社-内内社)	又卷				
37 有形	歴史資料	御前御藏庵(御前御藏庵-御前御藏庵-御前御藏庵)	32点				
38 無形	未定	御前説法	-個体				
39 民俗	有形物	酒井神社の便り(酒井神社)					
40 民俗	有形物	酒井神社の便り(酒井神社)					
41 民俗	有形物	御前御藏庵(御前御藏庵)					
42 民俗	有形物	御前御藏庵(御前御藏庵-御前御藏庵)					
43 民俗	有形物	御前御藏庵(御前御藏庵)					
44 民俗	黙示録	石引御前					
45 民俗	黙示録	御前の御神持					
46 民俗	黙示録	御前の御神持					
47 民俗	黙示録	御前の御神持					
48 民俗	黙示録	高庭町(高庭町)					
49 民俗	記念物	御前御藏庵(御前御藏庵-御前御藏庵)					
50 記念物	記念物	御前御藏庵(御前御藏庵)					
51 記念物	記念物	御前御藏庵(御前御藏庵)					
52 記念物	記念物	御前御藏庵(御前御藏庵)					
53 記念物	記念物	御前御藏庵(御前御藏庵)					
54 記念物	記念物	御前御藏庵(御前御藏庵)					
55 記念物	記念物	御前御藏庵(御前御藏庵)					
56 記念物	記念物	御前御藏庵(御前御藏庵)					
57 記念物	記念物	御前御藏庵(御前御藏庵)					
58 記念物	記念物	御前御藏庵(御前御藏庵)					
59 記念物	記念物	御前御藏庵(御前御藏庵)					
60 記念物	記念物	御前御藏庵(御前御藏庵)					
61 記念物	記念物	御前御藏庵(御前御藏庵)					
62 記念物	記念物	御前御藏庵(御前御藏庵)					
63 記念物	記念物	御前御藏庵(御前御藏庵)					
64 記念物	記念物	御前御藏庵(御前御藏庵-御前御藏庵)					
65 記念物	記念物	御前御藏庵(御前御藏庵)					
66 記念物	記念物	御前御藏庵(御前御藏庵)					
67 記念物	記念物	御前御藏庵(御前御藏庵)					
68 記念物	記念物	御前御藏庵(御前御藏庵)					
69 有形	考古資料	高松城天守閣	一日				
70 有形	考古資料	高松城天守	一片				
71 有形	考古資料	高松城天守(高松城天守方略地盤)	一園				
72 有形	考古資料	高松城天守(高松城天守方略地盤)	一園				

香 巴 県 指 定 文 化 財 一 覧			
指定区分	種類	指定名称	員数
1 有形	建造物	日人江庄宅	一棟
2 有形	建造物	和下家庄宅	一棟
3 有形	建造物	日高庄宅(日高庄宅田代屋)	一棟
4 有形	建造物	佐野庄(佐野庄)	一棟
5 有形	建造物	高松市立博物館(高松市立博物館-高松市立博物館)	一棟
6 有形	動植物	高松市立博物館(高松市立博物館-高松市立博物館)	一棟
7 有形	動植物	高松市立博物館(高松市立博物館-高松市立博物館)	一棟
8 有形	動植物	高松市立博物館(高松市立博物館-高松市立博物館)	一棟
9 有形	動植物	高松市立博物館(高松市立博物館-高松市立博物館)	一棟
10 有形	動植物	高松市立博物館(高松市立博物館-高松市立博物館)	一棟
11 有形	書類	文部省官舎(原平尾島合板古墳)	一園
12 有形	書類	六萬寺 附 杉の井(原平尾島合板古墳)	

香 巴 県 登 録 文 化 財 一 覧			
指定区分	種類	登録名稱	員数
1 有形	建造物	日人江庄宅	一棟
2 有形	建造物	和下家庄宅	一棟
3 有形	建造物	日高庄宅(日高庄宅田代屋)	一棟
4 有形	建造物	佐野庄(佐野庄)	一棟
5 有形	建造物	高松市立博物館(高松市立博物館-高松市立博物館)	一棟
6 有形	動植物	高松市立博物館(高松市立博物館-高松市立博物館)	一棟
7 有形	動植物	高松市立博物館(高松市立博物館-高松市立博物館)	一棟
8 有形	動植物	高松市立博物館(高松市立博物館-高松市立博物館)	一棟
9 有形	動植物	高松市立博物館(高松市立博物館-高松市立博物館)	一棟
10 有形	動植物	高松市立博物館(高松市立博物館-高松市立博物館)	一棟
11 有形	書類	文部省官舎(原平尾島合板古墳)	一園
12 有形	書類	六萬寺 附 杉の井(原平尾島合板古墳)	

高 松 市 指 定 文 化 財 一 覧			
指定区分	種類	指定名称	員数
1 重要文化財	建造物	高知城(北之丸見月櫓、北之丸渡櫓、北之丸水手御門、東之丸丸櫓)	一棟
2 重要文化財	建造物	高知城(北之丸見月櫓、北之丸渡櫓、北之丸水手御門、東之丸丸櫓)	一棟
3 重要文化財	建造物	足利義氏宅(足利義氏宅-足利義氏宅)	一棟
4 重要文化財	建造物	足利義氏宅(足利義氏宅-足利義氏宅)	一棟
5 重要文化財	建造物	小畠家住宅(小畠家住宅-小畠家)	一棟
6 重要文化財	建造物	高知城(北之丸見月櫓、北之丸渡櫓、北之丸水手御門、東之丸丸櫓)	一棟
7 重要文化財	建造物	高知城(北之丸見月櫓、北之丸渡櫓、北之丸水手御門、東之丸丸櫓)	一棟
8 重要文化財	動植物	高知城(北之丸見月櫓、北之丸渡櫓、北之丸水手御門、東之丸丸櫓)	十個
9 重要文化財	動植物	高知城(北之丸見月櫓、北之丸渡櫓、北之丸水手御門、東之丸丸櫓)	四双
10 重要文化財	動植物	高知城(北之丸見月櫓、北之丸渡櫓、北之丸水手御門、東之丸丸櫓)	一隻
11 重要文化財	動植物	木本千手観音	一棟
12 重要文化財	動植物	木本不動明王坐像	一棟

表2-8 指定・登録文化財位置図対応表②

施設区分	種別	指定名称	員数
13 重要文化財	彫刻	木造奈良天立像	四枚
14 重要文化財	彫刻	木造泥沙門立像	一枚
15 重要文化財	彫刻	木造足利義重坐像	一枚
16 重要文化財	彫刻	木造千手觀音立像	一枚
17 重要文化財	彫刻	木造菩薩立像	一枚
18 重要文化財	彫刻	石製奈良天立坐像	一面
19 重要文化財	工芸品	刀劍	一日
20 重要文化財	工芸品	鏡面	一日
21 重要文化財	工芸品	教誥文金經牌一函、墨跡六口、火燭器二口、漆水器一口、玻璃器一口	一日
22 重要文化財	工芸品	村井田古墳類(片面刈鉈身一口、稻葉双葉金銅鏡身一函、十二八支文鏡一面、剪文鏡一面、更丈八支銀鏡身一片)	一日
23 重要文化財	工芸品	刀劍	一日
24 重要文化財	工芸品	梵鏡	一日
25 重要文化財	工芸品	刀劍鑄造記	一日
26 重要文化財	工芸品	刀折新嘉屋長貞景光	一日
27 国宝	書籍	御文庫、御文庫抄	一冊
28 重要文化財	書籍	紙本墨書き江戸切妻造り式(御室及御侍仲物)	一枚
29 重要文化財	書籍	紙本墨書き正月腰掛手巾(年賀状及祝文)	一枚
30 重要文化財	書籍	光厳天皇御崩御奉事の経	三巻
31 重要文化財	書籍	法華經	八巻
32 重要文化財	書籍	万葉集第十五残卷(天祐本)	一巻
33 重要文化財	書籍	紙本墨書き天皇御御前御直旨(十二月二日)	一枚
34 重要文化財	古文書	後醍醐天皇御崩御消息(十二月二日)	一枚
35 文化財	工芸品	高麗	三名
36 重要有形文化財	漆屏風及び陶器地の漆油道具用具	2,814点	
37 重要有形文化財	漆屏風及び他の漆地の砂金道具用具と砂金の小懐	937点	
38 重要有形文化財	漆板及び陶器地の漆油道具用具と漆器・座布	5,577点	
39 重要有形文化財	漆屏風の座布及び和木工具	2,813点	
40 重要有形文化財	辛化・漆器の漆油道具	791点	
41 重要有形文化財	漆屏風及び漆油道具用具レタクション	310点	
42 記念物	特別史跡	諏訪川分岐所	一
43 記念物	史跡	寺中守内瓦屋敷	一
44 記念物	史跡	諏訪川分岐所	一
45 記念物	史跡	若瀬山古墳群	一
46 記念物	史跡	星鳥	一
47 記念物	史跡	高松城跡	一
48 記念物	史跡	諏訪川源頭道旁磐原寺道旁寺境内松谷今道	一
49 記念物	史跡	高松市主計平野屋敷	一
50 記念物	特別史跡	栗林の杜	一
51 記念物	名勝	絶景園庭園	一
52 記念物	天然記念物	星鳥	一

国 登 文 化 財 一 覧

種 別	指 定 名 称	員 数
1 建造物	日御碕水門海防施設	一棟
2 建造物	日御碕水門事務所	一棟
3 建造物	日御碕上屋	一棟
4 建造物	四国西元年御殿御四部新嘉屋防波亭所	一棟
5 建造物	四国西元年御殿御四部新嘉屋防波亭所	一棟
6 建造物	四国西元年御殿御四部新嘉屋防波亭所	一棟
7 建造物	四国西元年御殿御四部新嘉屋防波亭所	一棟
8 建造物	四国西元年御殿御四部新嘉屋防波亭所	一棟
9 建造物	四国西元年御殿御四部新嘉屋防波亭所	一棟
10 建造物	四国村相模守宅上屋	一棟
11 建造物	四国村相模守職所	一棟
12 建造物	四国久米天保先主宅主屋	一棟
13 建造物	四国町町役場	一棟
14 建造物	四国町町役場台造居所	一棟
15 建造物	四国町町役場台造居所食事室	一棟
16 建造物	四国町町役場台造居所西水槽	一基
17 建造物	四国町町役場台造居所東水槽	一基
18 建造物	四国町町役場台造居所北水槽	一基
19 建造物	四国町町役場台造居所西用房	一基
20 建造物	四国町町役場台造居所	一棟
21 建造物	四国町町役場台造居所南用房	一基
22 建造物	四国町町役場台造居所南門	一基
23 建造物	四国町町役場台造居所通門	一基
24 建造物	四国町町役場台造居所日野野	一基
25 建造物	四国町町役場	一基
26 建造物	四国町金銅造石御垣	一基
27 建造物	四国町人蔵ノワ・ダクン住宅	一棟
28 建造物	四国町人蔵ノワ・ダクン住宅	一基

種 別	指 定 名 称	員 数
29 建造物	西村田農人加ワツ・ダクン住宅東門	一基
30 建造物	郷里敷(日井上家住宅)主屋	一棟
31 建造物	郷里敷(日井上家住宅)南側	一棟
32 建造物	郷里敷(日井上家住宅)合版下	一棟
33 建造物	郷里敷(日井上家住宅)北側	一棟
34 建造物	郷里敷(日井上家住宅)主屋東	一棟
35 建造物	郷里敷(日井上家住宅)北側西	一棟
36 建造物	郷里敷(日井上家住宅)東	一棟
37 建造物	郷里敷(日井上家住宅)東	一棟
38 建造物	郷里敷(日井上家住宅)東	一棟
39 建造物	郷里敷(日井上家住宅)北側	一棟
40 建造物	郷里敷(日井上家住宅)北門	一棟
41 建造物	郷里敷(日井上家住宅)北門	一棟
42 建造物	郷里敷(日井上家住宅)中通解	一棟
43 建造物	郷里敷(日井上家住宅)中通解	一棟
44 建造物	郷里敷(日井上家住宅)中通解	一棟
45 建造物	山田屋(日置源氏先主御跡院元)主屋	一棟
46 建造物	山田屋(日置源氏先主御跡院元)長屋門	一棟
47 建造物	山田屋(日置源氏先主御跡院元)東側	一棟
48 建造物	山田屋(日置源氏先主御跡院元)北通繩	一棟
49 建造物	山田屋(日置源氏先主御跡院元)行籠	一基
50 建造物	山田屋(日置源氏先主御跡院元)煙突	一基
51 建造物	村家住宅主屋	一棟
52 建造物	村家住宅主屋	一棟
53 建造物	村家住宅主屋門	一棟
54 建造物	村家住宅主屋南側	一棟
55 建造物	村家住宅主屋	一棟
56 建造物	村家住宅主屋東側	一棟
57 建造物	村家住宅主屋	一基
58 建造物	天保屋旅店主屋	一棟
59 建造物	天保屋旅店本店	一棟
60 建造物	香椎北川宿主屋	一棟
61 建造物	香椎北川宿主屋	一棟
62 建造物	愛家住宅主屋	一棟
63 建造物	愛家住宅主屋	一棟
64 建造物	村家住宅主屋	一棟
65 建造物	愛家住宅主屋	一棟
66 建造物	愛家住宅主屋	一基
67 建造物	愛家住宅主屋東	一棟
68 建造物	河内家住宅主屋	一棟
69 建造物	河内家住宅主屋	一基
70 建造物	中村家住宅主屋	一棟
71 建造物	愛家住宅主屋西側	一棟
72 建造物	愛家住宅主屋東	一棟
73 建造物	河内家住宅主屋	一基
74 建造物	河内家住宅主屋	一基
75 建造物	中村家住宅主屋	一基
76 建造物	中村家住宅主屋門及び附	一基
77 建造物	中村家住宅主屋門及び附	一基
78 建造物	科多一櫓主屋	一基
79 建造物	科多一櫓主屋東	一基
80 建造物	科多二櫓主屋	一基
81 建造物	科多二櫓主門	一基
82 建造物	岡田家住宅主屋	一基
83 建造物	岡田家住宅主屋門	一基
84 建造物	岡田家住宅主屋	一基
85 建造物	岡田家住宅主屋門及び土解	一基
86 建造物	岡田家住宅外壁	一基
87 建造物	日吉家主屋	一基
88 建造物	山田屋(日置源氏先主御跡院元)御廻廊地裏室	一基
89 建造物	堀之内家主屋	一基
90 建造物	堀之内家主屋	一基
91 建造物	堀之内家主屋	一基
92 建造物	堀之内家主屋(中庭中遊及び北向)	一基
93 建造物	宮代八幡神本殿	一基
94 建造物	宮代八幡神御社及び附所	一基
95 建造物	宮代八幡神御社及山田井社本殿	一基
96 建造物	宮代八幡神往生堂	一基
97 建造物	岡田家住宅外壁	一基
98 建造物	日置木桶地主理田園東方人孔	一基
99 建造物	日置木桶地主理田門柱	一基
100 建造物	日置木桶地拂縫	一基
101 建造物	高瀬家主屋	一基
102 建造物	高瀬家主屋(中庭)	一基
103 建造物	高瀬家主屋(東側)	一基
104 建造物	高瀬家主屋(主屋)	一基
105 建造物	高瀬家主屋(門及び土解)	一基
106 建造物	高瀬家主屋(西側尾風及び土解)	一基
107 建造物	高瀬家主屋(東側門及び土解)	一基
108 建造物	高瀬家主屋(門及び附)	一基
109 建造物	高瀬家主屋(土解)	一基
110 建造物	木造伝子櫓	一基

1 登記有形 2 認定有形 3 未登記 4 未認定

1 登記有形 2 認定有形 3 未登記 4 未認定

1 登記有形 2 認定有形 3 未登記 4 未認定



第4節 自然環境

1. 地形

高松市の南部には標高 1000m 前後の山からなる讃岐山脈が所在し、その北側には標高 600m 未満の前山丘陵、市域の北部は高松平野が広がる。また、平野の東は屋島、庵治半島、前田丘陵が、西側には五色台から鷲ノ山に続く丘陵が高松平野を囲むように分布する。前田丘陵を除き、これらの山頂部には讃岐層群の火山岩類が分布しており、メサ地形となっている。また、平野内には石清尾山、日山、由良山などの小山が点在している。日山などの円錐形の小山は固い安山岩マグマが花崗岩に貫入し、冷却された火山岩頭である。

史跡高松城跡の所在する高松平野は讃岐山脈に端を発する中小河川により形成された沖積地である。香東川による扇状地を主体とし、西部は本津川の氾濫原（自然堤防と後背湿地）、東部には春日川、新川等による氾濫原、河口部には三角州からなる海岸平野が形成されている。香東川扇状地には旧河道が知られており、地下水が湧出した水脈である出水が分布し、また、大きな溜池も旧河道に沿って築造されている。史跡高松城跡は、瀬戸内海に面する高松平野の北端に位置し、香東川三角州扇状地からなる微高地の最先端に位置する。

なお、本津川、新川、春日川の下流部は高松城築城期頃には大きく内湾していた。香東川扇状地の先端に位置した高松城は、築城当時は瀬戸内海に張出すような状況であったと考えられる。江戸時代には、河口部の干潟を干拓し、新田や塩田が開発され、戦後にさらに埋立が進み、現在は、周辺埋立地の方が北に張出す景観となっている。

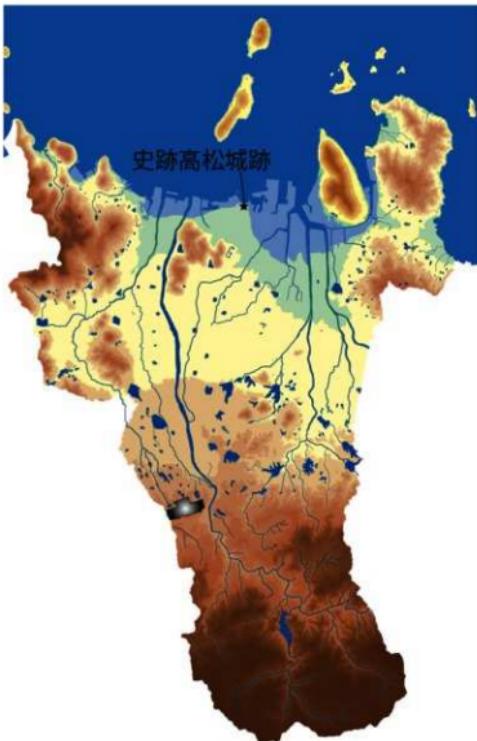


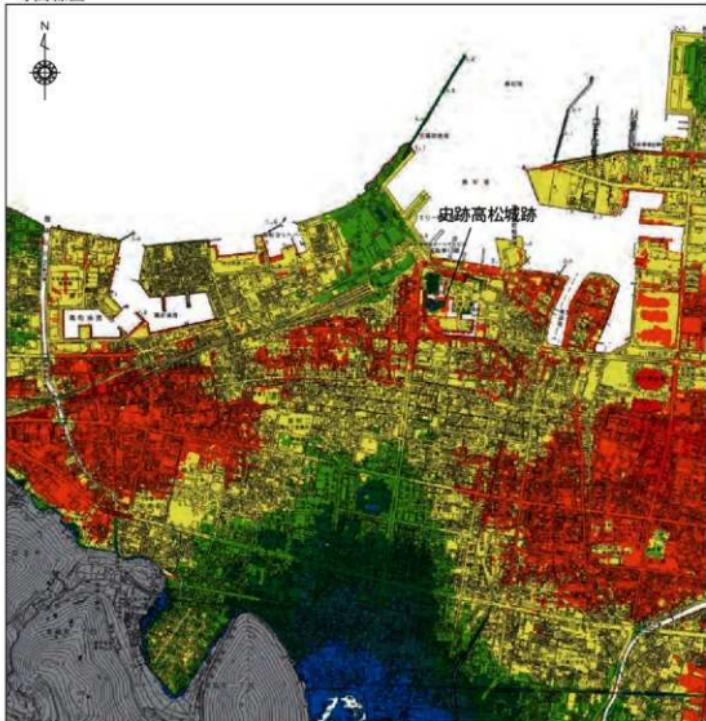
図 2-7 高松平野の地形

2. 地質

高松市の基盤は領家花崗岩類で、黒雲母花崗岩及び花崗閃綠岩からなっている。白亜紀後期（約8000～9000万年前）の激しい火成活動によって地下数kmにマグマが貫入して冷却し、その後の隆起によって地表に顔を出したものである。

市南部の讃岐山脈の母体をなすのが白亜紀後期（約7000万年前）の和泉層群である。北縁では領家花崗岩類を不整合に被覆している。不整合付近には礫岩、粗粒の砂岩が東西方向に分布し、こ

等高線図



※等高線：平成21年度計測 国土地理院基盤地図情報数値標高モデル(5m)より作成



等高線 Scale



図2-8 史跡高松城跡周辺の地形

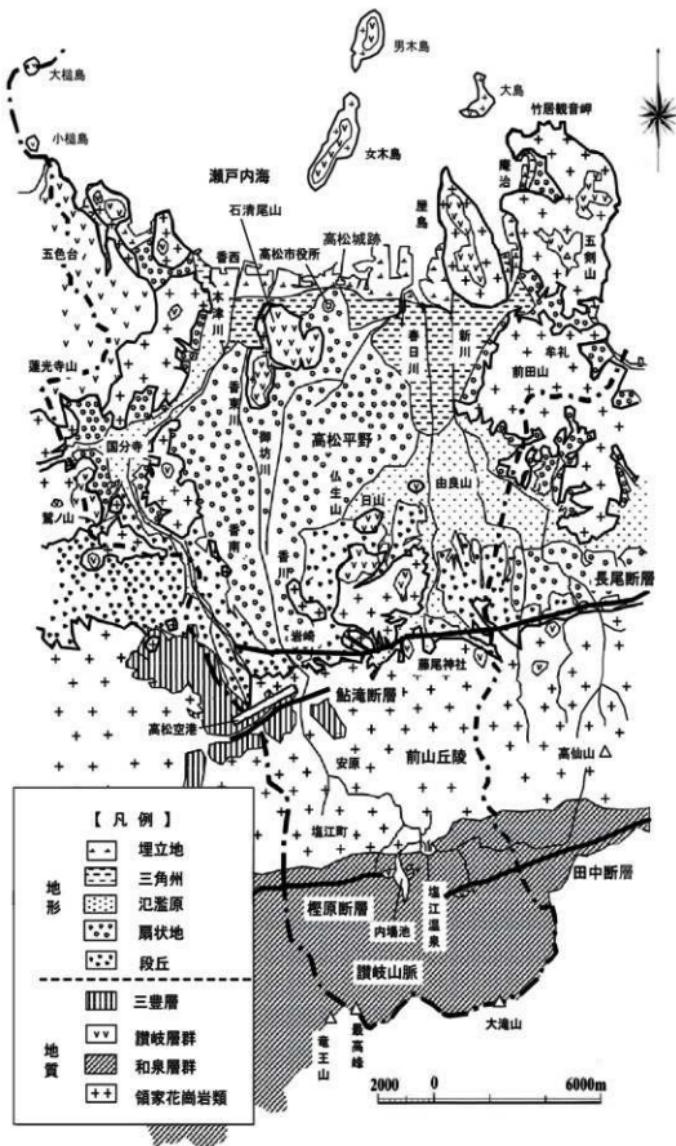


図2-9 高松市の地質と地形（高松市2021を一部改変）

の基底礫岩層の南には泥岩層、さらにその南には砂岩泥岩互層が広く分布している。

約 1400 ~ 1500 万年前の中新生代に噴出した瀬戸内火山岩及びそれに伴う淡水性の堆積岩は讃岐層群と呼ばれ、五色台や屋島など高松平野の周辺部に分布し、メサ地形となっている。模式的な層序は五色台に見ることができ、基盤のマサ化した花崗岩の侵食面上に、黒雲母流紋岩質凝灰岩、角礫状讃岐岩質安山岩、板状節理の発達した讃岐岩質安山岩溶岩、讃岐岩（カンラン岩質古銅輝石安山岩）溶岩が重なっている。また、高松平野内には基盤中に貫入した黒雲母安山岩、斜方輝石角閃石安山岩、角閃石安山岩、流紋岩が火山岩頭を形成している。

高松平野の地下では、基盤岩の花崗岩類の上に最大 200m の厚さに達する三豊層群が分布している。三豊層群の下部は前期更新世（約 80 ~ 260 万年前）に河川や湖沼で堆積した地層で、平野から瀬戸内海海底に連続している。礫層、砂層、黒灰色泥層、青色シルト層からなる三豊層群の上部は、和泉層群の砂岩や礫を主体とする扇状地性礫層である。

高松平野の南部には低位、中位、高位の段丘が分布している。香東川周辺では香東川の堆積物で和泉層群の砂岩を主体とする礫層が数段の段丘面を形成している。また、新川、春日川の流域にも礫層、砂層、粘土層からなる数段の段丘面が分布している。

高松平野の沖積層は、香東川の扇状地では礫勝ち堆積物、春日川、新川等における氾濫平野では砂及び泥勝ち堆積物、河口部の三角州では砂勝ち堆積物となっている。沖積層の厚さは臨海部においても 10m 程度であり、内陸部でも数 m 以内である。このため、高松平野は基本的に更新世末期の最終氷期（約 1 ~ 7 万年前）の扇状地からなり、表層部に薄く 1 万年前以降に堆積した完新世の堆積物（沖積層）が覆っている。

高松城跡の所在する臨海部は、地形発達史からおおまかに見れば、更新世末期の古期扇状地が完新世初期の海進で沈み、その後の海退に伴い再び海岸平野として現れた。そこへ河川により運ばれた砂礫が被覆して新規扇状地を形成している。下位から沖積下部層（旧扇状地層）、沖積上部層（海成層）、沖積上部層（扇状地～三角州性）と成層している。

高松城跡内の既往ボーリング調査では、沖積層の最上部が確認されており、上位より沖積礫質土、沖積砂質土、沖積粘性土が成層している。各層は上位から粗粒土から細粒土に細分化していることから三角州性から扇状地性へと次第に水深が浅くなっていたと考えられる。

3. 気候・気象

気候は典型的な瀬戸内型気候区に属し、四国山地や中国山地などの地形にも作用され、年平均気

表 2-9 高松市の気象

高松市気象台 高松地域気象観測所 平均値(1991~2020年)												高松地方気象台 観測データから作成	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
平均気温 (°C)	5.9	6.3	9.4	14.7	19.8	23.3	27.5	28.6	24.7	19.0	13.2	8.1	16.7
降水量 (mm)	39.4	45.8	81.4	74.6	100.9	153.1	159.8	106.0	167.4	120.1	55.0	46.7	1150.1
日照時間 (時間)	141.4	143.8	175.0	194.5	210.1	158.2	191.8	221.2	159.6	164.6	145.5	142.7	2046.5
相対湿度 (%)	63	63	62	62	64	72	73	70	72	70	69	66	67



温は16～17°Cで、年間を通じて気温格差が小さく、温暖な気候である。年間降水量は1,000mm前後と少なく、これまで幾度も渇水に悩まされてきた。年間降水量の50%以上は、梅雨期と台風期に集中し、その他の月は極端に少なく、乾燥した晴天の日が続く（表2-9）。

史跡高松城跡の所在する海岸部では、春から初夏にかけて瀬戸内海特有の霧が発生するほか、夏の朝夕には「風」^{なび}と呼ばれる無風状態になることなどが特徴的である。また、海浜部であることから、台風時には高潮が発生しやすく、平成16年（2004）の台風16号では高松市の中心市街地が浸水し、史跡指定地内にも浸水は及んだ。

4. 植生

高松市の潜在自然植生は、常緑広葉樹林帯であるヤブツバキクラス域から落葉広葉樹林帯であるブナクラス域まで及んでいるが、そのほとんどが、高木がシイ、カゴノキ、クロガネモチ等の照葉樹林で構成される。自然植生は少なく、各地の社叢林としてその片鱗が残るほかは、山間部に残るだけである。代償植生が市内のほとんどを占めており、シイ・カシ常緑広葉樹二次林、ウバメガシ二次林、クヌギ・コナラ等夏緑広葉樹二次林がある。一方、高松城跡周辺は市街化しており、本来の植生は失われている。

史跡高松城跡では、江戸時代に植樹されたと考えられる二の丸に所在するクロマツ、三の丸のウルシなどをはじめ、明治時代になり檜や櫻などを廃した後に生育した石垣上のクロマツ、明治35年の玉藻廟建築に伴い植樹されたクスノキ、大正時代の披雲閣庭園作庭時に植樹されたクロマツ、ウバメガシ、ソテツ、マキ等、玉藻公園として開園してから植樹された桜の馬場の桜など、すべて植樹された植生である。また、特殊な環境の植生として、石垣にはツメレングが自生している。このうち、江戸時代に植樹された樹木及び大正時代の披雲閣作庭時に植樹された樹木については史跡等の本質的価値の構成要素として保存管理の対象とする。

なお、かつて高松城跡の北側の海域は玉藻浦と呼ばれていた。玉藻とは「美しい藻」を意味しており、江戸時代には周辺海域はアマモ等が自生していたと考えられる。

5. 動物

（1）哺乳類

高松市には、7目32種の哺乳類が生息している。このうち、高松城跡の所在する市街地でも見られるものを挙げていく。

よしわらじゆく 翼手目（コウモリ目）では、イエコウモリ（アブラコウモリ）が生息している。標高100m以下の平野部に見られ、家屋をねぐらや繁殖場所に使う。春から秋にかけて、日没後、市街地でも飛翔しているのがよく見られる。

よしわらじゆく 齧歯目（ネズミ目）では、外来種としてドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミ3種が人家とその周辺に生息している。

じょくじゆく 食肉目（ネコ目）では、在来種としてタヌキ、キツネ、アナグマ、外来種としてチョウセンイタチ、アライグマ、ハクビシンが低地から高地まで広く分布し、市街地でも見られることがある。特にアライグマは、特定外来生物に指定されており、農作物を食害し、人家の屋根裏で繁殖することがある。

こうういむらじく 偶蹄目（ウシ目）では近年、イノシシの分布が拡大し、市街地にも出没することがある。イノシシは遊泳力があり、瀬戸内海を泳いで渡ることがある。

(2) 鳥類

鳥類は自然環境、季節などに応じて種類、生息数、出現時期などに違いが見られるが、野鳥では繁殖地、越冬地を大移動する種類も多く、季節で様変わりする特徴がある。

高松の市街地には公園、住宅地、街路樹など狭いながらも緑地があり、鳥類の休息地、繁殖地、餌場にもなっている。過去には冬鳥であったムクドリは、昭和 50 年ごろより高松市内でも繁殖が見られるようになり、初夏から晩秋の夜間には街路樹やビル屋上の広告塔を集団ねぐらとして利用している。ハクセキレイも最近になって海岸沿いの市街地から平野部にかけて繁殖するものが見られるようになり、ムクドリと同じように市街地の電線や街路樹、ビルの広告塔を集団ねぐらとして利用している。ねぐらには秋に北方より冬鳥として渡ってきたものも加わる。スズメやカラス類も同じように集団ねぐらを形成する。学校や公園、民家などの樹木では、キジバト、ヒヨドリをはじめ、たまにモズ、コゲラ、メジロ、カワラヒワなどが営巣する。冬季にはムク、エノキ、クス、クロガネモチ、ピラカンサなどの実を求めてツグミ、シロハラ、シメ、ジョウビタキなどの冬鳥も渡来する。数年おきにはキレンジャク、ヒレンジャクが春先に集団で渡来する。夏鳥のツバメは住宅地でも普通に繁殖していたが、最近は住宅構造の変化等もあり減少している。海岸沿いの岩場などに生息していたイソヒヨドリは近年、年間を通じてビル街や住宅地でも見られるようになり、エサを運んでいる姿も目撃されており、繁殖地を拡げていることがうかがえる。ハイバサも高いビルの屋上などで少ないものの目撃例が増えている。外来鳥のハッカチョウも市街地で見かけることが多くなっている。

史跡高松城跡では、カラスが高木に営巣しているほか、ハトが多く見受けられ、近年、ウが堀の魚を狙う姿をよく見かける。

(3) 両生・爬虫類

高松市に生息する両生類は、サンショウウオの仲間が2種、イモリの仲間が1種、カエルの仲間が12種の合計 15 種、爬虫類は、カメの仲間が3種、トカゲの仲間が4種、ヘビの仲間が8種の合計 15 種が確認されている。

このうち市街地では、緑や土のある場所が少なく、市内では最も両生・爬虫類の種数が少ない。一部の限られた場所で、ニホンアマガエル、ウシガエル、ニホントカゲ、ミシシッピアカミミガメ（人工的な移入）、クサガメ、ニホンスッポン、アオダイショウの生息が確認されている。ニホンヤモリは、家屋やビルを中心に都市環境に適応し、多数生息している。

史跡高松城跡では、周囲が海水に取り囲まれ、淡水が少ないものの、比較的緑や土が多い。重要文化財建造物に多くのニホンヤモリが生息するほか、ニホントカゲ、アオダイショウ、シマヘビが見られる。シマヘビ、アオダイショウは石垣などに生息するほか、堀の水面を滑るように泳ぐ姿が見られる。

(4) 魚類など

高松市を流れる主な河川は、讃岐山脈やその前山から起点を発し、北流して瀬戸内海に注ぐ短い河川ばかりで、流水量が少ない。さらに山地が浅いことから、川の水量も大雨の後以外は多くないために、昔から大小多数のため池を造ってきた。このような自然条件は、淡水魚にとっては大変厳しく、淡水魚の種類は少ない。特に市街地については大きな河川も少なく、生息している魚類は少ない。

一方、高松城跡の内堀、中堀は水門を通じて海とつながっており、瀬戸内海沿岸部で一般的に見られる魚類が生息している。平成 20 年（2008）の天守台石垣解体修理に伴い、内堀の水位を下げた時にクロダイ、スズキ、ボラ、メジナ、ヒラメ、カレイ、メバル、カサゴ、マハゼ、フグ、マゴチなどを捕



獲したほか、時期によってはマアジ、サヨリなども見かける。また、現在はマダイが放流されている。このほか、水生生物として、アオリイカ、ナマコ、ヒトデ、ザザエ、ヒオウギガイ、カキなどがよく見られる。

第5節 社会的環境

1. 人口

高松市の人口及び世帯数は、平成17年（2005）9月26日に塩江町と、平成18年1月10日に
むれいちょう あじりょう かがわちょう こうなんちょう こくぶんじちょう しよのえちょう
牟礼町・庵治町・香川町・香南町・国分寺町の近隣5町と合併したことにより、大幅に増加した。近年は、
人口はほぼ横ばいから減少傾向、世帯数はやや増加傾向にある（表2-10）。

表2-10 高松市の人口等の推移

区分	年度	S63	H5	H10	H15	H20	H25	H30
人 口		330,759	332,987	335,825	339,236	426,465	428,883	428,039
世 帯 数		116,251	124,277	133,033	140,716	179,644	188,180	196,686
1世帯当たり人数		2.85	2.68	2.52	2.41	2.37	2.28	2.18

※ 各年10月1日現在の高松市の登録人口（住民基本台帳人口）による。

2. 交通

史跡高松城跡周辺は高松市の中央北部に位置し、瀬戸内海に面している。県外からの交通アクセスとしてはJR高松駅が最寄り駅であり、高松城跡は東に徒歩5分の位置にある。なお、JR高松駅はかつての城跡の北西端に位置する。また、高松港もすぐ北に位置しており、本州から船でのアクセスも可能である。小豆島・豊島などの島しょ部への船便も高松港に集中しており、海上交通の拠点となっている。車では高松自動車道高松中央インターチェンジから約25分、高松空港からはリムジンバスで約40分の距離にある。そのほか、史跡指定地の西側隣接地において高松琴平電気鉄道高松築港駅が所在し、琴平、長尾、志度方面へのアクセス起点となっている。バスについて、市内各地へ向かうバス路線及び他都市への高速バスのターミナルがJR高松駅前に整備されていることから、市内のアクセス及び他都市からのアクセスも整えられている。

3. 都市公園等の整備

都市公園等の整備は、都市の緑化を推進し、緑地を確保していく上で、その中核を構成するものである。本市の公園整備は、戦後の土地区画整理事業から始まった。以降、順次公園の整備が進んだことにより、現在、市内の公園数は319か所となっている。史跡高松城跡の所在する玉藻公園は、都市公園法に基づく歴史公園としての位置づけがなされ、整備管理が行われている。

公園のうち、特に身近な公園としての街区公園は、土地区画整理事業地区以外では、十分に整備されていない状況にあり、市民一人当たりの公園面積は不足している。このようなことから、平成26年（2014）4月に公園の無い小学校区や不足している小学校区において、「身近な公園整備事業」を創設し、公園の整備に着手している。



史跡高松城跡



高速道路



国道



河川



鉄道

図2-10 史跡高松城跡周辺の主要交通網



このほか、市域東部の丘陵地では、市民の健康増進のため、スポーツ活動やトレーニング、レクリエーションなどに気軽に利用できる施設を配置した東部運動公園の施設整備が完了し、平成26年5月に全面供用を開始している。その後、あじ童王山公園や南部運動公園などがオープンしている。

また、緑豊かな都市景観をつくるため、街路事業等の残地を利用して、個性のあるポケットパークとして整備している（平成31年3月31日現在15か所 3,622.88 m²）。今後とも、市民に潤いと安らぎを与える都市施設となるよう、市民参加による親しまれる公園づくりを推進することにより、都市の生活環境の向上を図ることとしている。

市街地中心部では、高松港頭地区総合整備事業の一つとして、史跡高松城跡の隣接地の主に内堀が埋め立てられた範囲において、玉藻公園西側の拡張整備が完了し、平成26年4月に供用を開始している。

表2-11 高松市内の公園

令和2年4月1日現在

種別	現況		公園名称
	公園数	面積(ha)	
街区公園	251	34.71	松島公園ほか
近隣公園	15	24.94	紫雲公園・今里中央公園・房前公園・円座公園(県)ほか
地区公園	3	17.70	中央公園・橘ノ丘総合運動公園・如意輪寺公園
総合公園	3	46.46	仏生山公園・峰山公園・あじ童王山公園
運動公園	3	82.33	香川県総合運動公園(県)・東部運動公園・りんくうスポーツ公園
歴史公園	2	83.72	玉藻公園・栗林公園(県)
墓園	2	16.06	平和公園・六ツ目墓園
広域公園	1	40.52	さぬき空港公園(県)
緑地公園	39	39.74	津田川緑道・屋島緑地・香東川緑地(県)ほか
合計	319	386.18	



図2-11 玉藻公園の範囲と史跡指定地の関係

4. 観光

「うどん県」キャンペーンや瀬戸内国際芸術祭の開催等により、国内外における本県の知名度が向上し、特に外国人観光客の動向は、観光庁による「宿泊旅行者統計調査」において、平成28年度(2016)に外国人延べ宿泊者数の伸び率が全国トップを記録したほか、令和元年(2019)には、世界大手の複数の旅行サイトやメディアに「訪れるべき目的地2020」として日本で唯一、本市が選出されるなど好調であったが、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、本市の観光業界も非常に厳しい状況が続いている。

コロナ禍収束後に向けて、今後も、瀬戸内国際芸術祭などを生かした、さらなる観光客誘致が求められている。こうした中で、(公財)高松観光コンベンション・ビューローにおいては、訪日観光客等誘致事業、瀬戸内海クルーズ事業等の観光振興事業と、国際会議も含めた各種コンベンション推進事業に取り組み、関連業界とも連携・協力し、観光振興とコンベンション誘致を一元的に推進している。

今後、総合計画に掲げる「活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松」の実現に向けて国内外に積極的にPRするため、関係業界との連携の下、各種観光宣伝や観光展の開催、各種マップ・パンフレット類の充実のほか、美しい自然の残る高松の奥座敷「塩江温泉郷」や女木島、男木島などのワーケーションを軸とした滞在型観光、史跡高松城跡を整備した「玉藻公園」、その城主の墓所である史跡高松藩主松平家墓所がある「仏生山」、高松松平家の別荘である「栗林公園」、風光明媚な多島美の瀬戸内海国立公園と源平合戦で有名な「屋島」、世界一の品質を誇る庵治石と世界的に知られる「イサム・ノグチ庭園美術館」や「流政之スタジオ」を有する「庵治・牟礼地域」、世界の盆栽愛好家に

表2-12 観光ボランティアガイド実績

(ガイド実績)

区分	年度	27	28	29	30	元
玉藻公園	ガイド件数(件)	881	1,399	1,152	1,534	1,325
	被ガイド観光客数(人)	5,647	6,582	6,074	6,187	4,925
屋島山上	ガイド件数(件)	934	950	988	1,114	877
	被ガイド観光客数(人)	4,501	4,195	4,219	4,146	3,505
サンポート高松	ガイド件数(件)	41	80	37	18	22
	被ガイド観光客数(人)	524	1,050	1,188	1,283	630
合 計	ガイド件数(件)	1,856	2,429	2,177	2,666	2,224
	被ガイド観光客数(人)	10,672	11,827	11,481	11,616	9,060

表2-13 主要観光地の観光客数

(単位:千人)

年次 名称	27	28	29	30	元
栗林公園	657	706	745	718	783
屋島	444	503	462	489	525
玉藻公園	210	237	224	200	247
鬼ヶ島	103	157	90	89	192
合 計	1,414	1,603	1,521	1,496	1,747

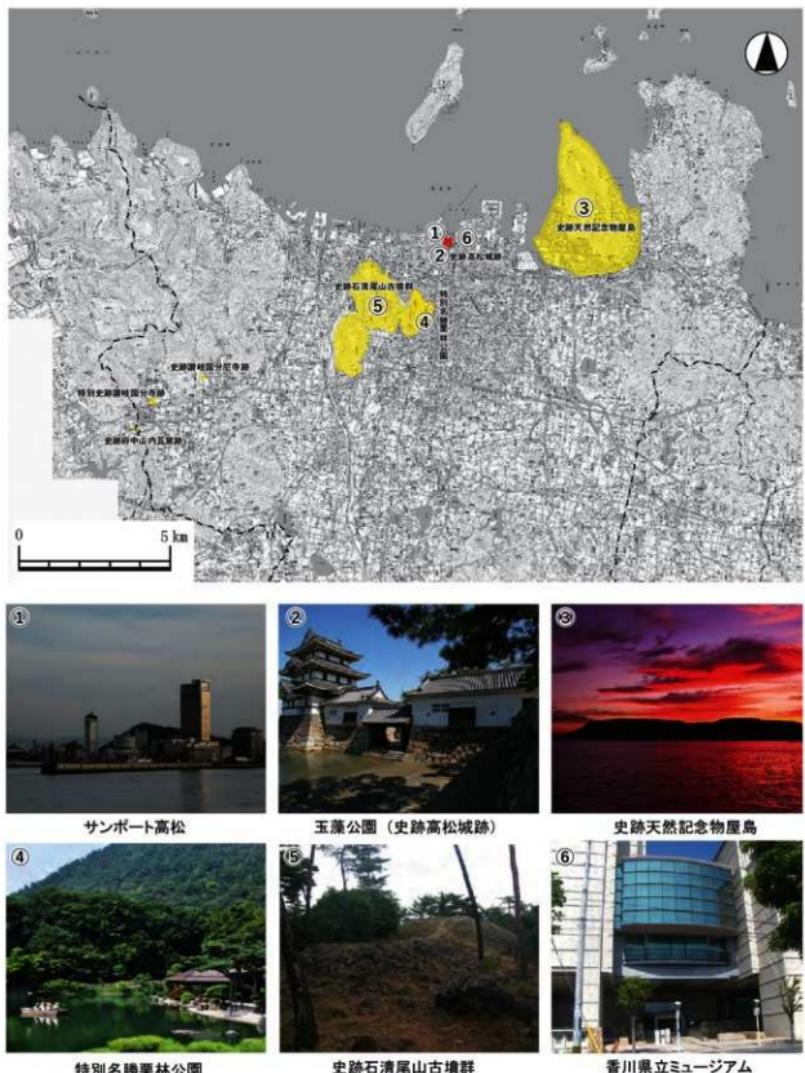


図2-12 高松市の主な観光レクリエーション施設

知られる盆栽の聖地「鬼無・国分寺」、日本一長いアーケード街を誇る「中心市街地」などを融合させた、まちづくり型観光振興策として、高松市全域を舞台に、「体験・まち歩き型観光」に取り組んでいる。

また、観光ボランティアガイド育成事業として、玉藻公園、屋島山上、サンポート高松では観光客の利便を図るために、気軽に観光案内の依頼ができる観光ボランティアガイドの運営態勢の強化と人材育成に努めている。

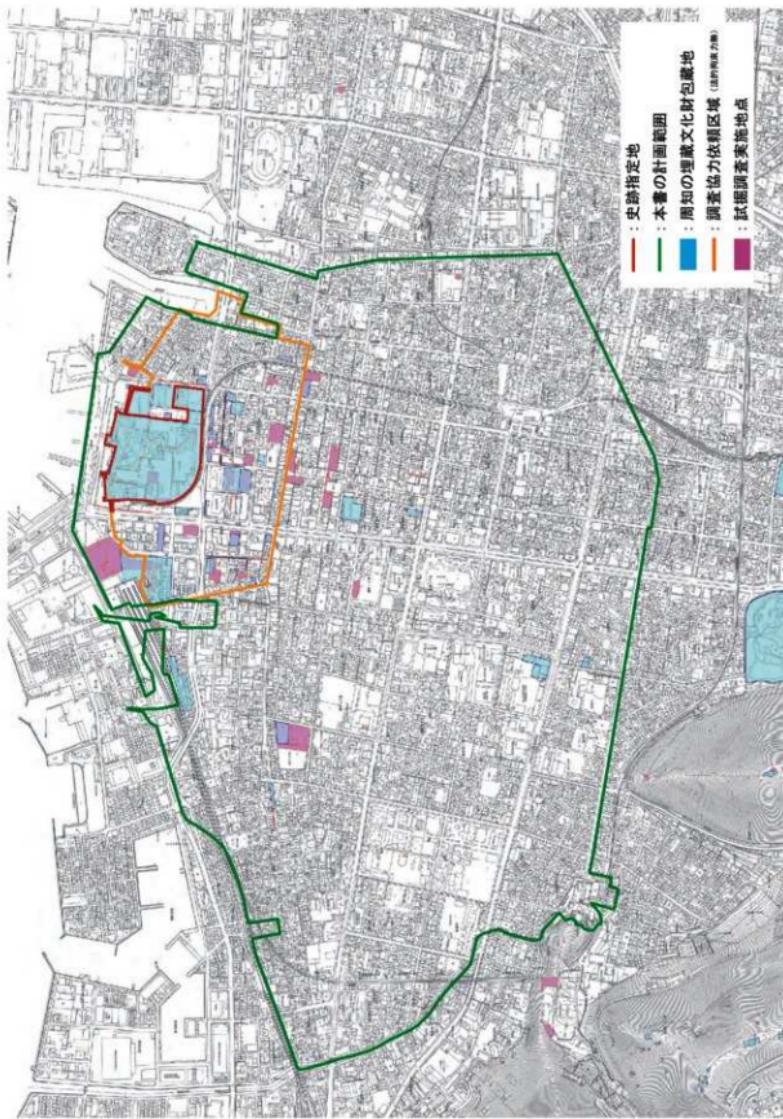
5. 高松城周辺の法規制

史跡高松城跡周辺は、高松市街地の中枢にあたり、周辺は既に市街化が進み公共交通機関を始め重要な都市機能が集中する。このため、史跡周辺での事業計画を検討するに当たり、既存の法規制について整理することが重要である。本計画の計画範囲内で関連する法規制については、表2-14のとおり。なお主要な各関連法令の条文の一部抜粋を第14章に掲載した。



表2-14 計画範囲及び周辺の法規制

主要法律	地区区分、規則、基準等	対象範囲	主管課、協議先
文化財保護法	文化財保護法施行令、特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する規則、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の届出に関する規則、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則、文化財保護施行令第5条第4項第1号イからまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準、史跡天然記念物標識等設置基準、史跡に建立する石碑の取り扱いについて、史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準	史跡内、史跡外	高松市文化財課、香川県教育委員会
河川法		史跡外	高松市河港課、香川県土木事務所
海岸法		史跡外	高松市河港課、香川県土木事務所
港湾法	海岸保全区城、海岸保全施設	史跡外	高松市河港課、香川県土木事務所
森林法	国有林、地域森林計画対象民有地、保安林	史跡外	香川県森林管理事務所、四国財務局、高松市農林水産課
景観法		史跡内、史跡外	高松市都市計画課
都市計画法	特別地域、防火地域、用途地域(いずれも高松市基準策定)	史跡内、史跡外	高松市都市計画課
都市公園法	都市公園等	史跡内、史跡外	高松市都市計画課
土砂災害防止法	特別警戒区域(急傾斜地、土石流)警戒区域(急傾斜地、土石流)	史跡外	高松市危機管理課
道路法	市道	史跡内、史跡外	高松市道路管理課
屋外広告物法		史跡内、史跡外	高松市都市計画課



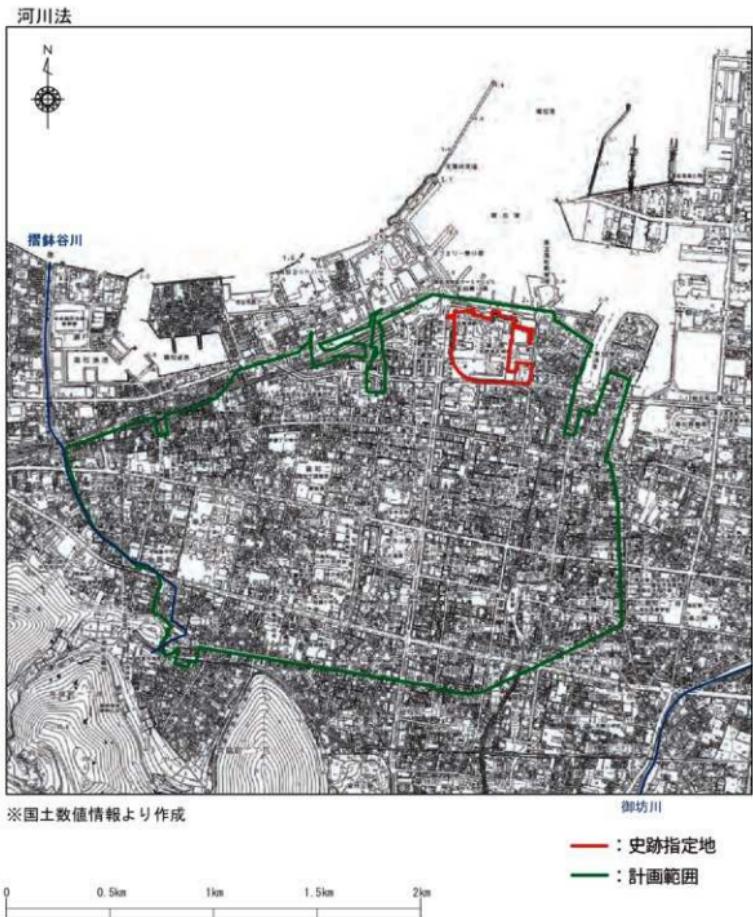
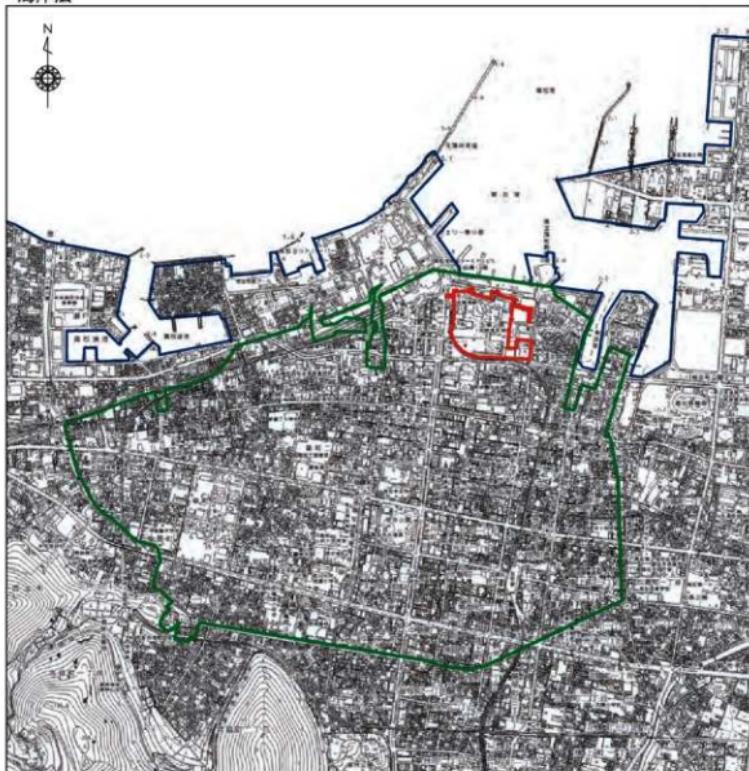


図2-14 河川法関係図

海岸法



※国土数値情報より作成

— : 史跡指定地

— : 計画範囲



図2-15 海岸法関係図



港湾法（海岸保全施設）



図2-16 港湾法関係図

森林法



※国土数値情報より作成



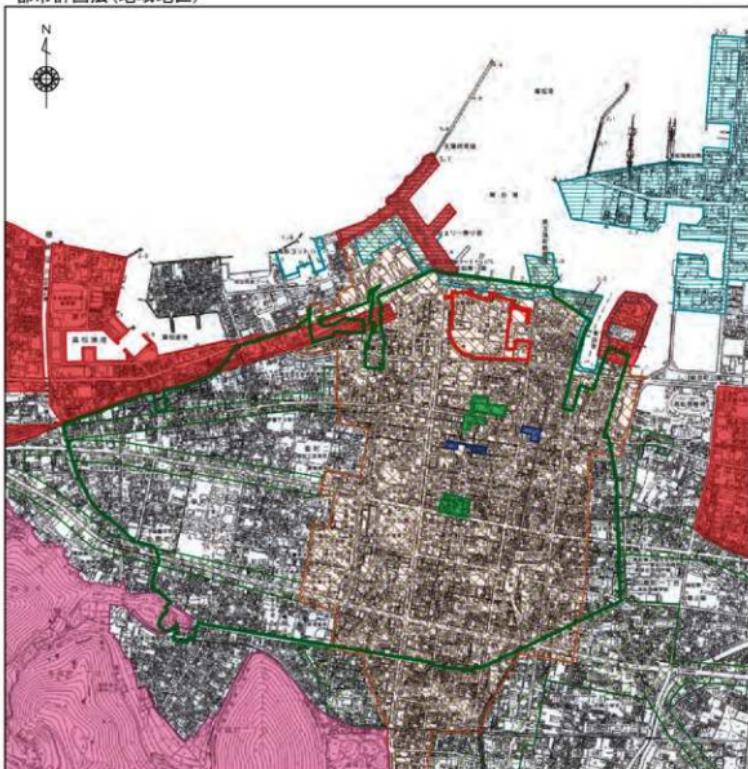
- 国有林
- 地域森林計画対象民有地
- 保安林
- 史跡指定地
- 計画範囲

図 2-17 森林法関係図

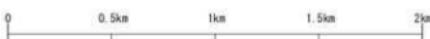


図2-18 景観法関係図

都市計画法(地域地区)



※たかまっぷより作成



- 特別用途地区
(大規模集客施設制限地区)
- 高度利用地域
- 都市再生特別地区
- 風致地区
- 臨港地区
- 駐車場整備地区
- 駐輪場整備地区

—— : 史跡指定地

—— : 計画範囲

図 2-19 都市計画法関係図 (地区区分関係)



都市計画法(防火地域)

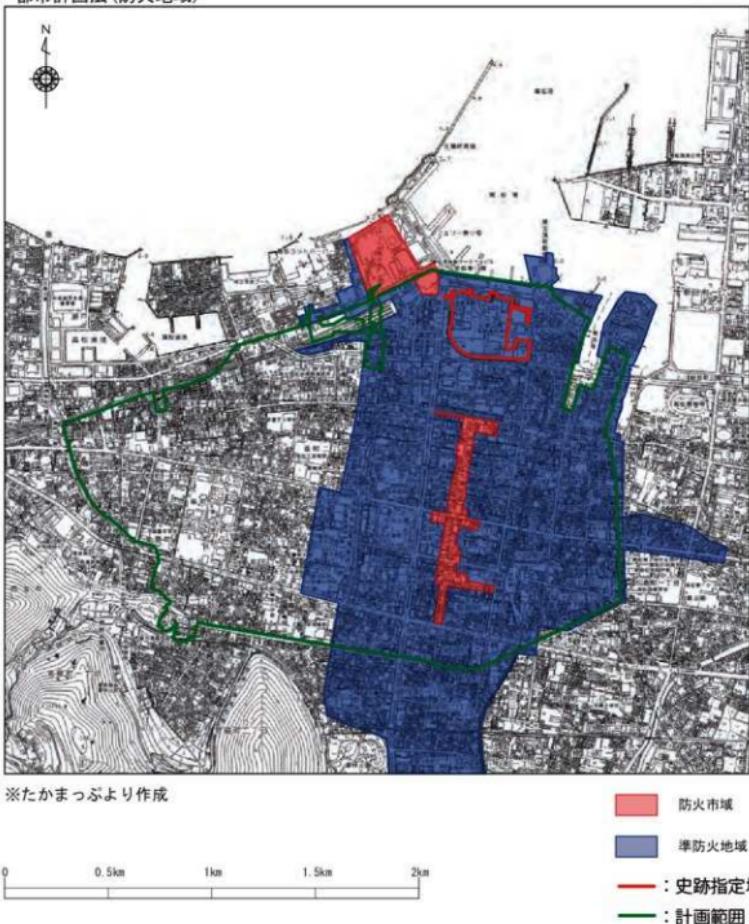
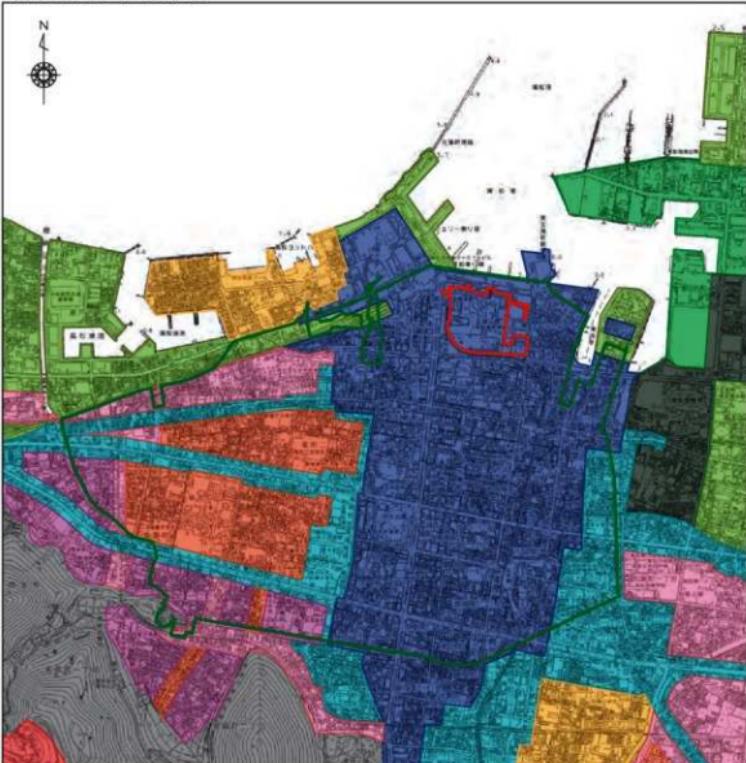


図2-20 都市計画法関係図(防火関係)

都市計画法（用途地域）



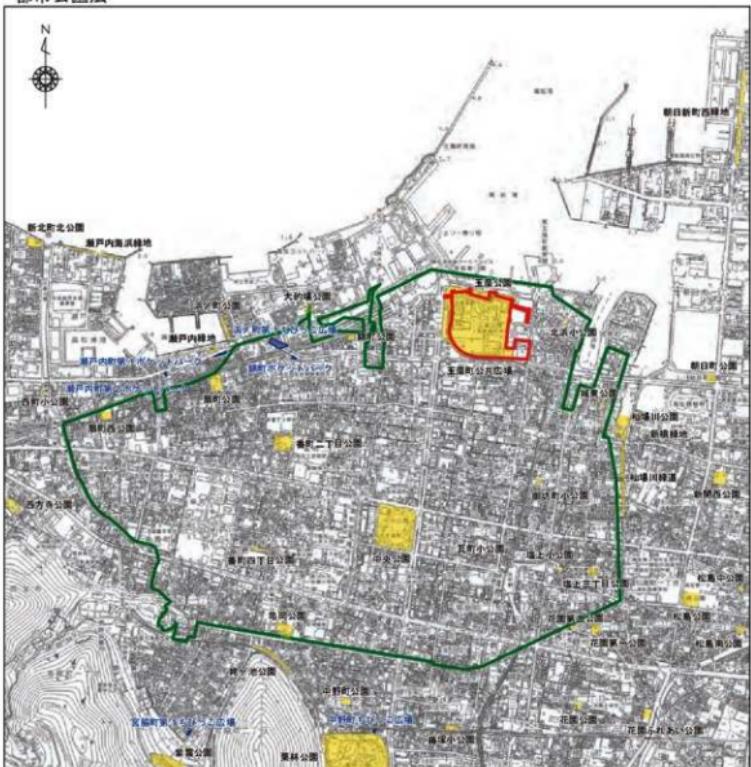
※たかまつぶより作成

	第一種低層住居専用地域	商業地域		
	第一種中高層住居専用地域	近隣商業地域		
	第一種住居地域	工業地域		
	第二種中高層住居専用地域	工業専用地域		
	第二種住居地域	準工業地域		
——：史跡指定地				
——：計画範囲				
0	0.5km	1km	1.5km	2km

図 2-21 都市計画法関係図（用途地域関係）



都市公園法



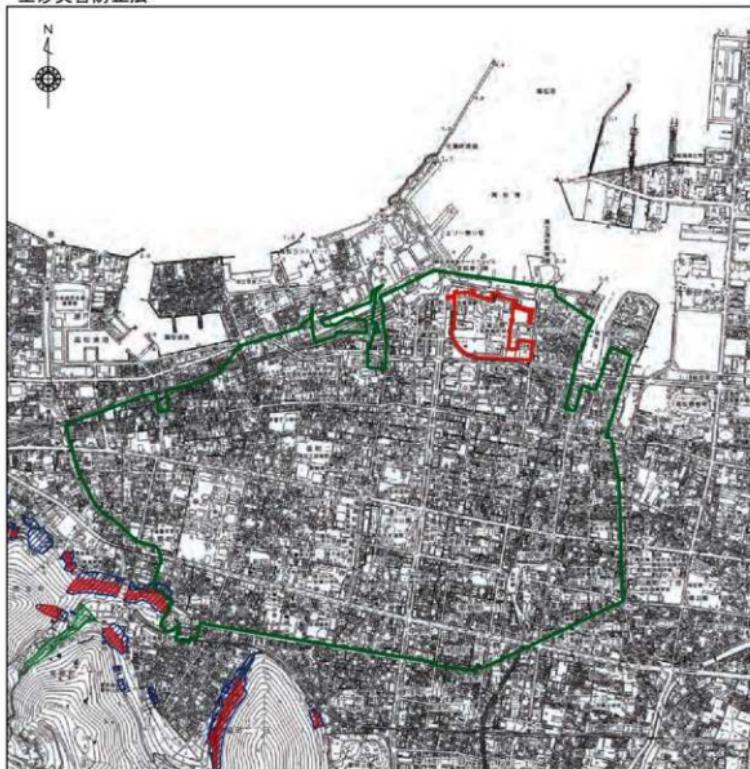
※国土数値情報より作成

0 0.5km 1km 1.5km 2km

- 都市公園
- ちびっこ広場・ポケットパーク
- : 史跡指定地
- : 計画範囲

図2-22 都市公園法関係図

土砂災害防止法



※国土数値情報より作成

0 0.5km 1km 1.5km 2km

- 急傾斜地の崩壊（特別警戒区域）
- 急傾斜地の崩壊（警戒区域）
- 土石流（特別警戒区域）
- 土石流（警戒区域）
- ：史跡指定地
- ：計画範囲

図 2-23 土砂災害防止法関係図

道路法



図2-24 道路法関係図

第3章 高松城跡の概要

第1節 高松城跡の概要

1. 高松城跡周辺の地理的変遷

12～13世紀前葉の高松城周辺は、東西に2本の河川が巡り、その間に挟まれた広大な砂州が広がっていた。さらに河口付近にはいくつかの小規模な砂堆が形成されていた。発掘調査で検出された港湾施設及び汀線を基準にすると、海岸線は現在よりもかなり内陸側に入り込んでいたと想定される。また、砂堆の後背部に形成された潟湖を利用して港湾施設が形成されていた。

13世紀後半～15世紀代にかけては、前段階で確認した地形が河川の埋積作用により埋没が進み、港湾施設のおかれた潟湖の埋没、旧河道の埋没や砂堆の連結が進んだものと考えられている。高松城の二の丸から三の丸にかけての主要な曲輪が配置された箇所は、この時期に陸地化が進んだものと推定されている。その後、16世紀から17世紀にかけて、河川の埋積がさらに進行するとともに水量が減少し、安定した地盤が形成され、周辺での土地利用が進行したことが伺える。

以上の中世段階の地理的環境を踏まえると、高松城の築城以前の状況として、当初河川の堆積作用などで安定性の低い海浜部であったが、築城直前段階では埋没作用が落ち着き、比較的広範での土地利用が可能であった状況が想定できる。また、城郭の主要部が置かれた位置は、砂堆の高所を選ぶなど、周辺でも比較的安定した土地を選んで縛張りがなされたものと考えられる。

2. 高松城の歴史

(1) 築城前夜

築城直前の讃岐は、高松市南部の十河氏や西部の香西氏などの小領主が割拠していた。土佐の長宗我部元親は徐々にその勢力を拡大ていき、天正12年（1584）には讃岐はほぼ制圧され、翌13年には四国のほぼ全域を勢力下においた。しかし、元親は羽柴秀吉の四国出兵により降伏し、秀吉は讃岐一国を仙石秀久（うち2万石は十河存保）に与えた。一方、秀吉は翌14年に九州出兵を行い、秀久も四国勢をまとめ従軍したが、作戦の失敗から領地没収となつた。秀久の後、讃岐を与えられた尾藤知宣も同じく九州出兵における失態を咎められて領地を没収され、天正15年に生駒親正に讃岐一国が与えられ、その本拠として高松城が築城された。



図3-1 中世の地形復元（香川県歴史博物館 2007より）



(2) 高松城築城と生駒家

高松城は天正16年（1588）に築城が開始された。高松城の選地の経緯について、「讃羽綱遺録」（生駒親孝著、1833年）は次のように記している。

まず、讃岐に入った生駒親正は引田城に拠ったが、領地の東に寄つており西讃岐の統治に不便であったため、仙石秀久が拠った宇多津の聖通寺城に移ろうとした。しかし、城域が狭かったため仲郡の亀山（のちの丸亀城）に城を築こうとした。ところが、東讃岐の大内郡へ亀山から一日のうちに着くことができない距離であったので、山田郡の由良山を候補としたが、こちらは水が乏しかった。最後に香東郡の野原庄の当地に城を築くことに定めた、とされる。近年の研究では、領国を中心にあるという立地上の特性とともに、先行する港町の存在や、海陸交通の結節点であった点が、高松城築城の前提となつたことが指摘されている（市村ほか編 2009・2016）。また、発掘調査の成果によって、天守台の完成が17世紀初頭まで降ることが確認されていることから、生駒氏による築城は一定の期間を要したことが明らかになっている。寛永4年（1627）の「讃岐伊豫土佐阿波探索書」には、完成後に城郭が傷んだ状態であることが記載されており、少なくともこの時期には完成してやや時間が経過していたと考えられる。一方、臨海部の砂堆上の建築ということで、基礎地盤の安定性の確保が極めて重要な課題であつたと考えられるが、石垣の大半が築城後400年以上健全な姿を留めているなど、当時の築城技術の高さをうかがうことができる。なお、生駒家は慶長年間（1596～1615）の江戸城や元和6年（1620）からの大坂城などの公儀普請へ参加したことが知られる（香川県 1989 a）。



図3-2 天守台石垣で確認した生駒家家紋刻印

生駒親正は豊臣政権下の重臣であり、職制の実在を疑問視する見解もある（谷口 2000）が一説には五大老に次ぐ「三中老」を務めたとされる。秀吉は仙石・尾藤に続いて子飼いの重臣を連続して配置していることからも、讃岐の掌握が豊臣政権側からみて重要であったことが推測される。高松城の築城が開始された天正16年は、秀吉の九州出兵の後にあたる。また、豊臣政権による対外戦争の企画が既になされている段階でもある。秀吉が讃岐の地に重臣を配したのは、平定後の西国押さえや、唐入りに対する備えとしての背景が存在した可能性が指摘されている。実際に親正・一正はともに文禄の役に参陣し、一正是慶長の役にも参加している。

高松城主としての生駒家は親正、一正、正俊、高俊と4代続く。関ヶ原の戦いでは、親正が西軍に、一正が東軍につき参戦し、戦後親正は隠居し家督は一正に譲られた。大坂の陣では正俊は徳川方につき、藩としての存続を保った。高俊の時代、家臣同士の争いから生じた御家騒動（生駒騒動）により、寛永17年（1640）に領地は没収され、堪忍料として出羽国巣島（秋田県由利本荘市）1万石が与えられた。これにより、一時的に讃岐一国は伊予3藩により分治され、高松城は大洲藩主加藤泰興の預りとなる。

(3) 松平頼重の入部と城の大改修

寛永19年（1642）、徳川御三家の水戸藩主徳川頼房の長子松平頼重が常陸国・下館5万石から東讃岐12万石の領主となった。三男で水戸家を継いだ徳川光圀は、頼重の子綱條を水戸徳川家の後継に迎え、実子頼常を高松藩2代藩主としている。その後も高松松平家と水戸徳川家の間では養子

縁組による相続が行われている。高松松平家以外の御三家の分家は3万石余が最高石高であることや、江戸城における伺候席が黒書院溜間詔めに列せられ、重要事については幕府の諮問を受けるという格式が設定されたことから、高松松平家が幕府から重要視されていたことがうかがえる。

また、周辺の状況を見ると、江戸幕府成立時には、四国が全て外様大名の領地となっていたが、段階的に御家の配置が進められたことが指摘されている（胡 2007 a）。寛永年間には、高松の他にも伊予の松山・今治に御家の配置されており、徳川政権下での瀬戸内海の掌握が進められたとされる。

高松藩が成立したのは、キリスト教禁止令、ポルトガル船来航禁止令の発布や、島原の乱の平定など、幕府の鎖国体制の整備期にあたり、西日本は対外的・軍事的な緊張関係が高まった時期であった。松平頼重の高松就封に当たっては、将軍から「西国・中国の目附たらんことを欲す命」があったとされる（松平公益会編 1964）。事実、自身も入国と同時に2隻の大船を建造し、瀬戸内海の巡視や豊前小倉まで巡視を行ななどしている。

頼重は高松城に入って3年目から城の改修に取りかかっている。高松藩士であった小神野與兵衛が子孫に奉公の心得を伝えるため、藩内の出来事を記した「小神野筆帖」（瀬戸内歴史民俗資料館所蔵）によると、寛永21年（1644）から城の修築が開始されたという。天守については、創建年不明であるが生駒家が建造していた3重の天守を、正保4年（1647）から寛文10年（1670）にかけて、3重5階（3重4階+地下1階）の南造り（唐造り）に改築している。この天守の形態的な特徴は、最上段の三重目が上下2段に分かれしており、上段が下段よりも外側に張り出した形状にある。「小神野筆帖」には、豊前小倉城天守を模したと記されている。また、大工の名として、「大工頭喜田彦兵衛」が見える。天守の規模は、「小神野筆帖」・「小神野夜話」・「消暑漫筆」等の文献に記載が残るほか、古写真等もその参考になる。「小神野筆帖」には、天守の高さについて「天守五十間数高十七間半 内石垣4間」とあり、石垣を除く天守の高さは13間半であることがうかがえる。「消暑漫筆」には「土台より御天守上の瓦まで13間半」とあり、数値が一致する。1間の長さについては、天守台の発掘調査成果で確認された地下1階の土台の痕跡から、基準尺は1間=6尺5寸であることが判明した。これらの成果を総合すると、石垣を除く天守の高さ13間半（26.6 m）（鰐を除く）、であり、現存する石垣（高さ13 m）を含むと39.6 mもの規模が推定できる。復元推定値ではあるが、四国では最大の高さを誇る、大規模な天



図3-3 取り壊される前の高松城天守古写真 （公益財團法人松平公益会所蔵）

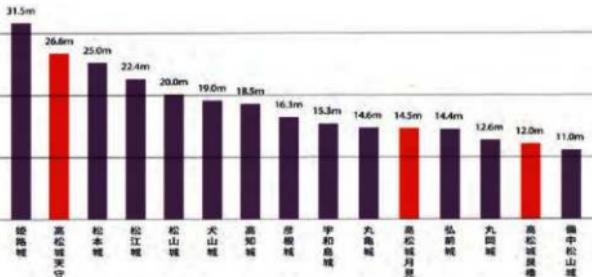


図3-4 天守規模比較図（石垣除く）

守であったことがうかがえる。また、天守内部については史資料が不足しているが、「小神野筆帖」には最上階を「諸神ノ間」と称し、三千体神の諸神、金の厨子、四神旗等を備え、大般若を執行したとするとする等、部屋の用途についての記述がある。天守で執り行われたこうした儀礼の実体については詳細が判明しておらず、今後の研究課題である。また、明治4年（1871）に天守内部の様子を記した「年々日記」によって、内部構造の特徴の一部が判明している。

天守改築後も寛文11年（1671）から北の丸・東の丸の新造を開始し、それを引き継いだ2代頼常によって延宝4年（1676）に月見櫓（着見櫓）を上棟、翌5年（1677）に良櫓を完成させた。また、桜の馬場南面に所在した大手の木橋が撤去され、新たに桜の馬場東面に造営された東御門が大手門としての機能を担うようになった。

以上のように、高松松平家の入部に伴い、城郭の拡張再整備がなされている。元和偃武以後、武家諸法度による城郭改修などに関する強い規制のかかる社会的状況下で、大規模な城郭改修を行った背景には、御家門を藩主としたことと合わせて西国への押さえとしての役割を期待した幕府方の強い意向が働いた結果であると考えられる。また、上記のとおり水軍が整備されていたこと、海側に向かつて城郭が拡張された点等からは、瀬戸内海を強く意識した軍事的意図が背景に想定される。

元禄13年（1700）には三の丸に御殿（披雲閣、同名の御殿が大正時代に同地に再建されるため、区別するために以下では旧披雲閣と呼称する。）が造営される。これ以前の御殿の姿については、松

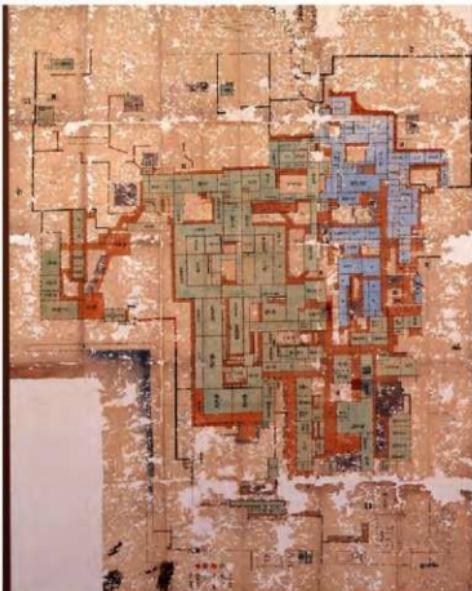


図3-5 披雲閣古図 (高松市歴史資料館所蔵)

表3-1 高松城跡関係年表①（石垣及び建造物の改修等を中心）

和暦	西暦	主な出来事	藩主名
天正13	1585	仙石秀久、引田城に入る(南海通記)	
天正15	1587	生駒親正が讃岐一国を賜り、引田城に入る(生駒家宝簡集)	
天正16	1588	生駒親正が野原の海添で高松城築城に着手(生駒家宝簡集)	①生駒親正
慶長2	1597	生駒親正・一正が丸亀城築城(讃羽綱遺録)	
慶長7	1602	生駒一正が丸亀城から高松城に移り、丸亀には城代をおく(讃羽綱遺録)	②生駒一正
慶長15	1610	豊臣に参勤していた生駒一正、名古屋城築城を急ぐため名古屋へ赴く(徳川実紀)	
元和2	1616	生駒正俊、大坂城修築のため大角石・栗石を献上し判物を与えられる(徳川実紀)	③生駒正俊
元和6	1620	大坂城修築に際し、生駒正俊は玉造口より大手門まで京橋より青屋口までを分担する(徳川実紀)	
寛永4	1627	幕府隠密が讃岐を探索し高松城の様子について報告(生駒家宝簡集)	
寛永13	1636	江戸城物郭の造営始まり、生駒高俊は石垣を担当する(徳川実紀)	④生駒高俊
寛永17	1640	石垣の修築を許される(生駒家宝簡集)	
寛永19	1642	松平頼重、常陸下館(茨城県)5万石から讃岐高松12万石へ転封を命じられる(英公実録)	
寛永21	1644	高松藩主松平頼重、高松城修復に着手し、まず二の丸郭を整備して落主の居館を建てる(小神野夜話)	
正保3	1646	二の丸(=西の丸・桙の馬場)・三の丸の石垣修築を許される	
正保4	1647	高松城の多聞・天守・矢倉の修復を行う(小神野夜話)	
慶安2	1649	高松藩、江戸城西の丸の造営を命じられる(英公実録)	
慶安4	1651	高松城の修築を許される(英公実録)	
承応1	1652	高松城の修築を許される(英公実録)	
承応2	1653	大火(481戸)(高松藩記)	
		高松城石垣の修繕を許される(英公実録)	⑤松平頼重
寛文2	1662	落雷で高松城本丸(=二の丸)北西隅の矢倉焼失、多聞56間類焼、黒金門東北隅の矢倉のそばで傾く(英公外記) 8月の落雷で焼失した高松城本丸多聞櫓の修繕を許される(英公実録)	
寛文4	1664	高松城の城壁の修復を許される(英公実録)	
寛文6	1666	石清尾八幡宮の造営(小神野夜話)	
寛文7	1667	高松城の城壁の修築を許される(英公実録)	
寛文10	1670	天守修築完成(英公実録)	
寛文11	1671	高松城の灌漑が許される(英公実録) 高松城普請始まり、翌年5月完成、普請奉行は朝比奈基五兵衛と今泉八郎左衛門(英公外記)	
寛文12	1672	高松城の修築を許される(英公実録)	
延宝4	1676	高松城北の丸矢倉(月見櫓)の上棟(小神野筆帖)	
延宝5	1677	高松城貝櫓が完成し、これにより寛文11年9月より始まった高松城普請すべて完了(小神野筆帖)	⑥松平頼常
元禄13	1700	三の丸に御殿(旧被雲閣)を整備	
宝永4	1707	宝永南海地震(恵公外記)	
享保3	1718	高松大火(延燒2300戸以上)(高松藩記)	⑦松平頼豈
享保6	1721	高松三の丸の石垣の修築許される(恵公実録)	
享保14	1729	乾櫓(=廉櫓?)に落雷	
寛保2	1742	城内出火作事所、材木倉庫、倉庫9棟延焼(高松藩記)	
寛保3	1743	高松城外濠を浚える(恵公外記)	
宝曆7	1756	大雨洪水(台風)による建物被害数千戸以上(高松藩記)	⑧松平頼恭
宝曆12	1761	大火(延焼390戸以上)(高松藩記)	
安永1	1772	大雨洪水(台風)による建物被害1900戸以上(高松藩記)	
天明1	1781	大雨洪水(台風)による建物被害230戸以上(高松藩記)	⑨松平頼起
文政6	1823	東の丸において石垣が崩れている(讃岐高松城石垣破損報復覚)	⑩松平頼惣
安政1	1854	安政南海地震で天守屋根堅破損、本丸一重櫓破損、石垣・堀破損、城内建物大破(高松藩記)	⑪松平頼風



表3-2 高松城跡関係年表②（石垣及び建造物の改修等を中心）

和暦	西暦	主な出来事	藩主名
文久3	1863	長崎鼻砲台築造(卯心編)	高松平恒勝
慶応4	1868	官軍に開城	
明治4	1871	兵部省大阪鎮台第2分営設置	
明治7	1874	丸亀に広島鎮台第2分営設置、高松營兵移動	
明治17	1884	高松城天守解体	
明治23	1890	高松城跡が陸軍省から高松松平家に払い下げ	
明治30	1897	高松築港第1次建設工事着手(高松市史)	
明治33	1900	堀川港埋立てにより高松築港しゅん工	
明治34	1901	玉藻廟建築開始。それに伴う本丸石垣(内側)の改変。高松築港第2次建設工事着手	
明治35	1902	玉藻廟建築。第8回岡西府県連合公漁会開催	
明治37	1904	城跡北側約26,000m ² 埋立	
明治40	1907	水門を修理?	
明治41	1908	松平賴壽が城跡西側の中塀の西寄り約6,600m ² を道路敷地として高松市へ寄付	
明治42	1909	城跡西側約5,000m ² 道路敷地として埋立	
明治45	1912	旭橋を石橋に修理	
大正3	1914	披雲閣起工	
大正6	1917	披雲閣が完成	
大正10	1921	高松港第3期工事	
大正11	1922	披雲閣に摂政宮宿泊	
大正13	1924	松平賴壽が城跡西側の中塀の一部約6,600m ² を香川県、約3,300m ² を高松市へ寄付	
昭和2	1927	西の丸の約33,000m ² を松平公益会が寄付	
昭和3	1928	城跡北側及び東の丸側を埋立(高松築港第3期拡張工事)。全国産業博覧会が高松城跡で開催	
昭和8	1933	北の丸月見櫓修理	
昭和9	1932	松平賴壽が実施していた月見櫓の修理が完了	
昭和10年代	1935	三の丸東側の石垣修理(年代は不明)	
昭和20	1945	桜御門焼失。進駐軍の接收(~27)	
		東の丸跡北側及び天守曲輪を運輸省に売却	
昭和23	1948	本丸跡・二の丸跡西側の内堀及び旧耕形砂心の中塀を埋立てる 旧松平操邸(県庁舎跡地)が都市公園に指定	
昭和29	1954	高松市の所有となる。都市公園指定替え(県庁舎跡地から)	
昭和30	1955	史跡指定を受け、高松市立玉藻公園として開放	
昭和31	1956	月見櫓台の修理に伴う石垣修理	
昭和32	1957	月見櫓台の石垣修理等完了	
昭和40	1965	本丸南側の石垣修理	
昭和42	1967	艮櫓移築に伴う太鼓櫓台の石垣修理	
昭和46	1971	鞆橋の修理	
昭和48	1973	水門東側の石垣修理	
昭和49	1974	太鼓門西側の石垣修理	
昭和50	1975	三の丸西側の石垣修理	
昭和51	1976	中塀浚渫工事	
昭和60	1985	内堀浚渫工事。史跡北側及び西側の公園整備着手	
昭和62	1987	東の丸調査(香川県県民ホール)	
昭和63	1988	東の丸石垣整備(香川県県民ホール)	
平成6	1994	東の丸発掘調査(香川県立ミュージアム)	
平成7	1995	阪神淡路大震災によって石垣崩落(月見櫓西側)し、撤去	
平成10	1998	東の丸石垣復元工事(香川県立ミュージアム)	

表 3-3 高松城跡関係年表③（石垣及び建造物の改修等を中心に）

和暦	西暦	主な出来事	藩主名
平成10	1998	地久櫓台石垣解体開始	
平成11	1999	香川県歴史博物館建設	
平成16	2004	鉄門石垣修理開始	
平成17	2005	鉄門石垣修理完了	
平成18	2006	天守台石垣修理開始	
平成24	2012	天守台石垣修理完了	
平成25	2013	鞘橋の修理	
平成26	2014	地久櫓台石垣修理完了 桜御門石垣修理開始	
平成29	2017	桜御門石垣修理完了	
平成30	2018	鞘橋北石垣修理完了	
令和元	2019	鞘橋北石垣修理完了	
令和元	2019	桜御門復元整備工事開始	
令和2	2020	波雲閣蘇鉄の間耐震補強工事開始	

平頼重入部直後頃の景観を描いたとされる「高松城下図屏風」に、本丸と二の丸にまたがって御殿が描かれている（図3-37）。本丸では曲輪の平坦面の範囲一杯に、二の丸でも建造物は曲輪の北西側大半に、庭園と思しき範囲も含めると曲輪の大半の範囲に御殿が展開していることが見て取れる。それぞれの御殿の用途の違いや、築造順等の詳細は不明であるが、少なくとも同時期に2箇所の曲輪にまたがって御殿が展開していたことは確かであろう。旧波雲閣の建設により、それまでの御殿（本丸→本丸・二の丸）と対面所（桜の馬場）に分掌されていた政府機能が一本化された。同時に、それまで西の丸には、生駒期に生駒隼人、松平初期には肥田和泉といった禄高の高い家臣ないし身内の屋敷があったが、これら屋敷地が外曲輪に移動し、内曲輪と外曲輪との機能分化が明確化しており、建物配置にも藩主権力の確立過程が示されていると言える。

その後、宝永及び安政の南海地震や、落雷、火事、そして海城ゆえの高潮被害等の災害記録が見え、また、石垣修理や堀浚え等の許可の記録は見られるが、城主交代がなかったこともあり、繩張りの改変もなく、高松松平家の治世は、11代228年間にわたり明治維新まで続くことになる。

（4）明治維新と陸軍の管理

慶応4年（1868）、高松藩は鳥羽・伏見の戦いで幕府方についたため、朝廷は朝敵として征討することを命じた。これに対して高松藩は、藩主頼聰が城を出て謹慎するとともに、重臣2名の切腹をもつて恭順の意を示し、城下に陣を構えた土佐藩を中心とした官軍に開城した。明治2年には版籍奉還し、明治4年の廢藩置県によって高松藩は高松県となる。

維新後も中堀より内側にあたる内曲輪の管理は高松藩が行っていたが、「公文録」等によると、明治3年9月（1870）に建物の老朽化及び修繕管理費用が多額に及ぶことを理由に政府（弁官）に廃城願を出し、許可されている（高松市・高松市教委2009）。翌明治4年、藩は城内にあった藩庁を松平操旧邸に移し、藩知事も浜御殿に転居するなどの準備を行っていたが、大阪鎮台第二分営が置かれることが決定して旧城郭が接收され、兵部省（のち陸軍省）の管理となり建物の破却が中止された。なお、その間に藩は廢城前に領民に城内の見物をさせている。その後、鎮台の配置を改め、明治6年（1873）に丸亀に広島鎮台の営所が置かれることとなり、翌年の丸亀営所の新築により、高松営所が閉じられることとなった。その後も陸軍省の管理下にあり、城郭に伴う建物は老朽化を理由にそのほとんどが取り壊され、明治17年（1884）には天守も取り壊しなった。



(5) 高松松平家の別邸整備と城郭の改変

内曲輪は明治23年（1890）に松平家に払下げとなつた。明治35年（1902）の「共進会場平面図」では建物のほとんどが失われていることがうかがえる（図3-6）。城郭西側では桜の馬場西側と西の丸の東側が市に譲渡され、大正14年（1925）にかつての城郭を縱断する形で皇太子御成婚記念道路が整備されるなど、城郭の改変も進んだ（図3-7）。なお、この道路はその後南に延伸され、近代都市高松の基幹路線となり、「中央通り」として現代にも引き継がれている。このほかにも、本丸内部の石垣が崩れて天守地下1階が埋め立てられる等、城郭の軍事施設としての機能はさらに失われていく。

一方で、明治35年（1902）には天守台に初代藩主頼重を祀る玉藻廟、大正6年（1917）には三の丸に松平家の別邸として、同一場所にかつて存在した同名の旧御殿の名称を冠した披雲閣が建築され、付随して披雲閣庭園も整備された。かつての藩主家が、城内の整備を進めている点、その際に初代藩主の顕彰や、旧御殿の名称を引き継いだ別邸の整備など、藩主家として歴史的経緯を顕彰するように整備が進められた点が注目できる。披雲閣は皇族や英國皇太子の来訪時には宿舎及びレセプション会場等として利用されており、香川県を代表する迎賓施設としての機能も有していた。また、城跡は明治35年の第8回関西府県聯合共進会や昭和3年（1928）の全国産業博覧会などの会場としても利用されており、県を挙げた大規模イベントの空間としても城郭が利用されたことがうかがえる。

このように、旧藩主家による城郭の再利用と再整備がなされており、城郭の防御施設としての機能の喪失とともに、旧藩主家の別邸として、また香川県を代表する迎賓施設、公共会場としての利用が活発になされる。近世における政治的・軍事的拠点であった近世城郭が、近代にその役割を大きく変化

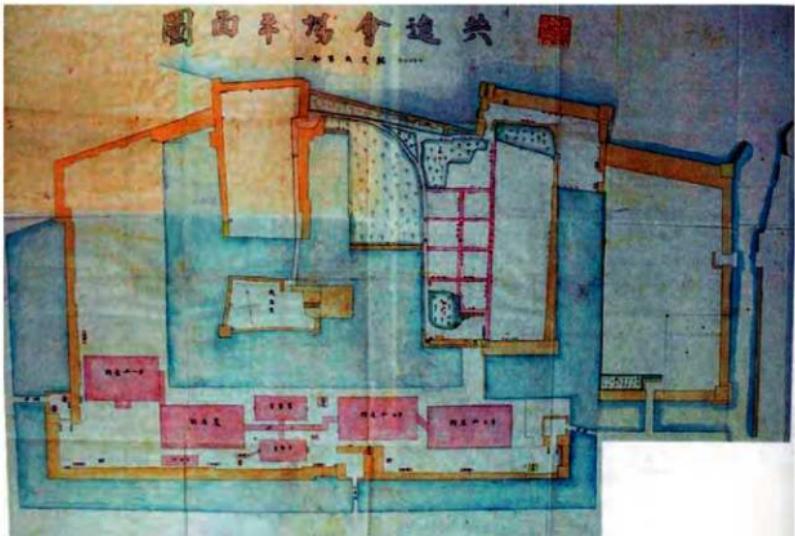


図3-6 共進会場平面図（高松市歴史資料館所蔵）



図3-7 全国産業博覧会空中写真

(高松市歴史資料館所蔵)

させたこと、その変化の主体者が旧藩主家であり、その時々の社会情勢の中で部分的には城郭をき損しつつ、もう一方では城郭の持つシンボル性や歴史的経緯を顕彰した土地利用がなされたことが追跡できる点も、高松城跡の来歴として重要である。

(6) 近代交通網の整備と高松城跡

高松城跡の北側は瀬戸内海に接しており、近世には複数の港湾施設を備えていた。明治の始め頃は、こうした景観を引き継いでいたが、近代の船舶の大型化と種類の変化に伴い、埋め立てによる港の改修が進む。先行して民間資本により内町港、東浜港の周辺の埋め立て整備が進み、後に市による高松港の大規模修築が行われた。明治30年(1897)に着工した工事は、外側に突堤を設けて波浪を防ぎ、大型汽船の停泊を可能にするものであった。工事に伴う諸問題の発生に対処すべく、明治34年には第二次改修工事が実施され、明治39年に西浜港を対象とした第3次工事、明治40年の第4次工事によって、近代港としての高松港が一応の完成を見た。明治43年に岡山県の宇野港とを繋ぐ鉄道連絡船が就航し、高松港は文字通り四国の玄関口としての地位を確立する。航路の整備にやや遅れて、明治43年に高松港の桟橋付近に高松駅が移転する。こうして、かつての高松城跡周辺は、鉄道・航路の結節点となり、四国的一大交通拠点としての機能を有するようになる。

(7) 戦中・戦後

昭和20年(1945)に高松城跡は高松松平家から財団法人松平公益会の所有となった。同年7月4日には、高松空襲により市内に大きな被害が出たが、高松城内においても桜御門が焼失する被害があつた(図3-8)。

戦後、高松城跡は連合国軍に接収されることになり、披雲閣は士官の宿舎に当たられ、桜の馬場などにも兵舎が建てられ、大手前には教会が建てられるなどした。この接収期間に披雲閣では一部の部屋に白色のペンキが塗布されており、調理場の壁や天井、蘇鉄の間の縁などにその名残りが見られる。接収は昭和27年のサンフランシスコ講和条約の締結まで続いた。



図3-8 市街地焼失地図 (高松市歴史資料館常設展示パネルより)

この接收期間中に、月見櫓（着見櫓）・水手御門・渡櫓・良櫓が国宝保存法に基づき昭和22年に国宝に指定され、文化財保護法の施行により昭和25年に重要文化財となった。

城郭周辺でも市街地の再編が進み、中でも高松琴平電気鉄道の新路線である、瓦町へ高松築港駅の路線が昭和 23 年～ 24 年にかけて整備され、現在の本丸に隣接して電車が走る景観が形成された。

(8) 玉藻公園として開園

昭和 29 年（1954）に松平公益会所有であった高松城跡の土地は高松市の所有となり、都市公園となった。土地の受渡しに際して、「城内の重要文化財の永久保全、城内の土地・建物・水源の改変不可、官衙・学校等の建設不可、第三者への売買の禁止、史跡指定の申請」といった内容の覚書を締結している。この覚書に基づき、受渡し完了後速やかに史跡指定の申請を行い、昭和 30 年（1955）に国の史跡に指定された。

高松市の所有になった後、市によって公園整備が進められ、史跡指定と同年の5月5日のことの日に玉藻公園として一般公開が始まった。

(9) 文化財としての保存整備

公園として活用される一方で、史跡・重要文化財の保存・整備にも取り組んでいる。昭和30～32年（1955～1957）には重要文化財の月見櫓（着見櫓）・水手御門・渡櫓の解体修理を行った。さらに、昭和40～42年（1965～67）には東の丸に所在し老朽化していた良櫓が、現位置での修理が難しいことから桜の馬場南東の太鼓櫓台への移築修理を実施した。このほか、昭和45～46年（1970～1971）には本丸と二の丸の間をつなぐ鞆橋の解体修理を行った。また、玉藻公園の周辺の土地の買上げを実施し、平成2年（1990）には埋立てられた海域の一部復元を行うなど、史跡としての価値の向上に努めている。

平成8年（1996）には『史跡高松城跡保存整備基本計画』を策定し、今後の高松城の整備のあり方を示している。この計画に基づき、地久丸・鉄門・天守台・桜御門・鞘橋北側・旭橋北側等の石垣解体修理を実施した。石垣修理の詳細は本章第2節5（2）を参照いただきたい。また、近年では天守台石垣の修理に伴う鞘橋修理工事や、桜御門復元整備工事、坡面閑戸補修工事等の建物

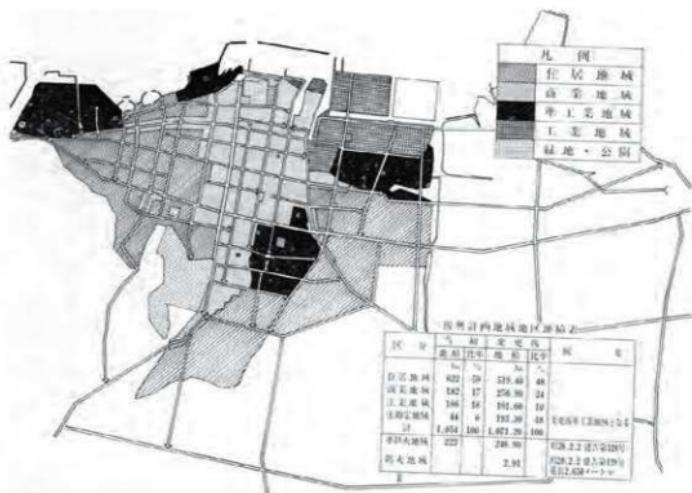


図 3-9 高松復興都市計画図

(高松百年史編集室 1988 より)



月見櫓・渡櫓・水手御門（国指定重要文化財）



太鼓櫓台上に移築された良櫓（国指定重要文化財）



披雲閣（国指定重要文化財）



披雲閣庭園（国指定名勝）

図 3-10 史跡指定地内の指定文化財



物に関連する事業も展開している。

さらに、文化財の新指定などその価値の向上にも取り組んでいる。昭和59年（1984）には良櫓台を含む東の丸の北辺及び東辺の石垣残存部分、平成26年（2014）には桜の馬場西部の生駒期大手付近、平成30年（2018）には大手の下馬所、中堀、東の丸の一部を含む城内中学校跡地がそれぞれ史跡に追加指定された。さらに、令和2年（2020）に高松市が史跡高松城跡の管理団体に指定された。

また、平成24年（2012）には披雲閣（旧松平家高松別邸）の本館・本館付倉庫・倉庫の3棟が国の重要文化財に指定され、同時に作庭された披雲閣庭園が翌25年（2013）に国の名勝に指定されるなど、新たな文化財としての価値が見出されている。

3. 高松城の縄張りと海との関わり

高松城の立地の特徴は、扇状地の末端の臨海部を選地し、瀬戸内海を縄張りに取り込み築かれた平城である点にある。臨海性を重視して海城と評価されることもある。築城に際しては、北側の瀬戸内海のほか、西側に流れる香東川、南西に位置する石清尾山に囲まれた立地が築城に好条件であったことが指摘されている。

高松城は大きく3重の堀で囲われる。本丸と二の丸を開むのが内堀、三の丸と桜の馬場・西の丸を開むのが中堀、その外側で武家屋敷と一部町人地が建ち並ぶ外曲輪全体を囲むものが外堀である。曲輪配置を詳細に確認すると、生駒期の高松城の曲輪配置は、中心に小さな本丸を構えて、北に橋によって二の丸を連結し、三の丸、桜の馬場、西の丸が溝を描くように連結して配置され、さらにその外側に外曲輪が廻る。いわゆる連郭式+梯郭式の配置と呼ばれる（図3-14）。標高の点からは、本丸が最も高く、二の丸、三の丸と順に高さを減じて築造されており、本丸を中心とした求心的な構造が見て取れる。天守は松平期に一度建替えられるが、一貫して本丸に存在しており、城郭の中心地としての位置づけは維持された。

松平期には、天守の建て替えが行われたほか、城郭の北東部側（海側）に北の丸・東の丸が増築され、新たに月見櫓、良櫓、烏櫓等の大型の隅櫓が整備される（図3-12・15）。これらの大型建造物群の整備は、海からの景観を強く意識したものと考えられる。こうした大規模な改変の後は、縄張りに大きな変化は無く近代を迎える。

高松城の縄張りは、瀬戸内海と不可分の関係にあることがつとに強調されてきた。具体例を挙げると、まず3重の堀には海水が引き込まれ、外堀は港としての役割も兼ねており、舟入が整備された。城の東西にそれぞれ舟入が整備され、東浜舟入は町人用の施設、西浜舟入は藩の御用施設として利用された。松平頼重の入部直後頃の景観を描いたとされる「高松城下図屏風」（図3-37）には、これ以外にも港湾施設として、海手門に面した船着き場（藩主専用と見られる城郭内の港湾施設か）、内町と西町の自然の砂浜を利用した船着き場（木材や魚介類の水揚げ場）が描かれており、複数の港湾施設が整備されたことがうかがえる（図3-13）。さらに、海側には波止（突堤）が整備されたことが複数の絵図等からうかがえ、東の丸良櫓台の北東ではこの突堤の一部が発掘調査で確認されている（香川県教育委員会1995）。このように、城郭の整備に当たっては、当初から海上交通を意識して選地され、整備が進んだことが明らかである。

また、生駒期の海手門、松平期の水手御門といった、城内と直接瀬戸内海と連結する出入口が設定されている点も重要である。城主交代があり、城郭の拡張整備がなされた際にも、城郭が海への動線が維持されたことからも、海との強い繋がりを読み取ることができる。さらに、松平期に拡張整備され



図3-11 高松城の曲輪配置と名称

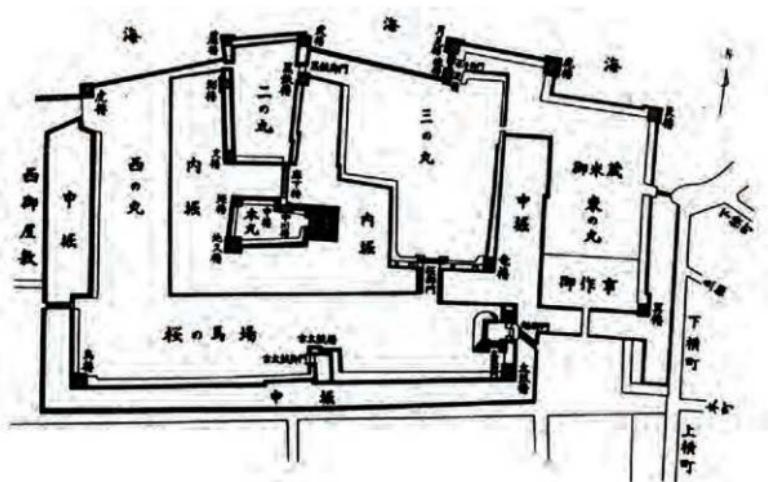


図3-12 『頼重公時代高松城配置図』（公益財団法人松平公益会所蔵）に見える曲輪の名称

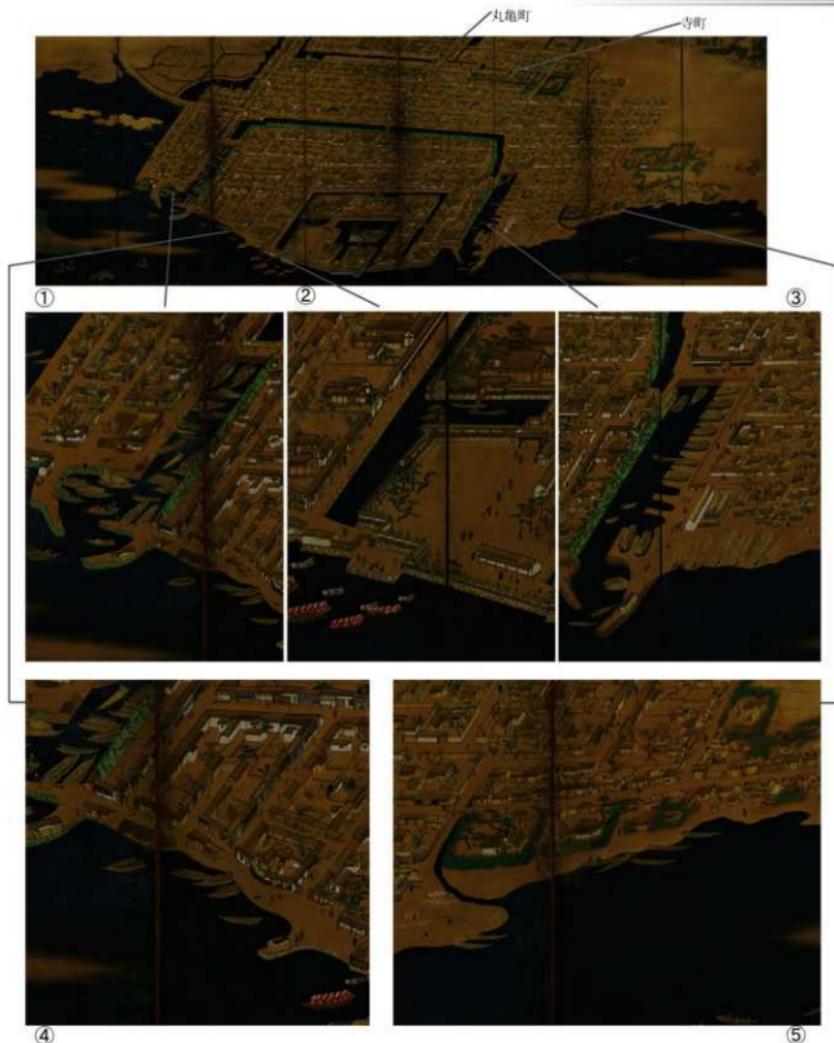


図3-13 『高松城下図屏風』に描かれた港湾施設（香川県立ミュージアム所蔵を一部抜粋）
た曲輪がいずれも海側であり、城内でも大型の櫓が整備される（図3-16）等、海に対しての意識を
強く有した拡張であったと考えられる。なお、外堀西側の舟入（図3-13 ③右下）を例に挙げると、
当初海岸線に船が並んでいるが、正徳享保年間には内側に湾入した港湾施設が描かれ、安政年間に
は整備された舟入が描かれる（図3-18・19）。このように、港湾施設は近代を通じてさらに整備が進
んでいたことがうかがえる。これらの諸点から、高松城は海を意識して築城、拡張整備、維持されたこ
とが大きな特徴といえる。

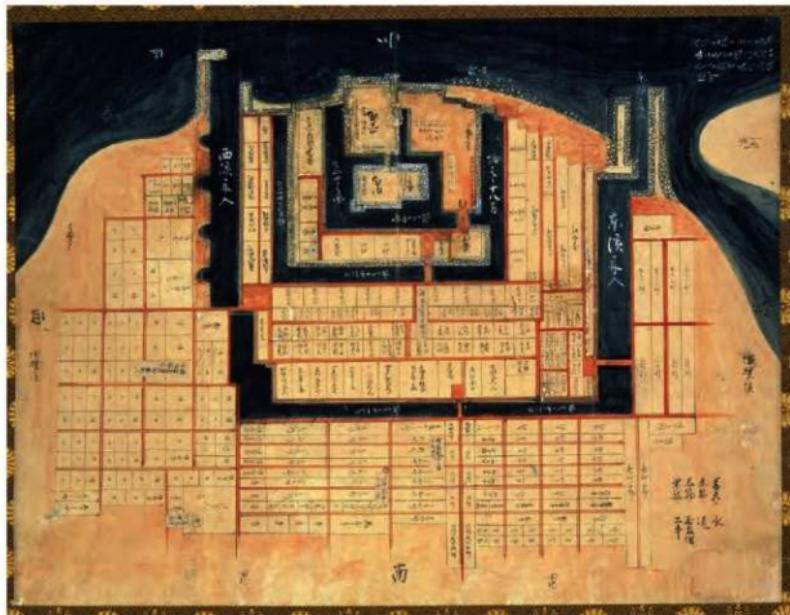


図3-14 『生駒家時代讃岐高松城屋敷割図』

(高松市歴史資料館所蔵)



図3-15 『旧高松御城全図』

(香川県立ミュージアム所蔵)



図3-16 海からの景観古写真（艮櫓・鹿櫓・着見櫓）（公益財団法人松平公益会所蔵）

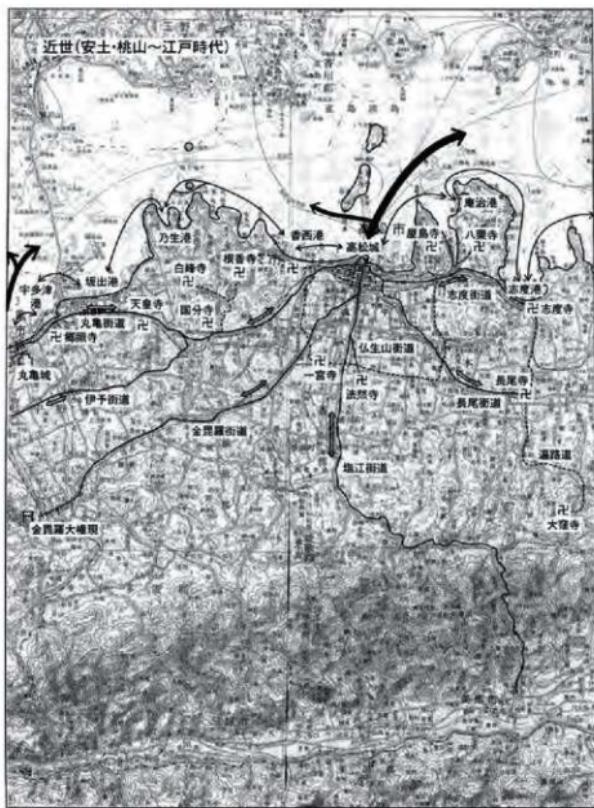


図3-17 高松城周辺の人・モノの動き概念図 (渋谷 2009 より)

4. 高松城下町の拡大過程

内曲輪の外側は西・南・東方向に武家屋敷を主体とした外曲輪が見られ、その外縁は外堀で囲まれている。外曲輪内は武家屋敷が中心であったが、北東部は一部町人地が見られる。また、外堀の外側にも城下町が拡がるが、近世でも時期が降るにつれて次第に人口が増加し、当初の都市計画（寺町南の堀跡から想定された懸構えライン）を超えて周縁が拡大している（佐藤 2014a）。

城下町の発掘調査成果から、高松城下町の都市計画（地割）は、方位の異なる3種の企画線を基に形成されたことが指摘されている（佐藤 2014a）。地割1は高松平野の条里地割とほぼ同一の N10° E 前後、地割2は正方位に近い N2° E 前後、地割3は N13° W 前後である。地割1は築城以前から存在した条里地割を踏襲したもの、地割2・3は城郭と城下町建設に伴って新たに採用された基準方位と整理することができる。外堀より外側の町人地と武家地・寺町と、外堀内側の本町など町人地は条里地割（地割1）を踏襲して都市計画がなされる。地割2は内町を除く外堀内の武家地と城郭、外堀外西側の武家地にみられる。地割3は城下町西端部の町人地に認められる。大勢としては、町人地は在地の伝統を引き継いで条里地割に基づき設計されたのに対し、城郭と武家地は新たな地割を採用して整備されたと整理できる。

松平頼重入部直後の景観を描いたとされる「高松城下図屏風」（図 3-13）を見ると、外堀の南側虎口の正面から南に向かう通りの両側が「丸亀町」となっており、そこを中心に町人地が東西に広がる。丸亀町は慶長 15 年（1610）に生駒正俊が高松城へ入る際に、自身の居城で西讃にある丸亀から商人を移して整備されたとされる。当初、城下町の南端には寺院が配置された寺町が整備され、さらに南側には堀が巡らされた痕跡が認められることから、当初は城下全体を囲む堀＝懸構えが整備された可能性が想定されている。ただし、近世前期にはすでに、この懸構え想定ラインを超えて城下町が拡張している様子も確認されている。

さらに、正徳享保年間（1711～36）の描画年代が推測される「日本輿地図讃州高松地図」（図 3-18）では、丸亀町の南に南新町や田町などが新たに整備され、大手筋が南に延伸されるとともに、城の西側も丸亀街道沿いを中心町屋が広がっていることがうかがえる。この結果、南端は石清尾山八幡門前（旅籠町）、西端は摺鉢谷川（西浜町）にまで達するようになっている。また、これらの町家に挟まれるように、城下南西側に武家屋敷が広がっており、拡大した城下の南辺に新たな寺町が形成されている。その結果、東は油場川、南は旅籠町から油場川に架かる高橋に延びる三十郎土手と呼ばれた堤と水路、西は摺鉢谷川より内側が一部に田畠を含むものの新たな城下町の範囲となった。この城下町の範囲は幕末まで踏襲される（図 3-19）。

なお、城下町は、讃岐五街道と呼ばれた仏生山街道、志度街道、丸亀街道、長尾街道、金毘羅街道等の起点となり、陸上交通の要所でもあった（図 3-17）。第2章でみたように、築城以前からあつた海陸交通の結節点としての機能を有した高松が選地され、その後さらに整備が進められたのである。

城下町の景観は近代以降大きく改変を受ける。外堀は早くから埋め立てられ城下と一体となった。さらに、尋常小学校、裁判所、郵便局、県庁等公共施設が建築された。明治 30～33 年（1897～1900）には外堀北西端の堀川港を埋め、高松築港工事が行われ、さらに明治 34～37 年（1901～1904）及び大正 10～昭和 3 年（1922～1928）には港の拡張工事が行われている。これらの工事により城の北側海域が埋め立てられ、海城としての景観が失われることになった。また、頼壽伯爵から西の丸及び内堀の一部が高松市に譲渡され、その一部に皇太子殿下（昭和天皇）御成婚記念道路（現

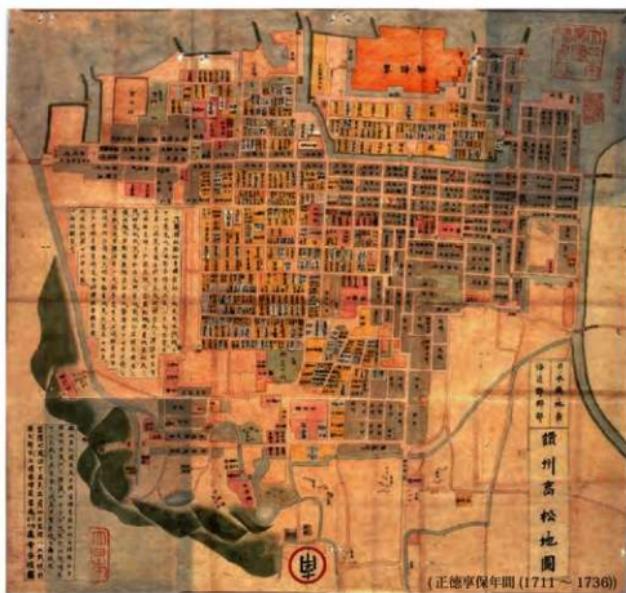
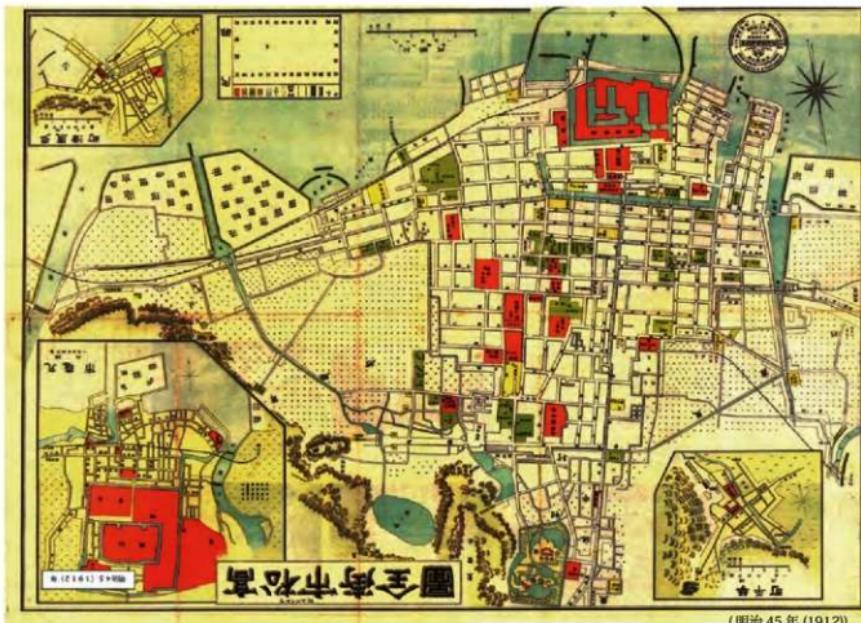


図3-18 『日本輿地図譜州高松地図』(独立行政法人国立公文書館所蔵)



図3-19 『安政四未年高松之図』(公益財團法人躍田共済会郷土博物館所蔵)



(明治 45 年 (1912))

図 3-20 『高松市街図』

在の中央通りの根幹)が建設された。なお、城下町の範囲を超えて市街化が進行するのは、高松空襲による市街地の焼失と、戦後復興の新たな都市計画による所が大きい(図3-8・9)。

このように、高松城下町は近世を通じて段階的に拡張を続け、現代の高松市街地の基礎となった。この際に注目すべきは、海上交通を意識して多くの港湾施設を備えた城郭を中心に、陸上交通路である街道との結節点が都市形成の基盤となり、城下町が形成されたことである。近代に城郭としての機能が失われる一方で、港湾施設の整備拡張及び陸上交通路との連結整備という、高松城下町の特性が維持されつつ更新された点には注目すべきである。高松築港の整備、中央通りの整備、鉄道の整備といった近代的都市機能の整備は、近世以来の高松城下町の場所性を、ある意味で発展的に継承したものであり、高松という街の一つの大きな特性となっている。



5. 高松城内の建造物

高松城内にはかつて多くの櫓・堀・門が整備されていたが、その多くは現存しない（図3-21）。文化財建造物としては北の丸に所在する月見櫓・渡櫓・水手御門が現存し、海との繋がりを実感することができるとともに、かつて東の丸にあり、桜の馬場南東の大鼓櫓台に移築された良櫓が近世の城郭の様相を今に伝える。これらはいずれも国の重要文化財に指定されている。これ以外にも鞘橋、旭橋、埋門が現存し、近代以降に複数回の改修が加えられている（図3-22・表3-5・6）。

現存する遺構や建造物に加えて、絵図等で江戸時代の高松城の景観を推定すると、本丸に聳えた天守をはじめとして各曲輪には地久櫓・龍櫓など規模の大きな隅櫓が建造されていた。特に北側の海沿いには廉櫓・武櫓・月見櫓・鹿櫓・良櫓といった規模の大きな隅櫓が連立しており、海上からの景観を強く意識した配置であったと考えられる。また、城外側の櫓間には多聞堀が巡らされ、防御性を高めるとともに城郭としての景観を形成していた。曲輪間には門が設けられるほか、橋が掛けられた箇所も多い。これら以外にも東の丸の米蔵、作事舎といった倉庫施設をはじめとして、城内には城郭で使用する物資等の備蓄用施設が多数整備されていた。藩主の平時の居館かつ政務執行場所である御殿には、当初、本丸・二の丸に所在していたが元禄13年（1700）には三の丸に移された（旧披雲閣）。天守は本丸に継続して設けられていることから、軍事的視点からみた城郭の中心地と平時における政務の場としての中心地との乖離が進んだことが推定され、軍事的側面の希薄化と政治的拠点としての機能強化を反映したものと考えられる。

その後近代には高松松平家の別邸として披雲閣及び関連施設が建築された。玉藻公園として公開するに当たって新たに整備した建造物もある。現在史跡内に所在する建造物を整理すると（図3-23）のとおりである。

表 3-4 現存しない主要な城郭建造物

曲輪名称	名 称
本丸	天守, 地久櫓, 中櫓, 中川櫓, 多聞櫓, 生駒期御殿
二の丸	文櫓, 弱櫓, 廉櫓, 武櫓, 黒櫓, 鉄門, 多聞櫓, 多聞堀, 松平初期御殿, 倉庫, 別橋口門
三の丸	龍櫓, 桜御門, 多聞櫓, 多聞堀, 旧披雲閣, 番所
北の丸	鹿櫓, 多聞櫓, 黒門
東の丸	翼櫓, 多聞堀, 米蔵, 作事舎, 番所, 門
桜の馬場	太鼓櫓, 太鼓門, 古太鼓御門, 西新門櫓, 烏櫓, 多聞堀, 旭橋, 御道具蔵, 番所, 旧大手橋, 対面所, 腰掛
西の丸	虎櫓, 多聞堀, 考信閣, 葉園
下馬所	番所, 腰掛け

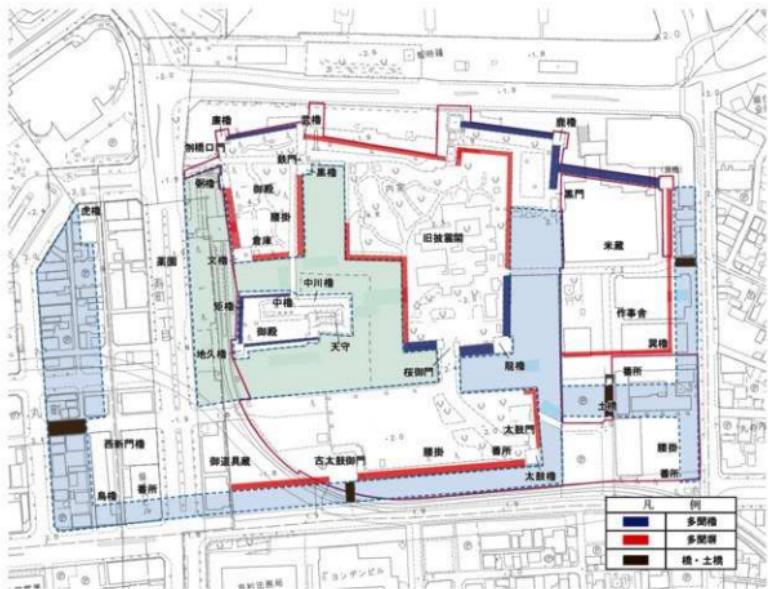


図 3-21 現存しない主要な城郭建造物位置図



表3-5 現存する近世の建造物概要

曲輪名称	名 称	規 模	構 造	摘 要
本丸	鞘橋	一重	切妻造銅板葺	明治17年(1884)に現在の形になったと言われる。大正6年(1917)に披雲閣の建築に伴い修理されたといわれる。昭和46年(1971)解体修理、平成23年補強工事
北の丸	月見櫓	三重三階	入母屋造本瓦葺	延宝4年(1676)に建築され、昭和8年(1933)に修理、昭和32年(1957)に解体修理
	続櫓	一重一階	入母屋造本瓦葺	延宝4年(1676)頃建築され、昭和32年(1957)に解体修理
	渡櫓	一重一階	入母屋造本瓦葺	延宝4年(1676)頃建築され、昭和32年(1957)に解体修理
	水手御門	一戸門	切妻造本瓦葺	延宝4年(1676)頃建築され、昭和32年(1957)に解体修理
桜の馬場	艮櫓	三重三階	入母屋造本瓦葺	延宝5年(1677)に建築され、昭和42年に東の丸跡より現在地 <small>(たいこくら)</small> (太鼓櫓台)に移築
	旭橋	一重		部材の一部は江戸時代のものが残る
	旭門	一戸門	高麗門	部材の一部は江戸時代のものが残る
	埋門	一戸門	埋門	部材の一部は江戸時代のものが残る

表3-6 現存する近代の建造物一覧（玉藻廟は解体撤去済）

曲輪名称	名 称	概 要
本丸	旧玉藻廟	旧玉藻廟 明治35年(1902)玉藻廟建設 昭和19年(1944)御神体遷座 平成19年(2007)建物解体
	手洗舎	木造瓦葺平屋建 明治3年(1902)建築、平成19年(2007)解体、屋島神社へ移築
	狛犬	
	灯籠	昭和16年(1941)設置、平成19年(2007)撤去、屋島神社へ移設(うち灯籠2基は眞松平公益会へ移設)
	鳥居	
三の丸	披雲閣	披雲閣 大正6年(1917)高松松平家の別邸として建設、現在貸館として使用
	使丁宅	建築年不明
	馬小屋	現在は陳列館として使用 高松城主歴代年表、系譜関係資料等を展示
	倉庫	大正末年建設とされる。現在も倉庫として使用
	四阿	披雲閣庭園内の小休憩所
	裏門	
	袖塀	
	井戸屋形	
	水門	堀と海をつなぎ、水位調節や循環などの役目を果たす
桜の馬場	旭橋	明治45年(1912)石橋となる



図3-22 現存する文化財建造物位置

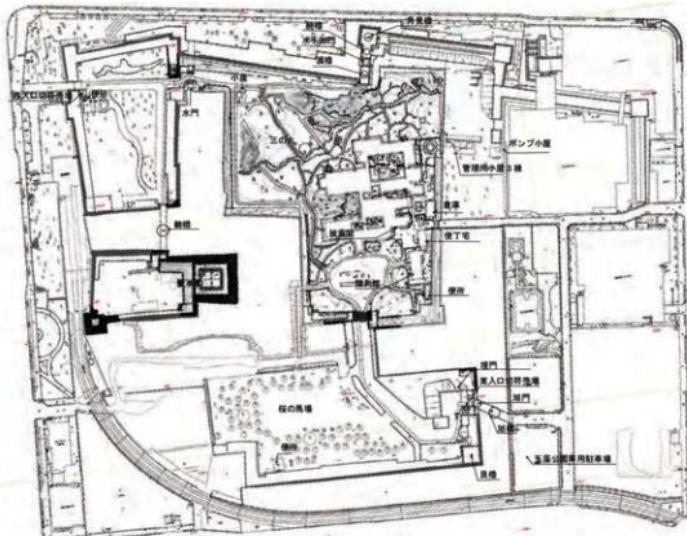


図3-23 史跡内の建造物位置



6. 絵図等にみる城郭内の植生

近世の城郭内における樹木等の生育状況を確認する。松平賴重入部直後頃の景観を描いたとされる「高松城下図屏風」を見ると、城内には松と考えられる樹木が多く生育している（図3-24）。特に生育場所に注目すると、桜の馬場では堀に面する辯のない箇所、御殿の周辺等に目立ち、多聞堀の堀の内側では、石垣上においても一定程度の樹木が確認される。変遷を確認できる資料は少ないが、近代の状況を写した古写真（図3-25）においても城内には樹勢の盛んな松を中心とした樹木が多数生育していることがうかがえ、近世を通じて城内には多数の樹木が生育していたことがうかがえる。これらの松には、基礎の土を固める効果や、堀の内側にあって視界を妨げる効果、防風等の機能が想定されており、城郭と一体的に整備され、維持管理されたことがうかがえる。一方で、当然のことながら多聞堀や櫓、御殿など建造物が配置された範囲には本来樹木が生育しておらず、現在建物に相当する場所に生育する樹木は、建造物の滅失した後に植えられた、あるいは自然に生育したものである。樹勢に着目すると、絵図中で大きく描かれる松は基本的に平面に植えられたもので、多聞堀の内側や堀端等については比較的小さく描かれている。

このように、城郭内には築城当初から相応の樹木（特に松）が生育しており、建造物と石垣、松をはじめとする樹木が城郭の本来の景観を形成していたものと整理できる。なお、城下図屏風からは、石垣上や堀端に近い箇所の樹勢は弱く描かれており、維持管理の中で樹勢の管理もなされていた可能性が高い。



図3-24 「高松城下図屏風」に見る江戸時代前期の城内の樹木生育状況



図3-25 近代の城内の樹木生育状況
（高松市歴史資料館所蔵）

7. 高松城の石垣

高松城跡の石垣については、悉皆的な調査がなされており、規模や改修の痕跡、変形状況などについて全 307 面分（石垣総延長 3800.7 m）の調査がなされている。石垣については、部分的な改修や積み直し等がなされた事例が数多くあり、その特徴を一掴みに整理するのは容易ではないが、築城主体と石垣の構造に関連して単純化すると以下のとおり整理できる。

高松城の石垣整備は、生駒家による築城時の造作が基本となる。現存する範囲では、北の丸・東の丸、櫻の馬場東の大手を除く大半がこれにあたり、天守台・地久櫓台等の大規模な櫓台も生駒期の築造である。この時期の石垣の特徴は、まず隅角部に割石を用いた算木積みが認められる点、角脇部に小規模な野面石と呼ばれる自然石を複数用いて構築する点、築石部は野面石を乱積みする点が挙げられる（図 3-27）。隅角部の割石は加工の度合が低い点も指摘される。

一方で、松平期に拡張整備された北の丸・東の丸・桜の馬場東の大手では、隅角部が加工度の高い割石を用いた算木積みで、角脇石にも割石を用いて1石で收め、築石部にも割石や切石を多用することが判明している（図 3-28）。特に大手櫓形内では城内でも最大級の石材を用いた切石の乱積みが見られ、大手の威容を誇るための意識が見て取れる（図 3-26 右下）。近代以降には城郭内の石垣の改修、修理が認められるが、近代に改修された石垣は間知積みが各所で見られる。このほか、小型の石材を谷積みした箇所についても、近代に行われた改修の可能性が高いと考えられる。

石垣に用いられた石材は、9割近くが花崗岩、残り1割の過半が安山岩で、ごく少量の凝灰岩が用いられる。いずれも当地域から産出される石材であり、産地分析は殆ど行われていないが、花崗岩については近隣の沿岸部を中心に集められたことが推定されている。これを傍証するように、石垣石材の多くには貝殻の付着が見られる。いずれにせよ、天下普請の城郭とは異なり、基本的に領国内で石材が調達されたものと考えられる。



生駒期の石垣①（天守台）



生駒期の石垣②（地久櫓台）



松平期の石垣①（良櫓台）



松平期の石垣②（大手櫓形）

図 3-26 高松城跡の石垣諸例

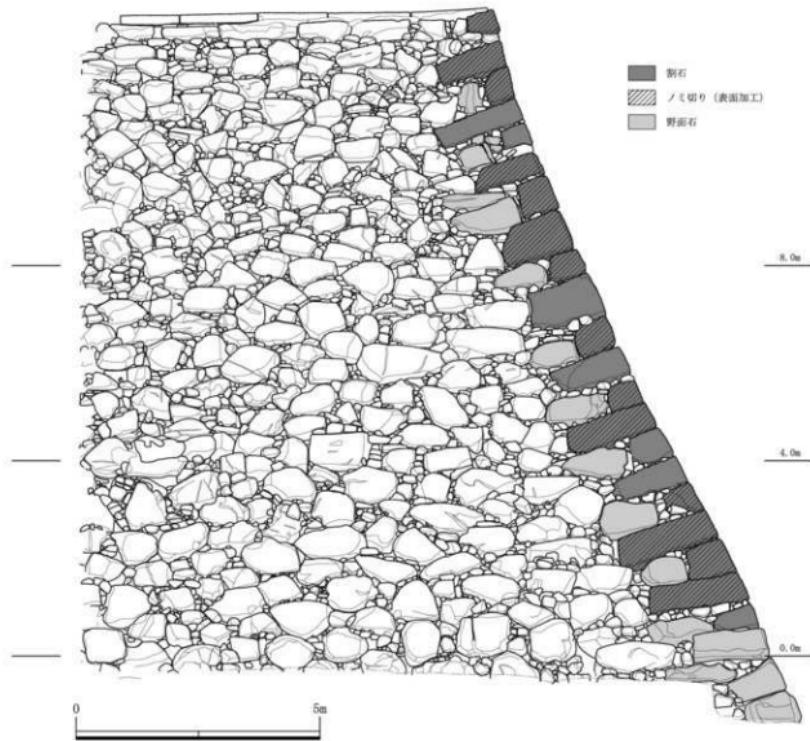


図3-27 生駒期の石垣(天守台)の構造 (高上 2015より)

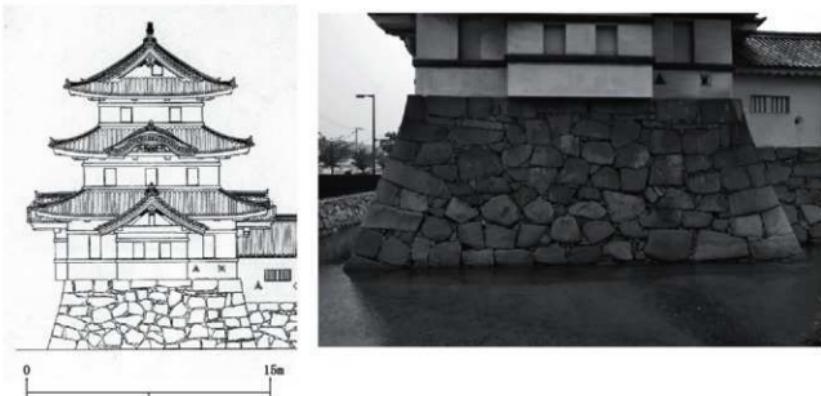


図3-28 松平期の石垣の構造 (高上 2015より)

8. 近世海域としての高松城の位置づけ

高松城を語る際によく用いられる「海城」という用語であるが、その定義は一義的には確定しておらず、多様である。中世から海浜部や島嶼部に築かれた城郭もあれば、豊臣政権下で築かれた城郭、徳川政権下で築かれた城郭等があり、それぞれに築城時の社会的状況等を踏まえてより詳細に築城の背景や、もっと本質的にはなぜ「海城」が築かれたのかといった問題を検討する作業が必要であるが、未了であり今後の課題である。

ここでは、近世の城郭で、城郭部分が直接に海に面している城郭についての研究（西成 2018）を挙げて、高松城の位置づけを確認したい。なお、参考研究では研究対象とする海域の特定についてより詳細な条件が挙げられているため詳細は原典を参照されたい。

表に挙げた海城は全て鳥羽城を東端とする西日本に限定される（表 3-7）。また、そのうち半数以上となる 13 城が瀬戸内海に面しており、分布の偏りが指摘される（図 3-29）。

また、海に面した平城の城郭を中心に同心半円状に城下町が展開するのが高松城の特徴とされるが、類似した構造を持つ海城は高松城のほかに桑名、宮津、三原、小倉、中津、府内で確認される。これらのうち現在でも当時に近い状況で海城が確認できるのは高松と宮津である。宮津では城郭の石垣や建造物の大半が滅失しており、海城としての構造は殆ど確認できない。このように、高松城は構造の類似する海城のうち、最も遺構の遺存状態が良いとともに、海との距離が未だ近く、その関係性を理解するのに最も適切な状態が残された城郭であるとされる。

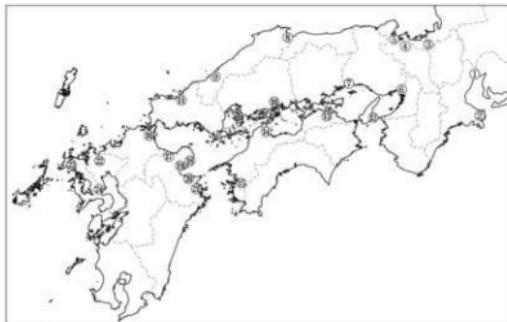


図 3-29 近世城下町における「海城」位置図
(西成 2018 を基に作成)

表 3-7 近世城下町における「海城」リスト（西成 2018 を基に作成）

No.	國	藩	城名	築城年	構造	區域	築城者
①	伊勢國	桑名藩	桑名城	1601	平城	太平洋(伊勢湾)	本田忠勝
②	志摩國	鳥羽藩	鳥羽城	1594	平山城	太平洋(伊勢湾)	九鬼嘉隆
③	若狭國	小浜藩	小浜城	1601	平城	日本海(若狭湾)	京極高次
④	丹後國	日置藩	日置城	1579	平城	日本海(若狭湾)	田辯氏
⑤	丹後國	宮津藩	宮津城	1579	平城	日本海(若狭湾)	細川忠興
⑥	攝津國	尼崎藩	尼崎城	1617	平城	瀬戸内海(大阪湾)	宇田氏鉄
⑦	播磨國	赤穂藩	赤穂城	1648	平城	瀬戸内海(播磨灘)	浅野長直
⑧	但馬國	米子藩	米子城	1601	平山城	日本海(中海)	山名氏
⑨	石見國	浜田藩	浜田城	1619	平山城	日本海(松原灘)	古田重治
⑩	安芸國	広島藩	三原城	1580	平城	瀬戸内海(三原灘)	小早川隆景
⑪	長門國	萩藩	萩城	1608	平山城	日本海(萩海)	毛利輝元
⑫	淡路國	篠山藩	洲本城	1585	平山城	瀬戸内海(大阪湾)	藤森安治
⑬	讃岐國	高松藩	高松城	1588	平城	瀬戸内海(備讃瀬戸)	生駒親正
⑭	伊予國	今治藩	今治城	1602	平城	瀬戸内海(燧灘)	麻生高虎
⑮	伊予國	守と島落	守と島城	1601	平山城	瀬戸内海(守と島)	麻生高虎
⑯	豊前國	小倉藩	小倉城	1602	平城	瀬戸内海(門司港)	細川忠興
⑰	豊前國	中津藩	中津城	1588	平城	瀬戸内海(周防瀬戸)	黒田如水
⑱	豊後國	杵築藩	杵築城	1591	平山城	瀬戸内海(別府瀬戸)	木村頼直
⑲	豊後國	日出藩	日出城	1602	平山城	瀬戸内海(別府瀬戸)	木下延俊
⑳	豊後國	府内藩	府内城	1597	平城	瀬戸内海(別府瀬戸)	福原直富
㉑	豊後國	臼杵藩	臼杵城	1597	平山城	瀬戸内海(臼杵瀬戸)	太田一吉
㉒	肥前國	唐津藩	唐津城	1602	平山城	日本海(唐津湾)	寺沢広富
㉓	肥前國	平戸藩	平戸城	1707	平山城	日本海(平戸瀬戸)	松浦鎮信
㉔	肥前國	大村藩	大村城	1599	平山城	日本海(大村湾)	大村喜前



9. 関連する文化財

史跡高松城跡の多角的な活用のためには、藩主家の所有した宝物や藩主家の整備した各種施設等、関連する文化財群と一体的な歴史的価値の検討が欠かせない。関連する文化財群を編み込んだストーリーを学際的な検討で練り上げ、魅力的な活用を行うため、関連する文化財群の概要を以下に紹介する。

(1) 史跡高松城跡を構成する文化財

国指定重要文化財「高松城 北之丸月見櫓 北之丸水手御門 北之丸渡櫓 旧東之丸艮櫓」は、近世の城郭建造物として現存するもので、いずれも高松平家の入部後に整備されたものである。海上に面する高松城の特徴とその曲輪の変遷を伝える重要な建造物群である。

国指定重要文化財「披雲閣（旧松平家高松別邸）」は、高松城跡の三の丸に位置する旧藩主高松平家の別邸で、名称は江戸時代の御殿に由来する。施主は12代当主頼壽で、清水組による設計・施工により大正6年（1917）に完成した。大正11年には摂政官（後の昭和天皇）が宿泊する等、香川県における迎賓館としての役割も果たした。江戸時代の城跡に旧藩主家によって建築された希少な事例で、近代の建築技術と組織体制によって実現された、我が国の近代の大規模和風住宅として貴重である。

国指定名勝「披雲閣庭園」は、重要文化財披雲閣と一体的に整備された庭園で、高松城三の丸に整備された。サンフランシスコ万博で日本庭園を手掛けた大胡勘蔵による作庭であり、枯山水を基調とし、大型の景石と松とウバメガシを主体とした植生が整備される。披雲閣の各部屋の名称が、波の間・蘇鉄の間など部屋から見える庭園の景観から名づけられていることからも、御殿と一体的な庭園整備の意図が強くうかがえる。近代以降に、旧城主により城郭内に整備された大規模庭園として希少性も高く、優れた景観が高い価値を有する。

市指定有形文化財（歴史資料）である高松城天守鱗（图3-30）は、宝暦8年（1758）に、元々焼物（瓦か）であった鱗を、銅製に取り替えたものである。鑄物師森田新八尉が松平頼恭の命により鑄造したもので、高さ6尺3寸7分を測る。铸造後、嘉永2年（1849）に鱗が破損したため、鱗のみ鍛冶直造とその伴源兵衛によって改造されたという記録が残る。高松城天守に用いられたことが確実な資料として貴重である。



图3-30 高松城天守鱗



图3-31 栗林公園

(2) 高松城に関連する文化財

在国中の藩主の生活及び政務に関する文化財として、国指定特別名勝の栗林公園（図3-31）がある。これは、高松城下の外れ、紫雲山の麓に整備された大名庭園で、生駒高俊による別荘造営を引きついだ松平頼重をはじめとする歴代藩主により改修整備が行われた。初代頼重の隠居所や三代頼豊の在国時の居所となるなど、藩政の中心地としての役割を担った時期もある。南湖、北湖、涵翠池、西湖をはじめとする池泉が設けられた、典型的な回遊式大名庭園である。

高松城関連の文化財としては、讃岐の領有に関する公文書の類が認められる。市指定有形文化財「徳川家綱安堵判物案」（図3-32）は、4代将軍家綱の就任時、初代藩主頼重が所領を安堵されたことを示す書状である。市指定有形文化財「永井尚庸・小笠原長頼連署奉書」（図3-34）は、初代藩主頼重が安堵された東讃12万石についての目録で、8郡234ヶ村が含まれる。

藩主家の文化的活動を伝える文化財として、以下が挙げられる。市指定有形文化財「松平頼重筆和歌幅」（図3-33）は、幕府奥絵師である狩野3兄弟が描いた人物画に、初代藩主頼重が墨書きしたものである。市指定有形文化財「松平頼重短冊屏風」（図3-35）は、初代頼重が詠じた和歌短冊を、6曲1双の屏風に仕立てたもので、後水尾上皇に添削を受けたものが含まれる。県指定有形文化財として「高松松平家



图3-32 德川家綱安堵判物案
高松松平家歴史資料(香川県立ミュージアム所蔵)



图3-33 松平頼重筆 和歌幅
高松松平家歴史資料(香川県立ミュージアム所蔵)



图3-34 永井尚庸・小笠原長頼連署奉書
高松松平家歴史資料(香川県立ミュージアム所蔵)

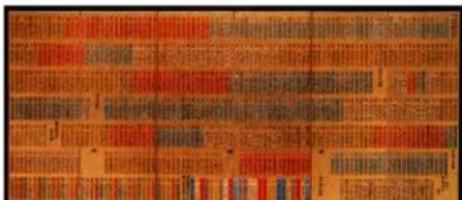


图3-35 松平頼重短冊屏風
高松松平家歴史資料(香川県立ミュージアム保管)



图3-36 高松松平家博物図譜
高松松平家歴史資料(香川県立ミュージアム保管)



「博物図譜」(図3-36)がある。5代藩主松平頼恭の命により制作された図鑑で、博物図譜の白眉として全国的に著名である。

高松城下の様子を伝える絵図等としては、以下が挙げられる。県指定有形文化財である「紙本著色高松城下図八曲屏風」(図3-37)は、高松松平家入部(1642年)直後ごろの描画年代が推定される絵画資料で、城下町の様子を非常に詳細に書き込んだ細密な屏風絵である。高松城の基礎的な資料として非常に資料的価値も高い。市指定有形文化財「生駒家時代讃岐高松城屋敷割図付同引伸図」(図3-38)は、寛永15年(1638)頃の絵図であり、当時の城郭の構造や城下町の重臣屋敷の配置、町名などが判明する資料的価値の高い絵図である。



図3-37 紙本著色高松城下図 八曲屏風 高松松平家歴史資料(香川県立ミュージアム所蔵)



図3-38 生駒家時代讃岐高松城屋敷割図 付同引伸図 (高松市歴史資料館所蔵)

藩主家の武家としての武具・武道に関する文化財として、次が挙げられる。市指定有形文化財として「本小札肩白紺糸緘具足 二方白四十八間筋兜」(図3-39)があり、10代賴胤所有の甲冑。県指定有形民俗文化財の「高松藩飛竜丸船明細切絵図」(図3-40)は、高松藩主の御座船を描いた絵図である。市指定無形文化財としては、「水任流泳法」(図3-41)がある。高松藩成立とともに、水戸徳川家から伝わった日本泳法で、現在も城内の堀等で披露されている。

藩主家の墓所等、埋葬に関する遺構が残る文化財として、以下が挙げられる。高松松平家の菩提寺として、国指定史跡「高松藩主松平家墓所」(図3-43)があり、高松市法然寺・さぬき市蓋芝寺の2カ寺で構成され、藩主及び一族の埋葬実態を知る上で重要な遺跡である。また、8代藩主賴儀の長子である賴該の靈廟「本應寺松平賴該靈廟」が国登録有形文化財となっている。県指定史跡の「生駒親正夫妻墓所」(図3-44)は、弘教寺境内にある大型の五輪塔で、2基が並立する。

その他、関連する文化財としては、市指定有形文化財として生駒家初代藩主の肖像を描いた「生駒親正肖像画」(図3-42)、高松城下の水道施設の一部が残る、市指定史跡の「大井戸」(図3-45)等が挙げられる。



図3-39 本小札肩白紺糸緘具足
二方白四十八間筋兜
(高松市歴史資料館寄託・田村神社所蔵)



図3-40 高松藩飛竜丸船明細切絵図
公益財團法人 松平公益会(香川県立ミュージアム保管)



図3-41 水任流泳法



図3-42 生駒親正肖像画（弘惠寺所蔵）



図3-43 高松藩主松平家墓所



図3-44 生駒親正夫妻墓所



図3-45 大井戸

10. 関連する史資料

高松市では高松城跡に関する資料のうち、特に近世に関する資料を中心に史料調査を行い、報告書として刊行している（高松市・高松市教育委員会 2009）。ここでは報告書に掲載した史料一覧表を再掲し、関連する史資料の収集状況を整理する。報告書には絵図などの画像も豊富に掲載されていているため、参照されたい。

表 3-8 高松城関係史料（絵図）①

（高松市・高松市教育委員会 2009 より）

絵図一覧

No	資料名	内容等	推定描写年代	写年代	著者	所蔵者
1	譜代伊予土佐阿波探索図	天守・地久櫓・武櫓・鉄門・桜御門・古太鼓門が描かれる。	寛永4年(1627)			東京大学史料編纂所
2	寛永四年高松城図	天守・地久櫓・武櫓・鉄門・桜御門・古太鼓門が描かれる。絵図1に類似。	寛永4年(1627)			伊予史談会
3	生駒家時代譜代高松城屋敷割図	生駒期の絵図。一部に門や多聞の標記有。曲輪や堀の間数の記載有。武家屋敷住人名の記載有。生駒期後半の家臣名が見られる。	寛永15～16年(1638～39)			高松市歴史資料館
4	譜代高松城之図	生駒期の絵図。曲輪の名称の記載有。天守・櫓・門・多聞が描かれる。建物・曲輪の間数の記載有。生駒期後半の家臣名が見られる。	生駒期			国立国会図書館
5	譜代高松城圖寛永十七生駒家封持領收文洲藩主加藤泰潤頃時	寛永17年の絵団。曲輪の名称・間数の記載有。櫓は口で表示。武家屋敷住人名・町名の記載有。生駒期後半の家臣名が見られる。	寛永17年(1640)			高松市歴史資料館
6	譜代高松丸亀兩城図 高松城図	一部に櫓や門の標記有。	生駒期？(～寛文10年(1670))			前田育徳会専経蔵文庫
7	譜代高松之城図	一部に櫓や門の標記有。絵図6に類似。	生駒期？(～寛文10年(1670))			前田育徳会専経蔵文庫
8	譜代高松丸亀兩城図 高松城下図	天守・地久櫓・廉櫓・武櫓・龍櫓が描かれる。武家屋敷は区画のみ表示。	生駒期？(～寛文10年(1670))			前田育徳会専経蔵文庫
9	五畿七道城図高松城	絵図8に類似。天守・地久櫓・廉櫓・武櫓・龍櫓が描かれる。	生駒期？(～寛文10年(1670))			前田育徳会専経蔵文庫
10	譜代高松	絵図8に類似。天守・地久櫓・廉櫓・武櫓・龍櫓が描かれる。	生駒期？(～寛文10年(1670))			前田育徳会専経蔵文庫
11	譜代高松城図	絵図8に類似。天守・地久櫓・廉櫓・武櫓・龍櫓が描かれる。	生駒期？(～寛文10年(1670))			企水市立図書館
12	諸国当城之図	曲輪の名称・間数の記載有。その他曲輪内建物の記載有。櫓は口で表示。武家屋敷は区画のみ表示。	生駒期？(～寛文10年(1670))			広島市立中央図書館
13	譜代高松城図	櫓の位置は■で表示。一部武家屋敷住人名や町名の記載有。松平初期の家臣名が見られる。	寛永19年～寛文10年(1642～70)			国立国会図書館
14	譜代高松之城図	櫓の位置は■で表示。一部武家屋敷住人名や町名の記載有。松平初期の家臣名が見られる。絵図13に類似。	寛永19年～寛文10年(1642～70)			高松市歴史資料館
15	譜代高松城図	櫓の位置は■で表示される。一部武家屋敷住人名や町名の記載有。松平初期の家臣名が見られる。絵図13に類似。	寛永19年～寛文10年(1642～70)			岡山大学付属図書館
16	日本夷地譜代高松地図	中堀の門の位置が口で表示され、名称の記載あり。武家屋敷住人名や町屋名の記載有。	正徳享保年間(1711～36)	宝曆7年(1757)	森幸安	独立行政法人 国立公文書館
17	日本奥地南海道郡郷譜 譜代高松地図	享保年間とされる。中堀の門の位置が口で表示され。名称の記載有。武家屋敷住人名や町屋名の記載有。絵図16に類似。	正徳享保年間(1711～36)	宝曆7年(1757) 1月8日	森幸安	金刀比羅宮
18	高松城下図	享保年間とされる。中堀内については櫓の位置のみ口で表示。武家屋敷住人名や町屋名の記載有。松平家所蔵と記載有。	享保年間(享保3年以降)(1718～36)	大正15年5月	神崎氏	(公財)譜田共済会館・博物館
19	享保年間高松城下図	享保年間とされる。中堀内については櫓の位置のみ口で表示。武家屋敷住人名や町屋名の記載有。絵図18に類似。	享保年間(享保3年以降)(1718～36)	不明	不明	高松市歴史資料館
20	高松城下図	享保・宝曆年間とされる。中堀内は中堀の門の位置のみ口で表示。武家屋敷住人名や町屋名の記載有。高松市八番丁上原準一氏蔵と記載あり。	享保3～宝曆12年(1718～62)	昭和16年2月	譜田共済会調査部	(公財)譜田共済会郷土博物館
21	高松地図	元文5年と記載有。中堀内の状況は記載無。武家屋敷住人名や町屋名の記載有。大川郡丹生村木村崎一氏蔵と記載有。	元文5年(1740)			香川県立図書アーカイブ
22	元文五中年六月譜代 高松地図	元文5年と記載有。中堀内の状況は記載無。武家屋敷住人名や町屋名の記載有。大川郡丹生村木村崎一氏蔵と記載有。絵図21に類似。	元文5年(1740)	昭和13年7月	譜田共済会調査部	(公財)譜田共済会郷土博物館
23	寛政元年酉年五月 高松之図	寛政元年とされる。中堀内の状況は記載無。武家屋敷住人名や町屋名の記載有。	寛政元年(1789)	昭和5年中旬	神崎氏	(公財)譜田共済会郷土博物館



表3-9 高松城関係史料(絵図)②

(高松市・高松市教育委員会 2009 より)

絵図一覧

No	資料名	内容等	推定描写年代	年代	写者	所蔵者
24	高松市街古図	文化年間とされる。中図内については櫓と門の位置を口で表示。門の名称の記載有。武家屋敷住人名や町屋名の記載有。絵図24に類似。	文化年間(1804~18)			高松市歴史資料館
25	文化年間讃州高松城下絵図	文化年間とされる。中図内については櫓と門の位置を口で表示。門の名称の記載。武家屋敷住人名や町屋名の記載有。絵図24に類似。	文化年間(1804~18)			高松市歴史資料館
26	讃岐国高松城石垣鐵柵板之図	文政6年正月と記載有。曲輪の名称の記載有。天守・櫓・門・多聞が描かれる。東ノ丸石垣・内堀の修理箇所・間数の記載有。	文政6年(1823)正月			白井市教育委員会
27	讃岐高松城下絵図	中図内の状況は記載無。武家屋敷住人名・町名の記載有。	天保13年~弘化3年(1842~46)			高松市歴史資料館
28	天保十五年高松之図	天保15年とされる。中図内については櫓と門の位置を■で表示。武家屋敷住人名や町屋名の記載有。絵図28に類似。	天保15年(1844)	昭和3年3月	神崎氏	(公財)鶴田共済会郷土博物館
29	天保十五年高松城下絵図	天保15年とされる。中図内については櫓と門の位置を■で表示。武家屋敷住人名や町屋名の記載有。鉢木幾次郎氏蔵と記載有。絵図29に類似。	天保15年(1844)	昭和6年1月	不明	高松市歴史資料館
30	高松城下町屋敷割図	弘化年間とされる。中図内については櫓と門の位置を口で表示。門の名称の記載有。武家屋敷住人名や町屋名の記載有。	弘化年間(1844~48)			香川県立ミュージアム
31	安政四年末高松之図	安政4年とされる。天守の形が描かれており一部櫓や門の表示有。武家屋敷住人名や町屋名の記載有。	安政4年(1857)	昭和8年8月17日	神崎氏	(公財)鶴田共済会郷土博物館
32	高松市街之図	中図の門の位置が口で表示され、名称の記載有。武家屋敷住人名や町屋名の記載有。	19世紀			(公財)鶴田共済会郷土博物館
33	明治二年讃岐国香川郡高松市街絵図	中図内は空白。武家屋敷や町屋等のみ表示。	明治2年(1869)			伊予史談会
34	高松城下古図	中図内は空白。武家屋敷や町屋等も区画のみ表示。絵図33に類似。	明治2年(1869)			高松市歴史資料館
35	旧高松御城全図	ね平相重による新曲輪造営後の絵図。内堀内の詳細な建物の配置が描かれる。建物名称の記載有。	不明			香川県立ミュージアム
36	高松御城全図	ね平相重による新曲輪造営後の絵図。内図内の詳細な建物の配置が描かれる。建物名称の記載有。絵図35に類似。	不明	昭和6年4月	神崎氏	(公財)鶴田共済会郷土博物館
37	高松城内図	ね平相重による新曲輪造営後の絵図。天守・櫓・多聞・門が描かれる。城内各所の間数記載有。明治宗泰氏蔵と記載有。	不明	昭和9年5月10日	不明	(公財)鶴田共済会郷土博物館
38	讃岐国高松城図	ね平相重による新曲輪造営後の絵図。曲輪の名称の記載有。天守・櫓・門・多聞等が描かれる。	不明			国立国会図書館
39	高松城旧地図	ね平相重による新曲輪造営後の絵図。門・櫓が描かれる。櫓・多聞は口で表示。	不明			瀬戸内歴史民俗資料館
40	頼重公時代高松城配廻図	ね平相重による新曲輪造営前の絵図。頼重公時代とされているが新曲輪が記載されており、少なくとも築居後ものである。建物名称の記載有。	不明			公益財団法人松平公益会
41	讃岐国香川郡高松城図	ね平相重による新曲輪造営前の絵図。門・櫓が描かれる。櫓・多聞は口で表示。	—			香川県立ミュージアム
42	主岡結記	ね平相重による新曲輪造営前の絵図。門が模式的に描かれる。	—			名古屋市蓬左文庫
43	讃岐国高松城図	ね平相重による新曲輪造営前の絵図。門が模式的に描かれる。絵図42に類似。	—			岡山大学附属図書館
44	各藩城図讃岐国高松之城	ね平相重による新曲輪造営前の絵図。門が模式的に描かれる。原本長町典氏蔵と記載有。	—	昭和5年		(公財)鶴田共済会郷土博物館
45	君家喜御系譜井高香御城丸亀御城図	ね平相重による新曲輪造営前の絵図。門が模式的に描かれる。曲輪の名称や建物の標記が一部有。門が模式的に描かれる。絵図42~44に類似。	—			山梨本庄市教育委員会
46	讃岐国高松城図	ね平相重による新曲輪造営前の絵図。門が模式的に描かれる。曲輪の名称や建物の標記が一部有。櫓については口で表示。	—			独立行政法人国立公文書館
47	共進会場平面図	明治35年開催の第8回西府県聯合共進会の会場としての絵図。情については口で表示。	明治35年			高松市歴史資料館
48	高松新井戸水本並木御想絵図	中図内は描かれていない。水道管の理設状況を描いたもの。高松市天神前新井戸水本並木御想絵と記載有。	文政6年(1823)改天保14年(1843)	昭和10年3月	鶴田共済会郷土博物館調査室	(公財)鶴田共済会郷土博物館

表3-10 高松城関係史料(絵画・指図)

(高松市・高松市教育委員会 2009より)

検索一覧

No	資料名	内容等	製作年代	製作者	所蔵者
1	紙本着色高松城下図 八面風	北西方向からの鳥瞰図。城内全域の各施設及び武家屋敷町組に至るまで詳細に描かれる。	17世紀中葉		香川県立ミュージアム
2	讚岐国名勝図会 天守・太鼓櫓・櫻橋・武橋・月見橋・鹿鳴・良橋・能橋・太鼓橋・鳥橋が描かれる。		嘉永6年(1853)	桜原藍瑛 他	高松市歴史資料館
3	讚岐国名勝図会 天守・常磐橋・外堀が描かれる。		嘉永6年(1853)	桜原藍瑛 他	高松市歴史資料館
4	高松城古図 中堀内の諸建物等が詳細に描かれる。		慶応2年(1866)	松岡調	個人

検索一覧

No	資料名	内容等	製作年代	製作者	所蔵者
1	放雲閣古図 放雲閣の間取り図、部屋名の記載有。		不明		高松市歴史資料館
2	高松御城内之図 放雲閣の間取り図、指図1に類似。		不明		高松市歴史資料館

表3-11 高松城関係史料(古写真)

(高松市・高松市教育委員会 2009より)

古写真一覧

No	内容等	推定撮影年月日	撮影年根拠	所蔵者
1	中堀南堀端より撮影。中堀石垣・後方に天守が写る。	~明治17年	天守解体は明治17年。	公益財團法人 松平公益会
2	桜ノ馬場より撮影。天守・三ノ丸南堀端多聞が写る。	明治15年12月30日	『ヘンリー・ギルマール旅行記』に撮影年月日記載有。	ケンブリッジ大学図書館
3	日本手付番より撮影。本丸の石垣が写る	13610	撮影年月記載有。	公益財團法人 松平公益会
4	桜御門前土橋より撮影。木丸・天守台石垣が写る。	明治35年~	玉藻廟建設は明治35年。	公益財團法人 松平公益会
5	中堀西堀端より撮影。植物の生育状況から見て零草であるに限る。	明治35年~大正13年	玉藻廟複数柱は明治35年。内堀西半埋め立ては大正13年。	香川県立ミュージアム
6	内堀西堀端より撮影。朝橋・中堀・玉藻廟が写る。	明治35年~大正13年	玉藻廟建設は明治35年。内堀西半埋め立ては大正13年。	高松市歴史資料館
7	高松城の北西隅(高松池)より撮影。艮橋・鹿鳴・月見橋・虎鳴・武橋・水手御門が写る。	明治30~34年	明治30年の高松築堤第1次~明治34年の第2次拡張工事の間。	公益財團法人 松平公益会
8	高松城の北西隅(高松池)より撮影。月見橋・水手御門・渡橋・艮橋が写る。	明治37年頃	明治34~37年の高松築堤2期工事による埋め立て完了。	公益財團法人 松平公益会
9	水門付近より撮影。月見橋・水手御門・渡橋が写る。	~明治34年	明治34~37年の高松築堤第2次拡張工事以前。	公益財團法人 松平公益会
10	武家屋敷近くより撮影。月見橋・水手御門・渡橋が写る。南北は埋め立てられている。	明治34~37年	明治34~37年の高松築堤第2次拡張工事以前。	公益財團法人 松平公益会
11	北堀奥堤より撮影。艮橋・鹿鳴・月見橋・北丸多聞が写る。	~明治34年	明治34~37年の高松築堤第2次拡張工事以前。	公益財團法人 松平公益会
12	北浜突堤より撮影。艮橋・月見橋・が写る。	明治23~34年	少なくとも明治23年までは存在した鹿鳴が写つておらず、明治34~37年の高松築堤2期工事が完成していない。	公益財團法人 松平公益会
13	北浜突堤より撮影。艮橋・月見橋・が写る。突堤の崩壊状況から写真12より前に撮影。	明治23~37年	少なくとも明治23年までは存在した鹿鳴が写つておらず、明治34~37年の高松築堤2期工事が完成していない。	公益財團法人 松平公益会
14	水手御門西側より撮影。月見橋が写る。	明治23~37年	明治34~37年の高松築堤2期工事完了。	公益財團法人 松平公益会
15	三ノ丸北辺より撮影。鹿鳴が写る。	~明治34年	明治34~37年の高松築堤2期工事以前。	公益財團法人 松平公益会
16	中堀東側(現在の北浜町15番付近)より撮影。艮橋が写る。	明治37年~昭和元年	明治34~37年の高松築堤2期工事完了。昭和元年に中壇理で立てた。	公益財團法人 松平公益会
17	天守より被雷閣を撮影。後方に艮・鹿鳴が写る。	明治15年12月30日	『ヘンリー・ギルマール旅行記』に撮影年月日記載有。	ケンブリッジ大学図書館
18	桜御門南側土橋より撮影。開門した桜御門が写る。17・18・19もほぼ同じアングルであるが、植物の生育状況から最も古いものと考えられる。	昭和20年	桜御門は昭和20年に消失。	公益財團法人 松平公益会
19	桜御門南側土橋より撮影。開門した桜御門が写る。16とほぼ同じアングル。	~昭和20年	桜御門は昭和20年に消失。	高松市歴史資料館
20	桜御門南側土橋より撮影。開門した桜御門が写る。	~昭和20年	桜御門は昭和20年に消失。	公益財團法人 松平公益会
21	東ノ丸の南側土橋より撮影。開門した船門および鹿鳴が写る。	不明		高松市歴史資料館
22	中堀西堀端(現高松北警察署付近)より撮影。鳥橋から西御門付近が写る。	~大正14年	鳥橋は明治23年までは現存。少なくとも大正14年の御成跡記念道路建設以前。	高松市歴史資料館
23	中堀西堀端(現高松北警察署付近)より撮影。鳥橋から大手付近が写る。	~大正14年	鳥橋は明治23年までは現存していたことは判明。少なくとも大正14年の御成跡記念道路建設以前。	公益財團法人 松平公益会
24	東ノ丸の南側土橋より撮影。東ノ丸が写る。	不明		公益財團法人 松平公益会
25	太鼓橋より撮影。大手馬・中堀が写る。	明治15年12月30日	『ヘンリー・ギルマール旅行記』に撮影年月日記載有。	ケンブリッジ大学図書館
26	太鼓橋より撮影。外曲輪の武家屋敷群が写る。手前は江戸長屋。	明治15年12月30日	『ヘンリー・ギルマール旅行記』に撮影年月日記載有。	ケンブリッジ大学図書館



第2節 指定の状況

1. 指定に至る経緯

高松城跡をはじめとする旧城郭は、兵部省により明治4年（1871）に接収される。高松城内には大阪鎮台第二分営が置かれた。明治23年に高松松平家に払い下げられ、以後も管理され続けたが、昭和20年（1945）2月に高松松平家より財団法人松平公益会に寄付された。戦後、高松城跡には進駐軍が駐留する時期もあった。松平公益会では、12代当主で初代会長の賴壽の時代から計画のあつた高松市への移譲が本格化した。高松には往時の大名庭園である栗林公園があり、これが唯一の公園であることから、ぜひ高松城跡も開放して公園にしてはという意見が高まってきた。

高松市は昭和27年9月に移譲交渉の申入れを行い、財団法人松平公益会も基本的に移譲を了解した。高松市の提出した具体的な活用計画によると、城内の重要文化財の永久保存、披雲閣で郷土史料等の展示、堀を改修し自然の水族館とすること、天守の復元を図り観光高松のシンボルとすることが記載されていた。その後、翌年4月25日に高松市と財団法人松平公益会との間で「玉藻城譲渡並びに保存活用に関する覚書」が締結されたが、そこに「一、城内所在の重要文化財の永久保存策を講ずること。二、土地、建物、水濠等の原形に大なる変更を加えない。三、官衙、学校、又は風致を害する如き建物を新設しない。四、本地域の全部又は一部を将来国以外の第三者に譲渡しない。五、観光並びに市民への公開は前記各項に反せざる如く措置する。六、玉藻城の保有、観光並びに市民への公開等に関する具体計画を立案審議する為の諮問機関を速やかに設置すること。七、速やかに文化財保護法に依る史跡名勝天然記念物の指定を受くる如く措置する。八、本覚書は将来高松市、松平公益会両者の合意に據る場合の外改訂しない。」と定めている。その後も交渉は続き、市の所有となったのは昭和29年1月16日であった。翌30年3月2日、覚書のとおり国の史跡に指定された。

その後、昭和59年に東の丸の石垣が、平成26年（2014）に旧大手付近、30年に大手下馬所付近の追加指定を受けた。

2. 史跡等指定状況

（1）指定内容

ア 名称……… 高松城跡

イ 所在地……… 高松市玉藻町96番外9筆（指定時：内町字玉藻1番8外19筆）

ウ 面積……… 79,371.89 m²（指定時：22,870.82坪≈75,606.13 m²）

エ 管理主体…… 高松市

オ 指定区分…… 国指定 記念物 史跡

カ 指定年月日… 昭和30年（1955）3月2日（文化財保護委員会告示第22号）

キ 指定理由

天正15年生駒親正讃岐に封ぜられ、翌16年この地に城郭を築いた。生駒氏が寛永17年領地を没収され、同19年松平頼重これに代って就封したが、松平氏は爾来中国西国の鎮として重きをなし、連續相続いて明治維新に至った。本城の創置には黒田孝高の指示を得たといわれるが、現在の遺構は蓋し近世初期の構築にかかり、これに松平氏が修築を加えたものと思われ、一に玉藻城ともいわれる。地は海に臨み、これを北面の備とし、東方また海に近く。西方に石清尾山を障壁とし、南方において

陸に続いている。城郭は平城であって矩形状にめぐった外堀、中堀を以て、東、西、南を固め、更に幅の広い内堀によって各郭を遊離せしめつつも、巧に配置して、最も高い天守曲輪を囲繞し、これを守っている。即ちその西方より南方にかけて西の丸及びこれに地続きの桜馬場を鍵の手に設け、北方には二の丸を、東方より北東方にかけては三の丸を配していて、簡単ではあるが要を得た縄張と思われる。松平氏時代において三の丸の北東部を更に増強して新曲輪を築き、在来の海手門に代えて水御門を海に向って開き、また城の東辺を固めて作事曲輪（東の丸）を設けた。現在中堀内において、西の丸、西側の内堀及び桜馬場の西部は全く湮滅し、中御門の桥形、作事曲輪も概ねその旧態を失い、殊に北面が海面埋立のため海と稍々隔っているのはまことに惜むべきであるが、内海における瀬戸諸城中、その遺構を止め、旧規を偲び得られるものとしては最もすぐれているばかりでなく月見櫓、渡櫓を伴う水御門の完存するが如きは殊に貴重であり、城郭史上価値ある遺跡である。（『国指定文化財等データベース』より）

（2）史跡追加指定（S59）

- ア 所在地 …… 高松市玉藻町 84 番2ほか4筆（指定時：玉藻町 84 番外1筆等）
イ 面積 …… 1,857.52 m²（指定時：1,858.44 m²）
ウ 管理主体 …… 香川県
エ 指定年月日 …… 昭和 59 年（1984）5 月 7 日（文部省告示第 60 号）
オ 追加指定理由

（1）基準 史跡の部第二（城跡）による。

（2）説明 松平氏就封後、寛文延宝の交、高松城は、北および東に拡張されたが、東側、すなわち東之丸は、従来指定されていなかったので、今回その北縁から東縁にかけての一連の石垣（背後の土坡を含む。）を追加指定するもので、東縁の石垣は積み直されているようであるが、なお旧規模を示すうえで重要である。

ただし、石垣内部の平地は、日本国有鉄道の公舎等があり、地貌一変しているので、目下のところ指定地域に含めない。また北東隅にあった良櫓（重文）は、最近桜の馬場の太鼓櫓跡に移された。

（指定理由書より）

（3）史跡追加指定（H26）

- ア 所在地 …… 高松市玉藻町 98 番1外3筆
イ 面積 …… 3,567.47 m²
ウ 管理主体 …… 高松市
エ 指定年月日 …… 平成 26 年（2014）10 月 6 日（文部科学省告示第 142 号）
オ 指定説明文

高松城は天正 15 年（1587）に讃岐一国を与えられた生駒親正によって、翌 16 年（1588）に築城が開始された城郭で、北側は瀬戸内海に面し、三重の堀に囲まれた水城である。生駒家4代の後、寛永 19 年（1642）に水戸徳川家初代頼房の長子である松平頼重が東譲 12 万石を領して高松城に入り、寛永 21 年（1644）から城の修築に着手した。特に寛文 10 年（1670）の天守の改築、翌 11 年（1671）からの北ノ丸・東ノ丸の新造など大規模な改修を行っている。明治に入って外堀は埋立てられ、中堀



より外側の市街化が進むとともに、城の北側も埋立てられた。中堀より内側については一時陸軍省の所管になったものの、高松松平家に払下げられ城跡が維持されてきた。昭和29年（1954）に高松市の所有となり、翌30年（1955）に史跡に指定された。昭和59年には、東ノ丸の北側から東側にかけて遺存する石垣部分が追加指定された。

今回の指定対象範囲については、高松城跡の中核部分の郭の1つである桜の馬場の一部にあたる。南東部に樹形を構成すると考えられる高さ約4.3m、総延長約43mのL字に折れ曲がる野面石乱積みの石垣が存在する。発掘調査は未実施であるが、『高松城 下図屏風』（香川県立ミュージアム所蔵）等から櫓門の存在が確認でき、寛文・延宝期（1661～81）の松平頼重の改修により、大手門が新たに城の南東側につくられると、堀に架かる橋も撤去され、門としての機能を喪失した。今回条件が整つたことから、初期の大手門の存在を示す石垣遺構を含む一角を追加指定し、保護の万全を期そうとするものである（『月刊文化財』2014年9月号より）。

（4）史跡追加指定（H30）

- ア 所在地……… 高松市玉藻町88番2外5筆等
- イ 面積……… 7,787.84 m²
- ウ 管理主体…… 高松市
- エ 指定年月日… 平成30年（2018）10月15日（文部科学省告示第195号）
- オ 指定説明文

高松城は天正15年（1587）に讃岐一国を与えた生駒親正によって、翌16年（1588）に築城が開始された城郭で、北側は瀬戸内海に面し、三重の堀に囲まれた水城である。生駒家4代の後、寛永19年（1642）に水戸徳川家初代頼房の長子である松平頼重が東譲12万石を領して高松城に入り、寛永21年（1644）から城の修築に着手した。特に寛文10年（1670）の天守の改築、翌11年（1671）からの北ノ丸・東ノ丸の新造など大規模な改修を行っている。明治に入って外堀は埋立てられ、中堀より外側の市街化が進むとともに、城の北側も埋立てられた。中堀より内側については一時陸軍省の所管になったものの、高松松平家に払下げられ城跡が維持されてきた。昭和29年（1954）に高松市の所有となり、翌30年（1955）に史跡に指定された。昭和59年には、東ノ丸の北側から東側にかけて遺存する石垣部分が追加指定された。平成26年には、初期大手樹形を含む桜の馬場の西部の一角が追加指定され、保護の万全を図ってきた。

今回追加指定を図るのは、指定地南東部に隣接し、城の大手前に所在した下馬所、内郭の東ノ丸や中堀に当たる場所である。当該地は、生駒氏の時代は外曲輪の一部であったが、松平氏によって東ノ丸、中堀が造営され、東ノ丸の堀を隔てた南側は大手門としての役割を担うようになった太鼓門の下馬所となった。近代以降、中堀は埋め立てられ、中学校用地として利用してきた。平成21年度、高松市教育委員会が中学校の閉校後における雨水官渠整備事業に伴う発掘調査を実施したところ、東側中堀の南西端の石垣を検出、平成25・26年度には都市計画道路計画整備に伴う発掘調査を実施したところ、東西方向の中堀に伴う石垣等を検出した。いずれも重要な遺構であることから計画変更を行い、保存が図られた。このように、高松城跡を構成する重要な地点であることから、史跡に追加指定し、その保護の万全を図るものである（『月刊文化財』2018年9月号より）。



図3-46 史跡等指定範囲



図3-47 主要史跡指定地遠景



3. 土地所有状況

(1) 史跡指定地

香川県高松市玉藻町 96 番外 23 筆等 92,584.72 m²

(2) 土地所有者区分 (図 3-49)

国有地	895.12 m ² (うち国土交通省: 268.49 m ² 、財務省 626.63 m ²)
香川県有地	1,857.52 m ²
高松市有地	89,832.08 m ² (うち 561.84 m ² は持分 56184 分の 23720)
高松市土地開発公社所有地	561.84 m ² (うち 561.84 m ² は持分 56184 分の 32464)

(3) 管理団体

高松市 令和2年3月10日 (文化庁告示第31号) 指定対象面積 92,584.72 m²

4. 史跡以外の文化財指定

(1) 高松城4棟 北之丸月見櫓 北之丸水手御門 北之丸渡櫓 旧東之丸良櫓

ア 所在地 高松市玉藻町2番1号

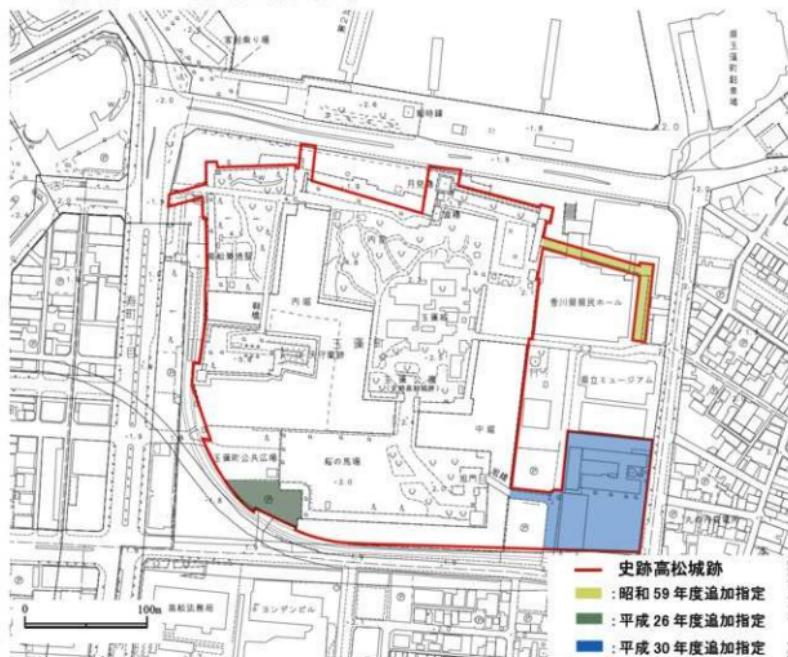


図 3-48 史跡追加指定の経過

イ 所有者 高松市

ウ 指定区分 国指定 重要文化財 建造物

エ 指定年月日 .. (昭和 22 年 2 月 26 日 国宝指定 (文部省告示第 22 号))

昭和 25 年 (1950) 8 月 29 日 重要文化財指定

オ 概要説明文

(北之丸月見櫓) 三重三階隅櫓、入母屋造、本瓦葺、南面続櫓一重櫓、南端入母屋造、本瓦葺
江戸時代前期 延宝四年 (一六七六)

(北之丸水手御門) 一間薬医門、切妻造、本瓦葺、江戸時代後期 (一八三〇～一八六七)

(北之丸渡櫓) 一重櫓、入母屋造、本瓦葺、江戸時代前期 延宝四年 (一六七六)

(旧東之丸良櫓) 三重三階隅櫓、入母屋造、本瓦葺、江戸時代前期 延宝五年 (一六七七)

天正一五年 (一五八七) に讃岐一国の領主となった生駒親正が築城した高松城は、海に面し、全国でも例の少ない水城である。月見櫓ほか二棟の建造物は北ノ丸に、良櫓は東ノ丸に位置し、海に面する櫓で、「讃州讃岐は高松様の城がみえます波の上」と謳われた高松城を象徴する建造物である。生駒家の転封後、松平頼重が入部し、寛文一一年 (一六七一) から東ノ丸、北ノ丸を新造し、月見櫓、水手御門、渡櫓、良櫓などを建築した。

月見櫓は「到着を見る」という意味の着見櫓が本来の名称で、北の丸の海辺の水ざわに建った三重三階の櫓で、続櫓はそれに続く一重の建物である。水手御門は、続櫓の南に西面する三間一戸の薬医門で、藩主はここで小舟に乗船し、沖で御座船に乗換えて参勤交代等に出かけた。渡櫓は水手御門の南にある一重の総塗籠の櫓で、南の約四分の一は生駒家時代の海手門の部材を再利用し、内壁は波形真壁とする。梁の維手の下面に「延寶四年」の銘があり、櫓台の石垣も一部は当時のものを利用して築造している。

旧東丸良櫓は入母屋造、本瓦葺、三重三階の隅櫓で、東の丸東北隅にあったが、昭和四二年 (一九六七) に現在地旧太鼓櫓跡に移築された。

以上の四棟は、海に面する高松城の特徴とその曲輪の変遷と城の歴史を伝える重要な建造物群で、貴重である。(香川県教育委員会 2021『香川の文化財』より)

(2) 披雲閣 (旧松平家高松別邸) 3棟 本館 本館付倉庫 倉庫附裏門1棟 袖塀2棟 井戸

屋形1棟 四阿2棟

ア 所在地 高松市玉藻町2番1号

イ 所有者 高松市

ウ 指定区分 国指定 重要文化財 建造物

エ 指定年月日 .. 平成 24 年 (2012) 7 月 9 日 (文部科学省告示第 108 号)

オ 指定説明文

披雲閣は、高松市街の中心部、瀬戸内海に面して築かれた高松城旧三之丸に所在する。旧高松城主の松平家が別邸として建設したもので、施主は松平頼壽、設計と施工は清水組 (現清水建設株式会社) が一括して請負い、大正三年に着工、翌四年に上棟、同六年に竣工した。披雲閣の名は、江戸時代に三之丸にあった御殿の呼称に由来する。

敷地は、天守台の東側から北側にかけて鉤の手に築かれた旧三之丸で、江戸時代の構成に倣い、南面に開く桜御門跡を正門として敷地中央に住宅を建て、海に面した北側に庭園をつくる。庭園は、



東京から庭師大胡勘藏を招いて住宅の建設と同時に作庭したもので、築山や石組など一部に江戸時代の庭園の造形を残す。

高松城跡は、昭和三〇年三月二日付けで国指定史跡となっている。披雲閣の建物は、平成一七年一〇月六日付けで高松市指定有形文化財となっている。

本館は、木造で、接客、居住、家政などの機能をもつ各部を渡廊下で接続しており、建築面積は一、九一六平方メートルに及ぶ。南を正面として玄関を構え、西から北へ蘇鉄の間、大書院、楓の間の各広間を並置し、北方の庭園を望む接客空間とする。玄関の北には杉の間、桐の間、松の間、藤の間が連なり、居住と宿泊に供する。玄関の北東には勝手と調理場、桐の間の東には浴室を設ける。廊下と渡廊下で囲まれた大小の中庭を配し、ゆとりのある平面を構成する。平面計画は、廊下も含めて一間六尺五寸の柱割で、一体的に設計されている。

楓の間の二階を波の間とするほかは平屋建である。大書院は入母屋造の桟瓦葺で、蘇鉄の間、波の間と玄関は起りのついた入母屋造の桟瓦葺とし、玄関の正面西端に入母屋造の車寄を突出する。その他のは寄棟造の桟瓦葺で、調理場には切妻造の越屋根を載せる。小屋組は、梁間の広い蘇鉄の間と大書院の二棟をトラス構造とするほかは和小屋である。

蘇鉄の間は、東の一八疊と西の二一疊の二部屋からなり、四周に入側を廻し、さらに南西北の三方に瀧縁を廻らす。室内は内法長押と蟻壁長押を廻し、入側境に障子欄間、部屋境に簇欄間を入れる。外廻りには、縦長に桟を割付けた特徴的なガラス障子を建込む。室内、入側とも拭板張で、天井は、室内を吹寄せ天井、入側を棹縁天井とし、和風シャンデリアを備える。

大書院は、二八疊三部屋が東西に並ぶ。南東北の三方に入側を廻し、さらに四周に廊下を廻らす。西面の中央に入母屋造桟瓦葺の附属屋を出し、物置と便所を設ける。室内は、西面にトコを構え、北に付書院を設ける。内法長押と蟻壁長押を廻し、入側境に障子欄間、部屋境に簇欄間を入れる。トコは幅二間半、奥行一間の規模で畳敷とし框を黒漆塗で仕上げる。トコ脇には天袋と鳥居棚形式の違棚を配する。室内、入側とも畳敷とし、入側を含めた座敷の規模は一四二疊に及ぶ。天井は、室内、入側とも棹縁天井で、和風シャンデリアを備える。

楓の間は、一二疊半二部屋が東西に並び、南北に入側を設ける。さらに四周に廊下を廻らし、西側の中央に表階段、東側に裏階段を設ける。室内は、西面にトコを構える。内法長押と蟻壁長押を廻し、入側境に障子欄間、部屋境に簇欄間を入れる。

波の間は、楓の間の二階にあたり、一〇疊二部屋が東西に並び、四周に幅一間の廊下を廻らし、東側に三疊の控室を設ける。室内は、西面にトコを構える。内法長押のみを廻し、入側境に障子欄間、部屋境に板欄間を入れる。

楓の間と波の間の西面には入母屋造、桟瓦葺の附属屋を出し、一階に三疊の控室と便所、二階に六疊の茶室と便所を設けるほか、南面の西端にも寄棟造、桟瓦葺の附属屋を出して物置を設ける。楓の間と波の間とも室内と入側を畳敷とし、天井は棹縁天井とする。

杉の間は、幅一間の中廊下の南北に各三部屋を配し、南側と北側に縁を通す。南列は西から八疊二部屋と六疊を並べ、西の八疊の西面にトコを構える。一方、北列は六疊三部屋で、各部屋にトコを構える。

桐の間は、東から一〇疊、八疊、八疊の三部屋を並べ、東北西の三方に廊下を廻し、南側に縁を通す。東の一〇疊と中央の八疊は続き間として東面にトコを構え、西の八疊との境には押入を設けて限る。

松の間は、一〇疊二部屋を東西に並べ、四周に廊下を廻す。室内は、西の部屋の西面にトコを構え、

東の部屋の東面に押入を設ける。

藤の間は、松の間の東側に矩折れに連なる。北から一〇畳、六畳、一〇畳の三部屋を並べ、西側に廊下を通し、東北隅に便所を設ける。室内は、北の一〇畳の北面に押入、中の部屋の東面に流し、南の部屋の南面に流しと押入を設ける。

玄関は、西に車寄からつながる表玄関一五畳、東に脇玄関六畳を構え、表玄関の北面の小壁に「披雲閣」の額を掲げる。両玄関の間には各一〇畳の二部屋からなる使者の間を設け、北側に幅一間の脇廊下を通す。各部屋と玄関との境はトコと押入を設けて限る。

本館付倉庫は、浴室の南側に建つ蔵で、藤の間から延びる廊下の南端に接続する。木造、東西七・九メートル、南北四・九メートル、二階建、切妻造、桟瓦葺で西面に戸口を開く。小屋組は和小屋とし、外壁は下見板張で仕上げる。

倉庫は、本館付倉庫の東南に建つ蔵で、大正末年の建築とみられる。木造、東西四・九メートル、南北九・八メートル、二階建、寄棟造、桟瓦葺で北面に戸口を開く。小屋組はトラス構造とし、外壁は擬石塗で仕上げる。

裏門は、旧三之丸東面の石垣を切りいて設けた通用門で、大正末年の建築とみられる。門柱のみの簡易な形式で、門柱間三・二メートル、鉄筋コンクリート造、擬石塗で仕上げ、北側の袖壁に潜戸を設ける。

袖塀は、本館玄関棟の東西に設けた、円弧形平面を呈する切妻造、桟瓦葺の塀である。東袖塀は、延長一四・四メートル、八間で、北寄り二間分を切欠き、裏門への通路を設ける。西袖塀は、延長四二・二メートル、二三間で、南寄りに庭園につながる棟門を開く。

井戸屋形は、本館調理場と倉庫の間に位置する、切妻造、桟瓦葺、四方吹放ちの建物である。

四阿は、庭園の東西二箇所に設けられる。東西阿は宝形造、西四阿は寄棟造で、各杉皮葺、四方吹放ちの建物である。

披雲閣は、江戸時代の城内の殿舎を意識した伝統的な建物の配置や意匠をもつとともに、様々な規模、形式の座敷による充実した接客空間を擁する近代の和風住宅であり、江戸時代の城跡に再建された希少な事例である。また、近代的な組織体制により、設計と施工の管理が徹底された住宅建築であり、大正時代における我が国の大規模木造建築の技術的水準を示すものとして重要である。

(『国指定文化財等データベース』より)

(3) 披雲閣庭園

- ア 所在地 高松市玉藻町 96 番外 23 筆
イ 面積 24,598.63 m²
ウ 所有者 高松市
エ 指定区分 国指定 記念物 名勝
オ 指定年月日 .. 平成 25 年 (2013) 10 月 17 日 (文部科学省告示第 143 号)
カ 指定説明文

玉藻城の異称で知られる讃岐の高松城は、瀬戸内海に臨んで築かれた海城である。天正 16 年 (1588) に生駒氏により築城されたが、寛永 19 年 (1642) に松平氏の居城となり、寛文年間 (1661 ~ 1673) から延宝年間 (1674 ~ 1681) にかけての大改修を経て完成した。明治維新の後は老朽化した多くの建築が取り壊されたが、大正 3 ~ 6 年 (1914 ~ 1917) に第 12 代当主の松平頼壽 (1874 ~ 1944) が、



かつて三の丸に存在した藩主御殿の跡地に、新たな迎賓施設として現在見る披雲閣の建築及び庭園を造営した。幕藩時代の旧藩主が近代以降の城跡に造庭した大規模な庭園は、披雲閣庭園をおいて他に類例がない。

披雲閣庭園は大きく4つの部分から成る。第1は三の丸の正門であった桜御門跡から表玄関へと至る導入部、第2は大書院と「蘇鉄の間」との間の庭園、第3は各建築群とそれらを結ぶ廊下によって囲まれた4つの壇庭、そして第4は大書院、「楓の間」（2階は「波の間」）、「松の間」、「藤の間」の北側に広がる主庭である。

第二次世界大戦の戦火により焼失した桜御門跡から表玄関へと至る現在の導入部には、中央の植栽樹木及び庭石の廻りに園路が周回し、披雲閣の表玄関及びその左右に連続する建築・塀に沿って樹木が植えられるなど庭園的な修景が行われている。しかし、作庭当時に撮影された写真からは、樹木植栽を伴わない砂利を敷き詰めただけの空間であったことが知られる。

表玄関を入って左手の「蘇鉄の間」に至ると、北側の大書院を背景として、緩やかに盛り上がりを見せる2つの築山とその上に叢生する豊かな株立ちの一群のソテツから成る比較的小規模な壇庭風の庭園が広がる。複数の柱と長押、縁先に縁取られたソテツの庭の風景は、一幅の絵画のようである。建築とそれらを結ぶ廊下によって囲まれた他の4つの壇庭にも、それぞれ樹木と岩石を用いた枯山水が意匠されている。

大書院から「楓の間」、「松の間」、「藤の間」にかけての北側には、広々とした主庭園が広がる。敷地の北東隅部の築山村近から発した枯流れが、「楓の間」及び大書院の北側の築山の前面を斜めに横切り、敷地の西端へと延びる。各々の座敷縁先の沓脱石に端を発する飛石の園路は、合流と分岐を繰り返しつつ、枯流れに沿って蛇行するもの、枯流れに架かる石橋を経て築山の背後へと誘うものなど、複雑かつ縦横に広がる。それらの多くは、讃岐地方特産の庵治石と呼ぶ細粒黒雲母花崗岩の巨大な石材から成り、表玄関脇の板塀に開く門から蘇鉄の間及び大書院の西側を経て敷地北西部の出入口へと延びる長い飛石の園路を含め、この庭園の空間構成及び材料の特質を語る重要な要素となっている。

庭園の随所には、巨大な石材を用いた燈籠・手水鉢・石橋・井戸枠など眼を惹く多様な石造の景物が配置されている。特に、大書院の西北隅の縁先に設えられた銀閣寺型手水鉢は、他に類例を見ないほどの規模を誇るほか、枯流れに架かる2つの石橋のうち、上流の石橋は昭和3年（1928）に高松城跡において開催された全国産業博覧会の展示品を移設したもので、大型の庵治石から彫り出した石造品として貴重である。

また、「楓の間」の階上に当たる「波の間」からは、マツを主体とする豊かな庭園樹の背景に、月見櫓・続櫓・手水御門から成る城郭建造物を望むことができる。

以上のように、披雲閣庭園は、大正12年間に旧讃岐高松藩主松平氏第12代当主の松平賴壽が高松城三の丸跡に迎賓施設として造営した庭園であり、近代以降になって近世城跡に作庭された大規模な庭園の希少な事例である。地元産の大きな庵治石を多用し、燈籠・手水鉢などの景物にも大規模なものを使うなど、大正時代の庭園に共通の特質を示す事例としても重要であり、マツ・ソテツなどの豊かな庭園樹の背景に、城郭建造物を望む意匠・構成も優れている。その芸術上の価値は高く、よって名勝に指定し保護しようとするものである。

（『国指定文化財等データベース』より）

表3-12 指定地の地番一覧表



図3-49 指定地土地所有者区分図

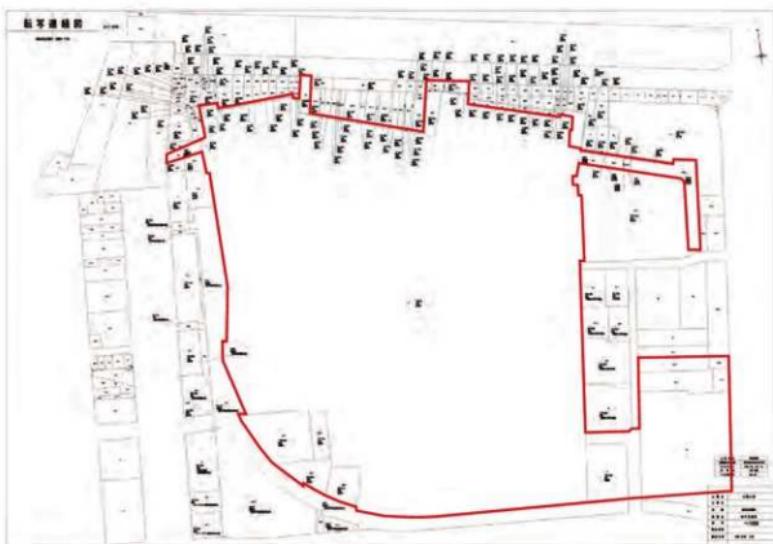


図3-50 指定地地番図

5. 史跡指定後の調査成果

(1) 発掘調査

これまでの史跡指定地内の発掘調査等の箇所及び成果は表3-13・図3-55のとおり。17を除くすべての報告書は刊行されており、報告書については表2-1・2のとおり。なお、表3-13には、表2-1・2の対応番号を付している。

史跡高松城跡内では、これまで石垣修理に伴う調査を除いて、地下遺構の確認を目的とした発掘調査は皆無でいずれも現状変更等に伴う事前の確認調査である。このため、まとまった調査成果が得られない事例も多いため、ある程度成果の得られた地点の概要について以下に記述する。

1 公園整備に伴う発掘調査（図3-51-1）

北の丸北側は、かつて城の石垣に接するまで埋め立てられていたが、海域を体感できる公園として整備する計画に伴い、発掘調査を実施した。調査の結果、水手御門から海側に向かって降る石階段を確認した。また、砂浜に対応すると考えられる堆積層も確認しており、水手御門から海にかけての動線と旧地形を確認することができた。現在この調査成果を基に石階段と渚が復元され、海と城の関係を体感できる公園として整備されている。

5 多目的トイレ整備工事に伴う発掘調査（図3-51-5）

トイレの老朽化に伴う建替えに係る調査。「披雲閣古図」に記載された「御ツキ屋」と呼ばれる土間の建物に相当する可能性のある石列、礎石を確認した。また、明治5年に披雲閣が取り壊された際に形成された可能性のある土坑等、近代における三の丸の変遷に関する調査成果も得られた。

6 地久櫓台石垣修理工事に伴う発掘調査（図3-52-6・図3-53）

地久櫓台石垣の解体修理に伴う調査。石垣上部の掘削により、地久櫓は近代に入り解体されており、その後社務所の平屋建物が建てられるという変遷が確認できた。また、近世の櫓に伴う地下室を確認し、地下室には十字に礎石が配置されていた。なお、中央の礎石1石について、所在不明となっており現在も継続して検索中である。発掘調査によって石垣背面の構造も確認しており、周辺の砂礫を中心として互層状に施工された盛土、やや幅の狭い栗石層、野面石の築石という三層の構造を確認している。なお、断面観察等からは石垣の積直しの痕跡は確認できおらず、生駒期に築城された石垣が現存するものと判断した。出土遺物の年代観からは、17世紀初頭の築造が想定できる。石垣の基底部では根石を確認したが、胴木などの地業は確認されず、砂礫層に直接根石を設置した可能性が高い。

7 鉄門石垣修理工事に伴う発掘調査（図3-52-7）

鉄門石垣の解体修理に伴う調査。石垣天端では、豊島石の切り石を組み合わせた穴蔵を検出した。また、石垣内部から出土した遺物の年代観から、17世紀中葉以降に一度積直しがなされたことが確認できた。

8 天守台石垣修理工事に伴う発掘調査（図3-52-8・図3-54）

天守台石垣の解体修理に伴う調査。天守は近代に入り解体され、その後玉藻廟という初代藩主松平頼重を祀る神社が建てられていた。玉藻廟築造に伴い、周辺の石垣を壊し、破材を用いて天守の地下1階を埋めるとともに玉藻廟の基礎を建設していたことが判明した。また、天守の地下1階が良好に遺存しており、「田」字形の礎石と、礎石間の空隙に4箇所の掘立柱が確認され、天守の基礎構造の一部が明らかになった。また、「小神野筆帖」に記載された地下1階の寸法と、発掘調査で確認された土台痕跡から復元された寸法が合致したことから、資料の正確性を発掘調査で裏付ける結果が得られた。

石垣の断面観察では、地久櫓台と同様の石垣の三層構造が確認できたほか、こちらも大規模な積み直しの痕跡は確認できず、生駒期の石垣が現存することを確認した。なお、盛土中より出土した遺物の年代観は、築城開始よりやや降った17世紀初頭の年代を示しており、築城開始から完成までに一定の期間を有したことを見定している。根石の調査ではこちらも地山の砂礫層に直接根石を設置していたことを確認した。

9・14 桜御門石垣修理工事に伴う発掘調査（図3-52-9・14）

桜御門石垣の解体修理に伴う調査。桜御門は昭和20年に戦災で焼失しており、石垣にもその際の被熱痕が残る。発掘調査では、焼土や炭を多量に含む堆積層を確認しており、焼失した桜御門に使用されていたと考えられる部材が多数出土した。なお、発掘調査成果も反映して、桜御門復元整備工事を実施している。

12 城内中学校解体に伴う発掘調査（図3-52-12）

大手から東の丸に相当する位置に所在した城内中学校の校舎解体に伴う調査。埋め立てられた中堀の石垣が良好に残っており、堀の東側の位置を特定することができたほか、巽櫓台石垣も遺存していた。地下遺構が良好に遺存しており、調査後に史跡に追加指定された。

16 披雲閣蘇鉄の間耐震補強工事に伴う発掘調査（図3-52-16）

披雲閣蘇鉄の間耐震補強工事の工事方針を検討するために事前に実施した確認調査。現地表面から近世の遺構面までの深度を確認したところ、現地表からわずか2~3cmの深度で遺構面が存在することを確認した。これを受け、耐震補強工事では掘削を原則行わずに実施する方針を定めた。

17 旭橋北石垣修理工事に伴う発掘調査（図3-52-17）

旭橋の北側隅角部の解体修理に伴う発掘調査。石垣天端で、多聞櫓の基礎と考えられる柱列と礎石を確認した。



1 水手御門前の石段



5 御ツキ屋の礎石か

図3-51 発掘調査写真①



6 地久櫓の根石検出



7 鉄門上面の穴蔵



8 天守台地下1階発掘状況



8 天守台地下1階 础石と掘立柱



9・14 桜御門上面の被熱土



12 畿櫓台石垣平面検出



16 披雲閣蘇鉄の間 遺構面検出



17 多開扉基礎検出

図3-52 発掘調査写真②

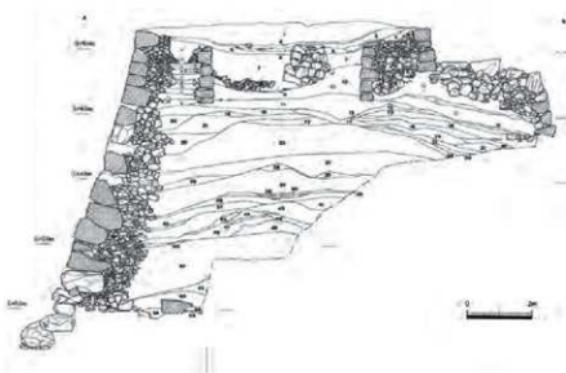
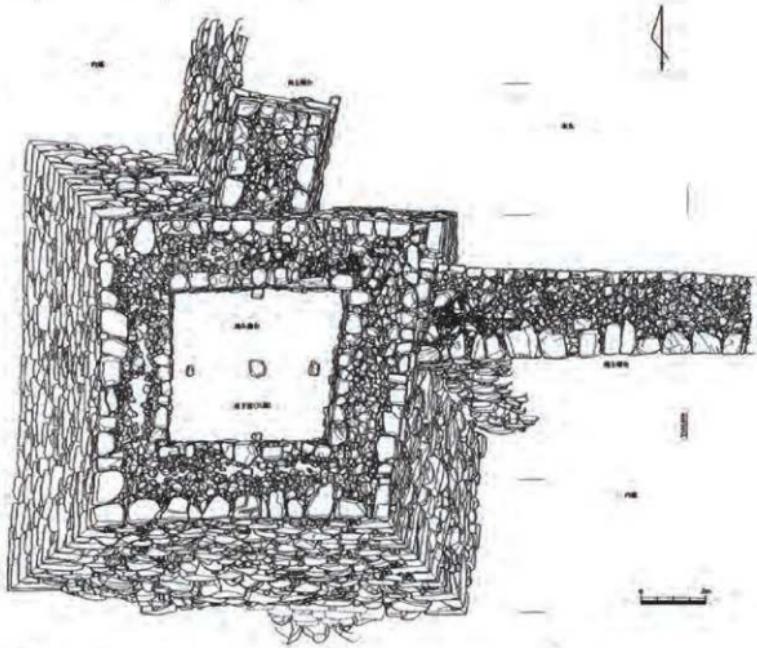


図3-53 地久櫓台石垣修理に伴う発掘調査平面・断面図

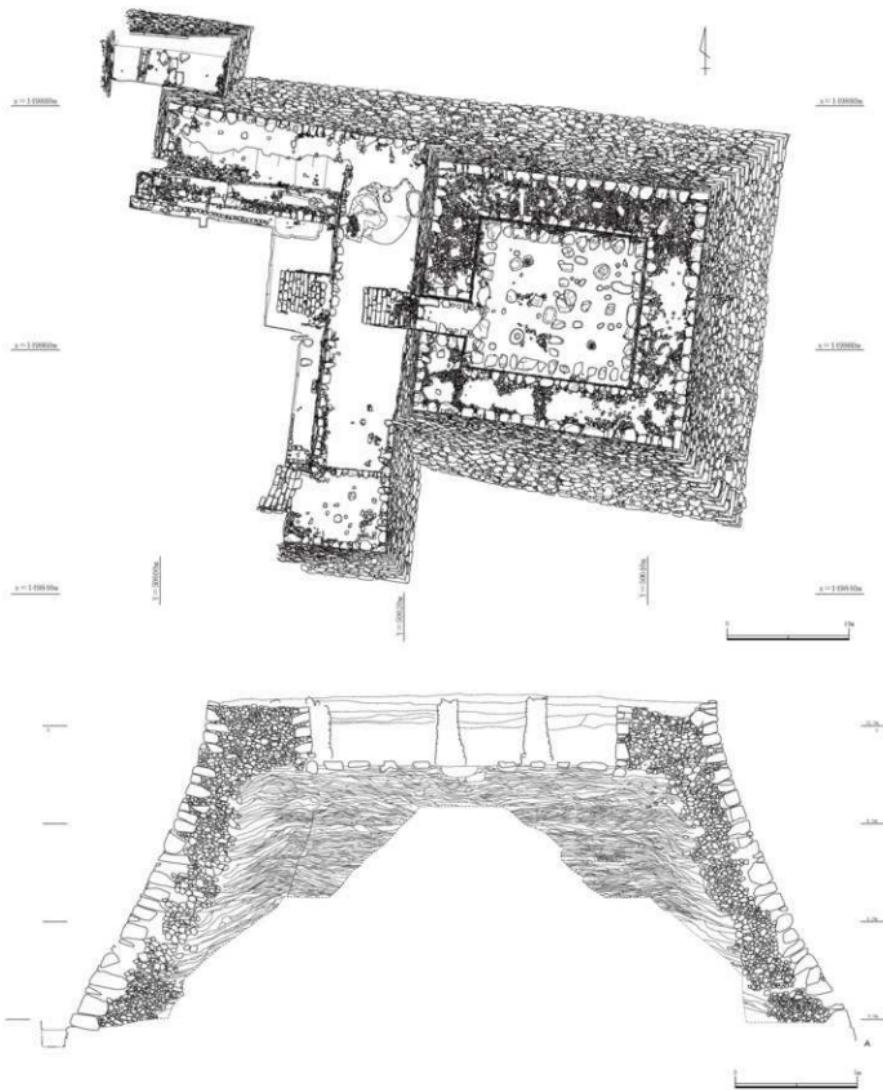


図3-54 天守台石垣修理に伴う発掘調査平面・断面図



表3-13 史跡指定地内での調査履歴

No	年 度	地 番	調査主体	原 因	調査方法	遺 構	遺 物	表2- 1-2
1	H元年	玉藻町96番	市教委	公園整備	トレンチ(5ヶ所)	水手御門に伴う断段造塙を検出。木手御門西側で砂浜の堆積層を検出した。	陶磁器	2
2	H15年	玉藻町96番	市教委	西門料金所敷 工事	トレンチ	石列を検出。	瓦、土師器、陶磁器	26
3	H16年	玉藻町96番	市教委	史跡整備	面的調査+トレンチ(5ヶ所)	豊島石の切石を用いた床下収納を検出。	五輪塔・石仏・瓦・陶磁器・土師器・6目	12
4	H10年	玉藻町96番	市教委	史跡整備	トレンチ(3ヶ所)	埋没した石垣と石列を検出。	陶磁器・土師器・瓦・瓦永遠宝	12
5	H14年	玉藻町96番	市教委	多目的トイレ 整備工事	トレンチ	礎石列を検出し、給排水との対比から放雪闇に在るする「御」字を用いる可能性あり。放雪闇取り壟し時の整地層や土壙を検出。	陶磁器・瓦・土師器	18
6	H11~14年	玉藻町96番	市教委	史跡整備	面的調査	地久櫓の根石・穴蔵を確認。	陶磁器・瓦・土師器・金属製品・石製品	14
7	H16~17年	玉藻町96番	市教委	史跡整備	面的調査	鉄門・天端の地下室を確認。	陶磁器・瓦・土師器・金属製品・石製品	33
8	H18年	玉藻町96番	市教委	史跡整備	面的調査	天守地階の基礎構造を確認。礎石・断立柱痕を検出した。	陶磁器・瓦・土師器・金属製品・石製品	37
9	H23年	玉藻町96番	市教委	史跡整備	トレンチ	板附門天端の構造確認。	陶磁器・瓦・土師器・金属製品・石製品	52
10	H25年	玉藻町96番	市教委	雨水管渠整備 工事	面的調査	中塀の石組を確認。	陶磁器・瓦・土師器・金属製品・石製品	42
11	H25年	玉藻町96番	市教委	多目的トイレ 整備工事	トレンチ	なし。	なし	59
12	H26年	玉藻町96番	市教委	城内中学校解 体工事	工事立会	監櫓台の石垣を検出したほか、中塀の東側ラインを確認するなど、地中の遺構の残りが良好。	陶磁器・瓦・土師器・金属製品・石製品	64
13	H26年	玉藻町96番	市教委	多目的トイレ 整備工事	トレンチ	なし。	なし	60
14	H26~28年	玉藻町96番	市教委	史跡整備	面的調査	板附門石垣の背面構造を確認。	陶磁器・瓦・土師器・金属製品・石製品	52
15	H29年	玉藻町96番	市教委	史跡整備	面的調査	朝廬北側石垣の背面構造を確認。	陶磁器・瓦・土師器・金属製品・石製品	61
16	H30年	玉藻町96番	市教委	重要文化財耐 震強化	トレンチ	放雪闇蘇戻の周辺で現地表面直下に遺構面を確認。	陶磁器・瓦	62
17	H31年	玉藻町96番	市教委	史跡整備	面的調査	組橋北側石垣の背面構造を確認。	陶磁器・瓦・土師器・金属製品・石製品	63



図3-55 史跡指定地内での調査位置図

(2) 石垣修理 (図3-58)

高松城跡内の石垣については、近代に入ってからも松平家によって複数箇所の修理が行われている。また、史跡指定が行われ、玉藻公園として高松市が管理している期間にも変形等に伴う石垣の解体修理を実施してきた。中でも本丸地久櫓台で大規模な石垣の変形が発生したことを契機に、平成元年(1988)度に実施した『史跡高松城跡石垣保存調査』において、石垣の破損状況についての調査を行い、4箇所が崩壊の危険度が大きく早期の修復が望まれる、2箇所が長期にわたり整備を考える、2箇所が様子を観察するという結果をまとめている。その後、この調査成果を踏まえて平成2年度に行った『高松城石垣調査報告書』において、傷みの著しかった4箇所について石材の変位計測及び石垣の間に貼り付けたガラス棒の観察を行い、地久櫓台南面石垣が最も注意が必要であるとの結論を得た。

その後、平成15~16年度に実施し、平成16年度に刊行した『史跡高松城跡石垣保存整備指針』を補追、修正して平成20年度に刊行した『史跡高松城跡石垣基礎調査報告書』において、城内の石垣について悉皆調査を行い、管理指針を定めた。ここでは、石垣そのものの崩落の危険性をa1~a3に区分し、石垣崩落時の来園者への危険性をb1~b3に区分した。この組み合わせによって、石垣の総合的危険度をA~Dに区分した(図3-56)。これ以後はこの管理指針に基づき石垣の管理を行っており、危険度Aの石垣に対して、真にやむを得ない場合に、必要最小限の範囲を原則として解体修理を実施してきた。直線的な角から角までを1面と数えて計測した総数は、史跡指定地内で307面であり、このうち危険度Aの石垣は10面であった。調査後も定期的な点検によって危険度を確認しており、変形が進んで危険度をAに引き上げた箇所も1箇所存在する(鞘橋北石垣)。調査後の修理によって、危険度Aの石垣10面のうち、7面について解体修理を行った。

ア 本丸南側石垣修理工事 (昭和40年度) ※報告書作成するも刊行と公開が未了

本丸南側の多聞櫓石垣が台風によって破損したことに対する復旧工事。写真と周辺の石積みを基に旧状を意識して修理しているが、文化財的調査の視点は弱かった。

イ 内堀~中堀石垣修理工事 (昭和49年度) ※報告書作成するも刊行と公開が未了

内堀~中堀にかけての堀の片面を形成する石垣について、ハラミ出し等の変形が大きかったことから解体修理を行った。補強に際しては根石下に栗石敷き及び松丸太杭打ち補強を行うなどの新規の補強を行っている。要所の石材への番付、実測、写真撮影等の手順を踏んで修理しており、旧状に復すための取組みが見られる。

ウ 鉄門石垣修理工事 (平成16~17年度) (図3-59)

二の丸と三の丸の間に位置する鉄門石垣の一部が、強風に伴う石垣のき損(石材の抜け落ち)を契機に解体修理を行った。文化財調査及び工程の記録を作らう石垣修理の最初の事例となった。地下の穴蔵等を確認した。

エ 地久櫓台石垣修理工事 (平成11~15、20、24~26年度) (図3-59)

表3-14 指定地内の石垣面数

地区	石垣番号	石垣面数
本丸	1006~1049	49
二の丸	2001~2040	40
三の丸	3001~3103	103
北の丸	4001~4043	43
桜の馬場	5001~5061	61
その他	6001~6011	11
合計		307

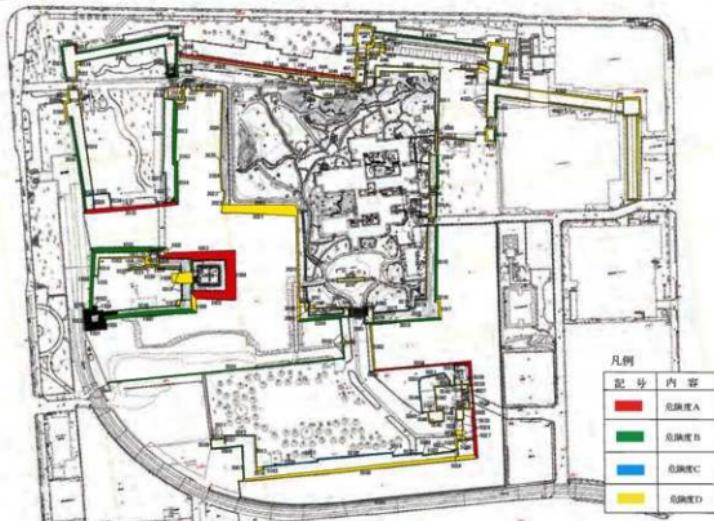


図3-56 石垣基礎調査に基づく危険度等区分破損



天守台石垣 根石付近の破損



天守台石垣 解体状況



桜御門石垣 修理前の被熱状況



桜御門石垣 荷重試験

図3-57 石垣のき損状況及び修理過程①

本丸南西角に位置し、鉄道軌道に隣接しており破損が著しいことから解体を行った。その後、事業を中断していたが、鉄道軌道の移設計画が中止となったことから解体から長期間を経て積直し工事を行った。野面石の乱積みで形成されており、高松城の築城当初、生駒期の石垣と考えられる。

オ 天守台石垣修理工事（平成 18～24 年度）（図 3-57）

本丸に位置する、最も規模の大きな石垣。破損に伴い、全面解体・積直しを行った。解体に際しては多種の土木工学的調査を行っており、石垣の変形要因を検討し、新工法を一部採用しつつ修理工事を行った。石垣は野面石の乱積みであり、隅角部の構造からも築城当初の石垣と考えられる。石垣内部の出土遺物から、17世紀初頭の築造が考えられ、高松城の築城過程を示す重要な成果が得られている。

カ 桜御門石垣修理工事（平成 26～28 年度）（図 3-57）

三の丸と桜の馬場の中間に位置する櫻門の基礎。櫻御門は昭和 20 年（1945）の高松空襲で焼失しており、その際に石垣も大規模に被熱していた。このため、石材表面の劣化が著しく、解体修理を行った。この際にできる限り旧石材を利用するため、多種の石材の強度試験を行い、再利用率の向上に努めた。石垣は基底部付近が野面積みで、上部には切石を多用していることから、複数回の改修が想定される。

キ 鞍橋北石垣修理工事（平成 30 年度）（図 3-59）

本丸と二の丸を繋ぐ鞍橋の二の丸側結節点の石垣。ハラミ出しが著しく、通行人への危険度が高かつたため解体修理を行った。当該箇所は、数度の変遷を経ていると考えられ、基底部は野面積みで、上部には現代の公園整備に伴う可能性の高い間知積みによる改修が認められた。

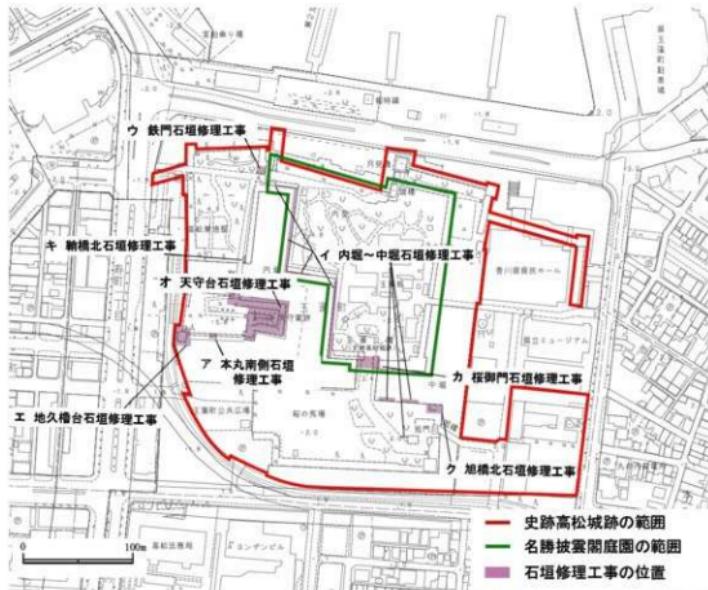


図 3-58 石垣修理工事位置図



ク 旭橋北石垣修理工事（令和元年度）（図3-59）※報告書作成中

桜の馬場北東隅の石垣。隅角部を中心に変形が著しく、解体修理を行った。破損要因としては、隅角部に玉石を分割した石材を使用したこと、角石背面に荷重が集中しやすい構造であったことが考えられる。隅角部の石材のうち、同一母岩を分割して使用したものが認められ、石垣構築時における石材調達の具体相を明らかにしうる好資料である。

（3）歴史的建造物の再現

ア 桜御門復元整備（令和元～3年度）（図3-60）※報告書作成中

桜御門は三の丸の南側に位置する櫓門。昭和19年に国宝に指定されることが内定していたが、昭和20年の高松空襲で焼失した。比較的最近まで現存していたこともあり復元根拠が城内の城郭建造物の中では最も豊富である。『基本計画』に基づき、抜雲閣の正門に当たり、復元によって大手門～御殿までの経路の景観が一体的に理解でき、復元整備の効果が大きいことなどを理由に復元整備工事を実施した。

復元に当たっては史資料の収集と発掘調査（石垣解体修理の調査成果も含む）を行い、復元根拠の収集を行った。古写真については、奈良文化財研究所に精細なガラス乾板の写真が現存していることが分かり、写真解析によって部材の寸法などの詳細を検討した。絵図等では、平面位置や基礎的な構造等を確認したが、指図等が確認できなかったため、詳細については古写真を基準とした。また、城内に現存する建造物及び他城郭の類例を悉皆的に調査し比較検討を行った。現地に残る礎石には、柱の根巻金物の痕跡が錆びて残っており、柱材の断面寸法が詳細に判明する。発掘調査では現地上面に被熱した壁土・瓦等が多量に堆積しており（図3-52）、焼失直前の桜御門の使用部材を確認したほか、石垣天端に残る被熱痕によって、土台の位置を推測するなどの成果を得た。

復元工事の設計に当たっては、高松市の建築審査会に諮り建築基準法の適用除外を受けた。また、作成した復元案については、文化庁の復元検討委員会に諮り、3度の協議を経て許可を得た上で、史跡の現状変更を行い工事を実施した。なお、この際に復元建物の耐震性能や防火対策についても検討している。

（4）建造物の修理・解体

小規模な修繕等は毎年どこかで実施する程度の頻度で発生しているため、以下では根本修理やそれに類する調査を伴う解体について整理する（図3-65）。

ア 月見櫓・水手御門・渡櫓修理（昭和30～32年度）（図3-61）

北の丸に所在する月見櫓・水手御門・渡櫓に対して、老朽化に伴う解体修理が実施された。一部石垣の解体修理も行われている。

イ 旧東之丸艮櫓修理（昭和40～42年度）（図3-62）

東の丸に所在していた艮櫓を、桜の馬場南東の太鼓櫓台に移築する際に同時に実施した解体修理。移築に際しては、移築先の櫓台の規模が不足するため、石垣を積み足すといった改変を伴っている。

ウ 鞘橋修理（昭和46年、平成23年度）（図3-63）

明治17年（1884）に天守解体に伴いかけ替えられたと伝わる橋について、老朽化に伴い昭和46年に改修工事を実施した。その後、平成23年の天守台石垣の解体修理を契機に、連結する鞘橋の



鉄門石垣 穴藏検出



鉄門石垣 石材の崩落



地久櫻台 根石検出



地久櫻台 修理後



鞠橋北石垣 解体前



鞠橋北石垣 解体完了状況

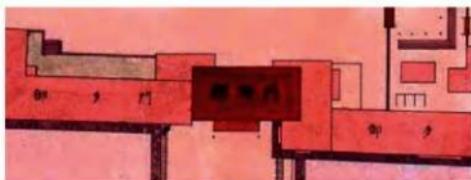


旭橋北石垣 解体状況

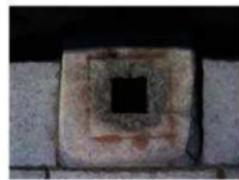


旭橋北石垣 接合した角石

図 3-59 石垣のき損状況及び修理過程②



『高松御城全図』の一部



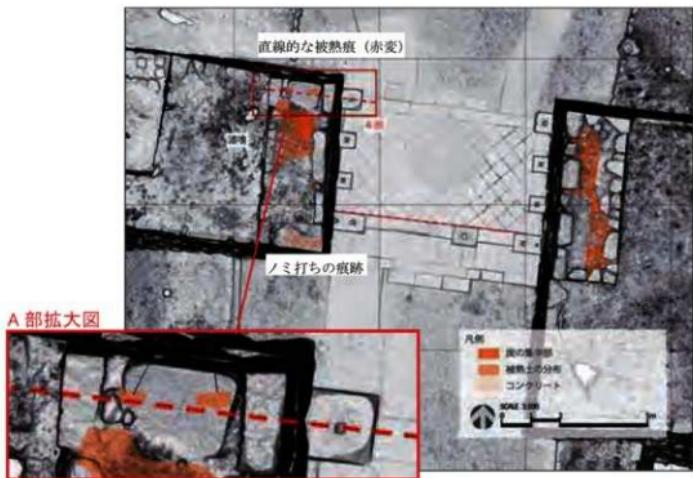
礎石に残る柱痕跡



桜御門古写真（奈良文化財研究所所蔵）



古写真的解析



発掘調査成果

図3-60 桜御門の復元根拠と検討の一例

補強及び不足分の長さの延伸を行った。橋の長さが不足したのは、ハラミ出した石垣に持たせかけて橋が改修されていたためで、石垣修理で本来の勾配に復元したところ橋の延長が不足することとなった。この他、折損した石製の橋脚を鉄製フレーム等で補強している。

エ 玉藻廟解体・記録保存調査（平成 20 年度）（図 3－64）

天守台上に建造されていた玉藻廟（明治 35 年（1901）に建築）について、天守台石垣の解体に伴い、解体工事を行うとともに記録作成及び関連資料調査を行った。埋蔵文化財の記録保存に近い対応を行った事例である。なお、玉藻廟の御神体は昭和 19 年（1944）に屋嶋神社に遷座し、昭和 31 年に（財）松平公益会に新玉藻廟を建築し、再遷座している。

オ 披雲閣本館耐震補強工事（令和元年度～）※報告書作成中

披雲閣本館を対象に、耐震診断を行い、結果をもとに耐震補強工事を行っている。部屋ごとに耐震補強を行っており、令和元年度より蘇鉄の間の耐震補強工事を開始している。今後、大書院、楳の間・波の間といった大規模な部屋の補強工事を行う予定である。



図 3－61 月見櫓・水手御門・渡櫓



図 3－62 太鼓櫓台上に移築された良櫓



図 3－63 鞘橋修理中の状況



図 3－64 解体前の玉藻廟

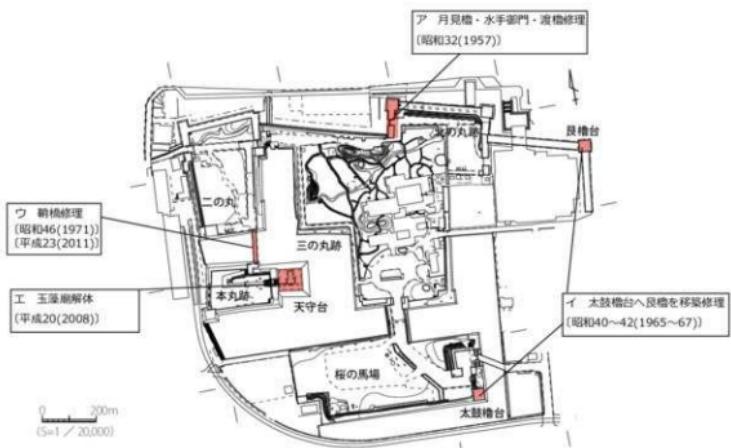


図3-65 建造物の修理

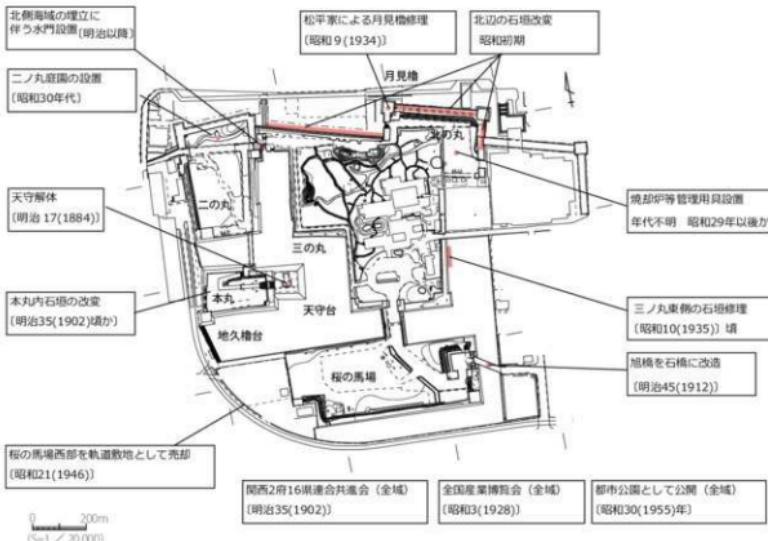


図3-66 近代の改修

（5）天守復元に関する検討の経緯

高松市では、古くは昭和58年（1983）から約40年間にわたって天守の再現に関する取組を継続的に行ってきた。この中で2次にわたる資料調査を行うとともに、継続的な資料収集及び復元案の検討、あるいはVRを用いた景観復元等の取組みを行ってきており、令和元年度（2019）に史跡等における歴史的建造物復元の在り方に関するワーキンググループが天守等の復元の在り方について（とりまとめ）を発表し、令和2年度には文化審議会文化財分科会において「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」が決定された。これを受けた高松市では、史跡高松城跡保存整備基本計画に記載した天守の復元を引き継ぐ形で、史跡高松城跡保存活用計画（本計画）に天守の復元又は復元的整備について検討する方針を記載することとした。なお、天守の再現には検討すべき課題が多くあり、必要な検討課題等については第10章に記載した。

一方、市民の活動として、平成30年度にNPO法人による天守復元に対する10万人署名が提出される等、市民の関心も高く、天守復元を望む機運は盛んである。本計画策定までの経緯を時系列で整理すると以下のとおりである。

高松市の取組みの経緯

明治17年	老朽化を理由に陸軍省が天守解体
昭和29年	松平家から高松城を買収する際の活用計画として天守の復元を高松市が明示
昭和58年	昭和63年が築城400年にあたることから高松市議会で天守復元の話が具体化
昭和60年	第1次資料調査
昭和60～62年	文化庁と天守復元について5回協議（史料不足のため許可されず）
平成 7年度	史跡高松城跡保存整備基本計画策定
平成15年度	天守復元を構造改革特区申請
平成15年度	文化庁と協議し、特区提案取り下げ (特区は条件の緩和ではなく法が及ばないということであり、文化財保護になじまない。専門家を委員とする委員会に諮ったものは前向きに考えると指導を受ける)
平成16年 1月	史跡高松城跡整備会議を設置（その後石垣・建造物部会も設置）
平成17～19年度	第2次資料調査（鮮明な古写真的の発見）。（高松市・高松市教育委員会 2009）
平成20年度	高松城天守閣資料作成業務報告書を作成。復元考察を行い、天守復元予想図を作成（内部構造に関する十分な根拠がないため、階段位置が定まらず、4案となる）
平成21年 6月	天守復元について文化庁と協議し、資料収集に努めるよう指導を受ける。
平成21年 7月	史跡高松城跡整備会議整備部会・建造物整備部会にて天守復元予想図を提示。⇒研究図面としては良くできているが、復元図面としてはまだ不十分なので、資料調査を継続すべき
平成22年度	歴史資料館収蔵品展「ここまでわかった高松城天守」を開催
平成25年度	市長による文化庁への天守復元要望
平成27年度	VRアプリ「バーチャル高松城」制作（図3-67）し、CGによる景観復元を行う。



	市長による文化庁への天守復元要望
平成28年度～	高松城天守復元資料収集懸賞事業の開始（図3-68）。本計画執筆時点では有効な資料なし
平成29年度	市長による文化庁への天守復元要望
平成30年度	天守復元に関する取組みを紹介したパンフレット（図3-69）作成
	市長による文化庁への天守復元要望（2回）
	文化庁が史跡等における歴史的建造物復元の在り方に関するワーキンググループ（以下復元WGと呼称）を設置
令和元年度	復元WGが「天守等の復元の在り方について（取りまとめ）」（第14章）を発表
令和2年度	文化審議会文化財分科会において、「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」（第14章）が決定される
令和3年度	史跡高松城跡保存活用計画（本計画）において、天守の再現についての検討を行う方針を記載

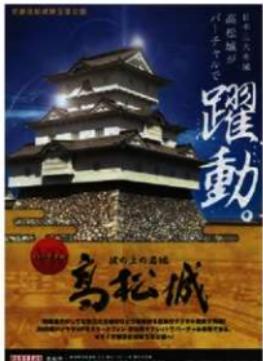


図3-67 VR高松城 チラシ



図3-68 高松城天守復元資料収集懸賞事業 チラシ



図3-69 高松城天守復元の取組パンフレット

（6）その他の調査

高松城跡の保存・活用に関する調査で、成果が報告書にまとめられたものについて以下に整理する。

ア 高松城天守閣資料収集報告書（昭和60年）※報告書作成するも刊行と公開が未了

東京・名古屋地区の関係各所を中心に天守に関する資料収集を行った。古図、絵図等には生駒期～松平期の初期のものが多く、明治時代に撮影された古写真に近い記録、絵図等は発見できなかつた。

イ 史跡高松城跡天守台地下探査業務（平成3年）※報告書作成するも刊行と公開が未了

文献資料に見られる天守台地下に埋蔵しているとされた石藏（地下室状遺構）の存否、及びその詳細についての情報を得るために地下レーダー探査法で調査を行つた。結果として石藏の存否は確認できなかつたが、その後の石垣解体に伴う発掘調査で確認された。

ウ 史跡高松城跡 高松城史料調査報告書（平成21年）

高松城に関する絵図、古写真、文献などの収集を行い、整理した。現在でも高松城に関する基礎的な史料集として利用できる。

エ 高松城天守閣資料作成業務報告書（平成21年）※報告書作成するも刊行と公開が未了

高松城天守に関する文献、写真、発掘調査成果等を総合的に検討し、推定復元図を作成している。内部の構造についての不明点は、現存する良櫓・月見櫓をそれぞれ参考に作成した4案を提示している。

オ 史跡高松城跡披雲閣庭園調査事業報告書（平成23年）※報告書作成するも刊行と公開が未了

披雲閣庭園の詳細測量及び毎木調査、景石の毎石調査を行つた。あわせて披雲閣庭園に関する基礎資料調査を実施している。

カ 史跡高松城跡披雲閣等調査報告書（平成23年）※報告書作成するも刊行と公開が未了

披雲閣の類例について調査するとともに、披雲閣の持つ歴史的価値について検討した調査。

（7）調査記録の残らない改修等行為

近代以降に高松城跡でなされた改修等に伴う現状の変更については、詳細な記録が作成されずになされたものが大半である。近代以降の変更で、記録が報告されてはいないが、範囲や契機がある程度明確に判明するものに限り図3-66中にまとめた。

6. 史跡地内の植生

史跡指定地は、都市公園玉藻公園としても利活用されている。また、三の丸には国指定名勝「披雲閣庭園」に指定された範囲もあり、庭園内に配された樹木は庭園の本質的価値の構成要素である。ここでは、園内全体の植生について提示（図3-70）するとともに、特に園内の景観形成に大きな役割を担うマツ（図3-71）の生育状況について図示する。また、鉄門石垣、鞘橋北石垣修理工事の際に、石垣変形の主要因であることが明らかとなった石垣上に生育する樹木についても図3-72に整理する。

7. 史跡地内の既設配管等

指定地内には、水道管・電気配線等の配管が地上・地中に多数存在する。設置時期が不明なものも多々あり、また位置や存在そのものが認知できていないものも多いが、令和3年度段階で確認でき



ているものについて、整理して図示した（図3－73）。いざれも適切に維持管理し、長寿命化を図るとともに不要なものについては撤去し、整理を進める必要がある。

8. 史跡地周辺の公園整備

高松市では昭和51年(1976)から、「玉藻公園整備事業」として、玉藻公園北側及び西側の用地取得・建物移転を進め、史跡高松城跡との一体化を図り、史跡のより良い景観保持を目指すための公園整備を行ってきた。現在、玉藻公園北側の0.77haは平成6年度までに供用され、西側についても公園として開放されている。また、戦後埋立てられた北の丸南側部分の中堀は、現在クロマツ等の植物が植えられ、フロワー広場として主に城内管理のバックヤードとして活用している。

9. 災害時の指定緊急避難場所

玉藻公園は災害時の緊急避難場所に指定されており、災害時の避難を想定した資材の備蓄などを行っている。



凡例
石垣上の松樹
その他の松樹
石垣上の雜木
その他の雜木
生垣・玉物



図3-70 史跡指定地内の植生



凡	例
●	石垣上の松樹
●	その他の松樹

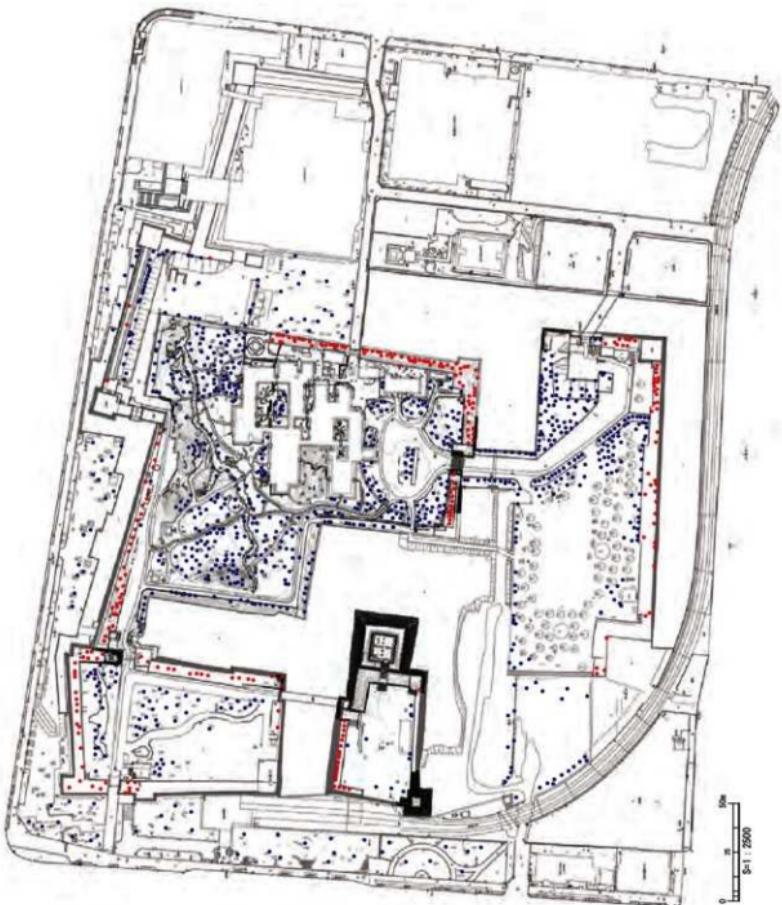


図3-71 史跡指定地内のマツ位置図



凡 例	
●	石垣上の松樹
●	石垣上の櫻木

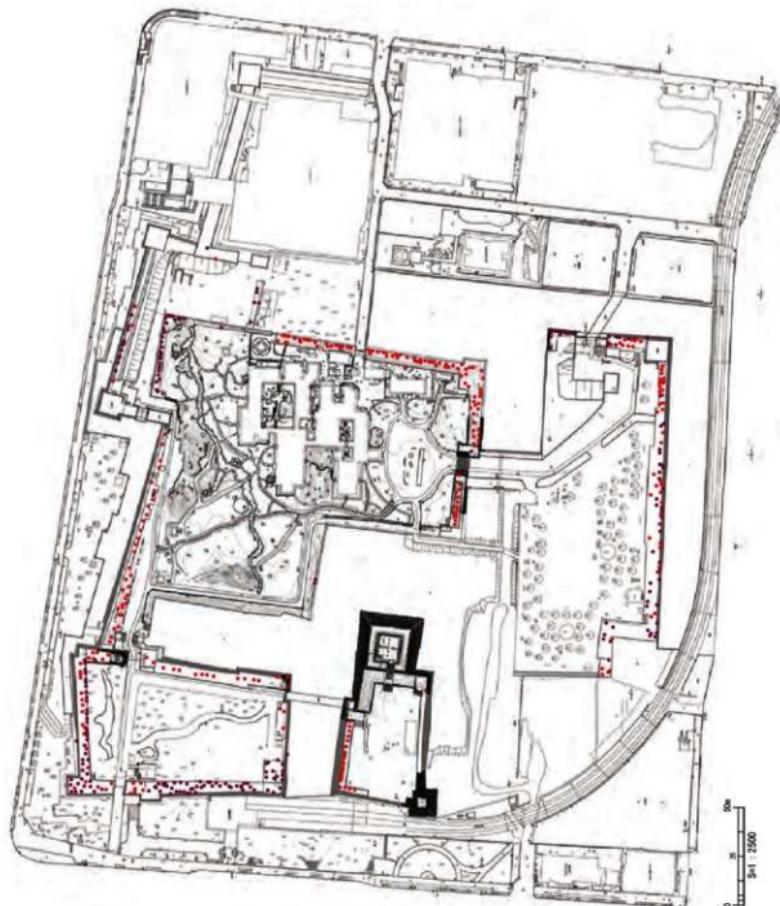
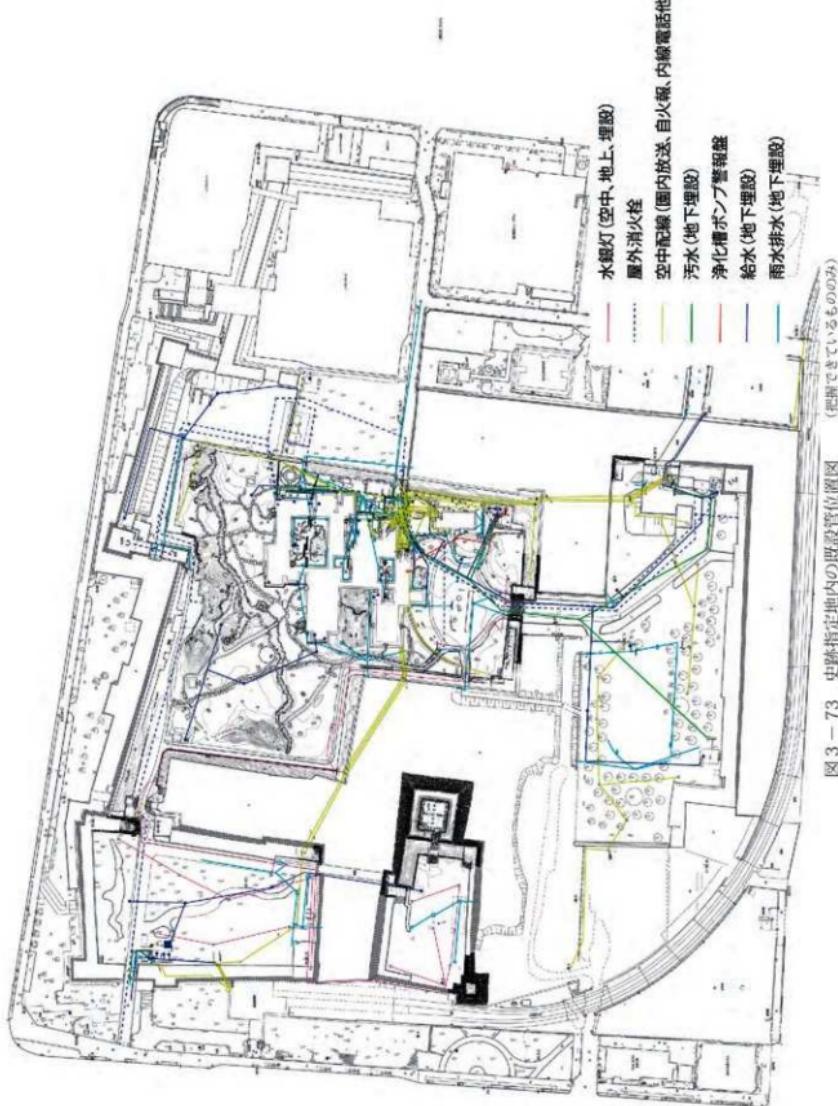


図 3-72 史跡指定地内の石垣上樹木位置図

図3-73 史跡指定地内の既設管位置図
(記載できているもののみ)

主要参考文献 ※発掘調査報告書は表2-1・2のとおり

【石垣修理関係報告書】

- 高松市・高松市教育委員会 2007『鉄門石垣調査・保存整備工事報告書』史跡高松城跡整備報告書第1冊
高松市・高松市教育委員会 2008『石垣基礎調査報告書』史跡高松城跡整備報告書第2冊
高松市・高松市教育委員会 2012『史跡高松城跡（天守台）一発掘調査編一』史跡高松城跡整備報告書第6冊
高松市・高松市教育委員会 2013『史跡高松城跡（天守台）一石垣解体・修理編一』史跡高松城跡整備報告書第7冊
高松市・高松市教育委員会 2016『史跡高松城跡（地久櫓台石垣整備）』史跡高松城跡整備報告書第8冊
高松市・高松市教育委員会 2021『史跡高松城跡（二の丸跡鞘橋北側石垣整備）』史跡高松城跡整備報告書第9冊
高松市・高松市教育委員会 2022『史跡高松城跡（桜御門石垣整備）』史跡高松城跡整備報告書第10冊』

【建造物関係報告書】

- 高松市 1957『重要文化財高松城二之丸見櫓統櫓渡櫓水手御門修理工事報告書』
高松市 1967『重要文化財高松城旧東之丸良櫓移築修理工事報告書』
高松市 1971『史跡高松城保存修理工事報告書 鞘橋解体復元工事報告書』
高松市・高松市教育委員会 2008『玉藻廟解体・記録保存調査報告書』史跡高松城跡整備報告書第3冊
高松市・高松市教育委員会 2012『史跡高松城跡鞘橋修理工事報告書』史跡高松城跡整備報告書第5冊

【史資料関係報告書】

- 高松市・高松市教育委員会 2009『高松城史料調査報告書』史跡高松城跡整備報告書 第4冊

【図録】

- 香川県歴史博物館 1999『高松平家の書跡』松平家歴史資料目録I
香川県歴史博物館 2000『徳川御三家展』
香川県歴史博物館 2003『絵画I』松平家歴史資料目録II
香川県歴史博物館 2004『絵画II』松平家歴史資料目録III
香川県立ミュージアム 2016『能面 能楽器』松平家歴史資料目録IV
香川県立ミュージアム 2017『刀剣 刀装具』松平家歴史資料目録V
香川県立ミュージアム 2018『武器・武具（甲冑・鉄砲・馬具等）』松平家歴史資料目録VI
香川県歴史博物館 2007『海に開かれた都市 高松－港湾都市900年のあゆみ』
香川県立ミュージアム 2009『井伊家の至宝展』
高松市 2014『史跡高松城跡』
高松市教育委員会 2011『高松市の文化財』
City of Takamatsu 2015:TAKAMATSU CASTLE Historic Site ※上記図録の英訳版
高松市美術館 1990『市制100周年記念 松平家所蔵名宝展－明公を偲んで』

【論文】

- 東信男 1997「讃岐の城郭石垣」『香川考古 第6号』香川考古刊行会
伊丹正博 1987「近代における港湾の修築とその管理問題－高松港の修築問題を中心に－」『香川の歴史』第8号
井上正夫 2007「経済史の観点から」『四国村落研究会シンポジウム 港町の原像－中世港町・野原と讃岐の港町－』
四国村落遺跡研究会
井原縁 2004「玉藻公園にみる文化遺産の公園化とその変容に関する史的研究」『ランドスケープ研究』No.67(5)
上野進 2007「野原をめぐる寺社と領主」『四国村落研究会シンポジウム 港町の原像－中世港町・野原と讃岐の港



町一』四国村落遺跡研究会

市村高男・上野進・渋谷啓一・松本和彦編 2009『中世讃岐と瀬戸内世界 港町の原像：上』

市村高男・上野進・渋谷啓一・松本和彦編 2016『中世港町論の射程 港町の原像：下』

胡光 2001「高松藩の藩政改革と修史事業」『香川史学第 28 号』

胡光 2007a 「統一政権と高松藩－四國の大名配置をめぐって－」『地方史研究』第 329 号

胡光 2007b 「『高松城下図屏風』の歴史的的前提」『調査研究報告第3号』香川県歴史博物館

胡光 2011「四國の大名」『四國の大名－近世大名の交流と文化－』岩田書院ブックレット

永年會 1932『増補高松藩記』

大嶋和則 2007「高松城の発掘成果から」『四国村落研究会シンポジウム 港町の原像－中世港町・野原と讃岐の港町－』

四国村落遺跡研究会

大嶋和則 2008「高松城」『季刊考古学』第 103 号

大嶋和則 2010「高松城について」『歴民シンポジウム－戦国から太平へ－ 戦国武将生駒氏と引田・高松・丸亀の3城』

高松市歴史民俗協会

大嶋和則 2008「高松城」『季刊考古学』第 103 号 雄山閣

小笠原徳明・西和夫 1996「高松城三の丸の披雲閣について」『日本建築学会中国・九州支部研究報告』第 10 号

香川県 1987a『香川県史 第九巻 資料編 近世史料 I』

香川県 1987b『香川県史 第五巻 通史編 近代 I』

香川県 1989a『香川県史 第二巻 通史編 近世 I』

香川県 1989b『香川県史 第四巻 通史編 近世 II』

香川県立文書館 1998『香川県立文書館史料集 1 高松藩御令條之内書抜 上巻』

香川県立文書館 1999『香川県立文書館史料集 2 高松藩御令條之内書抜 下巻』

鎌倉昌美 1994「四国における当社発展の礎」『しみずまんすりー』1994 年 11 月号

川村博忠 2010「江戸初期の九州・四国両寄絵図と日本総図」『地理学研究』52－2

川村磨理・内田青蔵・西和夫・山田由香里・中嶋綾乃 2011「高松城披雲閣の類例について」『日本建築学会大会 学術講演梗概集（関東）』

木原溥幸 1989「高松城の完成」『香川県史 第三巻 通史編 近世 I』香川県

北垣聰一郎 1987 b「高松城東ノ丸（米蔵丸）跡地下埋蔵遺構に関する所見」『高松城東ノ丸跡発掘調査報告書』

香川県教委

小山勝 2005『ケンブリッジ大学秘蔵明治古写真 マーケーナ号の日本旅行』平凡社

財团法人松平公益会 1964a『高松藩祖松平頼重傳』

財团法人松平公益会 1964b『松平頼壽傳』

財团法人松平公益会 2004『松平頼明傳』

坂口良昭 2015「近世、西浜砂堆（砂嘴）の形成から浸食へ」『香川地理学会会報』No.35

佐藤竜馬 2003「出土瓦の検討」『高松城跡（西の丸町地区）II』香川県教委・（財）香川県埋文調査センター

佐藤竜馬 2006「高松城・城下の屋敷地と区画施設」『近世の屋敷地とその周辺』第7回四国城下町研究会

佐藤竜馬 2007a「考古学的視点から見た『高松城下図屏風』」『調査研究報告 第 3 号』香川県歴史博物館

佐藤竜馬 2007b「初期高松城下町の在地的要素」『四国村落研究会シンポジウム 港町の原像－中世港町・野原と

讃岐の港町－』四国村落遺跡研究会

- 佐藤竜馬 2007c 「戦国期 伊勢御師の軌跡をたどる」『四国村落研究会シンポジウム 港町の原像 一中世港町・野原と讃岐の港町一』四国村落遺跡研究会
- 佐藤竜馬 2014 a 「高松城はいつ造られたか」『高松老人大学 発表資料』
- 佐藤竜馬 2014 b 「讃岐における 13 ~ 16 世紀の政治的拠点』『新・清洲会議資料集』新・清洲会議実行委員会
- 佐藤竜馬 2014 c 「讃岐における中世の政治拠点ー空間軸と時間軸の観点からー」『阿波の守護所・城下町と四国社会』城下町研究・徳島研究集会実行委員会
- 佐藤竜馬 2016 「研究ノート 高松城はいつ造られたか」『香川県埋蔵文化財センター年報』平成 26 年度
- 四国村落遺跡研究会 2007 『港町の原像 一中世港町・野原と讃岐の港町一』四国村落遺跡研究会シンポジウム
- 渋谷啓一 2009 「古・高松湾と瀬戸内世界」『中世讃岐と瀬戸内世界』港町の原像：上
- 高上拓 2015 「高松城本丸の構築年代と石垣の構造」『西国城館論集』III
- 高上拓 2016 「高松城の調査成果と陶磁器編年（一本丸橹台の解体修理を中心に）」『近世肥前磁器研究の諸問題』第6回近世陶磁研究会資料集
- 高橋学 1992 「高松平野の地形環境 一弘福寺領山田郡田園比定地付近の微地形環境を中心にー」『讃岐国弘福寺領の調査 弘福寺領讃岐国山田郡田園調査報告書』高松市教育委員会
- 高松市 1957 『重要文化財高松城二之丸 月見櫓 続櫓 渡櫓 水手御門 修理工事報告書』
- 高松市 2021 『令和2年度版高松市環境白書』
- 高松市歴史資料館 2001 『第 26 回特別展 高松市市制施行 111 周年記念事業 矢島町と生駒氏』
- 高松市歴史資料館 2003 『第 34 回特別展 高松城と栗林園』
- 高松百年史編集室 1988 『高松百年史』高松市
- 高見敏志 2004 「高松城下町の設計技法に関する研究」『西日本工業大学紀要』
- 田中健二 2008 「生駒時代・高松城下周辺の地形について」『香川県立文書館紀要』第 12 号
- 田中健二 2010 「続 生駒時代・高松城下周辺の地形について」『香川県立文書館紀要』第 14 号
- 田中健二 2012 「生駒時代の国絵図に見る讃岐の姿」『香川県立文書館紀要』第 16 号
- 田中健二 2016 「香川県立文書館所蔵高松城下図（仮称）の製作年代について」『香川県立文書館紀要』第 20 号
- 田中健二 2017 『近世初期讃岐国における城下町建設と開発治水に関する研究』平成 26 ~ 28 年度科研費補助金（基盤研究 C）研究成果報告書
- 田中健二・御厨義道 2016 「小神野与兵衛著「盛衰記」と中村十竹著「消暑漫筆」について」『香川大学教育学部研究報告』第 1 部第 145 号
- 谷口克広 2000 『信長・秀吉と家臣たち』NHK 出版
- 西和夫 2010 「披雲閣」『香川県の近代和風建築』
- 西成典久 2013 「戦前期高松の都市計画事業に関する研究」『香川大学経済論叢』第 86 卷第 2 号
- 西成典久 2018 「海城町・高松における都市構造上の特異性に関する研究ー海との関係に着目した近世城下町の構図比較ー」『香川大学経済学部研究年報』第 57 号
- 西村幸夫 2018 「高松一海に開いた城下町」『県都物語』
- 野中寛文 2019 「高松藩御令條之内書抜索引（人名）について」『香川県立文書館紀要』第 22 号
- 野村美紀・佐藤竜馬 2006 「明治 15 年の高松へケンブリッジ大学図書館所蔵の高松城・城下の写真について～」『調査研究報告』第 2 号 香川県歴史博物館
- 野村美紀 2007a 「「高松城下図屏風」の基礎的考察」『調査研究報告第 3 号』香川県歴史博物館



- 野村美紀 2007b 「松平頼壽と別邸披雲閣」『香川史学』第31号
- 乗松真也 2007 「漁撈集団と港町」『四国村落研究会シンポジウム 港町の原像－中世港町・野原と讃岐の港町－』四国村落遺跡研究会
- 萩原三雄・中井均編 2014 『中世城館の考古学』
- 波多野純 1984 「讃州高松城下町における高松水道について」日本建築学会大会研究学術講演梗概集
- 藤村泉 1969 「高松城下図について」『日本建築学会東海支部研究報告』昭和44年
- 藤田達生 2019 『漸とは何か』中公新書
- 文化庁文化財部 2014 『月刊文化財』9月号（株）第一法規
- 文化庁文化財部 2018 『月刊文化財』9月号（株）第一法規
- 松浦正一 1954 「玉藻城跡」『香川県文化財調査報告』第3集
- 松浦正一 1964 『高松藩祖松平頼重傳』（財）松平公益会
- 松岡明子 2007 「美術史の視点から見た「高松城下図屏風」」『調査研究報告 第3号』香川県歴史博物館
- 松平公益会編 1964 『高松藩祖 松平頼重傳』
- 松田直則 2014 「四国における織豊系城郭の成立と展開～秀吉期を中心として～」『中国・四国における織豊系城郭の成立と展開～秀吉期を中心として～』第19回中国・四国地区城館調査検討会 岡山大会資料集
- 松田朝由 2001 「生駒家代当主の墓にみる五輪塔の変遷」『香川考古 第8号』香川考古刊行会
- 松本和彦・佐藤竜馬 2001 「高松城出土土器・陶磁器の変遷 様相の把握」『第3回四国徳島城下町研究会 四国と周辺の土器－培塿の生産と流通－ 佐藤発表追加資料』
- 松本和彦 2007 「野原の景観と地域構造－発掘成果を中心に－」『四国村落研究会シンポジウム 港町の原像－中世港町・野原と讃岐の港町－』四国村落遺跡研究会
- 松本和彦 2009 「野原の景観と地域構造」『中世讃岐と瀬戸内世界』港町の原像：上
- 御厨義道 2000 「高松松平家の成立と徳川御三家」『徳川御三家展』香川県立歴史博物館
- 御厨義道 2011 「高松松平家における大名間交流」『四国の大名－近世大名の交流と文化－』岩田書院ブックレット
- 森下友子 1996 「高松城下の絵図と城下の変遷」『財団法人香川県埋蔵文化財調査センター研究紀要』IV
- 吉田ゆり子 2014 「幻の木々を求めて－城絵図を読み解く」『画像史料論 世界史の読み方』
- 吉田ゆり子 2018 「日本の都市と樹木 城と城下町の近世から近代へ」『明治一五〇年で考える 近代移行期の社会と空間』山川出版社
- 和田仁 2001 「明治初期における讃岐3藩の藩政改革」『香川県立文書館紀要』第5号
- 渡邊誠 2015 「香川の城下」『四国の近世 調査成果報告講演会資料集』四国地区埋蔵文化財センター巡回展 第6回続・発掘へんろ－四国の近世－
- 渡邊誠 2021 「野原・高松～高松城下の成立～」『中近世移行期における城・寺・まち・ムラ－都市要素の変化で考える勝瑞・阿波九城・徳島－』武家拠点科研・徳島研究集会資料集

第4章 史跡の本質的価値

第1節 本質的価値の明示

本質的価値とは、史跡等の指定に値する枢要の価値のことを指す。その全容は史跡等の指定説明文に明示されており、また指定後の調査研究の進展で進化する部分が含まれている。史跡高松城跡の本質的価値は、史跡の保存活用を計画する上での前提であり、保存活用計画の根幹を成す概念である。以後の事業計画は全てこの本質的価値を基礎として検討する必要があり、以下に明示する。なお、史跡高松城跡の指定理由は、第3章第2節に示したとおりである。

1. 本質的価値

(1) 地域支配の拠点であり、瀬戸内海の要衝を押さえる城

高松城は、生駒親正によって天正16年（1588）に築城が開始された。生駒親正は、豊臣政権下の重臣であり、高松城の築城には、西国大名の押さえや文禄・慶長の役（唐入り）といった政権の政治的な意向が強く働いたものと考えられる。生駒家の領地没収ののち、讃岐は一時的に伊予三藩により分治され、高松城は大洲藩主加藤泰興の預りとなるが、寛永19年（1642）に徳川御三家の水戸藩主徳川頼房の長子である松平頼重に東讃岐が与えられると、城郭の拡張再整備が行われた。幕府による瀬戸内沿岸への御家門の配置という政策の中で、新大名として松平家が配置されたこと、既に武家諸法度が発布され、城郭の整備に規制のかかっている時期に天守の建替えや城郭の拡張といった大規模改修が幕府から許可されたことからも、西国大名への押さえや瀬戸内海の掌握といった役割を期待された高松藩の政権内での位置づけが読みとれる。松平家の改修後、城主交替が無かったこともあり、大きな縄張りの変化はなく、明治時代に至るまで讃岐の政治的・軍事的拠点としての機能が維持された。

近世を通じて地域支配の拠点であるとともに、瀬戸内海の要衝を押さえる政治的・軍事的な拠点として、時の政権から常に重要視され続けたという歴史的経緯を留める点に、高松城の本質的価値が認められる。なお、海陸交通の要衝に築かれた地域の政治的中心であるという高松城の地政的重要性・場としての特性は、その後も踏襲され、現代の県都高松の基盤となっている。

(2) 海と一体的に整備され、瀬戸内海交通を掌握した近世海城の代表例

高松城の最大の特徴は、瀬戸内海を網張りに取り込む「海城」であることに見出せる。具体的には、北側に瀬戸内海を望む扇状地の末端に築かれた点、三重に巡る堀に海水が引き込まれ、複数の舟入が整備された点、生駒期の海手門、松平期の水手御門といった、城内から直接瀬戸内海へ通じる動線が整備された点、水軍が整備され、生駒家の文禄・慶長の役（唐入り）や松平頼重の西国巡視などの拠点となった点、松平期の城郭拡張が海側に向かってなされた点、天守をはじめとして海上からの眺望を意識して海側に大型の櫓が整備された点、などが挙げられる。

城主視点からみると、築城時のみならず城郭が機能した全期間に渡って海との関係を強く意識して整備された城郭であるとともに、時々の政権からは瀬戸内海の要衝を掌握する役割を期待された城郭であった。また、現代においても海側が埋め立てられたとはいえ、城郭と海とが近接しており、海城の姿を体感することのできる稀有な事例である。



(3) 近世城郭の遺構が良好に残る史跡

かつての城郭の周縁は市街化が進むが、史跡指定地には城郭の中核である本丸跡を始め、中心的な曲輪跡が遺存している。曲輪跡を構成する石垣は良好に残っており、最も大規模な天守台では高さ13mに及ぶ巨大な石垣を見る事ができる。石垣は、その形態と構造から生駒家による慶長年間の石垣と、松平家による寛文年間の拡張整備時の石垣が認められ、石垣構造の変遷を示す重要な遺構である。また、砂堆上の築城を可能にした当時の土木技術の水準を示す遺構としての価値も高い。

城内には、近世の城郭建造物が遺存し、特に月見櫓・水手御門・渡櫓は城郭内から直接瀬戸内海に繋がる動線を形成しており、城郭と海との関係を良好に留める遺構として重要である。

近世に築かれた城郭の石垣・建造物といった遺構が良好に遺存しており、近世城郭として、また海城の典型としての姿を留める良好な史跡として価値を有している。

2. 本質的価値に準じる価値

(1) 近代における城跡の土地利用の歴史的変遷を示す遺構群が良好に残された場

江戸時代には軍事的・政治的拠点であつた高松城は、近代に入ると城郭としての役割を失う。所有が旧藩主家から離れ、維持管理が困難になると、天守をはじめとした建造物の大半が破却されるとともに、堀の埋立等により周辺から市街化が進む。こうした状況下で、高松城跡では城郭の主要部分について明治23(1890)年に再度旧藩主家に所有が移ると、城内域の再整備が進められた。この中でも西の丸・桜の馬場の一部を皇太子（後の昭和天皇）御成婚記念道路の用地として提供するなど、城郭の破却を伴う整備が進行している。一方で、本丸跡には初代藩主を祀る玉藻廟が整備され、三の丸跡には江戸時代の御殿の名称を踏襲した披雲閣と付属する披雲閣庭園が整備された。このように、近代に旧藩主家によって、近世以来の歴史的経緯を意識し顕彰した整備も同時進行で進められている。また、披雲閣は県を代表する迎賓館的な施設としても利用され、昭和天皇（当時皇太子）の来訪時には大本営が置かれる等、高い公共性を有す施設であった。加えて城内でも共進会や産業博覧会等の大規模行事の会場として利用する等、地域を代表する公共的な空間として利用されたことも指摘できる。

近世における政治的・軍事的拠点であった近世城郭が、近代にその役割を大きく変化させたこと、その変化の主体者が旧藩主家であり、その時々の社会情勢の中で部分的には城郭を破却しつつ、もう一方では近世來の城郭としての歴史的経緯を顕彰し、また近代の地域社会における新たな公共空間としての土地利用がなされたことが追跡できる点にも高松城跡の重要な価値が存する。近世城郭が近代に辿った変遷を体感することのできる空間として、史跡の本質的価値と深く関連し、それに準ずる価値を有している。



図4-1 披雲閣（蘇鉄の間）古写真

(高松市歴史資料館所蔵)

第2節 地区区分

本計画の計画範囲は、第1章第2節で整理したとおり、城郭に加えて城下町と一部かつて海域であった範囲を含む。区分に当たっては、幕末の城郭及び城下町の姿を基準とし、利用実態にあわせて大きく4区分し、さらに史跡指定地を含み主要な事業対象地となる内曲輪地区については細分を行う。各地区の区分は表4-1・2、図4-2・3のとおり。

第3節 構成要素の特定

1. 概念整理

史跡高松城跡の現状を構成する諸要素は、本質的価値及び本質的価値に準じる価値を構成する要素とその他の要素に分解して整理することが可能である。まず次項でそれぞれの要素の概念を提示する。なお、概念整理については図4-4にまとめた。

2. 具体例と方向性

前項で定義したそれぞれの構成要素について、具体例と取扱いの方向性について表4-3に整理した。

表4-1 計画範囲内の地区区分

地区		概要
A 内曲輪地区	史跡指定地内	本丸へ三の丸をはじめとする城郭の主要部分。月見櫓・艮櫓等の重要文化財もこの範囲に集中する。
	史跡指定地外	西の丸、東の丸、桜の馬場西側などの史跡未指定範囲。地上に遺構はほぼ遺存しておらず、市街化している。
B 外曲輪地区	史跡指定地外	中堀から外堀までの範囲。一部に町人地を含むが、基本的には縁高の高い武家屋敷が展開する地区。
C 城下町地区	史跡指定地外	外堀より外側の範囲。外縁は、摺鉢谷川(西)、石清尾八幡宮の参道(南)、三十郎土手(南東)、袖塩川(東)まで。概ね近世に拡張した城下町の最大範囲。
D 海域地区	史跡指定地外	かつて城郭の北側は海に面しており、城内から直接海に出入りする門や、舟入を設けるなど一体的に利用していた。本計画では、内曲輪地区・外曲輪地区に隣接した海域部分で、波止等の遺構の存在を想定する範囲までに限定する。

表4-2 内曲輪地区内の小地区区分

地区	概要	史跡指定	土地所有者
本丸地区	城郭の中核で、生駒期、松平期を通じて天守が聳えた。唯一二の丸とは鞘橋で連結されるのみで、四方は堀に囲われる。天守のほかに地久櫓、矩櫓、中櫓、中川櫓が配置され、中川櫓と中櫓の間には門が設けられた。築城当初は御殿も置かれた。	指定地内	高松市
二の丸	生駒期～松平期を通して、本丸と唯一連結する曲輪として機能した。一時期御殿が置かれたほか、文櫓、弼櫓、簾櫓、武櫓、黒櫓が配され、三の丸とは鉄門で連結していた。	指定地内	高松市
三の丸	生駒期には倉庫状の建物が配されるが大半は空閑地となっており、松平期になって本丸・二の丸から移された御殿（旧披雲閣）が置かれた。政治的拠点として機能した。南東に龍櫓が配されたほか、桜の馬場とは桜御門で連結する。大正時代に御殿の場所に建てられた「披雲閣」は重要文化財に、同時に整備された披雲閣庭園は名勝に指定されている。	指定地内	高松市
桜の馬場	生駒期には大手門や対面所などが置かれ、武家屋敷も並んでいた区域。本丸、二の丸、三の丸に統いて満巻き状に配置された曲輪のうちの一つ。生駒期には大手が中央に配され、隅には太鼓櫓、鳥居等が建設された。桜の馬場の後に西の丸が続く。	一部指定地内	国 高松市民間
西の丸	生駒期には様高の高い武家屋敷地が置かれた。松平期の利用実態は不明瞭なところが多いが、北西に虎櫓を配し、内部には楽園を備えた屋敷地や、倉庫状の建物が認められる。	指定地外	国 香川県 高松市民間
北の丸	生駒期には海域だったが、松平期の城郭の拡張整備の際に新しく造られた曲輪。月見櫓、水手門、渡櫓、鹿櫓などが配され、城内から瀬戸内海へ通じる動線が整備された。	指定地内	高松市
東の丸	北の丸地区と同様、松平期に入って新造された曲輪。生駒期には、武家屋敷や町屋が並んでいたが、これを堀で区画して新たな曲輪とした。良櫓・翼櫓が配されたほか、作事舎・米蔵等に利用された。近代以降、高松松平家の管理事務所「松枝舎」が置かれた。	一部指定地内	香川県 高松市民間
大手前	生駒期には武家屋敷、町屋が並び、松平期には大手前の下馬所として利用された区域。	指定地内	高松市
堀地区	城郭の曲輪を区画する内堀、中堀。いずれも海水を引き込んでいる。曲輪間には鞘橋、旭橋などの橋が架けられた。	一部指定地内	国 香川県 高松市民間



図 4-2 計画範囲内の地区区分図

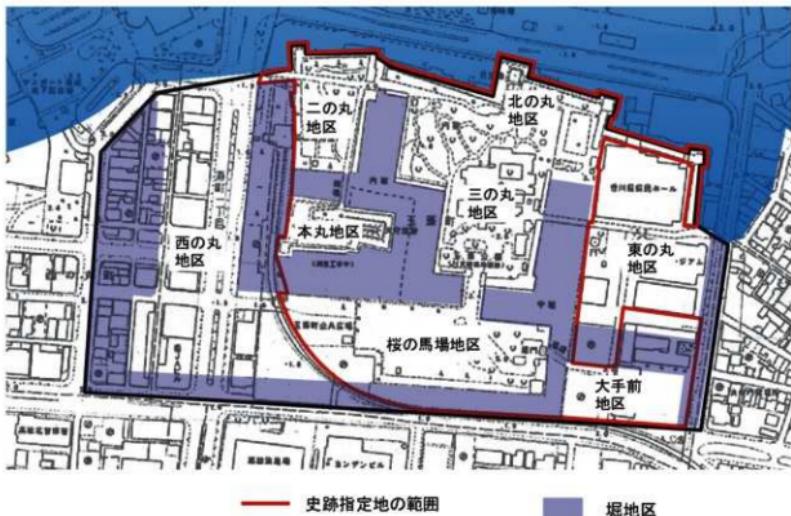


図 4-3 内曲輪地区内の小地区区分図

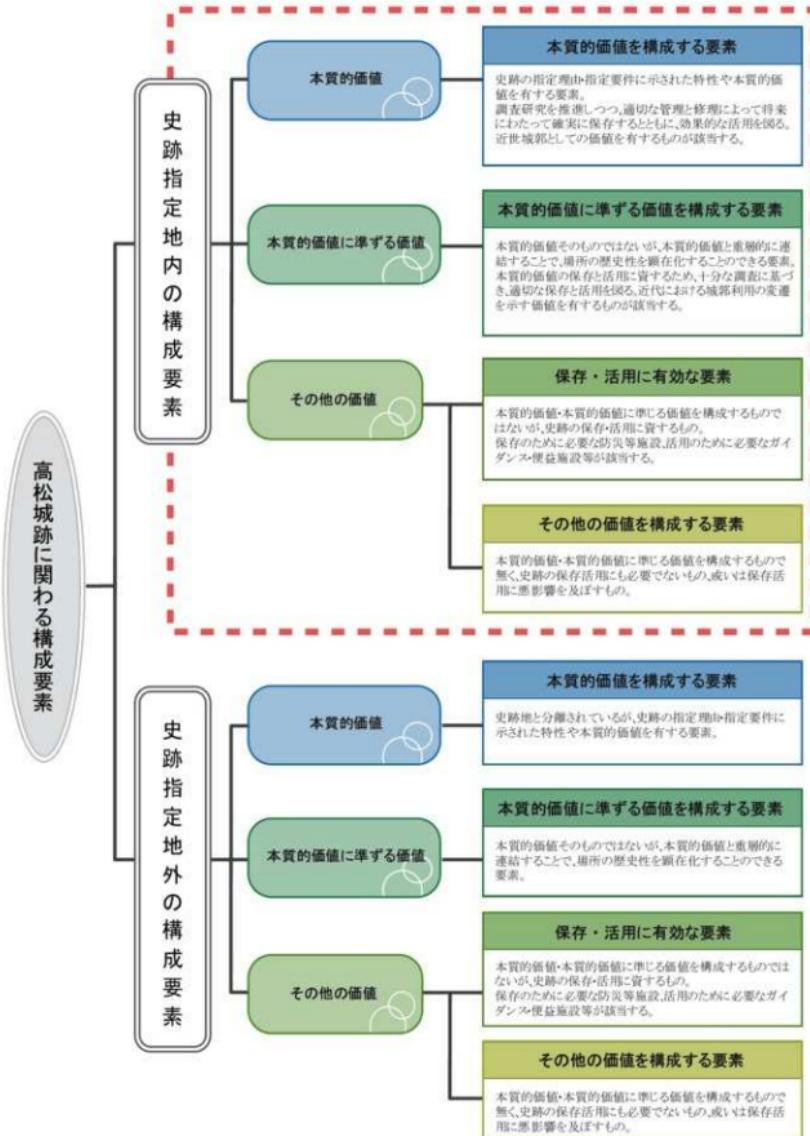


図4-4 本質的価値等の構成要素の概念整理図

表4-3 史跡指定地内における本質的価値等の構成要素の具体例と保存活用整備の方向性

要素	説明(性格)	具体例	保存活用整備の方向性
本質的価値を構成する要素 近世城郭の構成要素	繩張・遺構	曲輪・石垣・堀・井戸・礎石・水路・地下遺構	
	考古資料・歴史資料・工芸品等	土器・瓦・木製品・金属製品等 絵図・文書類・藩主所縁の宝物類	適切に保存する 調査研究を行う 活用を図る
	建造物	月見櫓・渡櫓・水手門・鞘橋・旭橋・埋門	
	環境	艮櫓	適切に保存する 調査研究を行う 活用を図る 本来の位置に移築する
		松を中心とした近世城郭から隣接した植生・堀の海水・地形	適切に維持管理する 調査研究を行う 活用を図る
本質的価値に準ずる価値を構成する要素 近代における城跡の土地利用の歴史的変遷を示す要素	遺構	披雲閣庭園・水門・二の丸・三の丸北側石垣の一部(近代)・地下遺構(近代)・石碑	
	考古資料・歴史資料・工芸品等	土器・瓦・木製品・金属製品等 文献・写真・絵図等	適切に保存する 調査研究を行う 活用を図る
	建造物	披雲閣(附含む)	
	環境	披雲閣庭園の植生	
その他の価値を構成する要素 保存・活用に有効な要素	保存・活用に有効な要素	保存のための施設	防火施設・避雷針・既設配管・配線(史跡地保全、公園施設用)
		活用のための施設(ガイダンス)	復元建造物(桜御門)、史跡説明板、陳列館
		活用のための施設(便益施設)	トイレ、管理事務所、料金所、園路、照明、自動販売機、ライトアップ施設、ベンチ、既設配管・配線
	構成要素のその他	上記以外の施設	堀の埋立、二の丸庭園、焼却炉跡、日時計、保存・活用の妨げになる樹木
			移設・撤去していく

表4-4 史跡指定地外における本質的価値等の構成要素の具体例と保存活用整備の方向性

要素	説明(性格)		具体例	保存活用整備の方向性
本質的価値を構成する要素	近世城郭の構成要素	遺構 考古資料・歴史資料・工芸品等	史跡地と一緒に本質的価値を構成するもの 出土遺物(瓦・陶磁器・金属器等)・絵図・文書類 藩主所縁の宝物類	地割・江戸時代の地下遺構(井戸・建物跡・土坑・塙跡等) 適切な調査を行い、適切な方法で保存活用を図る
	近代における城跡の土地利用の歴史的変遷を示す要素	遺構 考古資料・歴史資料・工芸品等	史跡地と一緒にあって歴史的経緯を示すもの 出土遺物(瓦・陶磁器・金属器等)・絵図・文書・写真等	近代の地下遺構(建物跡等) 適切な調査を行い、内容を明らかにした上で保存・活用を検討する
その他の価値を構成する要素	保存・活用に有効な要素	活用のための施設(ガイダンス)	香川県立ミュージアム、移築された石垣 史跡説明板	活用しつつ、長期的には移設を目指す
	その他の構成要素		駐車場、誘導看板	活用を図るために維持更新・整備を行う
	上記以外の施設	現代の建物、街路、電車軌道、港湾施設、時鐘楼	保存や活用に悪影響がないように適切に維持管理を行う。長期的には整理や移設を検討する	

第5章 史跡の現状と課題の整理

第1節 現状と課題

史跡高松城跡の現状と課題について、調査研究・保存・活用・整備のそれぞれの項目に分け、表形式で整理する。

1. 調査研究

調査研究に関しては、地区を区切らず、全体的な現状と課題について整理する。

表5-1 調査研究の現状と課題

	調査研究の現状と課題	
	現状	課題
全体	<ul style="list-style-type: none">石垣解体修理や歴史的建造物の復元整備等、事業の実施に伴い調査を実施しており、成果を報告書等で公開している。石垣の土木工学的研究について、香川大学創造工学部と連携して調査を行っている。史跡指定地内の計画的な発掘調査については、先行する『基本計画』に記載されているが、調査計画はない。近世の旧藩主家に所縁のある宝物、絵図、文献等に関する基礎的な調査を進めている。	<ul style="list-style-type: none">学際的かつ組織横断的な調査研究の推進体制が不十分。高松城の調査研究を中心的に推進する主体が不在。報告書の印刷部数が少ない、あるいは過去に実施した調査のうち、成果が公刊されておらず、十分に公開できていない事業がある。地下構造の把握について、計画的な発掘調査の事業化ができていない。近代の史資料についての基礎的な把握ができていない。



2. 保存

保存の現状と課題について、全体的な項目と、第4章の地区区分に応じた項目を表5-2～5に整理する。

表5-2 保存の現状と課題①

地区区分			保存の現状と課題	
			現状	課題
全 体			<p>【文化財保護法に基づく指定等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画範囲のうち、城郭の主要な曲輪等が残る範囲について、史跡として国に指定されているだけでなく、高松城が機能していた時代の建造物として4棟の重要な文化財を有する。 ・近代に旧藩主の高松松平家によって建築された披雲閣（旧平家高松別邸）本館など3棟が国の重要文化財に、同時期に作庭された披雲閣庭園が国の名勝に指定されている。 ・複数回の史跡の追加指定を行い、保存に努めている。 ・外曲輪地区よりも内側は調査協力依頼区域（高松市の独自規定、強制力なし）に定め、事業者からの任意の協力のもと、開発等に先行して埋蔵文化財の有無を確認している。城下町地区については原則、近世の遺構を確認しても埋蔵文化財包蔵地とは認めっていない。 <p>【遺構等の保存】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下遺構の遺存状況は良好であると推測されるが、調査は僅少であり、実態は不明瞭なところが多い。 ・史跡指定地を中心に、石垣・堀が良好に残っている。石垣については『史跡高松城跡石垣整備指針』に基づき、石垣カルテットとともに経過観察を行なながら、保存対策を実施している。 ・危険度の高い石垣の解体修理を行っている。 ・橋・門・橋などの城郭建造物、近代の披雲閣等は補修などの維持管理を行っている。 ・披雲閣については耐震診断と耐震補強工事を開始している。 ・昭和30年の開園以降、都市公園として整備活用される中で、公園内では多くの樹木が繁茂している。 ・史跡指定地外では、市街化が進み、地上に露出した遺構は極めて少ない。ただし、地割（地名）や寺社・井戸跡などにその名残が見られる。また、地下には遺構などが遺存する場合もあるが、既往の開発で地下遺構も削平された箇所も多い。 	<p>【文化財保護法に基づく指定等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かつての城郭のうち、史跡指定された範囲は一部である。特に史跡指定地が所在する内曲輪地区から順次、追加指定が必要。また、海域としての本質的価値の理解のために、海域地区的追加指定について検討することが必要。 ・指定地外について、埋蔵文化財包蔵地の存否確認ができるいい範囲が大半である。 ・近世の城郭建造物についても、埋門など未指定のものがある。 <p>【遺構等の保存】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査例が少なく、地下遺構の存否、時期、構造など未解明な部分が多い。 ・変形が大きく崩落時の危険度が高い石垣が存在するが、修理等の根拠となる測量データが不足している。 ・現存する重要な文化財等の歴史的建造物は経年による傷みが著しく、耐震性能が不足するものや耐震対策が実施できていないものも見られる。また、防火対策も必要である。 ・主要な城郭建造物の多くが失われ、また海域や堀の埋立によって構造も近代以降に変化されており、近世城郭としての本質的価値が理解されにくい。 ・樹木の管理についての指針が無く、石垣上の樹木を中心とした本質的価値の構成要素を損する主要因の一つとなっている。 ・指定地外は既に大規模な市街化が進んでおり、本来の城郭の範囲や規模が不明である。
内曲輪地区	本丸地区	史跡地内	<p>【石垣・地下遺構】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・曲輪外周の石垣は概ね江戸時代のまま遺存しているものの、内側の石垣は明治期の玉藻廻建築等に伴い大きく改変を受けている。 ・天守台・地久櫓台石垣の解体修理を行った。 <p>【植生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クロマツ、ウメ、クスノキ、フジのほか外来植物が生育する。 	<p>【石垣・地下遺構】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天守台・地久櫓以外では地下遺構の状況が不明である。 <p>【植生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹木の繁茂による地下遺構や石垣の破損が考えられる。

表5-3 保存の現状と課題②

地区区分		保存の現状と課題	
		現状	課題
二の丸地区	史跡地内	<p>【石垣・地下造構】</p> <ul style="list-style-type: none"> 曲輪外側の石垣はほぼ近世のまま遺存しているものの、内側の石垣は明治期以降の改変を受けている。 鉄門石垣の解体修理を行った。 かつて遊園地が整備されており、広く地下造構に影響があったと想定される。 <p>【植生】</p> <ul style="list-style-type: none"> クロマツ・ツツジ・ウバメガシなどが植樹されている。 	<p>【石垣・地下造構】</p> <ul style="list-style-type: none"> 石垣の傷みが各所で見られる。特に武櫓台北東隅の傷みが著しいほか、文櫓台南面、籠櫓台付近などが危険度Aに位置づけられる。 地下造構の状況が不明である。 <p>【植生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 樹木の繁茂による地下造構や石垣の被損が考えられる。
	史跡地内	<p>【石垣・地下造構】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水門北側石垣について、転落石が見られたため前面に蛇籠を設置し経過観察している。 石垣の傷みが各所で見られる。特に曲輪北面の水門付近の傷みが著しいほか、東面なども危険性が高い。 <p>【建造物・名勝】</p> <ul style="list-style-type: none"> 江戸時代の建造物は現存しないが、大正時代に建築された披雲閣（旧松平家高松別邸）など3棟が重要文化財に指定されている。付属施設として、馬小屋（現陳列館）、使丁宅なども所在する。 披雲閣と同時に作庭された披雲閣庭園が名勝に指定（指定範囲は三の丸地先5m）されている。 <p>【植生・環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> 名勝披雲閣庭園の本質的価値の構成要素である。 北西隅に明治期以降に水門が設置され、堀の水質浄化等に寄与している。 	<p>【石垣・地下造構】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水門北側石垣の危険度が高い。 旧披雲閣等の地下造構の状況が不明である。 <p>【建造物・名勝】</p> <ul style="list-style-type: none"> 披雲閣の耐震性能が十分ではない。 披雲閣の建具類が傷んでおり使用できない。 披雲閣周辺では電気等各種配線が空中で複雑に交差しており、漏電等の危険性がある。 <p>【植生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 樹木の繁茂による地下造構や石垣の被損が考えられる。
内曲輪地区	史跡地内	<p>【石垣・地下造構】</p> <ul style="list-style-type: none"> 石垣は江戸時代のまま遺存している箇所も多いが、内側に面した箇所など明治期以降の改変を受けている箇所も見られる。 <p>【建造物】</p> <ul style="list-style-type: none"> 旭橋北側石垣の解体修理を行った。 重要文化財旧東之丸良櫓が太鼓櫓台上に移築されている。 大手の旭門、埋門が一部改変を受けながら現存する。 <p>【植生】</p> <ul style="list-style-type: none"> クロマツなどが植樹されているが、広場には主にサクラが植樹されている。 	<p>【石垣・地下造構】</p> <ul style="list-style-type: none"> 太鼓櫓台の形状を改変している。 石垣の傷みが各所で見られる。特に旧大手付近が変形が大きい。 地下造構の状況が不明である。 <p>【建造物】</p> <ul style="list-style-type: none"> 旭門・埋門の価値づけと指定ができていない。 <p>【植生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 植樹された樹木による地下造構や石垣の被損が考えられる。
	史跡地外	<p>【石垣・地下造構】</p> <ul style="list-style-type: none"> 任意の発掘調査協力区域として、事業者に協力を依頼しており、近世の遺構・遺物が確認された場合には周知の埋蔵文化財保有地としている。 開発が進行し、市街化している。電車軌道、国道が存在し、地区内を分断している。 堀・石垣等は埋め立てられ、あるいは削平されて地上では確認できない。 	<p>【石垣・地下造構】</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財保護法に基づく指定ができていない。 埋蔵文化財の存否が把握できていない。



表5－4 保存の現状と課題③

地区区分			保存の現状と課題	
			現状	課題
西の丸地区	史跡地外	【石垣・地下造構】 <ul style="list-style-type: none">任意の発掘調査協力区域として、事業者に協力を依頼しており、近世の遺構・遺物が確認された場合には周知の埋蔵文化財包蔵地としている。開発が進行し、市街化している。電車軌道、国道が存在し、地区内を分断している。江戸時代の建造物は現存しない。堀・石垣等が埋め立てられ、あるいは削平されて地上には確認できない。	【石垣・地下造構】 <ul style="list-style-type: none">文化財保護法に基づく指定ができるていない。埋蔵文化財の存否が把握できていない。	
北の丸地区	史跡地内	【石垣・地下造構】 <ul style="list-style-type: none">石垣は江戸時代のまま遺存している箇所が多い。 【建造物】 <ul style="list-style-type: none">江戸時代から現存する月見櫓・水手御門・渡櫓が所在し、いずれも重要文化財に指定されている。	【石垣・地下造構】 <ul style="list-style-type: none">石垣の傷みが各所で見られる。地下造構の状況が不明である。 【建造物】 <ul style="list-style-type: none">月見櫓・水手御門・渡櫓は外壁の傷みが目立つ。また、耐震対策ができるない。 【植生】 <ul style="list-style-type: none">樹木の繁茂による地下造構や石垣の破損が考えられる。	
内曲輪地区	史跡地内	【石垣・地下造構】 <ul style="list-style-type: none">指定地の石垣は良好に保存されている。江戸時代のまま遺存している箇所もあるが、東辺など変更が著しい箇所もある。城内中学校跡地の発掘調査によって中堀に面した石垣や翼櫓台の石垣が遺存していることを確認している。	【石垣・地下造構】 <ul style="list-style-type: none">地下造構の状況が不明である。	
東の丸地区	史跡地外	【石垣・地下造構】 <ul style="list-style-type: none">市街化が進んでおり、特に県民ホール、香川県立ミュージアムといった大型公共施設が整備されている。任意の発掘調査協力区域として、事業者に協力を依頼しており、近世の遺構・遺物が確認された場合には周知の埋蔵文化財包蔵地としている。香川県立ミュージアム、県民ホールの建設に際し、発掘調査が行われており、一部の石垣が復元整備されている。	【石垣・地下造構】 <ul style="list-style-type: none">文化財保護法に基づく指定ができるいない。埋蔵文化財の存否が把握できていない。移築された石垣が本来位置ではなく、石積み技法等についても本来の構造を保っていない。	
大手前地区	史跡地内	【石垣・地下造構】 <ul style="list-style-type: none">城内中学校が閉校し、校舎等は解体された。校舎解体に伴う調査によって、石垣は地中に遺存している箇所が多いが、上部の多くは破壊されている。	【石垣・地下造構】 <ul style="list-style-type: none">地下造構が埋没しており、特に地上部分が現存せず目視できない。	

表5-5 保存の現状と課題④

地区区分		保存の現状と課題	
		現状	課題
内曲輪地区	史跡地内 堀地区	<p>【石垣・地下遺構】</p> <ul style="list-style-type: none"> 桜御門復元整備に伴い、仮設ヤードを設置している。 中堀北東は近代に埋め立てられ、披雲閣の勝手口が整備されるとともにフラワー広場が整備される。 <p>【建造物】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本丸と二の丸をつなぐ鞆橋、大手にあたる旭橋が改変されながら現存している。 <p>【植生・環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> 三の丸北西部の水門で瀬戸内海と通じ水の循環が行われており、良好な水質を保っている。 水門から距離のある桜の馬場南側においては、循環が円滑ではなく、夏季に水質が悪化する場合もある。 	<p>【石垣・地下遺構】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部埋め立てられて堀としての機能を損なっている。 <p>【建造物】</p> <ul style="list-style-type: none"> 旭橋・鞆橋の価値づけと指定ができていない。 <p>【植生・環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水質悪化が顕著な場合対策が必要。
		<p>【石垣・地下遺構】</p> <ul style="list-style-type: none"> 任意の発掘調査協力区域として、事業者に協力を依頼しており、近世の遺構・遺物が確認された場合には周知の埋蔵文化財包蔵地としている。 開発が進行し市街化している。電車軌道及び駅、国道が存在し、地区内を分割している。 内堀では本丸や二の丸の西側、中堀では東の丸の東及び南側などが埋め立てられている。 中央通り東側では内堀の埋立地の上に公園が整備される。 	<p>【石垣・地下遺構】</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財保護法に基づく指定ができていない。 埋蔵文化財の存否が把握できていない。
海域地区	史跡地外	<p>【石垣・地下遺構】</p> <ul style="list-style-type: none"> 城の北側は海を感じることのできる公園として埋め立て地を掘り上げて海水を通し、整備している。 公園の北側は国道30号や港湾施設が整備されている。 	<p>【石垣・地下遺構】</p> <ul style="list-style-type: none"> 波止などの存在が推定されるが、任意の発掘調査協力区域ともしておらず、埋蔵文化財の存否を把握する体制が整っていない。
外曲輪地区	史跡地外	<p>【石垣・地下遺構】</p> <ul style="list-style-type: none"> 任意の発掘調査協力区域として、事業者に協力を依頼しており、近世の遺構・遺物が確認された場合には周知の埋蔵文化財包蔵地としている。 <p>【歴史的景観等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 町割り（地名）に城下町の痕跡を残す。 ほぼ全域がすでに市街化しており、開発が現在も活発である。 	<p>【石垣・地下遺構】</p> <ul style="list-style-type: none"> 埋蔵文化財の存否が把握できていない。 <p>【歴史的景観等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地として建物の建替等が活発に行われる。
城下町地区	史跡地外	<p>【石垣・地下遺構】</p> <ul style="list-style-type: none"> 亀井戸・大井戸等、一部城下町に関する範囲が埋蔵文化財包蔵地とされているが、それ以外は近世の遺構・遺物が確認されても埋蔵文化財包蔵地とはしていない。 <p>【歴史的景観等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 町割りや一部寺社の配置等に城下町の痕跡を残す。 ほぼ全域がすでに市街化しており、開発が現在も活発である。 	<p>【石垣・地下遺構】</p> <ul style="list-style-type: none"> 任意の発掘調査協力区域ともしておらず、埋蔵文化財の存否を把握する体制が整っていない。 <p>【歴史的景観等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地として建物の建替等が活発に行われる。



3. 活用

活用の現状と課題については、表形式で整理する。活用は、歴史遺産としての活用を基本とする。また、史跡の本質的価値の理解を基礎として、史跡への来訪人口の増大を通じて活用の効果を最大化するための副次的な方法として、地域づくりの拠点としての活用についても記述する。

表5-6 活用の現状と課題①

		活用の現状と課題	
		現状	課題
歴史遺産としての活用 文化財の公開と解説	<p>史跡指定地内</p> <p>【公開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園「玉藻公園」として公開しており、年間20万人程度の来園者がある。 ・名勝「波雲閣庭園」は開園時から公開している。 ・毎週日曜日に重要文化財「月見橋、渡槽」の公開、「水手御門」の開扉を実施している。5月5日の開園記念日は3棟に加え良櫓の公開も行っている。 ・重要文化財「波雲閣」を貸館として営業している。 ・発掘調査により検出した天守の地蔵構造を露出展示している。 ・発掘調査や整備事業に際し、現地説明会を実施している。 ・高松城に関する市民講座や研究会を実施している。 ・復元整備した桜御門内部を展示施設として公開する。 <p>【ガイダンス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡説明板を設置している。 ・三の丸の陳列館において高松城跡に関する展示を行っており、その一部は定期的に展示替えを行っている。このほか、香川県立ミュージアム、高松市歴史資料館にも高松城跡に関する展示スペースがある。 ・高松市ボランティアガイド協会のガイドを受けることができるようになっている。 <p>【パンフレット等刊行物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発掘及び整備報告書、図録『史跡高松城跡』、史跡高松城跡パンフレット、玉藻公園リーフレットを作成している。 <p>【インターネット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ（高松市文化財課・指定管理者）、SNS（指定管理者）など多様な媒体での情報発信を行っている。 <p>【イベント等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月第1日曜日には高松市に伝わる浴法で高松市指定無形文化財の水戸流泳法の英公様追悼游泳祭が開催される。 ・海城を体感するために、和船で内堀を周遊できる「城舟体験」を実施しているほか、鯨の餌やり体験ができる。 ・日本百名城スタンプや高松城御城印が設置され、オリジナルグッズも販売されており、付加価値を高めている。 ・高松城旗砲隊の演武を定期的に実施している。 <p>【歴史的建造物の再現、VR・AR】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料に基づき、桜御門を復元整備している。 ・アプリ「VR高松城」を運用し、近世城郭の景観を再現し、本質的価値の理解に資するよう努めている。 <p>史跡指定地外</p> <p>【公開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南城地区に歴史遺産としての理解を妨げる要素が存在する。（時鐘楼） <p>【ガイダンス】・【パンフレット等刊行物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海域の埋立が進んだため、海との関連性という本質的価値の理解が困難である。 ・説明板が文字のみで視覚的に理解しにくい。 ・城下町に関するパンフレット等は種類が不足している。 	<p>史跡指定地内</p> <p>【公開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未整備で公開できない範囲（桜の馬場西側、城内中学校跡地）がある。 ・現代に設置され、歴史遺産としての価値を損なう要素が存在する。（二の丸北側庭園等） <p>【ガイダンス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明板が文字のみで視覚的に理解しにくい。 ・多言語化対応が不十分。 ・史跡内のガイダンス施設として、陳列館の機能が不十分である。 ・近隣の博物館等との役割分担ができており、体系的な史跡の理解が困難である。 ・関連する文化財等の一體的な学習を促進する手段が不十分。 ・ボランティアガイドに対しての体系的な研修の機会が不十分。 <p>【パンフレット等刊行物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・波雲閣や波雲閣庭園をはじめ、城内の各種文化財を解説するパンフレットの種類が不足している。 <p>【歴史的建造物の再現、VR・AR】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的建造物の多くが失われたために、城郭の本質的価値の理解が困難である。 ・波雲閣の内部の家具や調度品等が現地に所在せず、近代御殿建築の価値の理解が困難である。 ・ICTの活用がアプリ「VR高松城」に限られている。 	

表5－7 活用の現状と課題②

		活用の現状と課題	
		現状	課題
歴史遺産としての活用	教育に関する活用	<p>【学校教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内の小学校3・4年生の社会科副読本「高松の今とむかし」に高松城跡が掲載され、市内の小学校3・4年生の学習の機会を設けている。 小学校、中学校、高等学校等からの依頼で、高松城跡に関する出前事業を行っている。 近隣保育所、幼稚園、こども園の園外保育の場として活用されている。 小学校、中学校の校外学習の場、県外の学校の修学旅行の場として活用されている。 <p>【生涯学習】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習センターの講座等で高松城跡が題材となる講座が行われている。 市政ふれあい出前トーク等による依頼を受けて、文化財専門員による出前講座などを実施している。 貸館として利用している披露園においてお茶や菊づくり講習会など各種伝統文化の講座に利用されている。 	<p>【学校教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現地来訪しない学校もあり、地域のシンボルとしては活用の頻度が十分でない。 <p>【生涯学習】</p> <ul style="list-style-type: none"> 香川県立ミュージアム、高松市埋蔵文化財センター、高松市歴史資料館や、高松市美術館といった近隣の文化施設と連携した展示の作成や行事が十分でない。特に統一的なテーマで回遊性を持たせる行事の企画が少ない。
	連携事業	<ul style="list-style-type: none"> 香川県立ミュージアムとは、相互入場割引を行つており、回遊性の向上に努めている。 彦根市とは姉妹城都市として、高松城と彦根城に関連する展示や行事を実施している。 お城EXPOに参加し、高松城に関する普及活動を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係する文化財や城郭の所在する自治体との間で連携し、各種活用事業を推進する必要がある。 関連する文化財群を繋ぐストーリーの設定が不十分。 展示やイベントについて連携し、施設間の回遊性を高める取組みが必要。



菊花展を訪れる校外学習の小学生

図5－1 活用の事例①



表5-8 活用の現状と課題③

活用の現状と課題		
	現状	課題
地域づくりの拠点としての活用	<p>・まちづくりの資源として、「第2次高松市創造都市推進ビジョン」において、高松城跡を含む「高松Tゾーン」を活用した高松ならではのMICEや観光交流の場の創出をあげている。</p> <p>【MICE振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サンポート地区でMICEを開催する主催者団体に対して、高松ならではの歴史文化を演出し、サンポート地区からのアクセスも良いユニークベニューとしての活用を積極的に働きかけている。 ・波雲閣や波雲閣庭園の歴史的価値、ロケーションの良さ、安価な施設使用料についてはMICE主催者が高く評価を得られている。 ・これまでに、アジア太平洋盆栽水石大会、瀬戸内生活芸祭や瀬戸内国際芸術祭といった大規模イベントの会場として活用されている。 <p>【観光交流】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者と連携しながら、国の実証事業に応募し、波雲閣や庭園を舞台とした、文化財や文化資源の高付加価値化を目的とした文化観光イベントの実施に取り組んでいる。 ①『讃岐ReMIX』事業（波雲閣を舞台に伝統文化・工芸とアーティストデザイナーのマッチングイベント）⇒伝統工芸の製作過程公開⇒展示・体験・即売 ②『ヌーヴォー・シルク・ジャポン 2021 in 高松城』（波雲閣の各施設において、能と現代サーカスにより新しい「羽衣」の世界を表現） ・玉藻公園として有料で公開しており、年間20万人程度の来園者がいる。 ・天守に展望デッキを設けており、史跡を一望できるとともに、瀬戸内海の眺望を楽しめる。 ・二の丸～三の丸で植木市・さつき展・菊花展が実施されている。 ・波雲閣は貸館として、茶会、結婚式、展示などにも利用されるほか、盆栽カフェ、匠の技もなし事業等イベント会場としても利用されている。 ・桜の馬場には桜が植樹されており、春には花見会場として活用され、夜間無料開放を行っている。そのほか、映画祭・お城ヨガなど多様なイベント会場として活用されている。 ・北の丸月見櫓・東旧の丸長櫓の夜間ライトアップを実施してイメージアップに努めている。 ・三の丸波雲閣庭園でミストシャワーと夜間ライトアップを行っている。 ・史跡高松城跡の新たな来園者を獲得し、園内の周遊を促すために、地元アーティストと連携しながら、SF（空想科学）と郷土史を組み合わせた「電磁要塞タマモジヨー」スタンプラリーとグッズ販売を展開している。 ・お城EXPOに参加し、情報発信に努めている。 ・玉藻公園と栗林公園、香川県立ミュージアム、高松市美術館などで入園（館）料の相互割引措置を講じており、利用者の域下町地区内での周遊性の向上に努めている。 <p>【防災拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所として活用されている。 	<p>【MICE振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルコールの使用制限や夜間管理料、波雲閣までの動線確保がネックとなり、波雲閣がMICEの懇親会会場に選ばれることが少ない。日中のランチョンセミナー会場としての活用が限度と判断されることが多い。 ・ユニークベニューに相応しい歴史文化を演出する場合、波雲閣では内部景観を形成する調度品類がほとんど現地に残っておらず、パイプ椅子や会議机を利用しているが歴史的雰囲気にそぐわないと判断され、別途、椅子や机等を持ち込むことが多く、その分費用が嵩む。 ・MICE参加者は中高年が多いため、パリアフリーに配慮したイベント運営を実施することが必要となり、対策費用がかかる。 ・空調設備の無い波雲閣内は夏暑く、冬寒いことを前提としたイベント運営を実施することが必要となり、対策費用がかかる。 ・桜の馬場をイベントで活用する場合、悪天候時の対応策（別会場の確保等）を検討する必要があり、対策費用がかかる。 <p>【観光交流】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡の本質的価値に触れる機会を増大させる入口として、来訪者数の増加に努める必要がある。 ・史跡を活用した文化観光イベントをより推進する必要がある。 ・市内、県内の観光施設などの連携による周遊性の向上が必要。 ・園内に史跡関係資料やグッズ、憩い空間としての質を向上させるための飲食物等を販売する施設が不十分。 ・公園設備の案内等における多言語対応が不十分。 ・公園を含む、城跡周辺の各種サインのデザインが不統一である。



天守台石垣修理工事現地説明会



旭橋北石垣修理工事現地説明会



サンクリスタル高松での高松城関係講座



披雲閣での高松城関係講座



石垣修理工事見学会で実施した石割体験



石垣修理工事見学会で実施した石曳き体験



図録「史跡高松城跡」英語版・日本語版

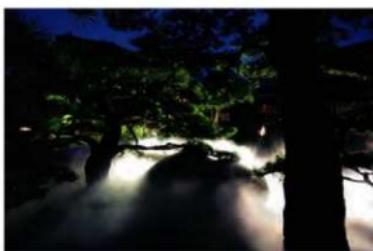


高松城関係パンフレットの一部

図 5－2 活用の事例②



披雲閣で行われた茶会（入府 370 年記念）



披雲閣庭園の夜間ライトアップとミストシャワー



内堀での水任流演武



城舟体験と鷺のエサやり



桜の馬場での夜間映画上映



花見時期の夜間開放



高松城鉄砲隊



二の丸で開催した春の植木市

図 5-3 活用の事例③

4. 整備

整備の現状と課題について、地区ごとに整理する。

表5-9 整備の現状と課題①

地区区分			整備の現状と課題	
			現状	課題
全 体			<p>【保存のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険度の高い石垣の解体修理や、披雲閣耐震補強などを実施している。 ・史跡指定地隣接地で、可能な範囲について昭和50年代より追加指定及び用地取得に努めている。 <p>【活用のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園として樹木を管理している。 ・都市公園の管理用施設や便益施設を設置し、適宜改修等して維持している。 ・史跡地周辺においても公園整備等を実施し、景観整備に努めてきた。 	<p>【保存のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下遺構の把握が不十分で保存対策が検討できていない。 ・危険度が高い石垣が存在する。 ・重要文化財建造物に傷みやき損が発生している。 ・重要文化財建造物について、耐震性能が不足している又は耐震診断を実施していない。 ・樹木には樹勢が強いものがあり、保存に影響を及ぼす可能性が高い。 <p>【活用のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天守をはじめ城郭建造物の多くが失われており、城郭としての景観が理解しがたい。 ・大手前地区及び桜の馬場西側について、未整備で公開できていない。 ・ガイダンス施設（陳列館）で史跡の概要理解にふさわしい展示ができていない。 ・説明板が不足している、又は内容が文字基調で分かりにくい。 ・多言語対応が不足している。 ・解説資料や城郭関連物品の販売施設や、喫茶、軽食のできる休憩所等のくつろぎ空間が不足している。 ・災害時及び繁忙期における駐車スペースが不足している。
内 曲 輪 地 区			<p>【保存のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地久櫓台石垣・天守台石垣の解体修理を完了した。 ・玉藻廟及び神社開連施設を撤去・移設した。 <p>【活用のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天守台上部に展望デッキ、本丸内にベンチ、照明灯などが設置されている。 	<p>【保存のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし <p>【活用のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天守をはじめ城郭建造物が現存せず、城郭の景観が理解しがたい。
二 の 丸 地 区			<p>【保存のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄門石垣・鞘橋北側石垣の解体修理を完了した。 <p>【活用のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・剝櫻口（西門）に公園料金所を設置している。 ・ボランティアガイドの待機所が仮設される。 ・トイレの改修を行っている。 ・北部には現代に整備された庭園がある。 ・園路を舗装している。 	<p>【保存のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南側と北側に危険度Aの石垣が存在する。 <p>【活用のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城郭建造物が現存せず、城郭の景観が理解しがたい。 ・現代に整備された庭園が本来の土地利用方法の理解を妨げている。 ・料金所・ボランティアガイド待機所等が老朽化している。



表5－10 整備の現状と課題②

地区区分		整備の現状と課題	
		現状	課題
三の丸地区	史跡地内	<p>【保存のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・桜御門石垣の解体修理を完了した。 ・水門北側石垣で落石が発生したため、前面に蛇籠を設置した。 ・桜御門の復元整備工事を実施している。 ・披雲閣の耐震補強工事を実施している。 <p>【活用のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陳列館で展示を行っている。 ・トイレ。自動販売機、ベンチなどの便益施設を整備している。適宜改修を行い、利便性の向上及び景観整備に努めている。 ・園路を舗装している。 	<p>【保存のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険度Aの石垣があり、蛇籠で仮養生し経過を観察している。 ・披雲閣の耐震補強を実施中である。 ・披雲閣周辺に電気等配線が密集し、漏電等の恐れがある。 ・披雲閣の建具が破損しており、修理が必要である。 <p>【活用のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城郭建造物が現存せず、城郭の景観が理解しがたい。 ・MICE振興のために、披雲閣内部の歴史的景観の復元及び設備の整備が必要である。 ・ガイダンス施設としての陳列館の展示等機能が不十分である。 ・東側に有刺鉄線等不要施設が存在する。 ・トイレが老朽化している。
	史跡地内	<p>【保存のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旭橋北側石垣の解体修理を完了した。 ・良櫓の補修など維持を行っている。 <p>【活用のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旭門（東門）に公園料金所を設置している。 ・トイレ、自動販売機などの便益施設を整備している。 ・園路を舗装している。 	<p>【保存のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良櫓の耐震診断ができていない。 ・太鼓櫓台の石垣が良櫓櫓縁に伴い改変されている。 <p>【活用のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良櫓が原位置でない太鼓櫓台上にある。 ・西側が未整備で公開できていない。
内曲輪地区	史跡地外	<p>【保存のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし。 <p>【活用のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型バス用駐車場が整備されている。 	<p>【保存のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡への追加指定後に整備を検討する必要がある。 <p>【活用のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道軌道、国道によって分断されている。 ・指定地との一体的な価値を表示する説明板等が不足している。
	史跡地外	<p>【保存のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし。 <p>【活用のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明板が設置されている。 	<p>【保存のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡への追加指定後に整備を検討する必要がある。 <p>【活用のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道軌道、国道によって分断されている。 ・指定地との一体的な価値を表示する説明板等が不足している。
北の丸地区	史跡地内	<p>【保存のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月見櫓・水手御門・渡櫓の補修など維持を行っている。 <p>【活用のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近代に整備された石垣を安全性の問題から撤去し、海側の眺望を確保している。 ・園路を舗装している。 	<p>【保存のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月見櫓外壁に傷みが生じている。 ・月見櫓・渡櫓・水手御門の耐震診断ができるない。 <p>【活用のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城郭建造物で失われたものがあり、城郭の景観が理解しがたい。 ・園路舗装が老朽化している。 ・公園管理用施設が老朽化し、不要なものもある。
	史跡地内	<p>【保存のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし。 <p>【活用のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明板が設置されている。 	<p>【保存のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし。 <p>【活用のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良櫓台上に良櫓がない。 ・城郭建造物で失われたものがあり、城郭の景観が理解しがたい。

表5-11 整備の現状と課題③

地区区分		整備の現状と課題	
		現状	課題
内曲輪地区	東の丸地区 史跡地外	<p>【保存のための整備】 特になし</p> <p>【活用のための整備】 ・香川県立ミュージアム付近で発掘調査された石垣が復元整備されている。 ・県民ホール地下に発掘調査で検出した石垣が移築整備されている。</p>	<p>【保存のための整備】 ・史跡への追加指定後に整備を検討する必要がある。</p> <p>【活用のための整備】 ・香川県立ミュージアム、県民ホール等現代の建築物が城郭としての景観を大きく遮っている。 ・復元整備された石垣は構造等が本来のものから大きく変更されている。</p>
	大手前地区 史跡地内	<p>【保存のための整備】 ・特になし</p> <p>【活用のための整備】 ・駐車場を整備している。</p>	<p>【保存のための整備】 ・特になし</p> <p>【活用のための整備】 ・地下遺構（土橋、中堀、異層台等）が埋没して目視できない。 ・未整備で公開できていない。</p>
	堀地区 史跡地内	<p>【保存のための整備】 ・鞘橋の修理工事を完了した。 ・内堀は昭和51年、中堀は昭和50年に部分的に浚渫されている。</p> <p>【活用のための整備】 ・城舟体験のために乗船所が整備されている。 ・内堀に桜御門復元整備工事用の仮設ヤードが設置されている。</p>	<p>【保存のための整備】 ・堀が埋立てられている範囲がある。</p> <p>【活用のための整備】 ・仮設のヤードは桜御門復元整備事業完了時に撤去の必要がある。 ・堀の一部が埋没している。</p>
海域地区	史跡地外	<p>【保存のための整備】 ・特になし</p> <p>【活用のための整備】 ・特になし</p>	<p>【保存のための整備】 ・史跡への追加指定後に整備を検討する必要がある。</p> <p>【活用のための整備】 ・鉄道軌道、国道によって分断されている。</p> <p>【活用のための整備】 ・堀が埋め立てられており、地表での表示もなされていない。</p>
	史跡地外	<p>【保存のための整備】 ・水門が整備され、瀬戸内海と通じている。</p> <p>【活用のための整備】 ・海との関係性が理解できるよう一部海域を復元した公園に、四阿、ベンチなど便益施設を整備している。</p> <p>・港湾施設内（本来は海城）に櫓風の時鐘楼（建物）が建設されている。</p>	<p>【保存のための整備】 ・海城が埋め立てられている範囲がある。</p> <p>【活用のための整備】 ・本来海である範囲に櫓風建物（時鐘楼）が存在し、城郭の景観の理解を妨げている。</p>
外曲輪地区	史跡地外	<p>【保存のための整備】 ・特になし</p> <p>【活用のための整備】 ・高松城跡（廃跡）で発掘された石組井戸跡が移築復元されている。 ・各所に説明板を設置している。</p>	<p>【保存のための整備】 ・調査に基づき取扱いを検討する必要がある。</p> <p>【活用のための整備】 ・指定地との一的な価値を表示する説明板等が不足している。</p>
城下町地区	史跡地外	<p>【保存のための整備】 ・特になし</p> <p>【活用のための整備】 ・亀井戸跡が四番丁スクエアに移築復元されている。 ・各所に説明板を設置している。</p>	<p>【保存のための整備】 ・調査に基づき取扱いを検討する必要がある。</p> <p>【活用のための整備】 ・指定地との一的な価値を表示する説明板等が不足している。</p>



天守台石垣解体修理工事



発掘調査で検出した天守台礎石



桜御門石垣解体修理工事



地久櫓台石垣解体修理工事



耐震補強工事中の披雲閣蘇鉄の間（写真は工事前）



外壁修理を行った良櫓



良櫓の避雷針整備

図 5-4 保存のための整備の事例



天守台の階段手摺



天守台上の展望デッキ



桜御門復元整備工事（図は想定復元イラスト）



馬小屋（のち車庫）を利用した陳列館



園内の照明設備



園路舗装

図5-5 活用のための整備の事例

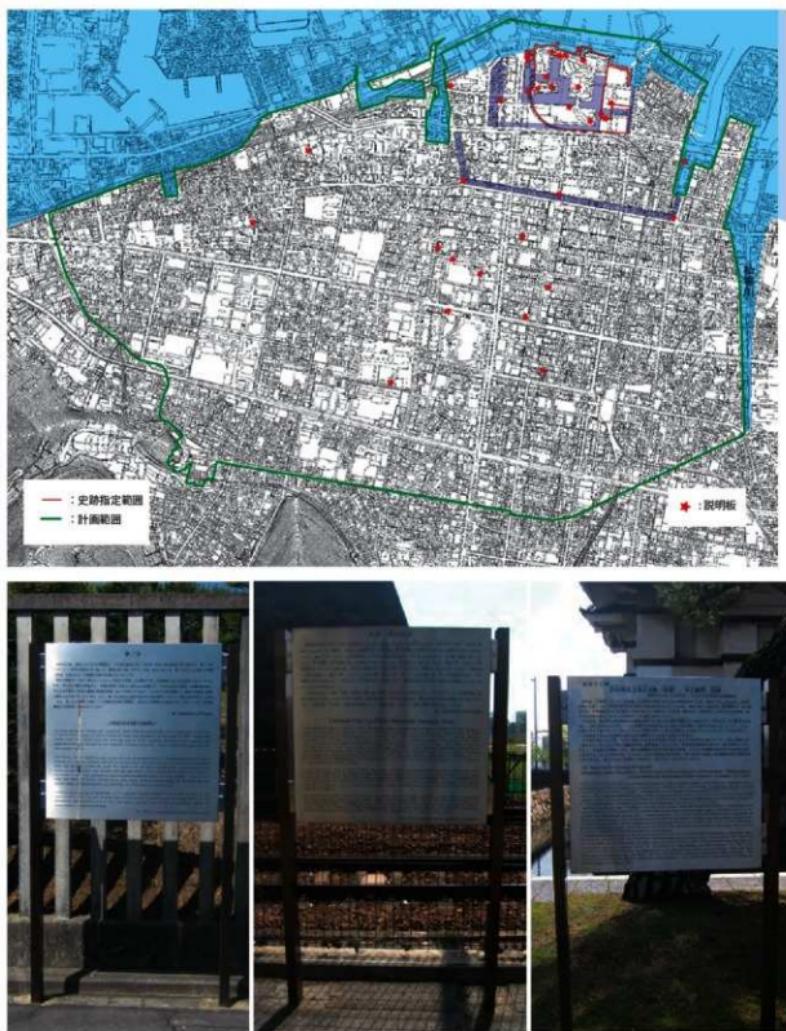


図 5－6 史跡説明板設置箇所位置図と説明板の一例

表 5-12 本丸地区的諸要素一覧表

地区区分	内曲輪地区 本丸地区		
	史跡指定	史跡指定地内	土地所有者
	本質的価値を構成する要素		その他の価値を構成する要素
近世城郭としての価値を示す要素	<ul style="list-style-type: none"> ・石垣、曲輪 1. 天守台 2. 地久櫓台 3. 矢檜台 4. 中川櫓台 6. 井戸 7. 建物礎石 16. 城郭に伴う樹木 	<p>近代における城郭利用の変遷を示す要素</p> <p>18. 門跡を改修した石垣と階段</p>	<p>保存・活用に有効な要素</p> <p>8. 文化財説明板(天守台等)、9. 生垣、10. 侵入防止柵(竹垣)、11. 転落防止柵、12. 天守台階段手摺、13. 天守台展望デッキ、14. ベンチ、15. 照明灯</p>
想定される地下遺構(発掘調査により確認されているもの及び予想されるものの)	<ul style="list-style-type: none"> 5. 中櫓、中川櫓 ・現存石垣の背面構造・下部構造 ・櫓、門、御殿等の礎石 ・土坑 排水溝 		<p>その他の要素 (現存的な主な施設・構造物) (本質的価値に照らす以外の構成要素) (原則として仮設物は除く)</p> <p>17. 外来植物</p>



1. 天守台



2. 地久櫓台



6. 井戸



7. 建物礎石



8. 文化財説明版



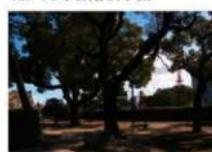
10. 侵入防止柵



12. 天守台階段手摺



14. ベンチ



17. 外来植物

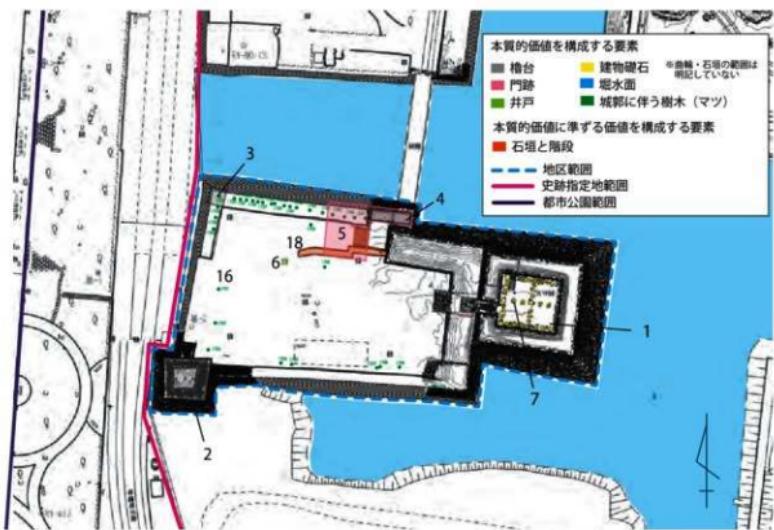


図5-7 本丸地区的現状（本質的価値及び本質的価値に準ずる価値を構成する要素）

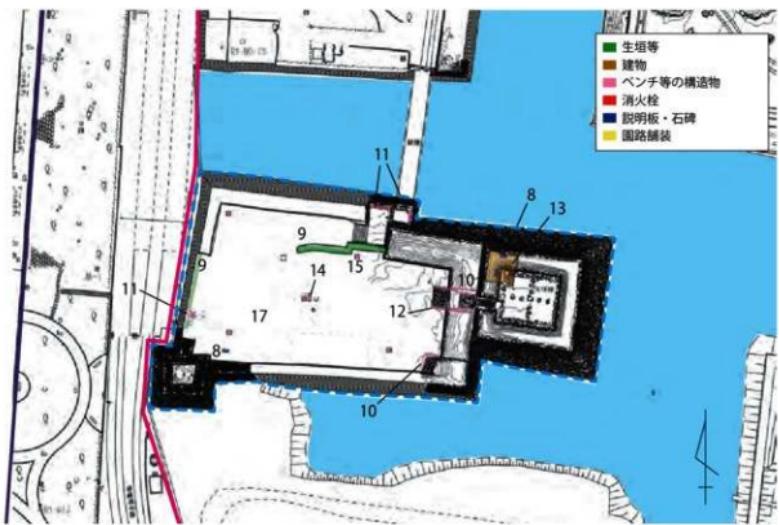


図5-8 本丸地区的現状（他の価値を構成する要素）

※地図の作成には「旧高松御城全図」（香川県立ミュージアム所蔵）を参考にした。

表 5-13 二の丸地区的諸要素一覧表

地区区分	内曲輪地区		
	二の丸地区		
史跡指定	史跡指定地内		
	高松市		
土地所有者	本質的価値を構成する要素		本質的価値に準ずる価値を構成する要素
近世城郭としての価値を示す要素	<ul style="list-style-type: none"> ・石垣、曲輪 1. 文櫓台 2. 潟櫓台 3. 廉櫓台 4. 武櫓台 5. 黒櫓台 25. 城郭に伴う樹木 		近代における城郭利用の変遷を示す要素
			保存・活用に有効な要素
想定される地下遺構(発掘調査により確認されているもの及び予想されるもの)	<ul style="list-style-type: none"> 29. 鉄門 ・現存石垣の背面構造・下部構造 ・櫓、門、御殿、多聞櫓等の礎石 ・土坑 ・井戸 		その他の要素 (現代的な主な施設・構築物) [本質的価値に限らない外の構成要素] (以前として表記物は除く)
			7. 文化財説明板(高松城跡等)、8. 遺構表示板(頬橋等)、9. ボランティアガイド受付、10. 生垣、11. 侵入防止柵(竹垣)、12. 転落防止柵、13. 料金所、14. トイレ、15. コインロッカー、16. テーブル、17. ベンチ、18. 自動販売機、19. 園路舗装、20. 照明灯等、21. 電力柱、22. 水道、23. 暗渠排水、24. レーベゲート
			26. 現代の庭園、27. 旧ごみ焼却場、28. 石垣上のブロック



1. 文櫓台、11. 侵入防止柵



7. 文化財説明板



8. 遺構表示板



9. ボランティアガイド受付



10. 生垣



13. 料金所



14. トイレ



15. コインロッカー



17. ベンチ、25. 樹木



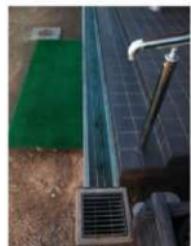
18. 自動販売機



20. 照明灯



21. 電力柱



23. 喰渠排水



19. 園路舗装



22. 水道



24. レールゲート



26. 現代の庭園



27. 旧ごみ焼却場



28. 石垣上のブロック



図 5-9 二の丸地区的現状（本質的価値及び本質的価値に準ずる価値を構成する要素）



図 5-10 二の丸地区の現状（その他の価値を構成する要素）

表5-14 三の丸地区的諸要素一覧表

地区区分	内曲輪地区 三の丸地区				
	史跡指定 土地所有者	史跡指定地内 高松市			
本質的価値を構成する要素	本質的価値に準ずる価値を構成する要素	その他の価値を構成する要素			
近世城郭としての価値を示す要素	・石垣、曲輪 1. 龍檜台 2. 桜御門基礎 3. 井戸 31. 城郭に伴う樹木	近代における城郭利用の変遷を示す要素	4. 披雲閣庭園(名勝) 5. 水路 6. 披雲閣(旧松平家高松別邸)3棟(本館、本館付倉庫、倉庫)及び附(裏門1棟、袖廊2棟、井戸屋形1棟、四阿2棟)(重文) 7. 披雲閣庭園(名勝) 8. 水門 10.陳列館 32.使丁宅	保存・活用に有効な要素	9.桜御門(復元)、11.文化財説明板(披雲閣等)、12.造構表示板(龍檜など)、13.案内板、14.ライトアップ用照明、15.ミストシャワー、16.消火栓、17.防火水槽、18.生垣、19.侵入防止柵(竹垣)、20.トイレ、21.水飲み・手洗い、22.テーブル、23.ベンチ、24.自動販売機、25.園路舗装、26.照明灯、27.電力柱、28.水道、29.浄化槽、30.暗渠排水、33.倉庫、35.門・通路
想定される地下遺構(発掘調査により確認されているもの及び予想されるもの)	37. 多聞塀 ・現存石垣の背面構造・下部構造 ・御殿・櫓・門・多聞塀などの礎石 ・土坑 ・井戸			他の要素 (現代的な主な施設・構築物) (本丸・二の丸間に開かれる以外の構成要素) (原則として復元段階は除く)	34. 外来植物、36. 石垣上のコンクリート



1. 龍檜台



2. 桜御門基礎



3. 井戸



6. 披雲閣（本館）



6. 披雲閣（倉庫）



6. 披雲閣（井戸屋形）



4・7. 披雲閣庭園（名勝）



8. 水門



10. 陳列館



14. ライトアップ用照明



16. 消火栓



20. トイレ



19. 侵入防止柵、26. 照明灯



21. 水飲み・手洗い



22. 23. テーブル、ベンチ



23. ベンチ



25. 園路舗装



27. 電力柱



34. 外来植物



35. 門・通路



36. 石垣上コンクリート

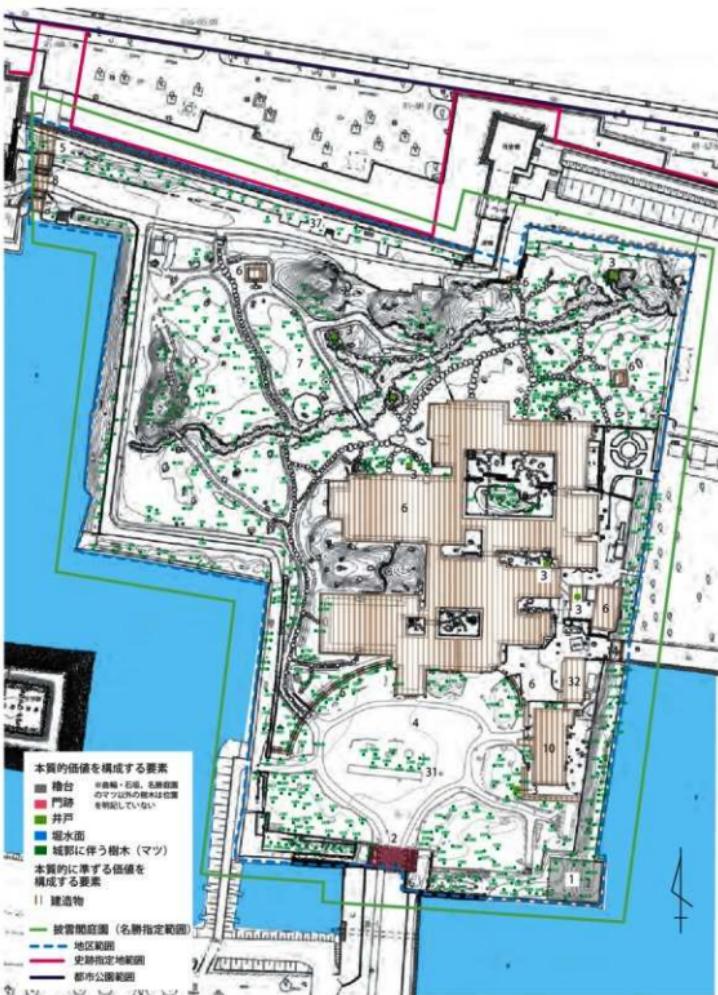


図 5-11 三の丸地区の現状（本質的価値及び本質的価値に準ずる価値を構成する要素）

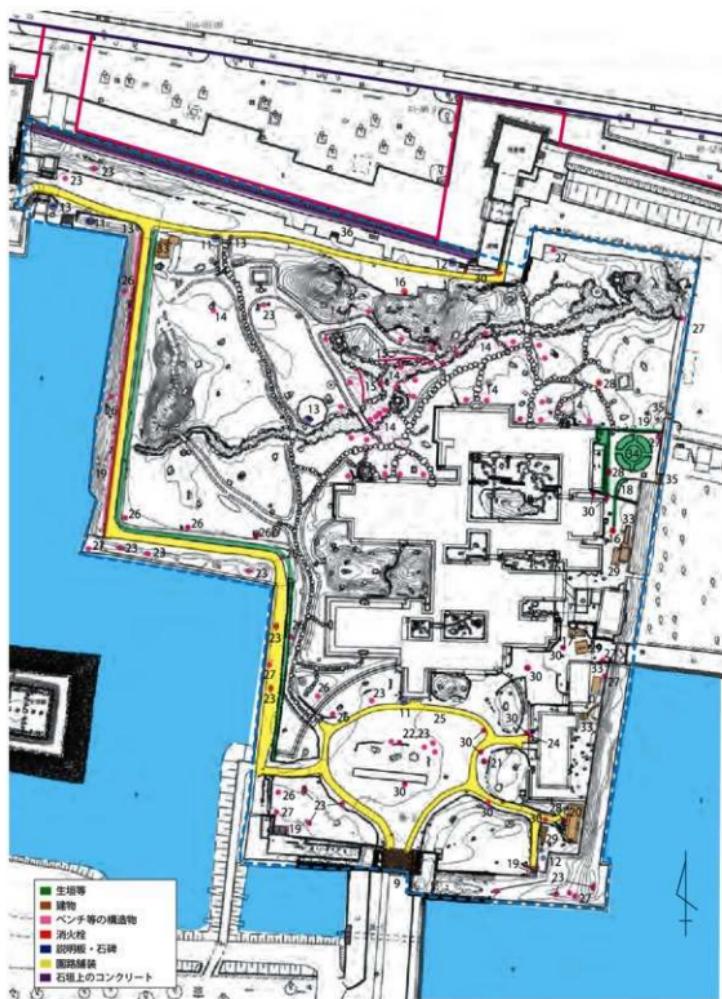


図5-12 三の丸地区的現状（その他の価値を構成する要素）

表5-15 桜の馬場地区的諸要素一覧表

地区区分	内曲輪地区			
	桜の馬場地区			
史跡指定 土地所有者	史跡指定地内・外 高松市、財務省、民有地			
	本質的価値を構成する要素	本質的価値に準ずる価値を構成する要素	その他の価値を構成する要素	
近世城郭としての価値を示す要素	• 石垣、曲輪 1. 太鼓櫓台 2. 旧東之丸艮櫓（重文） 3. 旭門 4. 埋門 26. 城郭に伴う樹木	近代における城郭利用の変遷を示す要素	5. 水門と水路	保存・活用に有効な要素 6. 文化財説明板（艮櫓など）、7. 案内板、8. ライトアップ用照明、9. 桜などの樹木、10. 消火栓、11. 生垣、12. 侵入防止柵（竹垣）、13. 料金所、14. トイレ、15. 水飲み・手洗い、17. テーブル、18. ベンチ、19. 自動販売機、20. 園路舗装、21. 照明灯、22. 電力柱、23. 水道、24. 清化槽、25. 暗渠排水
想定される地下遺構（発掘調査により確認されているもの及び予想されるもの）	36. 亀檻台 37. 西新門櫓台 • 現存石垣の背面構造・下部構造 • 壁・門・多聞櫓などの礎石 • 士塙 • 井戸	38. 御道具倉 39. 腰掛 40. 番所 41. 古太鼓門		その他の要素 （現代的な主な施設） 16. 日時計、27. 旧ごみ焼却場、28. ブロック段、29. 国道・車道・歩道、30. ビル・マンション等建造物、31. 線路、32. 信号機、33. 配電盤、34. 工事ヤード、35. 駐車場及び同跡地



1. 太鼓櫓台、2. 旧東之丸艮櫓（重文）



3. 旭門



• 石垣



4. 埋門



5. 水門と水路



8. ライトアップ用照明



9. 桜



10. 消火栓



12. 侵入防止柵



13. 料金所



14. トイレ、27. 旧ごみ焼却場



15. 水飲み、手洗



16. 日時計



17. テーブル、18. ベンチ



19. 自動販売機



21. 照明灯



22. 電力柱



23. 水道



26. 樹木



28. ブロック段



29. 国道・車道・歩道



30. ビル・マンション等建造物



31. 線路、32. 信号機



33. 配電盤



34. 工事ヤード



35. 駐車場

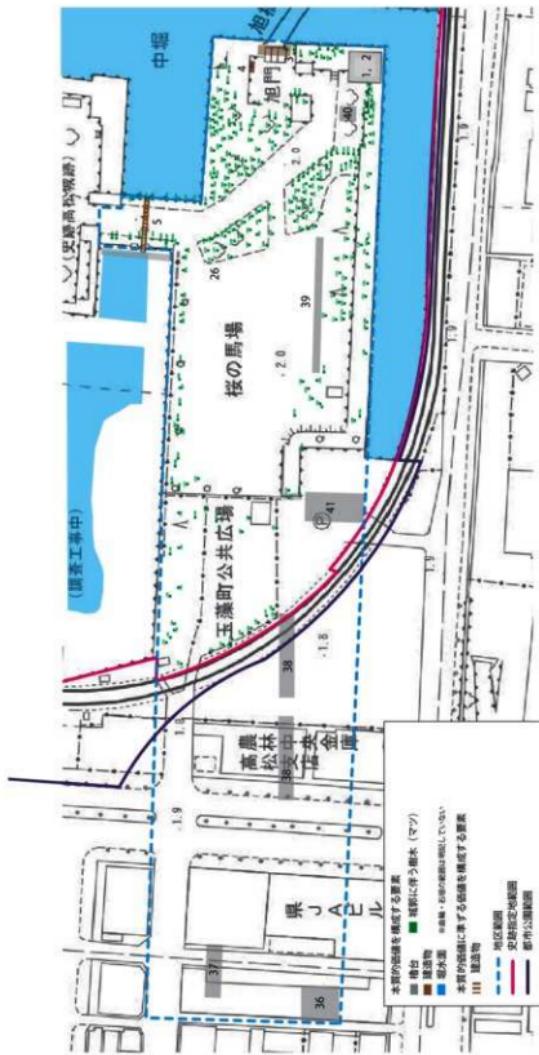


図5-13 桜の馬場地区の現状（本質的価値及び本質的価値に準ずる価値を構成する要素）



図 5-14 桜の馬場地区の現状（その他の価値を構成する要素）

表5－16 西の丸地区の諸要素一覧表

地区区分	内曲輪地区 西の丸地区		
史跡指定	史跡指定地外		
土地所有者	国土交通省・民有地		
本質的価値を構成する要素	本質的価値に準ずる価値を構成する要素	その他の価値を構成する要素	
近世城郭としての価値を示す要素	近代における城郭利用の変遷を示す要素	保存・活用に有効な要素	—
想定される地下遺構(発掘調査により確認されているもの及び予想されるものの)	3. 虎檜台 ・石垣 ・堀 ・武家屋敷	4. 多聞塀 5. 考信閣 6. 葉園	1. 国道・車道・歩道 2. ビル・マンション等建造物 7. 生垣



1. 国道・車道・歩道



2. ビル・マンション等建造物

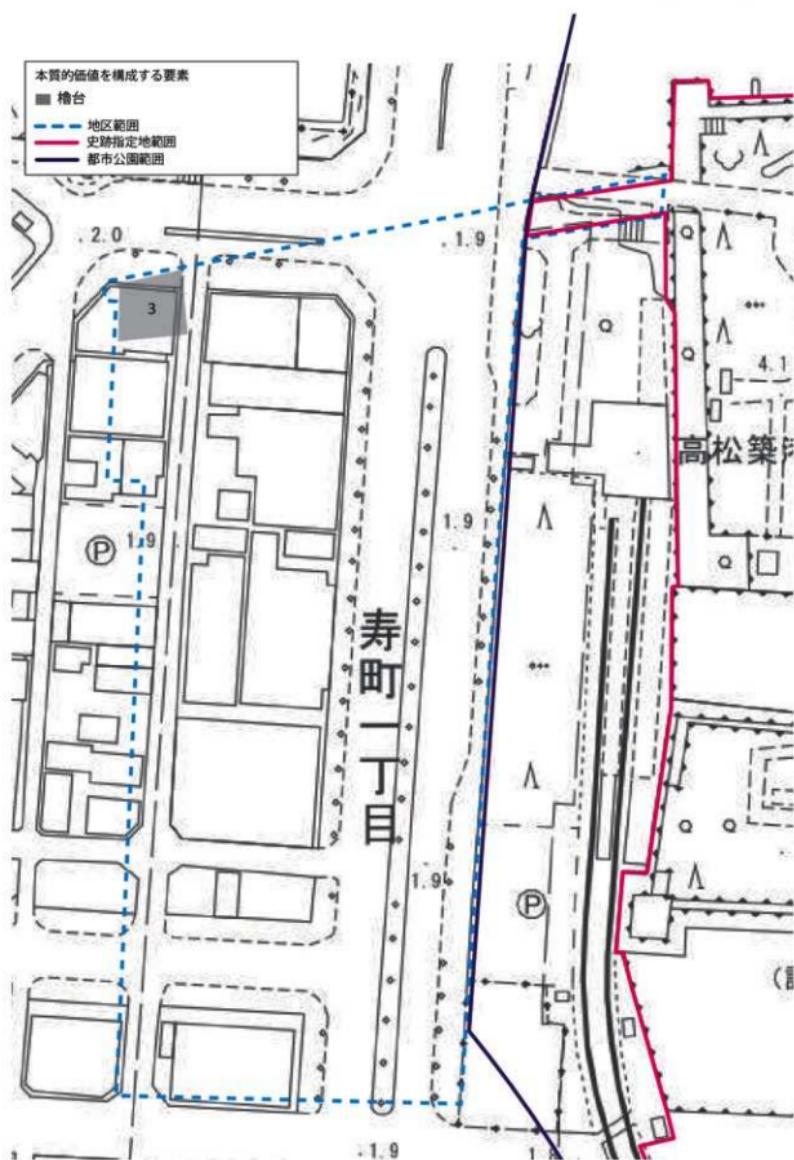


図 5-15 西の丸地区の現状（本質的価値及び本質的価値に準ずる価値を構成する要素）

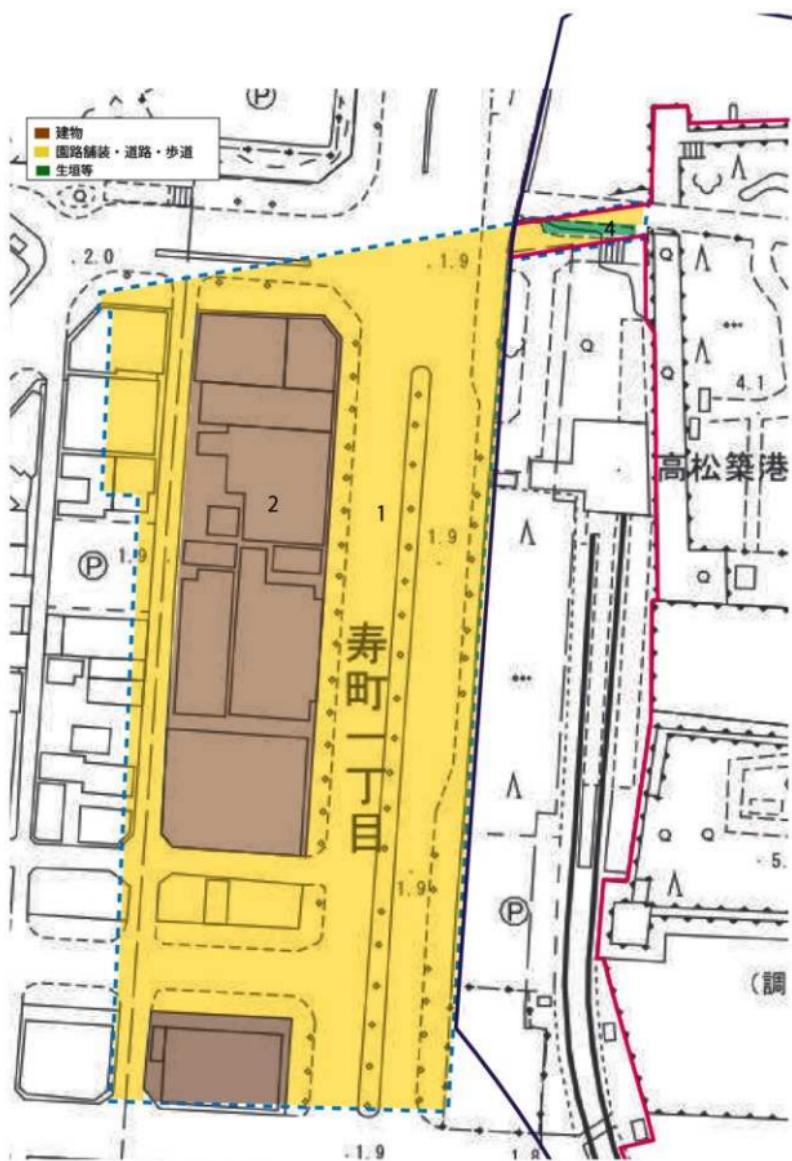


図5-16 西の丸地区的現状（その他の価値を構成する要素）



表5-17 北の丸地区的諸要素一覧表

地区区分	内曲輪地区 北の丸地区		
史跡指定	史跡指定地内		
土地所有者	高松市		
本質的価値を構成する要素	本質的価値に準ずる価値を構成する要素	その他他の価値を構成する要素	
近世城郭としての価値を示す要素	<ul style="list-style-type: none"> ・石垣、曲輪 1. 北之丸月見櫓(重文) 2. 北之丸水手御門(重文) 3. 北之丸渡槽(重文) 4. 施設台 15. 城郭に伴う樹木 	近代における城郭利用の変遷を示す要素	<p>保存・活用に有効的な要素</p> <p>5. 文化財説明板(月見櫓など)、6. 案内板、7. 消火栓、8. 生垣、9. 転落防止柵、10. 侵入防止柵(竹垣)、11. ベンチ、12. 園路舗装、13. 水道、14. 暗渠排水</p>
想定される地下遺構(発掘調査により確認されているもの及び予想されるもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・石垣 ・捨石等護岸 ・現存石垣の背面構造・下部構造 ・櫓・門などの礎石 ・土坑 		<p>その他の要素 (現代的な生な施設・構築物) (本質的価値に關わる以外の構成要素) (単純として表記物は除く)</p> <p>16.ごみ置き場、17.資材置き場</p>



1. 北之丸月見櫓（重文）



2. 北之丸水手御門（重文）



3. 北之丸渡槽（重文）



5. 文化財説明板、6. 案内板



9. 転落防止柵



10. 侵入防止柵



7. 消火栓、11. ベンチ、12. 園路舗装



16. ごみ置き場



17. 資材置き場



図 5-17 北の丸地区の現状（本質的価値及び本質的価値に準ずる価値を構成する要素）



図 5-18 北の丸地区の現状（その他の価値を構成する要素）



表5-18 東の丸地区の諸要素一覧表

地区区分		内曲輪地区 東の丸地区		
史跡指定者		史跡指定地内・外		
土地所有者		香川県、高松市		
本質的価値を構成する要素		本質的価値に準ずる価値を構成する要素		その他の価値を構成する要素
近世城郭としての価値を示す要素	1. 良橹台 2. 石垣	近代における城郭利用の変遷を示す要素	—	保存・活用に有効な要素 3. 移築石垣、13. 復元石垣、4. 文化財説明板(東の丸など)、5. 文化財説明石碑、6. 香川県立ミュージアム、8. 松平公益会事務所、10. 電柱、12. 上下水道
想定される地下遺構(発掘調査により確認されているもの及び予想されるもの)	14. 良橹台 ・石垣 ・現存石垣の背面構造、下部構造 ・櫓・門・米蔵・作事舎などの礎石 ・土坑 ・井戸			その他の要素 (現代的なな施設・構造物) 〔本質的価値に開わる以外の構成要素〕 (原則として復元物は除く) 6. 香川県立ミュージアム、7. 県民ホール、8. 松平公益会事務所、9. 市道、11. 道路標識



1. 良橹台



2. 石垣



3. 移築石垣



7. 県民ホール



4. 文化財説明板



6. 香川県立ミュージアム、13. 復元石垣



5. 文化財説明石碑



8. 松平公益会事務所



9. 市道、10. 電柱、11. 道路標識



12. 上下水道

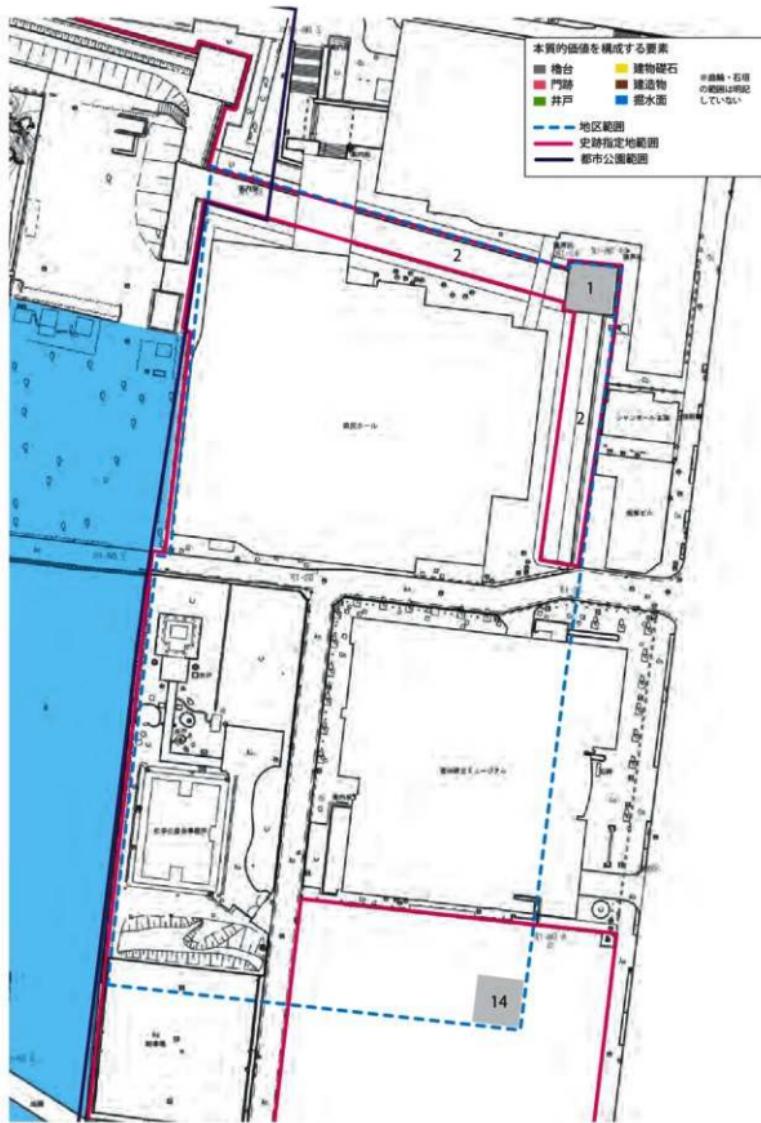


図 5-19 東の丸地区的現状（本質的価値及び本質的価値に準ずる価値を構成する要素）



図5-20 東の丸地区の現状（その他の価値を構成する要素）

表5-19 大手前地区的諸要素一覧表

地区区分	内曲輪地区		
	大手前地区		
史跡指定	史跡指定地内		
土地所有者	高松市、高松市土地開発公社		
本質的価値を構成する要素	本質的価値に準ずる価値を構成する要素	—	その他の価値を構成する要素
近世城郭としての価値を示す要素 ・石垣	近代における城郭利用の変遷を示す要素 —	保存・活用に有効な要素 —	2.文化財説明板(大手など)、3.ラバアップ用照明、4.生垣、5.駐車場、6.自動販売機、7.駐車場受付、10.電力柱、12.上下水道
想定される地下遺構(発掘調査により確認されているもの及び予想されるもの) ・土壇 ・石垣 ・現存石垣の背面構造・下部構造 ・腰掛・番所などの礎石・柱穴 ・土坑	14.腰掛 15.番所 ・土壇 ・石垣 ・現存石垣の背面構造・下部構造 ・腰掛・番所などの礎石・柱穴 ・土坑	その他の要素 (現代的な主な施設・機器物) 【本質的価値に關わる以外の構成要素】 (原則として設物は除く)	8.市道、11.道路標識、13.城内中学校跡地閉障



2. 文化財説明版



5. 駐車場



7. 駐車場受付



10. 電力柱



12. 上下水道



8. 市道、11. 道路標識、13. 城内中学校跡地閉障

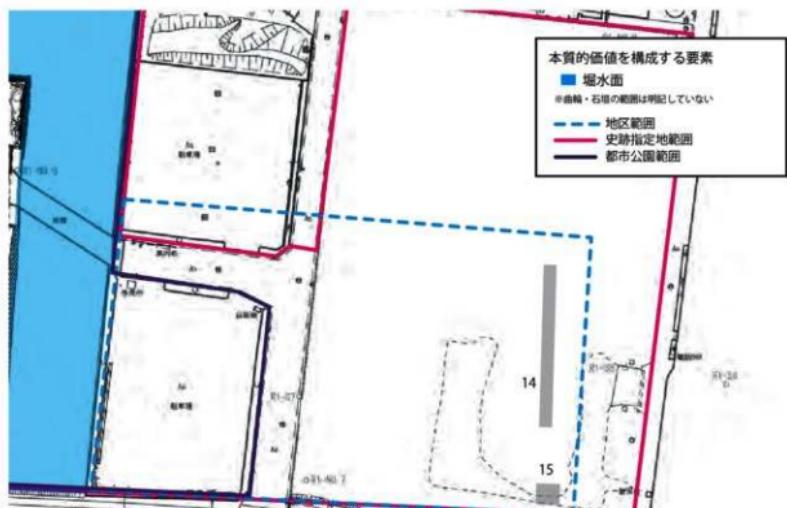


図5-21 大手前地区の現状（本質的価値及び本質的価値に準ずる価値を構成する要素）



図5-22 大手前地区の現状（その他の価値を構成する要素）

表5-20 堀地区的諸要素一覧表

地区区分	内曲輪地区		
	堀地区		
史跡指定 土地所有者	史跡指定地内 高松市		
	本質的価値を構成する要素	本質的価値に準ずる価値を構成する要素	その他の価値を構成する要素
近世城郭としての価値を示す要素	• 石垣、堀 1. 内堀・海水 2. 中堀・海水 3. 鞘橋 4. 旭橋 28. 土橋	近代における城郭利用の変遷を示す要素 5. 水門	保存・活用に有効な要素 6. 文化財説明板(高松藩の泳法など)、7. 和船及び乗船場、8. 堀内に生息する鯛をはじめとする魚や生物、9. 防火用ポンプ室、10. 東側通用口、11. 生垣・樹木、21. 案内板、22. ベンチ、23. 公園入口看板
想定される地下遺構(発掘調査により確認されているもの及び予想されるもの)	• 堀に伴う石垣 • 堀への排水口		その他の要素 <small>(現代的な主な施設・構造物) [本質的価値に関する以外の構成要素] (原則として仮設物は無く) 12. 仮設ヤード、13. 仮設物置所、14. 緑路、15. 寒電高松築港駅、16. 西側緑地帯、17. 駐車場、19. 道路、20. ビル・マンション等建物、24. 電力柱、25. 道路標識、26. 城内中学校モニュメント、27. 城内中学校跡地開隙 </small>



1. 内堀



2. 中堀



3. 鞘橋



4. 旭橋



5. 水門



6. 文化財説明板



7. 乗船場



9. 防火用ポンプ室



10. 東側通用口



12. 仮設ヤード



13. 仮設休憩所



14. 線路、18. 駐車場



15. 琴電高松築港駅



16. 西側緑地帯



17. 駅前モニュメント



21. 案内板



23. 公園入口看板



19. 道路、20. 建造物



24. 電力柱、25. 道路標識



26. 城内中学校モニュメント



27. 城内中学校跡地囲障

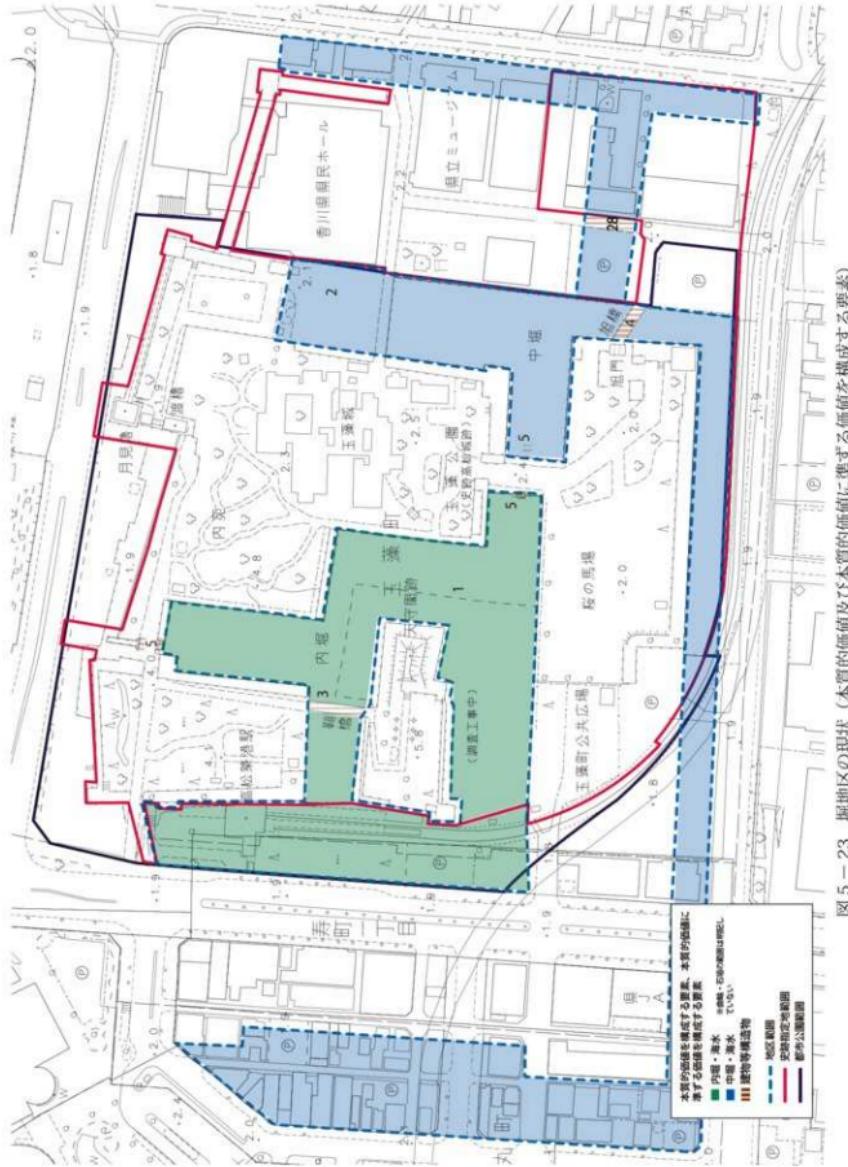


図5-23 扇地区的現状（本質的価値及び本質的価値を構成する要素）



第6章 史跡高松城跡の保存活用大綱・基本方針

第1節 大綱

史跡高松城跡は、第4章で整理した本質的価値を有する。また、近代以降には香川県を代表する迎賓施設が整備されたり、大規模行事の会場としても利用されてきた経緯があり、現在では都市公園として、市街地の貴重な公園空間として活発に利用されている。こうした場の来歴と特性を踏まえ、史跡高松城跡の大綱を以下のとおり定める。

- ①歴史的な価値を調査研究で掘り起こし、確実に保存し活用する。
- ②恵まれた歴史資産を生かした市のシンボルとして、創造性豊かなまちづくりの拠点とする。
- ③歴史の脈動を体感できる歴史公園として整備を進める。

第2節 保存・活用・整備の相関関係と調査研究の重要性

史跡高松城跡の継承に必要不可欠な保存・活用・整備の相関関係を図6-1に整理した。保存・活用のいずれも前提として着実な調査研究に基づき立案されるべきであり、史跡の新たな価値の掘り起こしや、保存に必要な基礎データの提供という点でも調査研究の推進は必須である。着実な調査研究の成果は保存・活用の双方にフィードバックされることから、事業推進の土台となる。

史跡の本質的価値の構成要素の確実な保存は、積極的な活用の前提であり、何よりも重要である。活用の活性化は史跡の本質的価値の正しい理解の促進と、文化財の保存と継承に対する国民・市民の理解と協力の機運を醸成することが期待される。保存・活用の双方を調和的に実現するための技術的な方法が整備である。

第3節 基本方針

調査研究の基本方針

- ◆高松城跡の本質的価値を調査研究で深化させる。
- ◆確実な保存と上質な活用のために、調査研究の推進を図る。
- ◆史跡指定地内における地下遺構の遺存状況の調査は計画的に実施する。
- ◆他の文化財や関連資料を対象とした学際的な調査研究を推進・支援し、史跡の価値をより重層的に深めていく。

保存の基本方針

- ◆史跡指定地内では、石垣の確実な保全を優先目標とし、石垣基礎調査の成果を基に定期的な観察により変化の発生を早期に見極めるとともに、危険度の高い石垣から優先的に詳細な現況の



図6－1 保存・活用・整備の相関図と調査研究の重要性

記録を行い、必要な措置をとる。

- ◆地下構造（石垣以外）については、計画的な最小限度の調査で実態の把握を図るとともに、必要な措置をとる。
- ◆文化財建造物は継続的な維持管理を基本とし、内部に人が入れる構等は耐震診断等を行って適切な保存方法について検討する。
- ◆公園内の樹木について、近世の景観を考慮して、維持を基本とする。名勝披雲閣庭園内の樹木については確実に保存するとともに、名勝の保存活用計画策定時に改めて方針を定める。それらを総合して、整備基本計画策定時に、植生の管理や眺望の整備等に関する計画を定める。
- ◆史跡の隣接地について、計画的に順次追加指定を行うとともに公有地化を図る。
- ◆史跡指定地外では、地区ごとに取組方針を定め、埋蔵文化財包蔵地の把握を推進して保護を進める。
- ◆公園利用者が安全・安心かつ快適に史跡を利用できるよう石垣や建造物の保全、防災対策を検討し、別途防災計画を策定する。

活用の基本方針

- ◆史跡の歴史遺産としての活用を根幹とし、最新の調査研究の成果を織り込んで積極的に活用することで、国民・市民の史跡のもつ価値に対する正しい理解を促進する。
- ◆史跡の本質的価値である、近世城郭としての高松城の姿と、海との関係に視点を置いた活用について、特に積極的に取り組み、史跡価値の理解向上に努める。また、本質的価値に準ずる価値である、近代の城跡の歴史的変遷についても同様の効果を目指して活用を推進する。
- ◆積極的な活用を通じて、史跡の確実な保存と次世代への継承に対する理解と協力の機運の醸成を図る。
- ◆城郭と城下町の空間的・社会的・歴史的な差異を踏まえた上で、城下町を含む計画範囲全体の総合的な活用を行う。

- ◆ 史跡への来訪者が、かつての城郭の景観を体感し、その歴史的な価値の理解を深めることでできる環境を整えることを目指し、多様な手段を検討する。
- ◆ 城内におけるガイダンス機能を強化する。
- ◆ 関係諸機関と連携し、活用の相乗効果を生み出す。
- ◆ 活用の効果を最大化するために、多言語対応やICTの活用を推進する。
- ◆ 学校教育や生涯学習の場として活用を推進し、史跡の価値をより広く学習する機会を整える。
- ◆ 史跡の歴史的な価値に立脚しつつ、MICE振興や観光交流との連携を通じて、シビックプライドの醸成やまちづくりの拠点としても活用を促進する。
- ◆ 城郭と公共交通機関との距離の近さという恵まれたアクセス環境を生かし、回遊性を意識した動線の設定によって活用の利便性をさらに向上させ、活用機会の増加に努める。

整備の基本方針

- ◆ 保存と活用の基本方針を踏まえ、本質的価値の保存を基本として、その価値を分かりやすく伝えるために効果的な活用が行えるよう整備する。
- ◆ 保存のための整備として、石垣・建造物について保存の基本方針に基づき必要に応じて整備に着手する。
- ◆ 活用のための整備としては、天守や櫓等、御殿といった歴史的建造物の再現や、VR・AR等によるバーチャルな景観復元等について検討を進める。
- ◆ 天守や櫓等の歴史的建造物の再現について、史跡の本質的価値の理解を促進し、国民が史跡の価値を享受することを目的として実施の妥当性を検討する。史跡高松城跡では、主要な城郭建造物の多くが失われ、近世城郭としての本質的価値が理解されにくい点が課題である。歴史的建造物を効果的に再現することで、歴史と文化の資源を生かした地域づくりが期待でき、市民の誇りの醸成や観光資源としての魅力向上につながることが想定される。一方で、再現を実現するためには着実な根拠資料の収集と、史跡の本質的価値の構成要素の確実な保存を前提とした、あらゆる分野に渡る調査研究が必要不可欠である。歴史的建造物の再現に当たっては、確実な調査研究を積み重ね、実施の可否について検証する。
- ◆ 歴史的建造物の再現に当たって、目標とする景観の年代は近世の高松城の姿とする。中でも、築城以来様々な変遷を遂げていることから、概ね高松城の最終形態であり、古写真等の復元根拠資料に比較的恵まれた幕末期の姿を基本とし、対象建造物の資料の状況を考慮して検討することとする。
- ◆ ガイダンス施設の役割を明確化するとともに、関連施設との役割分担を行い、ガイダンス施設の機能向上に努める。
- ◆ 公園利用者が安全・安心かつ快適に史跡を利用できるよう、ユニバーサルデザインの観点から、動線やサインの整備を行う。
- ◆ サイン等については、活用の基本方針を踏まえて統一的なデザインを作成する。
- ◆ 老朽化した活用のための施設については、長寿命化計画に基づき適切に維持・更新する。

体制整備の基本方針

- ◆高松市文化財課が中心となり、確実な保存と活用が可能な体制を整備する。
- ◆高松市文化財課が史跡高松城跡に関する調査研究の中核を担う。
- ◆市民・関係機関・市関係部局との連携・協働に基づく持続可能な管理運営体制を構築する。
- ◆事業の実施に当たっては、史跡高松城跡整備会議、玉藻公園管理委員会のほか、文化庁、香川県教育委員会の意見・指導を踏まえつつ確実に事業を推進する。
- ◆公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー、ボランティアガイド等市民団体と連携し情報発信を図るとともに、文化財の保存と活用を協働で実施できる体制整備、人材育成に努める。

第4節 地区ごとの方針

第4章2節で整理した地区ごとに、保存と活用の方針を以下のように定める。

A 内曲輪地区



中堀を含み、堀よりも内側の範囲で、内曲輪に相当する範囲に加え、大手前で下馬所等が整備されていた大手前の地区を含む範囲。史跡指定地が含まれ、城郭の主要部分に相当する。内部は曲輪単位でさらに細分化する。

保存について、特に史跡指定地内は本質的価値の構成要素の修理や防災対策など、重点的に整備を推進する。史跡指定地外は史跡の追加指定を推進する。活用について、特に史跡指定地内において、復元整備等のハード整備の推進に加えて、市民の憩いの公園と連携して活発な活用を図る。指定地外においても、指定地と連携した一的な活用を行い、史跡の価値の顕在化及び普及を目指す。

B 外曲輪地区



城下町のうち、外曲輪に相当する地区。市街化でかつての城郭の土地利用は大きく改変され、現代都市としての機能を維持する上で欠くことのできない諸施設が存在している。一方で、地割や地名等、かつての城郭の痕跡は部分的に残されている。

保存について、積極的に調査を推進し、まずは埋蔵文化財としての保存を図る範囲。活用について、城郭の一部としての価値付けに基づく活用事業を推進する地区。

C 城下町地区



城下町のうち、外曲輪地区を除く範囲。近世に拡張した城下町の最大範囲。戦災やその後の区画整理、都市開発等で、かつての街並みの多くが失われ、その面影は少なくなっているものの、城下町整備に際し意図的に配置された寺社や水源地、土地区画などにその名残が見られる。

保存について、計画的な調査を行い、埋蔵文化財としての保存を検討する範囲。活用について、外曲輪地区以内との一的な価値の掘り起こと成果の明示を行う地区。

D 海域地区



城郭と瀬戸内海との境界に当たる地区。一部は振り上げて海を体感できる公園として整備されている。

保存について、積極的に調査を推進し、護岸や堤防など関連施設が存在する範囲について埋蔵文化財としての保存を図る範囲。活用について、海と城郭との関係の理解を促進するための事業を推進する地区。

第7章 調査研究の方向性と方法

第1節 調査研究の方向性

史跡地内に存在する諸要素はもとより、本計画の計画範囲である城下町も含めて、高松城跡の本質的価値を研究するための素材は多岐にわたる。また、史跡内には文化財建造物及び名勝庭園も所在し、史跡外にも関連する文化財や資料群が存在する。これらは相互に関連しながら総体的な価値を形成するため、考古学・文献史学・建築学・造園学・土木工学・都市計画等をはじめとした、多方面から学際的に調査研究を進め、史跡高松城跡の本質的価値を顕在化させ、さらに深化させる必要がある。調査研究の深化は、保存活用の前提であり、両者に直接的に影響することから、積極的に実施する必要がある。

こうした特性をもつ文化財の調査研究については、高松市文化財課が主体的に実施するとともに、他の主体による調査研究活動に対して、連携や調査協力など積極的な支援を行う。

第2節 調査研究の方法

1. 地下遺構の確認

史跡指定地内においては、従来石垣の解体修理が主体であったこともあり、地下遺構の状況が殆ど把握されていない。今後の保存活用の前提となるため、計画的な地下遺構の確認が必要である。一方で、発掘調査は地下遺構の破壊を伴う行為であるため、実施に当たっては必要最低限の調査で最大の成果を得ができるよう、入念な計画が必要であるとともに発掘調査の実施に対して抑制的な姿勢も必要である。

本計画の計画期間内においては、重要文化財披雲閣の耐震補強工事が予定されている三の丸について、近世以前の遺構面の把握と保存及び耐震補強工事の両立を目的として、耐震補強工事に先行して地下遺構の確認調査を行う。その他についても、整備事業と連動し、発掘調査が必要と判断される場合において、事業に先行して十分な地下遺構の確認を行う。

2. 関連資料の把握

史跡高松城跡に関連する資料のうち、主に近世の城郭に関連する絵図・古写真等の資料については、高松市・高松市教育委員会 2009『高松城史料調査報告書』に整理した。一方、近代以降の史跡高松城跡に関する資料については、多種かつ多数存在することが推測される。一例を挙げると、文書・絵図等の他、写真や映像等といった幅広い資料の存在が推定されるが、総体的な把握はなされていない。今後の保存と活用の前提となるこれらの資料について、まずは内曲輪地区内に関連するものを優先して段階的に史資料調査を行い、報告書を作成する。

3. 既往の調査成果の公開

史跡高松城跡に関して、過去に調査がなされたものの、報告書が刊行されておらず、成果が広く公



地下遺構の確認調査（披雲閣蘇鉄の間）



石垣解体に伴う埋蔵文化財調査（天守台石垣）



高松城史料調査報告書



史跡高松城跡関係調査報告書



高松城関連の企画展示



高松平家資料の調査資料



大学と連携した工学調査（香川大学創造工学部山中研究室）



高松で開催した全国城跡等石垣整備調査研究会

図 7-1 調査研究の事例

表できていないものが複数認められる。これらの調査成果について、報告書を刊行し広く研究の基礎資料として活用できる状態を整える。

4. 石垣に関する調査

史跡高松城跡における石垣については、悉皆調査がなされているが（高松市・高松市教育委員会2008『石垣基礎調査報告書』）、その後の経年変化や石垣内部の構造の把握は、石垣の保存管理に欠かすことができない重要な項目である。特に既往の石垣調査では、詳細な測量図の作成ができておらず、現況の基礎的な測量は石垣の保存管理を円滑に実施する上では必要不可欠であるため、危険度の高い石垣から順に測量調査を実施する。

また、石垣の保存のため止むを得ず解体修理する場合において、石垣の来歴、石垣内部の構造、技法等について学際的に調査を行い、史跡高松城跡における石垣の特性を把握することもまた、保存管理の上で重要である。このため、石垣修理に際しては、可能な限り多角的な調査の実施に努める。

5. 建造物のメンテナンス等に伴う調査

文化財建造物のメンテナンス等に伴い、保存管理のために必要最低限の範囲において、当該建造物の履歴・意匠・構造・技法・材料等に関する情報を確実に調査し、かつ調査成果について公開する。

6. 歴史的建造物の復元又は復元的整備に関する検討

歴史的建造物の復元又は復元的整備に関する検討は、考古・文献・建築史・構造等の多様な分野の専門的知見を集結して実施することが必要である。特に本計画では天守の復元又は復元的整備に関して検討すべき課題を第10章に整理したが、これら各課題について、確実な調査研究を行い、かつその過程を公開する。

7. 調査研究の支援

学際的な調査研究を推進するため、大学や研究機関等と提携し、調査研究を推進するとともに、実施される調査研究への資料提供や調査協力を積極的に行う。また、学術団体等が行う研究会の研究テーマや研究会の会場として積極的に活用できるよう支援する。



第8章 保存の方向性と方法

第1節 保存の方向性

史跡地内における高松城跡の本質的価値を構成する要素は引き続き確実に保存し、未来に継承する。さらに、本質的価値に準じる価値の構成要素についても、本質的価値の構成要素との関係性を整理し、必要な保存対策を講じる。これらの構成要素は調査研究により価値の深化を図り、史跡や文化財建造物、名勝の適切な保存を図る。さらに、史跡地外においても、指定地周辺から段階的に追加指定や周知の埋蔵文化財包蔵地とする等の包括的な保護を図ることとする。

上記の保存に必要な行為については、史跡の保存活用計画及び今後策定予定の重要文化財・名勝の保存活用計画に基づき、全体的な計画に基づき順次確実に実施していく。

第2節 保存の方法

1. 史跡の追加指定について

史跡として追加指定する範囲としては、既に史跡指定された範囲を含む内曲輪地区から順次指定することが望ましいが、国道や鉄道軌道等が所在し、市街化が進展している状況を考慮する必要がある。また、指定地に隣接する海域地区については、海城としての史跡高松城跡の本質的価値の理解には重要な地区であるが、地下遺構の遺存状況等がほとんど不明である点や、既存の国道や港湾施設を考慮して検討する必要がある。このため、まず本書では内曲輪地区のうち、現在の中央通りよりも東側の範囲（図8-1）について、優先的に追加指定を目指す範囲とする。また、海域地区については、埋蔵文化財の把握を着実に行い、追加指定が必要な範囲の検討を行い、必要な範囲について将来的な追加指定を目指す。

2. 周知の埋蔵文化財包蔵地について

上記の優先的に史跡の追加指定を目指す範囲について、将来的な追加指定を見据えつつ、まずは埋蔵文化財包蔵地として周知するとともに、関係機関と協議を重ね、可能な限りの保護措置を講じる。

内曲輪地区で優先的に追加指定を目指す範囲以外の範囲と、外曲輪地区及び海域地区は調査協力依頼区域とし、積極的な試掘調査の実施によって埋蔵文化財の有無の確認を進める。調査に当たっては土地所有者及び事業者の協力（任意）を得て行い、近世以前の遺構・遺物が確認できた際には埋蔵文化財包蔵地とする。

城下町地区は広大であり、かつこれまでに調査の蓄積がほぼ無いため、地下遺構の存否の傾向について把握ができていない。また市街化が進行しており、想定される開発件数も極めて多い。高松城の実態把握のためには、他地区と同様に調査協力依頼地域とするのが理想的であるが、現況でこれに対応する体制の確保は困難であるため、この点は将来的な課題として明記し、当面は公共工事等の実施の機会を捉えて、事業主体の協力を得て事前の試掘調査を行い、埋蔵文化財の存否の傾向について確認を進める。その上で城下町の構造・変遷等に関する重要な遺構・遺物が確認できた際には埋



図 8-1 史跡の追加指定を目指す範囲

蔵文化財包蔵地とする。

また出土場所の指定地内外を問わず、出土遺物については適切に保存管理し、公開・活用を図る。

3. 未指定建造物の指定について

城内に所在する未指定の城郭建造物として、埋門・旭門・旭橋・鞘橋が挙げられる。いずれも近世城郭に伴う施設であるが、程度の差はあるものの、近代に大きく改修されている。こうした経緯を調査し、歴史的変遷とその価値を明らかにした上で文化財指定を目指す。

4. 本質的価値の構成要素の保存（石垣）

史跡地全体で、確実で継続的な保存対策を実施する。

石垣については、事前に作成した石垣カルテの危険度の把握に基づき、危険度の高い石垣から順に、修理の際に基準となる現況の三次元測量図を作成しておく。測量作業などの成果を踏まえて、石垣カルテは順次更新を行う。日常観察及び、地震・台風などの自然災害が発生した際に随時行う点検によって変形の前兆を捉え、き損の危険性が高いと判断できた場合には、最小限の範囲で解体修理を行う。また石垣法面に生育する樹木は撤去とともに、石垣上に生育する樹木を定期的な剪定等により



樹勢を抑えて管理する。

5. 本質的価値の構成要素の保存（建造物）

月見櫓などの重要文化財に指定された建造物について耐震診断を行い、適切な耐震対策を図る。この際、重複する史跡や名勝への影響も最小になるよう調整を行う。また適切な防火等防災対策を講じる。

定期的な観察を行うことで、き損の発生を把握し、外壁や屋根などの小規模なき損については適切な修繕工事を行い維持管理する。披雲閣の建具についてはき損が顕著であるので、優先的に修繕を行う。

6. 復元した歴史的建造物の管理について

本質的価値の構成要素である建造物に準じ、定期的な観察を行うことで、き損の発生を把握し、外壁や屋根などの小規模なき損については適切な修繕工事を行い維持管理する。

7. 日常観察

定期的な見回りと観察によって、き損の発生を最初期に把握することに努めるとともに、き損の発生が確認された場合には可能な限り迅速に対応し、き損の拡大を防止する。日常的な観察に加え、台風や地震等の災害時には重点的な観察を行う。

こうした定期的な観察は、高松市文化財課と玉藻公園管理事務所が協力して実施するとともに、一般来訪者からの情報提供も有意義に活用する。

8. 植生の管理

史跡高松城跡の植生は主に①近世城郭から踏襲した植生、②名勝披雲閣庭園の構成要素としての植生（三の丸）、③その他に区分できる。第3章第1節6で整理した、絵図等にみる城郭内の植生の実態も考慮して、植生の管理方針について当面以下のとおり定める。なお、今後策定する整備基本計画において、植生管理に関する計画を定めることが望ましい。

（基本方針）

- ・史跡、名勝の本質的価値を保護し、顕在化することを最優先とし、都市公園としての景観も考慮した上で個別の植生管理の方法を検討し、草刈、剪定等を定期的に行い、維持管理を基本とする。
- ・城内から周辺への眺望も意識し、特に海側への眺望は優先的に確保できるよう剪定を行う。
- ・史跡、名勝の保存に悪影響を与えると考えられる植生については、伐採や剪定等による最小化と維持等の対処を行う。
- ・枯死や樹勢の衰えによって来園者及び周辺に危険を及ぼす可能性のある植生については伐採等の対処を行う。
- ・災害による倒木が発生した場合は速やかに利用者の安全確保を図るとともに、史跡の保護や現状復旧を行うこととする。

（名勝披雲閣庭園の植生について）

- ・名勝指定の範囲に係る植生は、植生も名勝の本質的価値を構成する要素であることから、維持管

- 理を徹底する。
- ・別途、名勝披雲閣庭園の保存活用計画を策定し、その中で植生の保存管理方法についての詳細を定める。
- (石垣上の植生について)
- ・石垣上の樹木は、法面に生育するもの及び石垣の変形の要因となっていることが調査や経過観察で明らかになったものについては伐採を行う。
 - ・石垣上の樹木は剪定等によって、樹勢を必要最小限に留めて維持管理する。

第3節 現状変更等の取扱方針及び取扱基準

1. 原則

史跡の本質的価値を構成する諸要素に対し影響を与える行為、つまり、土地の形状変更、史跡の景観に悪影響を及ぼす行為については、原則として認めないと前提とする。また、史跡指定地内には、名勝披雲閣庭園や、重要文化財建造物7棟が所在しており、これらの本質的価値及びそれらを構成する諸要素に対し影響を与える行為についても同様である。なお、名勝及び重要文化財の保存活用計画については、今後順次策定する計画である。

2. 基本方針と基準

- ・発掘調査については、必要最小限度の調査範囲にとどめ、遺構の保存を原則とする。
- ・保存と活用に係る整備については、本質的価値の構成要素の保存を最優先とし、史跡の本質的価値の理解を高め、景観の保全に配慮したものに限りこれを許可する。
- ・石垣修理については、遺構の保存と利用者の安全の観点から、解体修理以外の多様な修理方法も十分検討した上で、やむを得ないものに限定し、必要最小限の解体範囲で実施するものに限り許可する。
- ・土地の形状変更については、現状維持を原則とし、史跡の保存・活用のための整備に必要なものに限り許可する。ただし、明らかに本質的価値を損なっていると判断できる土地(埋立てられた堀、撤去改変された石垣等で旧状が判明している例など)については、形状の復旧については認める。
- ・石垣上の樹木については、石垣のき損原因となる恐れがあることから、原則として新たな植樹は認めない。保存・活用のための整備に必要となる芝張り、既存木の枯死等に伴う補植、都市公園としての景観形成のために行う植樹は、遺構に影響のない範囲や方法に限り認める。
- ・樹木の伐採については、史跡・名勝の保存に悪影響のある樹木、枯死や樹勢の衰えた木などの危険木、整備に際し必要かつ最小限度の支障木の伐採については認める。
- ・災害復旧については、災害による遺構の保全及び被害拡大防止に必要な措置については認める。
- ・史跡指定地内に存する国道・市道については、道路管理者が行う道路の維持修繕(道路修繕、交通標識・照明柱の改修など)に必要な行為、占有者が行う既存施設(電力柱・上下水道等ライフル)の維持修繕は認める。

3. 現状変更の許可権者



(1) 文化庁長官による許可が必要な行為

史跡の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を得なければならない（文化財保護法第125条第1項）。国の各省各庁が現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣を通じて、文化庁の同意を求めるべきである（文化財保護法第168条第1項）。各省各庁以外の国の機関が現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁の同意を求めるべきである（文化財保護法第168条第2項）。

具体事例

- ・史跡、名勝、重要文化財の保存・活用のための整備事業
- ・発掘調査
- ・建築物の新築、増改築、除却
- ・工作物の設置、更新、除却
- ・樹木の植樹・伐根

(2) 高松市教育委員会による許可が必要な行為

文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令（文化財保護法施行令第5条第4項）で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととができる（文化財保護法第184条第1項第2号）。

具体事例

- ・小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のものをいう。）で2年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築。
- ・工作物（建築物を除く。小規模な門、扉、柵、燈籠、小規模な観測・測定機器を含む）の設置若しくは改修（改修にあっては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路（園路を含む）の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）。
- ・文化財保護法第115条第1項に規定する史跡名勝の管理に必要な施設（標識、説明板、境界標、囲いその他の施設）の設置又は改修。
- ・既存土壤改良済み植栽箇所及び既存生垣等枯損などに伴う補植。
- ・電柱、電線（電話線等の通信線を含む）、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物（集水井、ハンドホール、マンホール、散水栓を含む）の設置又は改修。
- ・建築物等の除却（建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。）。
- ・伐根を伴わない樹木の伐採。
- ・史跡、名勝の保存のため必要な試験材料の採取。

(3) 現状変更等許可が不要な行為

維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為について

は影響の軽微である場合は、許可を受けることを要しないとされている（文化財保護法第125条第1項）。ただし、これらの行為を実施する際には、高松市教育委員会と事前協議をするものとする。

具体事例

- a 維持の措置（特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条）
 - ・史跡、名勝がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
 - ・史跡、名勝がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応の措置をするとき。
 - ・史跡、名勝の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。
- b 非常災害のために必要な応急措置を執る場合
 - ・地震、台風等の災害による石垣の崩落、土砂の流出など、き損の拡大を防止するための応急措置。
 - ・被災後に崩壊又はその危険性のある建築物、工作物、樹木、石垣石材、土砂などの除去。
- c 保存に及ぼす影響の軽微な場合
 - ・植生の日常的な管理行為（除草、剪定、枯損木処理、添え木等の設置、病害虫駆除）。
 - ・既存仮設物（移動式ベンチ、テーブル）の移動。
 - ・土地の形状変更を伴わない建築物、工作物などの修繕。
 - ・土地の形状変更を伴わない一時的な仮設物の設置。

表8-1 現状変更の取扱基準

価値	構成する諸要素	説明(性格)	具体例	現状変更の基準	地区	
本質的価値	本質的価値を構成する諸要素	繩張・遺構	本質的価値を構成するもの	・原則として保存のための行為以外は許可しない。 ・保存のための施設整備、活用のための遺構に基づく整備については許可する。 ・明らかに本質的価値を損なっていると判断できる土地の形状の復旧は認めない。 ・一時的な工作物の設置は許可する。	全体	
		建造物		月見櫓・渡櫓・手水御門・鞘橋・旭橋・埋門・良櫓	北・桜・堀	
		環境		松を中心とした近世城郭から踏襲した植生・堀の海水・地形	全体	
本質的価値に準ずる価値	本質的価値に準ずる価値を構成する諸要素	遺構	もの	史跡に地と一體となる価値となり、成本質的	二・三	
		建造物		披雲閣庭園・水門、二の丸・三の丸北側石垣の一部(近代)・石碑	・保存のための施設整備、活用のための遺構に基づく整備については許可する。 ・一時的な工作物の設置は許可する。	二・三
		環境		披雲閣(附含む)	・保存管理のための行為以外は許可しない。	三
その他の価値	保存・活用に有効な諸要素	保存のための施設		防火施設、避雷針、既設配管、配線(史跡地保全、公園施設用)	・保存のための改修、新設については、遺構に影響のない範囲や方法を前提として許可する。	全体
		活用のための施設(ガイダンス)		復元建造物(桜御門)、史跡説明板、陳列館	・活用のための改修、更新、新設については、遺構の保護と景観への配慮を前提として許可する。	全体
		活用のための施設(便益施設)		トイレ、管理事務所、料金所、園路、照明、自動販売機、ライトアップ施設、ベンチ、既設配管、配線	・活用のための改修、更新、新設については、遺構の保護と景観への配慮を前提として許可する。	全体
		構成の他要素の		上記以外の施設	堀の埋立、二の丸庭園、焼却炉跡、日時計、外来植物	・除却以外の現状変更は許可しない。

※本:本丸地区、二:二の丸地区、三:三の丸地区、桜:桜の馬場地区、北:北の丸地区、堀:堀地区

表8-2 現状変更許可申請の必要な有無及び許可権者一覧

申請書提出	種別	事例	許可権者
必要	建築物	・新築、増改築、除却 ・建築物等の除却(建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。) ・小規模建築物(階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が120平方メートル以下のものをいう。菊小屋を含む。)で2年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築。	文化庁長官
		・設置、更新、除却	高松市教育委員会
		・工作物(建築物を除く。小規模な門、塀、柵、燈籠、小規模な觀測・測定機器を含む)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。) ・電柱、電線(電話線等の通信線を含む)、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物(集水樹、ハンドホール、マンホール、散水栓を含む)の設置又は改修。	文化庁長官
	土地	・道路(園路を含む)の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)	高松市教育委員会
	樹木	・植樹、伐根 ・既存生垣等枯損などに伴う補植 ・伐根を伴わない樹木の伐採	高松市教育委員会
		・史跡、名勝、重要文化財の保存・活用のための整備事業 ・発掘調査	文化庁長官
		・文化財保護法第115条第1項に規定する史跡名勝の管理に必要な施設(標識、説明板、境界標、囲いその他の施設)の設置又は改修。 ・史跡・名勝の保存のため必要な試験材料の採取	高松市教育委員会
不要	維持の措置	・史跡、名勝がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき ・史跡、名勝がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき ・史跡、名勝の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき	
		・地震、台風等の災害による石垣の崩落、土砂の流出など、き損の拡大を防止するための応急措置	
		・被災後に崩壊又はその危険性のある建築物、工作物、樹木、石垣石材、土砂などの除去	
	保存に及ぼす影響の軽微な場合	・植生の日常的な管理行為(除草、剪定、枯損木処理、添え木等の設置、病害虫駆除) ・既存仮設物(移動式ベンチ、テーブル)の移動 ・土地の形状変更を伴わない建築物、工作物などの修繕 ・土地の形状変更を伴わない一時的な仮設物の設置	



第9章 活用の方向性と方法

第1節 活用の方向性

第6章で定めた基本方針と、地区ごとの方針に即し、歴史遺産としての高松城跡の価値を顕在化し、広く国民の理解を助け、史跡を将来にわたり確実に保護し、次世代に継承する機運を醸成するために、多様で活発な活用を行う。

第2節 活用の方法

1. 歴史遺産としての活用

文化財の公開と解説、教育に関する活用に区分する。また、解説の手法については多様な方法が想定できるため、さらに細分して記述を行う。

(1) 文化財の公開と解説

ア 文化財の公開

- ・史跡指定範囲と、玉藻公園内に所在する重要文化財建造物、名勝及び復元整備した桜御門について、定期的な公開を行う。
- ・調査研究のために、積極的に公開し研究の推進を補佐する。
- ・未整備で公開できていない桜の馬場地区西側及び大手前地区の整備を進め、公開する。
- ・整備事業や発掘調査の現地公開を積極的に実施する。
- ・高松城に関連する多様な講座を実施する。

イ パンフレット等刊行物

- ・文化財の類型や、読者の専門性、対象年齢、目的に応じた多様なパンフレットを作成する。一例として披雲閣、披雲閣庭園や現存櫓類について、また指定地外を含めた高松城の全体像に関するパンフレットや子ども向けの探検用マップ等を想定する。いずれも写真や図を多用し、視覚的にわかりやすい資料作成に努めるとともに、広く活用するために多言語対応を行う。インターネット上のデータ公開を行うとともに、現地のサインにQRコードを掲示するなど、現地見学時にデータが即座に提供できるよう整備する。

ウ イベント等

- ・海に面した城であることを活用し、城舟体験、鯛の餌やり体験などを継続し、他の城郭との違いを広く周知する。
- ・披雲閣や桜の馬場において、会議、レセプション、パーティー、展示会、茶会、演奏会などが行われておらず、これらユニークペニューとしての活用を広く周知し、利用の促進を図る。

エ VR・AR

- ・滅失した天守や櫓などの城郭建造物をはじめとして、かつての城郭の様子が視覚的に理解できる手段として、既に作成したVRを効果的に利用し、活用する。

(2) 教育に関する活用

ア 学校教育・生涯学習

高松城跡がもつ本質的価値の理解を深めるため、幅広い年齢層が理解できるように努め、学校教育の場として、また生涯学習・社会教育の場として広く活用される史跡を目指す。平成27年度に策定した『第2期高松市教育振興基本計画』において、基本目標「学校教育の充実」において、ふるさと教育の推進が具体的な施策として位置付けられていることから、教育現場に働きかけ、学習機会の増大を図る。また、同計画において、基本目標「生涯学習の推進」において、多様なニーズに応じた学習機会の充実が具体的な施策として位置付けられていることから、高松城跡をはじめとする郷土の歴史に関する学習ニーズは高く、今後も学習機会の増大を図る。

具体的な方法は以下に示すとおり。

- ・市内小学校3・4年生の社会科副読本『高松の今とむかし』での高松城跡の学習を継続的に実施するとともに、市内小学校、中学校、高等学校等からの依頼で、高松城跡に関する出前授業を継続的に行う。
- ・保育所、幼稚園、こども園の園外保育の場、小学校、中学校等の地域学習や校外学習での活用をきっかけとして文化財への興味を持てるよう、学齢に応じた学習内容の選定、学習メニューの提示を通じて、高松城跡を活用した学習機会の増大を教育現場に働きかける。高松市内の全小学校が高松城跡を来訪することを目指す。
- ・学習に際してはアプリVR高松城の活用や、今後の先端技術の導入によって、本質的価値をより分かりやすく効果的に伝える。
- ・高松市歴史資料館・菊池寛記念館・高松市立中央図書館の3館で小学校高学年を対象に実施している学習会（サンクリスタル学習）の午後のオプション学習として高松城跡を活用する。
- ・発掘調査や整備事業に際し、現地説明会や文化財学習会を積極的に開催することで、高松城跡の本質的価値に触れる機会を増やす。
- ・香川県立ミュージアム、高松市埋蔵文化財センター、高松市歴史資料館など文化財関係施設のほか、高松市美術館、高松市生涯学習センターなどの近隣の社会教育施設と連携し、統一的なテーマで施設間の回遊性を持たせるなど、多様な学習機会を提供する。
- ・披雲閣等において各種伝統文化の講習会等の利用を促進することで、多様な学習機会の場を提供する。

(3) 連携事業

活用の全般に渡って、高松松平家の大名庭園である栗林公園（管理者である香川県）、高松城跡と同じ生駒氏の築城による丸亀城跡（丸亀市）や引田城跡（東かがわ市）、丸亀藩の支藩であった多度津藩の多度津陣屋跡（多度津町）、生駒氏が移った出羽国の矢島陣屋跡（由利本荘市）、高松松平家の本家の居城であった水戸城跡（水戸市）、彦根城跡（彦根市＝姉妹城都市）など関連する城郭が所在する自治体と連携し、高松市情報発信力を高める。

石切丁場跡など高松城跡に関する遺跡、別荘、墓所、藩施設跡など多様な文化財と関連性をもたせながら、高松市や香川県の歴史を学ぶ機会の多様化を図る。高松市内に所在する他の文化財を含めてそれらを横断するストーリーを設定し、ストーリーごとのパンフレット作成、探訪イベントの開催等を行う。

また、香川県（香川県立ミュージアム、香川県埋蔵文化財センター等）及び、近隣自治体と連携し、



横断的なストーリーを設定する。ストーリーに基づいた共催イベントや展示会の開催、パンフレット作成等の情報公開を行う。

2. 地域づくりの拠点としての活用

史跡の本質的価値の正しい理解を基礎に、地域のシンボルとして、また、シビックプライドの醸成に資することを目指した活用を推進する。このために、史跡の本質的価値に基づき、かつ活用機会の創出及び増大を目指した取組を振興・支援する。この取組は大きくMICEの振興と観光交流の場の創出に区別できる。歴史遺産としての活用とともに、これら各種の取組を積み重ねることで、地域づくりの拠点としての活用を推進する。

ア MICE振興

- ・披雲閣内部の景観について、復元根拠を積み上げ、家具や調度品など、内部装飾が整えられていた建築当時の披雲閣の景観を復元し、披雲閣のユニークベニューとしての価値を向上させる。
- ・披雲閣の空調や展示施設など、活用に資する設備等の整備について、重要文化財披雲閣の保存活用計画を策定して検討する。

イ 観光交流の場の創出

- ・指定管理者と連携し、花見シーズンの夜間無料開放、夏のミストシャワー、秋の菊花展、冬の松ぼっくりツリーなど季節を感じられるイベントを継続する。
- ・「讃岐Remix」や「ヌーヴォー・シリク・ジャポン」といった、文化財や文化資源の高付加価値化を目的とした多彩な文化観光イベントをさらに充実させる。
- ・入園料・施設使用料のキャッシュレス化を推進する。
- ・城郭の本質的価値である、攻め込まれないよう入りにくくしている構造を維持しつつも、多様な方が利用できるよう可能な限りユニバーサルデザインに配慮した動線整備を行う。
- ・遺構及び景観の保護を前提とした公園施設の維持・改修や植栽管理を行うことで、引き続き市民の憩いの場として活用する。
- ・既存施設を利用し、土産物や軽食販売施設、休憩所等のくつろぎ空間として活用する。
- ・関連する観光施設との周遊性を高めるため、相互割引や連携して行うイベントの実施を進める。
- ・公共交通機関を活用した、他施設や他の文化財との回遊性を意識した動線を設定して広報することで、活用の利便性を高める。

3. 広報

積極的な情報発信を行い、史跡の情報を多様な媒体を用いて広域に広報する。これまで市ホームページ・広報紙等に、イベントの開催情報や既刊資料、史跡の基礎情報の掲載を行ってきたが、この内容を充実させながら継続して実施するとともに、他自治体等と連携するなどして他機関の媒体に情報を掲載することや、パンフレット等を高松駅等の他県等からの来訪者の多い施設に設置するなど、情報に触れる機会を増やす取組を行う。SNSの活用についても積極的に推進する。また、広報する内容もこれまでの情報に加えて、様々な世代等を意識した内容の選定を行い、情報発信のターゲットを考慮して行う。さらに、多言語化を推進し、国際的な情報発信にも努める。

第10章 整備の方向性と方法

第1節 整備の方向性

調査研究で明確化した史跡高松城跡の本質的価値を確実に保存し、また公開活用するために整備を行う。整備は計画的かつ段階的に実施することとし、整備に際しては項目ごとに整備基本計画を策定して実施する。

保存のための整備の方向性としては、

- ・定期的な観察と日常的な維持管理で変異の発生の把握に努める。
- ・危険度の高い箇所から、修理の基礎情報となる計測等を順次実施する。
- ・修理が必要な場合は迅速かつ計画的に対応する。
- ・耐震対策、防火対策などを適切かつ確実に実施する。
- ・別途定める整備基本計画において、植生管理の計画を定め、適切に植生の管理を行う。

活用のための整備の方向性としては、

- ・遺構の保存を最優先とする。
- ・史跡の本質的価値を顕在化し、来訪者の理解を促進する整備を行う。
- ・ガイダンス施設の機能強化を行う。
- ・海城としての高松城の価値を明確化するための整備（サイン等）を行う。
- ・高松市のシンボルとしての機能を向上させ、シックプライドの形成に資する場として整備する。
- ・幅広い利用者が安全かつ快適に史跡を利用できるよう、既存のサインや便益施設を見直し、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた動線計画やサイン計画（多言語化等）を定め、整備を実施する。
- ・史跡地になじまない目的外の構造物等については移設、撤去を進める。
- ・都市公園としての景観にも配慮した整備を行う。
- ・市民の憩いの場としての利便性に配慮した整備を行う。
- ・都市公園としての機能を維持するための設備は、景観に配慮しつつ適切に維持管理する。
- ・来園者の安全に配慮した整備を行う。

第2節 整備の方法

1. 地区ごとの方法整理

整備の方法について、保存のための整備と活用のための整備に区分した上で、地区ごとに短期的に実施するものと、中・長期的に実施するものにさらに区分した。内容は表10-1～3のとおり。なお、短期的に実施するものとは、本計画の計画期間である令和4～13年度に実施するもの、中・長期的に実施するものについては、それ以後に実施するものとしており、第12章に対応する。



2. 石垣の解体修理

定点観測等で変形の発生を把握し、危険度の高い石垣については順次測量を行っていく。その中でどうしても変形が止まらず、真に止むをえない場合において、最小限の範囲で解体修理を検討する。解体修理の手順について概略を以下に整理する。

- ①表面観察によるき損状況・石垣の技法、構造、積直し等の把握
- ②解体範囲の検討（平面・断面）
- ③石垣解体とそれに伴う発掘調査及び各種（工学等）調査
- ④修理方針の検討（積直し勾配、補強の有無等）
- ⑤石垣積直しとそれに伴う各種調査
- ⑥修理後の定期点検

なお、以上の全工程に対して、文化庁文化財部記念物課2015『石垣整備の手引き』に準拠し、部分的には改良を加えて実施している。

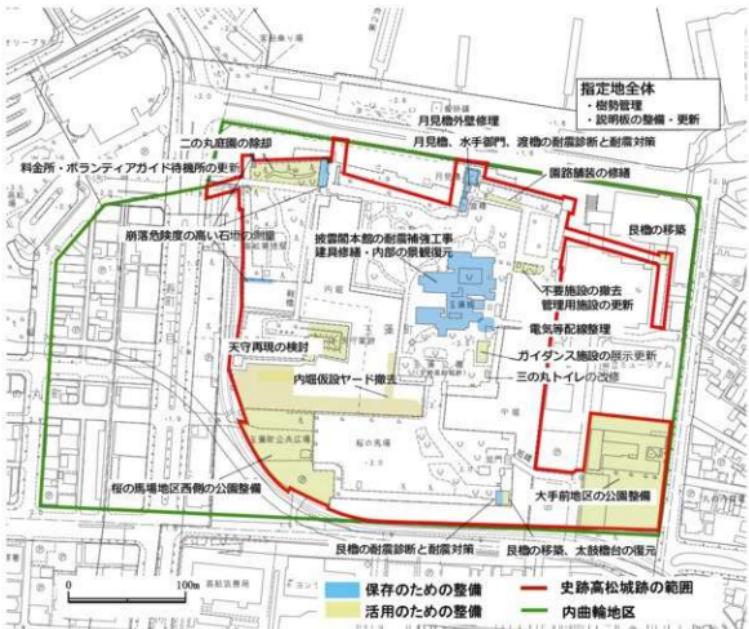


図10-1 内曲輪地区的整備事業位置図

3. 重要文化財建造物の耐震補強

史跡内に所在する重要文化財建造物のうち、現在、披雲閣本館について耐震補強工事を行っており、今後も継続する予定である。また、今後も他の重要文化財建造物についても耐震診断に基づく対策が必要となる可能性がある。このため、耐震補強の方法について、概要を以下に整理する。

- ①耐震診断を行う
- ②耐震補強案を検討する。この際、重要文化財建造物の本質的価値とともに、史跡・名勝といった他の文化財類型の保存にも留意して案を検討する。
- ③耐震補強工事を行う。この際に、解体等を伴う場合には必要な文化財調査を行う。
- ④補強後の定期点検を行う。

なお、耐震補強工事の実施に際しては、「文化財建造物等の地震における安全性確保に関する指針」・「重要文化財（建造物）耐震基礎診断実施要領」・「重要文化財（建造物）耐震予備診断実施要領」・「重要文化財（建造物）耐震診断指針」・「重要文化財（建造物）耐震診断・耐震補強の手引き（改訂版）」に準拠して行う。

4. 歴史的建造物の再現に関する検討

歴史的建造物の再現に関する検討は、本計画において重要な位置を占める項目であることから、検討の方針及び今後の検討課題について特に項を設けることとする。史資料収集を継続して行い、「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」（第14章掲載）に基づき、歴史的建造物の再現について検討する。検討に際しては文化庁及び香川県教育委員会、高松城跡整備会議の指導等を受けて実施する。

現存しない城郭建造物を対象とし、これまでに桜御門復元整備を実施している。今後は、史資料収集を引き続き積極的に行うとともに、発掘調査等によっても復元根拠の収集を積み重ねてきた天守の再現について検討する。なお、「復元」（歴史的建造物の再現手法は、「復元」と「復元的整備」に区分される。語義については、第14章『史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準』参照）に関する基準を満たす資料が整わず、継続的な資料調査によっても十分な根拠資料が確認できる見込みが乏しい場合には、「復元的整備」について検討することとする。

（1）天守の再現に関する検討

高松城天守の再現は、国指定史跡内で、近年解体修理を行った天守台石垣上に、大規模な城郭の主要建造物を、既設の基礎等が存在しない状態で、木造（伝統的工法）によって行う事業であることから、先行事例の無い取組といえる。天守台石垣は史跡の本質的価値の構成要素であり、その保存を大前提として、十分な資料の検討の上で、往時の意匠や工法に則って行うのが基本となる。また、高松城天守は高さ42m（木造4階建+地階1階、石垣・櫓含む）、延べ床面積約1,200m²の巨大な建造物であり、近年復元整備された他の城郭の天守等建造物に比べて、その規模は著しく大きい。その再現の効果は高いと考えられる一方で、検討すべき課題も多い。今後の検討の深化と議論によって、課題はさらに多面化する可能性が十分にあるが、現時点で想定できる課題を以下に列記する。

① 石垣等、史跡の本質的価値の保存

高松城跡天守台は、石垣解体修理を経て旧状を保っているが、築石・栗石・盛土からなる構造の石垣や礎石等の遺構を確実に保存した上で、天守の再現が実施できるかどうかを十分に検討する必要



がある。

また、周辺地盤は安定性が低いことが判明しており、この点も十分考慮して検討しなければならない。このように、史跡の本質的価値の構成要素を損なうことの無い工法について検討する必要がある。

② 再現に向けた資料収集と調査研究

天守の再現に当たっては、これまで収集した資料を改めて分析とともに、未発見の資料がないか探索を行い、十分な資料の検討に基づいて進める必要がある。再現は、往時の意匠と工法に則って行うことが第一である。諸事情から、往時の手法が叶わない状況であっても、まずは歴史的に忠実な復元を目指し、意匠と工法についての図面を作成することは必須である。これは、小田原城天守、和歌山城天守、熊本城天守など、第二次大戦後のRC造による再現天守でも行われた手法である。さらに、歴史的建造物の再現であっても、耐震・防災・バリアフリーなど、建築基準法と現代社会の要請に則るという課題がある。

③ 内部の使用方法等についての調査研究と活用方法の検討

天守内部の活用は、全国の城郭の天守でも大きな課題である。鉄筋コンクリートの「外観復元天守」は内部を資料館施設にして文化財を展示する事例も見受けられるが、木造の復元天守では、構造上資料館施設として利用することが可能か、また適切であるかを議論しなければならない。現状では、天守の最上階から四周の眺望を楽しむだけの活用となっている事例が大半で、史料に基づく天守内部の使用方法までを反映して公開活用をしている天守はきわめて少ない。高松城天守の場合、『小神野筆帖』によると、天守の最上階は「諸神ノ間」と呼ばれていたとされるため、こうした史実が活用に生かされると、高松城天守の再現の意義がより高められる。高松城天守の内部構造とともに、利用の実態についても調査研究を継続し、活用方法について検討する必要がある。

④ 建築基準法等の関連法規

高松城天守は、建造物として文化財指定を受けておらず、再現に当たっては原則として建築基準法等の対象となることから、現行法規の規制を満たした上で、なおかつ①の条件を満たすことが可能か検討する必要がある。なお、諸条件を満たした上で建築基準法第3条に基づく適用除外を受けることができる場合も、耐震・耐防火といった防災対策は必要であり、その上で①の条件を満たすことが可能か検討する必要がある。

⑤ 建築費用及び維持管理費用と活用の効果

上記のとおり、高松城天守の再現は、先行事例が無く、工法等の検討や場合によっては新工法の開発等に多額な費用が掛かる可能性がある。また、日常の維持管理や修繕等にも継続的に費用が必要となることが想定されることから、活用の効果も考慮しつつ、費用面での検討も十分に行った上で、天守再現の是非を判断する必要がある。

以上の課題を十分に意識した上で、第14章に掲載した「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」に沿って検討を行う。

5. ガイダンス施設の機能強化

- ・史跡内のガイダンス施設は当面、既存の陳列館を利用する。展示内容を更新とともに、将来的には施設の更新も検討する。
- ・陳列館と香川県立ミュージアム及び高松市歴史資料館とで役割分担し、総体的な活用の効果の向

上に努める。陳列館は高松城跡の概要と、最新の整備事業の進捗状況についての情報が得られる施設と位置付け、香川県立ミュージアムはより詳細な高松城に関する情報収集の拠点及び松平家関係資料の展示機能を保持することとし、高松市歴史資料館は主に城下町地区に関する情報収集の拠点機能を備えることとする。

- ・ガイダンス施設間の回遊性を高め、学習や観光の相乗効果を生むため、関連する施設や周辺の文化財との間で、共通テーマでイベントや展示を行う。
- ・見学の利便性向上や学習の進化のために、ICTを有効に活用する。
- ・史跡指定地外においては、かつての城郭や城下町であった事実を周知し、史跡と密接な関係にあつたことが理解できるよう、積極的な周知に努める。
- ・ボランティアガイドと連携を強化し、定期的な研修等の実施により、高松城跡に関しより質の高い情報発信を行える人材育成に努める。

6. サイン

- ・サイン（解説用・誘導用）について、景観に調和した統一的なデザインを作成する。
- ・図や写真を多用し、視覚的に分かりやすいものをを目指す。
- ・史跡地内外に配置した既存のサインについても、順次更新する。
- ・ユニバーサルデザイン、多言語対応に配慮したデザインと内容とする。
- ・概説に限らず、見所の解説や調査時の所見など、多様な情報を各所に配置し、サインを巡回する楽しさを演出する。



表10-1 本質的価値とそれを構成する要素に関する整備方法①

地区	保存のための整備	活用のための整備
指定地全体		維持 <ul style="list-style-type: none"> ・石垣の測量と定期的な経過観察を行う。 ・樹木の適切な維持管理を行う。 既存施設のうち、活用に資する施設の維持管理により長寿命化を図る。
本丸地区		短期 <ul style="list-style-type: none"> ・天守の再現について検討する。 ・説明板を更新する。
		中・長期 <ul style="list-style-type: none"> ・天守の再現が実現可能であることが検証できた場合、天守の再現を行う。
二の丸地区	短期 <ul style="list-style-type: none"> ・危険度Aの石垣を対象に現況の測量を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・説明板を更新する。
		中・長期 <ul style="list-style-type: none"> ・危険度Aの石垣について、経過観察を重点的に行うとともに、き損につながる変異が確認された場合には迅速な修理方針の策定を行い、事業化を図る。 ・現代の庭園の除却を行う。 ・料金所、ボランティアガイド待機所を景観に調和させて更新する。
内曲輪地区	短期 <ul style="list-style-type: none"> ・危険度Aの石垣を対象に現況の測量を行う。 ・披雲閣本館の耐震補強工事を行う。 ・披雲閣本館の建具を修繕する。 ・披雲閣周辺の電気等配線を整理する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・披雲閣内部の家具・調度品など内部景観の復元について検討する。 ・陳列館の展示を更新する。 ・有刺鉄線等不要施設を除却する。 ・老朽化したトイレを更新する。 ・説明板を更新する。
		中・長期 <ul style="list-style-type: none"> ・危険度Aの石垣について、経過観察を重点的に行うとともに、き損につながる変異が確認された場合には迅速な修理方針の策定を行い、事業化を図る。 ・披雲閣の附指定の建造物について、耐震診断を行い耐震対策を講じる。 ・披雲閣内部の景観復元を行う。 ・陳列館の建物の更新を検討する。
三の丸地区	短期	

表 10-2 本質的価値とそれを構成する要素に関する整備方法②

地区	保存のための整備	活用のための整備
桜の馬場地区	短期	・説明板を新設・更新する。
	中・長期	・西側を公園整備し公開する。 ・良櫓を本来位置である良櫓台に移築する。
西の丸地区	短期	・説明板を新設する。
	中・長期	・国道や鉄道軌道を含む未指定範囲について、機会を得て必要な調査を行い、史跡への追加指定と整備を目指す。
内曲輪地区	短期	・公園管理用施設で不要なものを除却する。 ・園路舗装の修繕を行う。
	中・長期	・公園管理用施設で老朽化したものを景観に調和させて更新する。
北の丸地区	短期	・月見櫓外壁等の修繕を行う。
	中・長期	・月見櫓、水手御門、渡櫓の耐震診断を行い、必要な耐震対策を講じる。
東の丸地区	短期	・城内中学校跡地の公園整備を行い、公開する。 ・説明板を新設、更新する。
	中・長期	・良櫓を本来位置である良櫓台に移築する。 ・復元整備された石垣を本来の形状と構造に復元する。



表10-3 本質的価値とそれを構成する要素に関する整備方法③

地区	保存のための整備	活用のための整備
内曲輪地区	短期	・城内中学校跡地の公園整備を行い、公開する。 ・説明板を新設、更新する。
	中・長期	
堀地区	短期	・内堀の仮設ヤードを撤去する。 ・説明板を新設、更新する。
	中・長期	・経過観察のうえ、必要と判断された場合は浚渫等を行い、水質維持に努める。 ・未指定範囲について、機会を得て必要な調査を行い、史跡への追加指定と整備を目指す。 ・埋め立てられた範囲について、掘り直しによる復旧を検討する。
外曲輪地区	短期	・説明板を新設・更新する。
	中・長期	
城下町地区	短期	・説明板を新設・更新する。
	中・長期	
海域地区	短期	・説明板を新設・更新する。
	中・長期	・時鐘楼の撤去を検討する。鐘は適切な施設での保存と活用を行う。

第11章 運営・体制の整備の方向性と方法

第1節 運営・体制整備の方向性

史跡の保存を確実に実施し、それを維持し後世に継承することを前提とした運営・体制整備が必要である。運営・体制の整備の方向性は次のとおりである。

- (1) 高松市における体制の確立を図る。
- (2) 専門会議等からの助言・指導体制を維持する。
- (3) 関係機関との連携を強化する。
- (4) 市民参画と協働を推進する。
- (5) 次世代を担う人材育成に努める。

第2節 運営・体制整備の方法（図11-1）

1. 高松市における体制の確立

史跡指定地の保存管理は、管理団体である本市が適切に実施することを基本とする。このため、事業主体となる本市の文化財課は、保存活用事業の推進に必要な事業量に配慮した人員配置に努める。史跡の保存管理は本市の文化財課が主体となり、玉藻公園管理事務所の指定管理者と連携して事業推進に当たる。また、整備事業の推進に当たっては、土木及び建築の専門技師の協力が必要不可欠である。こうした技師を文化財課に配置するとともに所属する部署に協力を依頼し、共同で事業を推進する体制を構築する。また、活用に際しては、教育部局及び文化・観光・スポーツ部内で強固に連携することが重要である。教育機関への普及においては、本市の学校教育課と効果的な活用方法を検討することや、観光面では本市の観光交流課と効果的な情報発信の方法を模索するなど、本市の文化財部局以外の部局との密な情報共有と連携を行う体制を構築する。

2. 専門会議等からの助言・指導体制の維持

整備の計画策定及び整備の実施に当たっては、学識経験者で構成された専門会議からの意見・助言は必要不可欠である。現在、本市では高松城跡整備会議を設置し、会議内に整備、石垣整備、建造物整備の3つの部会を設置しているが、引き続き意見・助言を得るとともに、文化庁からも助言・指導を得ながら事業を進める必要がある。また、玉藻公園の管理に関する事柄については、玉藻公園管理委員会からの意見・助言も得て事業を進める。大学等の研究機関や他自治体とは、史跡の歴史的価値を顕在化させるための調査研究や史跡の活用においてより一層の連携を行う必要がある。

3. 関係機関との連携の強化

本市以外に史跡指定地を所有する国土交通省、財務省、香川県とは、管理の体制を構築する上で連携が不可欠である。また、史跡高松城跡に関する展示・資料収蔵を行う香川県立ミュージアムや、関連する資料を多数所有する（公財）松平公益会との連携はより強化して実施する必要がある。



4. 市民参画と協働の推進・人材育成

保存活用に当たっては、日常の維持管理をはじめ、史跡の価値や歴史性を体感し、地域の魅力を感じ、地域への愛着を醸成することが重要である。見学会や講座、展示やパンフレット、発掘調査の公開や、史跡整備事業の現地公開など、体験型の活用事業の提供を通じて、市民の高松城跡への関心を高め、愛着心や文化財保護意識の向上を促進するように努める。

これらの取組みにおいては、ボランティア等市民との協働を図るとともに、各種の支援策を検討する。こうした取組みを積極的に実施する中で、文化財の価値と保存の重要性等を積極的に伝え、史跡保護の次世代を担う人材育成が図れるように努める。

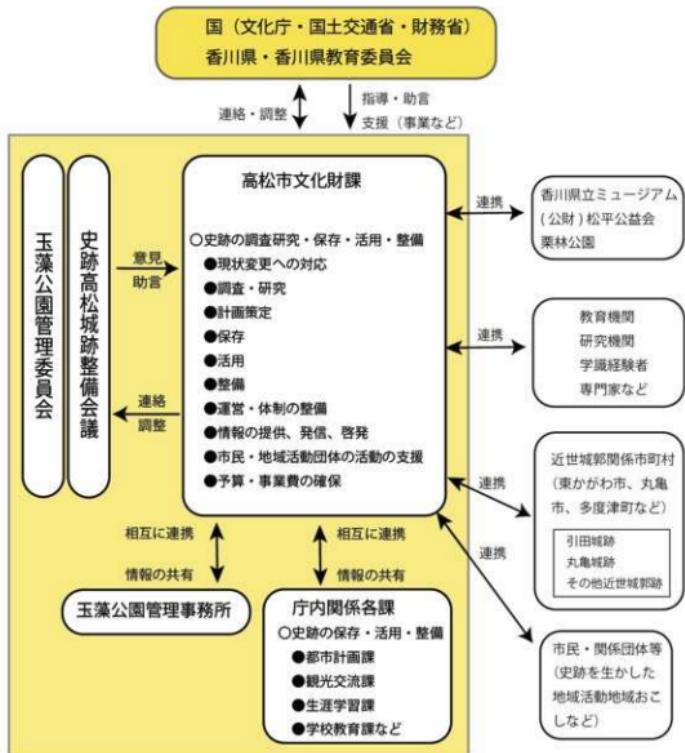


図11-1 運営・体制イメージ

第12章 施策の実施計画の策定・実施

史跡高松城跡において実施すべき事業は多岐にわたるが、短期的施策と中・長期的施策、継続的施策に区分する。本計画の計画期間は10年とし、短期的施策を遂行する期間と位置付ける。各時期の主な実施内容を以下のとおり定める。なお、全期間を通じて、計画立案案の妥当性や実施状況及び成果の検証は、文化庁及び香川県教育委員会、史跡高松城跡整備会議の助言等を得て適切に実施する。また、調査状況等に応じて、適切な保存活用を実施するために必要な場合はスケジュールの見直しを行う。

第1節 計画期間

1. 短期的施策

調査研究について、既往の調査のうち、調査成果が報告書として刊行されていないものを順次刊行する。近代関係資料を中心として史資料調査を重点的に行い、報告書を刊行する。三の丸で披雲閣耐震補強工事に伴う範囲について、地下造構の確認調査を行う。

短期的に取り組む保存管理に伴う施策として、まず史跡指定地隣接地のうち、可能な範囲から史跡の追加指定を行う。また、地下造構の確認は、重要文化財披雲閣の耐震補強工事を計画している三の丸の確認調査を実施する。危険度の高い石垣から順に測量図を作成する。なお、経過観察により変形の進行が著しく、保存のために真にやむを得ない場合と判断される箇所が確認された場合は速やかに修理を実施する。内曲輪地区のうち、史跡指定地隣接地は埋蔵文化財包蔵地として周知し、開発等に先行して確認調査の実施によって内容確認を進める。

活用に関連する施策として、第9章に挙げた地域づくりの拠点としての活用、歴史遺産としての活用、連携事業、広報の充実についてそれぞれ積極的に推進する。

整備に関する施策として、現在継続して実施している披雲閣本館の耐震補強工事については、部屋ごとに工事を実施していく。なお、老朽化している建具類の修理も同時に実施する。月見櫓の外壁修理についても実施する。内堀の仮設ヤードは発生土の流用先を検討しつつ撤去し、順次堀に戻す。史跡の本質的価値の理解を妨げ、公園の景観にそぐわない施設については順次撤去又は移設を進める。大手前地区の公園整備を行い、公開する。披雲閣内部の景観について、現存する調度品や写真等の資料の調査を進め、景観復元の可能性について検討する。史跡内外に配置した説明板について、多言語対応、ユニバーサルデザイン等に配慮した統一的なデザインを定め、順次改修とともに新規設置も進める。三の丸トイレについて、老朽化に伴い改修を行う。陳列館の展示は、近隣他施設とのガイドンスの役割分担に基づき、適かつ効果的に更新する。天守の復元又は復元的整備について、実現可能性についての検討を進める。復元又は復元的整備が可能であることが検証された場合に、天守復元等についての整備基本計画を策定する。

整備基本計画のうち、大手前地区の整備計画と樹木管理に関する計画を順次定める。また、保存活用計画では名勝披雲閣庭園の保存活用計画を先行して策定し、耐震補強工事が完了した段階で重要文化財披雲閣の本館についての保存活用計画を策定する。



表12-1 実施すべき施策

	短期的施策	中・長期的施策	継続的施策
調査研究	<ul style="list-style-type: none"> 既往の調査成果の公開 近代史資料の収集と報告書刊行 三の丸地下遺構の確認調査 	<ul style="list-style-type: none"> 大学、博物館等の研究機関との連携 高松城跡全体を対象とした調査・研究の推進 指定地内での計画的な地下遺構の確認調査 指定地周辺での埋蔵文化財包蔵地の存否把握 	
保存・管理	<ul style="list-style-type: none"> 史跡指定地隣接地の段階的な追加指定 		
保の存の整備ため	<ul style="list-style-type: none"> 崩落危険度の高い石垣の測量 内曲輪地区のうち、史跡指定地隣接地の埋蔵文化財包蔵地の周知と必要な保護措置の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 未指定の城郭建造物の重要文化財指定 石垣の測量、修理の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 石垣、建造物の定期的なモニタリング 樹木の樹勢管理 植生管理(草刈等)
活用	<ul style="list-style-type: none"> 樹木管理基本計画の策定 月見櫓外壁修理 披雲閣本館耐震補強工事と建具修繕 	<ul style="list-style-type: none"> 月見櫓、水手御門、渡櫓、良櫓、披雲閣の附指定建造物の耐震診断と耐震対策 良櫓の良櫓台への移築と太鼓櫓台の復元 東の丸移築石垣の復元 堀の掘り直し 	
活用の整備ため	<ul style="list-style-type: none"> 歴史遺産として活用の推進 地城づくりの拠点としての活用の振興 連携事業の推進 広報の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 短期的施策をプラスアップして継続 	
	<ul style="list-style-type: none"> 内堀仮設ヤード撤去 大手前地区の公園整備 披雲閣内部の景観復元 説明板の整備、更新 ガイダンス施設の展示更新 三の丸トイレの改修 園路舗装修繕 電気等配線整理 天守再現の検討 個々の事業の整備基本計画の策定 不要施設の撤去 	<ul style="list-style-type: none"> 桜の馬場地区西側の公園整備 披雲閣内部の景観復元 ガイダンス施設、料金所、ボランティアガイド待機所、管理用施設の更新 二の丸北側庭園の除却 天守再現の推進 時鐘楼の撤去 	

2. 中・長期的施策

保存について、現在未指定の城郭建造物について、調査研究を進めて指定を行う。石垣は危険度の推移を観察しつつ、計画的に測量を行い、危険度が高くなったものについては修理を検討する。

活用は短期的施策の成果を発展させて継続する。

整備は、披雲閣本館以外の重要文化財建造物の耐震診断を行い、必要な耐震対策について検討する。艮櫓を艮櫓台に移築し、改変された太鼓櫓台石垣を修理する。桜の馬場地区西側の未整備地の公園整備と公開を行う。歴史的建造物の復元又は復元的整備について史資料収集に努めるとともに、調査研究を推進する。披雲閣内部の調度品など内觀の復元に取り組む。陳列館や料金所等の活用に資する施設の老朽化に伴う更新について検討する。二の丸北側庭園や海域地区の時鐘楼等、保存と活用に不要と判断したものについては除却を進める。時鐘楼の鐘は適切な施設で保管・活用する。埋め立てられた堀については、良好な海水の循環が可能かどうかを考慮し、可能な箇所から掘り直しを行う。

3. 継続的施策

計画期間を超えて継続的に実施する施策としては、高松城に関する調査研究を推進するとともに、他機関との連携を推進する。これらの成果は保存と活用の両面にフィードバックする。保存について、史跡指定地隣接地から段階的に史跡への追加指定を行う。指定地内では関連する事業と連動して計画的な地下構造の確認調査を実施する。活用について、短期的施策に挙げた方向性を発展的に継続する。史跡地内に所在する樹木の樹勢管理を行うとともに、石垣、建造物等について定期的なモニタリングで変形等の発生を迅速に把握し、対策を検討して必要な場合は迅速に対処する。



表12-2 施策のスケジュール

項目	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031
調査研究										
既往の調査成果の公開										
史資料の収集と調査研究	近代資料調査及び 収集書（文書） の作成	近代資料調査者 （文書）①	近代資料調査及び 収集書（文書）② の作成	近代資料調査者 （文書）③	近代資料調査及び 収集書（文書）④ の作成	近代資料調査及び 収集書（文書）⑤ の作成	近代資料調査及び 収集書（文書）⑥ の作成	近代資料調査及び 収集書（文書）⑦ の作成	近代資料調査及び 収集書（文書）⑧ の作成	近代資料調査及び 収集書（文書）⑨ の作成
崩落危険度が高い石垣の測量	危険度高い石垣									
樹木管理										
保存史跡の確認調査	樹木調査 大樹保護認定									
史跡の追加指定										
埋蔵文化財の確認調査										
月見塔外壁修理	工事									
振替開本前耐震補強工事と 道具修繕	大樹保護調査工事 実施設計									
内堀反設ヤート撤去										
活用										
振替開内部の景観復元 ための整備	新築移築した廻転橋に廻す 説明版整備・更新	計画設計	基本計画							
ガイドンス施設の展示更新	検討									
施設の長寿化	廻転橋修繕・ 施設整備調査	三の丸トイレ 改修工事								
天空再現の検討										

※各地震の進捗状況に応じ、スケジュールは変更になる場合があります。

再整備が可能であることが検証できた場合に、
整備未計画

検討

検討

第13章 経過観察

第1節 経過観察

史跡高松城跡の確実な保存と活用の推進のためには、多様な事業が同時に展開し、事業の効果が相互に影響を与え合う。これらの適切なマネジメントのために、計画的な経過観察によって進捗状況を把握し、事業の有効性・効果を評価しつつ事業計画の見直しや改善を行う必要がある。

そのため、前章まで整理した保存、活用、整備、運営と体制の整備の各分野について、定期的に点検し、次の施策、事業に反映させる。

第2節 経過観察の方法

高松市文化財課が主体となり、管理する。経過観察に当たっては、平成27年（2015）3月に文化庁が刊行した『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』に掲載された自己点検表を基に、史跡高松城跡の実態に即し、保存・活用・整備それぞれに指標を特定したチェックシートを利用する。経過観察の実施においては、公園管理者及び市民の積極的な協力を求めるとともに、変形が疑われる場合の最終的な確認は文化財専門員が確実に行う。なお、経過観察の結果について、適宜、文化庁、香川県教育委員会、史跡高松城跡整備会議に報告し、意見等を受けて次の施策、事業計画の見直しと実施方法の改善等に反映させる。また、保存に対する重大な変化を発見した際には、適切な対策について速やかに協議を行い、方法等を定める。

1. 経過観察

表13-1を用い、各年度の年度末に1回実施する。

表13-1 経過観察点検チェックシート

項目	実施例	取組状況		
		未取組	計画中である	取組済
(1) 基本情報に関すること	ア) 標識は適正に設置されているか			
	イ) 境界標の設置、現地での範囲の把握はできているか			
	ウ) 説明板・案内板は設置されているか			
(2) 計画策定等に関すること	ア) 保存活用計画に基づいて実施されているか			
	イ) 保存活用計画の見直しは実施されているか			
(3) 保存に関すること	ア) 指定における本質的価値について十分把握できているか			
	イ) 調査等により史跡の価値等の確認はできているか			
	ウ) 石垣等の遺構の劣化状況の定期的な確認ができているか			
	エ) 文化財建造物の耐震対策は実施されているか			
	オ) 発掘調査を含めた各種現状変更の実施状況は把握できているか			
	カ) 保存活用計画に基づいて実施されているか			
(4) 管理に関すること	ア) 日常的な管理はされているか			
	イ) 史跡地周辺の土地境界の把握はできているか			
	ウ) 文化財建造物の管理は適切になされているか			
	エ) 復元建造物を含むその他建物の管理は適切になされているか			
	オ) 園内の各種便益施設の長寿命化はなされているか			
	カ) 史跡等の環境の保全のために、地域住民や関係機関との連携が図られているか			
	オ) 保存活用計画に基づいて実施されているか			

項目	実施例	取組状況			
		未取組	計画中である	取組済	備考 (現状、目的、成果等を記入)
(5) 公開・活用に 関すること	ア) 史跡等の本質的価値を学び理解する場として公開が適切に行われているか。				
	イ) 出土遺物等の調査に基づく成果の公開や、発掘調査成果の公開が適切に行われているか。				
	ウ) 現地でのガイダンス機能を充実させているか。				
	エ) パンフレット等の充実やWeb等による情報発信はされているか。				
	オ) 市民の文化的活動の場となっているか。				
	カ) まちづくりと地域のアイデンティティの創出がされているか。				
	キ) 文化的観光資源としての活用がされているか。				
	ク) 外国人向けの対応はなされているか				
(6) 整備に関する こと	ア) 整備基本計画は策定されているか。				
	イ) 史跡等の表現は、学術的根拠に基づいているか。				
	ウ) 遺構等に影響がないように整備されているか。				
	エ) 整備後に、修復等の状況を管理しているか。				
	オ) 活用を意識した整備が行われているか。				
	カ) 多言語に対応した整備が行われているか。				
	キ) 整備において安全性の確保が行われているか。				
	ク) 整備において目指すべき環境等の姿を実施できているか。				
(7) 運営・体制・ 連携に関する こと	ア) 運営については適切に行われているか。				
	イ) 体制については十分であるか。				
	ウ) 他部署との連携については十分であるか。				
	エ) 教育機関・研究機関・他自治体等との連携は十分であるか。				
(8) 予算に関する こと	ア) 予算確保のための取組はあるか。				

第14章 附編

第1節 関連法令（抜粋）

文化財保護法（抜粋）

（昭和二十五年五月三十日法律第二百四十四号）

最終改正：令和三年六月十四日改定）

（文化財の定義） 第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の文化の形態で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝づかい、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第4号、第五十五条第一項第一号、第五十六条、第五十七条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第五十九条、第六十条、第六十二条、第六十二条、第六十三条第一項第四号、第六十三条第一項第七号及び第八号、第六十五条並びに第六十七条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを識し、その保存が適切に行われるよう、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

第六章 埋蔵文化財

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づかい、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に關し、当該発掘前に於ける埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に關し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、

これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に付ける前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により見つけ、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、速瀬なく文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならぬ。

4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にしなければならない。

5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行なう必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。

6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができます。

8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

第九十七条 国の機関等が前条第一項に規定する発見をした

ときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、速瀬なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。(地方公共団体による発掘の施工)

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を実行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を実行することができる。

2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に關し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

(返還又は通知等)

第一百条 第九十八条第一項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法(平成十八年法律第七十三号)第四条第一項の規定にかかるわざ、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。

2 前項の規定は、前条第一項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。)の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。

3 第一項(前項において準用する場合を含む。)の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第七条第一項の規定による公告をしなければならない。

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第一百条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、

名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名称又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

（仮指定）

第百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあっては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行ったときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

（所有権等の尊重及び他の公益との調整）

第百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、業権その他の財産権を尊重とともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に關し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合に

おいて、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に關し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じて文化庁長官に対して意見を述べることができる。

（解除）

第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないと認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

（管理団体による管理及び復旧）

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任せべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史

跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、塗り、その他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行ふ場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を開かなければならぬ。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第一百六十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第一百七十七条 管理団体が行う管理又は復旧によって損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第一百八十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第一百八十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わる当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び百八十九条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条

第三項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第一百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関する必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

第一百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第一百二十五条 史跡名勝天然記念物に就し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に就き必要な指示をすることができる。

（関係行政による通知）

第一百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければ

ならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

（復旧の届出等）

第百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に際し技術的な指導と助言を与えることができる。

（管理団体による買取りの補助）

第百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

（史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定）

第百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
- 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その

認定をするものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
- 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
- 四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合すること。
- 五 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

（認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更）

第百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

（現状変更等の許可の特例）

第百二十九条の四 第百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第百五十三条第二項第二十三号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百二十五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

（認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徵収）

第百二十九条の五 文化庁長官は、第百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

（認定の取消し）

第一百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第一百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に關し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に關し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第一百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第一百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に當たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対する賠償は、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第十二章 捕則

(国に関する特例)

第一百六十二条 国又は国の機関に対しこの法律の規定を適用する場合において、この節に特別の規定のあるときは、その規定による。

第一百六十五条 国の所有に属する有形文化財又は有形の民俗文化財を国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財に指定したときは、第二十八条第一項又は第三項（第七十八条第二項で準用する場合を含む。）の規定により所有者に対し行うべき通知又は指定書の交付は、当該有形文化財又は有形の民俗文化財を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。この場合においては、国宝の指定書を受けた各省各庁の長は、直ちに国宝に指定された重要文化財の指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

2 国の所有に属する国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財の指定を解除したときは、第二十九条第二項（第七十九条第二項で準用する場合を含む。）又は第五項の規定により所有者に対し行うべき通知又は指定書の交付は、当該国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。この場合においては、当該各省各庁の長は、直ちに指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

3 国の所有又は占有に属するものを特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは仮指定し、又はその指定若しくは仮指定を解除したときは、第二百九十三条第三項（第二百十条第三項及び第二百十二条第四項で準用する場合を含む。）の規定により所有者又は占有者に対し行うべき通知は、その指定若しくは仮指定又は指定若しくは仮指定の解除に係るものを管理する各省各庁の長に対し行うものとする。

4 国の所有又は占有に属するものを重要文化的景観に選定し、又はその選定を解除したときは、第二百三十四条第二項（第二百三十五条第二項で準用する場合を含む。）で準用する第二百九十三条第三項の規定により所有者又は占有者に対し行うべき通知は、当該重要文化的景観を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。

第一百六十六条 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理する各省各庁の長は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の勧告に従い、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理しなければならない。

第一百六十七条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知しなければならない。

一 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を取得したとき。

二 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の所管換えを受け、又は所属替えをしたとき。

三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史

- 跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。
- 四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするとき。
- 五 所管に属する重要文化財又は史跡名勝天然記念物を修理し、又は復旧しようとするとき（次条第1項第1号の規定により文化庁長官の同意を求めるべきな場合はその他の文部科学省令の定める場合を除く。）。
- 六 所管に属する重要有形民俗文化財又は重要文化的景観の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。
- 七 所管に属する史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたとき。
- 2 前項第一号及び第二号の場合に係る通知には、第三十二条第一項（第八十条及び百二十条で準用する場合を含む。）の規定を、前項第三号の場合に係る通知には、第三十三条（第八十条及び百二十条で準用する場合を含む。）及び第三十六条の規定を、前項第四号の場合に係る通知には、第三十四条（第八十条で準用する場合を含む。）の規定を、前項第五号の場合に係る通知には、第四十三条の二第一項及び百二十七条第一項の規定を、前項第六号の場合に係る通知には、第八十一条第一項及び百三十九条第一項の規定を、前項第七号の場合に係る通知には、第一百五十五条第二項の規定を準用する。
- 3 文化庁長官は、第一項第五号又は第六号の通知に係る事項に關し必要な勧告をすることができる。
- 第一百六十八条** 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めるべきな。
- 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。
 - 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。
 - 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売却、譲与その他の処分をしようとするとき。
- 2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めるべきな。
- 3 第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項ただし書及び同条第二項並びに百二十五条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。
- 4 文化庁長官は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に關し必要な勧告をすることができる。
- 5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。
- 第一百六十九条** 文化庁長官は、必要があると認めるときは、文部科学大臣を通じ各省各庁の長に対し、次に掲げる事項につき必要な勧告をすることができる。
- 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理方法
 - 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の修理若しくは復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置
 - 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の環境保全のため必要な施設
 - 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の出品又は公開
- 2 前項の勧告については、前条第五項の規定を準用する。
- 3 第一項の規定による文化庁長官の勧告に基づいて施行する同項第二号に規定する修理、復旧若しくは措置又は同項第三号に規定する施設に要する経費の分担については、文部科学大臣と各省各庁の長が協議して定める。
- 第一百七十条** 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、国の所有に属する国宝又は特別史跡名勝天然記念物につき、自ら修理若しくは復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財が文部科学大臣以外の各省各庁の長の所管に属するものであるときは、あらかじめ、修理若しくは復旧又は措置の内容、着手の時期その他必要な事項につき、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長と協議し、当該文化財が文部科学大臣の所管に属するものであるときは、文部科学大臣の定める場合を除いて、その承認を受けなければならない。
- 関係各省各庁の長が前条第1項第2号に規定する修理若しくは復旧又は措置についての文化庁長官の勧告に応じないとき。
 - 国宝又は特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、関係各省各庁の長に当該修理若しくは復旧又は措置をさせることが適当でないと認められるとき。
- 第一百七十二条** 文化庁長官は、国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保存のため特に必要があると認めるときは、適当な地方公共団体その他の法人を指定して当該文化財の保存のため必要な管理（当該文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で國の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。
- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長の同意を求めるとともに、指定しようとする地方公共団体そ

の他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定には、第三十二条の二第三項及び第四項の規定を準用する。

4 第1項の規定による管理によって生ずる収益は、当該地方公共団体その他の法人の収入とする。

5 地方公共団体その他の法人が第1項の規定による管理を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条の四第一項、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第四十七条の二第三項及び第五十四条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十三条、第三十五条、第百十五条第一項及び第二項、第百十六条第一項及び第三項、第百二十二条並びに第百三十条の規定を準用する。

第一百七十五条 第百七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体は、その管理する国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物でその指定に係る土地及び建造物を、その管理のため必要な限度において、無償で使用することができる。

2 国有財産法第二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により土地及び建造物を使用させる場合について準用する。

第三節 地方公共団体及び教育委員会

(地方公共団体の事務)

第一百八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

3 前項に規定する条件の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

(文化財保存活用地域計画の認定)

第一百八十三条の三 市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。）は、文部科学省令で定めるところにより、単独又は共同して、文化財保存活用地域計画の大綱が定められているときは当該文化財保存活用地域計画の大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（以下この節及び第一百九十二条の六第一項において「文化財保存活用地域計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 文化財保存活用地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

— 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に

関する基本的な方針

二 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容

三 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項

四 計画期間

五 その他文部科学省令で定める事項

3 市町村の教育委員会は、文化財保存活用地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地方文化財保護審議会（第百八十三条の九第一項に規定する協議会が組織されている場合にあつては、地方文化財保護審議会及び当該協議会。第百八十三条の五第二項において同じ。）の意見を聽かなければならぬ。

4 文化財保存活用地域計画は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第五条第一項に規定する歴史的風致維持向上計画が定められているときは、当該歴史的風致維持向上計画との調和が保たれたるものでなければならぬ。

5 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その文化財保存活用地域計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施される見込まれるものであること。

三 文化財保存活用地域計画が定められているときは、当該文化財保存活用地域計画に照らし適切なものであること。

6 文化庁長官は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣を通じ関係行政機関の長に協議しなければならない。

7 文化庁長官は、第五項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した市町村の教育委員会に通知しなければならない。

8 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る文化財保存活用地域計画を公表するよう努めなければならない。

(認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更)

第一百八十三条の四 前条第五項の認定を受けた市町村（以下この節及び第一百九十二条の六第二項において「認定市町村」という。）の教育委員会は、当該認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第三項から第八項までの規定は、前項の認定について準用する。

(文化財の登録の提出)

第一百八十三条の五 認定市町村の教育委員会は、第百八十三条の三第五項の認定（前条第1項の変更の認定を含む。第百八十三条の七第一項及び第二項において同じ。）を受けた文化財保存活用地域計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下この節及び第192条の6において「認定文化財保存活用地域計画」という。）の計画期間内に限り、当該認定市町村の区域内に存する文化財であつて第五十七条第一項、第九十条第一項又は第百三十二条第一項の規定により登録されることが適当であると料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に対し、当該文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができる。

2 認定市町村の教育委員会は、前項の規定による提案をしようとするときは、あらかじめ、地方文化財保護審議会の意見を聽かなければならぬ。

3 文部科学大臣は、第一項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る文化財について第五十七条第一項、第九十条第一項又は第百三十二条第一項の規定による登録をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした認定市町村の教育委員会に通知しなければならない。

（認定文化財保存活用地域計画の実施状況に関する報告の徴収）
第一百八十三条の六 文化庁長官は、認定市町村の教育委員会に対し、認定文化財保存活用地域計画の実施の状況について報告を求めることができる。

（認定の取消し）

第一百八十三条の七 文化庁長官は、認定文化財保存活用地域計画が第百八十三条の三第五項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた市町村の教育委員会に通知しなければならない。

3 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を公表するよう努めなければならない。

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第一百八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

- 一 第三十五条第三項（第三十六条第三項（第百八十三条、第百二十二条第二項（第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三十七条第四項（第百八十三条及び第百二十二条第三項で準用する場合を含む。）、第四十六条の二 第二項、第七十四条第二項、第七十七条第二項（第九十一条で準用する場合を含む。）、第八十三条、第八十七条第二項、第百十八条、第百二十条、第百二十九条第二項、第百七十二条第五項及び第百七十四条第三項で準用する場合を含む。）の規

定による指揮監督

- 二 第四十三条又は第百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）
- 三 第五十五条第五項（第五十五条の二（第八十五条で準用する場合を含む。）、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令
- 四 第五十五条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令
- 五 第五十五条（第八十六条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第五十五条、第百三十条（第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第百三十三条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行
- 六 第九十二条第一項（第九十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

第十三章 罰則

第一百九十三条 第四十四条の規定に違反し、文化庁長官の許可を受けないで重要文化財を輸出した者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

文化財保護法施行令（抜粋）

昭和五十年政令第二百六十七号

平成三十一年一月三十日改定

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事。以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行ふことを妨げない。

- 一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第百八十三条、第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第百二十二条第二項（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督
- 二 法第四十三条第四項（法第百二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）
- 三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要な形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令
- 四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）
- 五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議及び同条第四項の規定による勧告
- 六 第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又是第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又是第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会（当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市の長）が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。
- 3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するものである場合においては、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。）が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他他の物件（建造物を除く。）の現状変更等
 - ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り
- 二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するものである場合に限る。）
- 三 法第五十四条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号から六まで及び八に掲げる現状変更等が市の区域（法百五十五条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条及び次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号又に掲げる現状変更等を行なう動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。）が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等（八からチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積

- (増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいふ。ロにおいて同じ。)で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築
- ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの
- ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)
- ニ 法第百十五条第一項(法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ヘ 建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。)
- ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)
- チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
- ワイからルまで掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である区域に限る。)又は町村の区域(次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。)を対象とする場合に限る。)又は市の教育委員会(当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。)が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもの、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等
- 5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。
- (認定市町村の教育委員会が処理することができる事務)
- 第六条 法第百八十四条の二第一項の規定により認定市町村(法第百八十三条の三第五項の認定を受けた市町村をいい、指定期市町村等であるものを除く。以下この条及び第八条において同じ。)の教育委員会(当該認定市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該認定市町村の長。以下この条において同じ。)が行うこととする事務は、次に掲げる事務の全部又は一部とする。
- 一 前条第三項第一号及び第三号に掲げる事務(同項第一号及びロに掲げる現状変更等が当該認定市町村の区域内において行われる場合に限る。)
 - 二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令(当該認定市町村の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該認定市町村の区域内に存するもののみである場合に限る。)
 - 3 法第百八十四条の二第一項の規定により認定市町村である町村の教育委員会(当該町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該町村の長。以下この項において同じ。)が行うこととする事務は、前項に規定するもののか、次に掲げる事務の全部又は一部とする。
 - 一 次に掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
 - イ 前条第四項第一号からまで及びルに掲げる現状変更等(認定市町村である町村の区域(管理団体が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理計画を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この号において「認定町村の特定区域」という。)において行われる場合に限り、同項第一号イからチまで掲げる現状変更等にあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)
 - ロ 前条第四項第一号又に掲げる現状変更等(当該現状変更等を行なう動物園又は水族館が認定町村の特定区域内に存する場合に限る。)
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を認定市町村である町村の教育委員会(当該管理計画が認定町村の特定区域を対象とする場合に限る。)が定めている区域のうち当該町村の教育委員会の申出に係るもの、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。以下このハ及び第九項において同じ。)における現状変更等(当該指定区域が認定町村の特定区域内に存する場合に限る。)
 - 二 法第百三十条(法第百七十二条第五項において準用

する場合を含む。) 及び第百三十三条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからハまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

3 文化庁長官は、法第百八十四条の二第一項の規定により前二項に規定する事務を認定市町村の教育委員会が行うこととする場合には、当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行ふこととする期間を明らかにして、当該認定市町村の教育委員会がその事務を行ふことすることについて、あらかじめ、当該認定市町村の属する都道府県の教育委員会(前条第三項又は第四項の規定によりその事務の全部又は一部を行つているものに限る。)に協議するとともに、当該認定市町村の教育委員会の同意を求めるなければならない。

4 認定市町村の教育委員会は、前項の規定により文化庁長官から同意を求められたときは、その内容について同意をするかどうかを決定し、その旨を文化庁長官に通知するものとする。

5 文化庁長官は、法第百八十四条の二第一項の規定により第一項又は第二項に規定する事務を認定市町村の教育委員会が行うこととした場合には、直ちに、その旨並びに当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を官報で告示しなければならない。

6 前三项の規定は、前項の規定に基づき告示された事務の内容若しくは当該事務を行うこととした期間を変更し、又は当該事務を認定市町村の教育委員会が行わないこととする場合について準用する。

7 第五項に規定する場合においては、法の規定中同項(前項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定に基づき告示された事務に係る文化庁長官に関する規定は、特定認定市町村(法第百八十四条の二第一項の規定により当該事務を行ふことされた認定市町村をいう。以下この項及び次項において同じ。)の教育委員会に関する規定として特定認定市町村の教育委員会に適用があるものとする。

8 第五項の規定に基づき告示された期間における当該特定認定市町村の属する都道府県の教育委員会についての前条第三項、第四項、第六項及び第七項の規定の適用については、同条第三項及び第四項中「属する事務」とあるのは「属する事務(次条第五項の規定に基づき告示された事務を除く。)」と、同条第六項及び第七項中「市の」とあるのは「市又は次条第七項に規定する特定認定市町村である町村の」とする。

9 前条第八項の規定は、第二項第一号ハの規定による指定区域の指定について準用する。

文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからマリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について

平成一二年四月二八日 文部大臣裁定

地方自治法(昭和二二年法律第六七号)第二四五条の九第一項及び第三項の規定に基づき、文化財保護法施行令(昭和五〇年政令第二六七号。以下「令」という。)第五条第四項第一号イからマリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりるべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

(一) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」といまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行ふ。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行ふものとする。

(二) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。

① 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合

② 史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合

③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合

④ 地域を定めて指定した天然記念物に廻し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

(三) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法(昭和二五年法律第二一四号。以下「法」という。)第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(四) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第八〇条第三項において準用する法第四三条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。

② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めるること。

③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。

- ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

一 令第五条第四項第一号イ関係

(一) 「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和二五年政令第三三八号)第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。

(二) 次の場合、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合

② 改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から三ヶ月を超える場合

③ 新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合

(三) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

(四) 新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をすることとする。

二 令第五条第四項第一号ロ関係

(一) 新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(二) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

三 令第五条第四項第一号ハ関係

(二) 「道路」には、道路法(昭和二七年法律第一八〇号)

第三条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港開通道を含む。

(三) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

(四) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

(五) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の権員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものと含む。

(六) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

四 令第五条第四項第一号ニ関係

(一) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第七十二条第一項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。

(二) 設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(三) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和二九年文化財保護委員会規則第七号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

五 令第五条第四項第一号ホ関係

(一) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

(二) 改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

六 令第五条第四項第一号ヘ関係

(一) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

(二) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(三) 木竹の伐採が、法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

昭和二十六年文化財保護委員会規則第十号

(許可の申請)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第二百五十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由

十 現状変更等の内容及び実施の方法

十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定期限

十三 現状変更等に係る地盤

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

2 理蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添附書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに隣接する地域の地番及び地図を表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキヤビニ型写真

四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、逓滞なくその旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(管理計画)

第六条 令第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 管理計画を定めた教育委員会

- 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
 八 その他参考となるべき事項
 2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則

昭和二十六年文化財保護委員会規則第八号
 (管理責任者選任の届出書の記載事項)

- 第一条** 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」といふ。)百百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 管理責任者の氏名及び住所
 - 六 管理責任者の職業及び年令
 - 七 選任の年月日
 - 八 選任の事由
 - 九 その他参考となるべき事項

(管理責任者解任の届出書の記載事項)

- 第二条** 法第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 管理責任者の氏名及び住所
 - 六 解任の年月日
 - 七 解任の事由
 - 八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

(所有者変更の届出書の記載事項等)

- 第三条** 法第百二十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 二 指定年月日

- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
 七 変更の年月日
 八 変更の事由
 九 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

(管理責任者変更の届出書の記載事項)

第四条 法第百二十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 旧管理責任者の氏名及び住所
- 六 新管理責任者の氏名及び住所
- 七 新管理責任者の職業及び年令
- 八 変更の年月日
- 九 変更の事由

(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)

第五条 法第百二十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 七 変更の年月日
- 八 その他参考となるべき事項

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等)

第六条 法第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
七 紛失、き損、喪失、亡失又は盗難（以下「失、き損等」）
　　（といふ。）の事実の生じた日時
八 紛失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
九 紛失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及
　　び程度
十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然
　　記念物がその保存上受ける影響
十一 紛失、き損等の事実を知った日
十二 紛失、き損等の事実を知った後に執られた措置その
　　他参考となるべき事項
2 前項の書面には、失、き損等の状態を示すキヤビニ型写
真及び図面を添えるものとする。

（土地の所在等の異動の届出）

- 第七条 法第百十五条第二項（法第百二十条及び第百七十二
　　条第五項で準用する場合を含む。）の規定による土地の
　　所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号まで
　　に掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は
　　地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他
　　参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたの
　　ち三十日以内に行わなければならない。
- 2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土
　　地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写
　　本を前項の書面に添えるものとする。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記 念物の復旧の届出に関する規則

- 昭和二十九年文化財保護委員会規則第十一号
(復旧の届出)
- 第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百二十四号。
以下「法」という。）第百二十七条第一項の規定による届出は、
次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。
- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝
　　を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念
　　物を含む。以下同じ。）の別及び名称
二 指定年月日
三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
四 所有者の氏名又は名称及び住所
五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
八 復旧を必要とする理由
九 復旧の内容及び方法
十 復旧の着手及び終了の予定期限
十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の

氏名並びに事務所の所在地

十二 その他参考となるべき事項

- 2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面
を添えるものとする。

- 一 設計仕様書
二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域
　　又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面

- 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者
　　及び権原に基く占有者の意見書

（届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更）

- 第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又
　　は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しよう
　　とするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なけれ
　　ばならない。

（終了の報告）

- 第三条 法第百二十七条第一項の規定により届出を行つた者
　　は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真
　　及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告する
　　ものとする。

（復旧の届出を要しない場合）

- 第四条 法第百二十七条第一項ただし書の規定により届出を
　　要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第百八十八条又は第百二十条で準用する法第三十五条
　　第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行つとき。
二 法第百二十二条第一項又は第二項の規定による命令
　　又は勧告を受けて復旧を行つとき。
三 法第百二十五条第一項の規定による現状変更等の許
　　可を受けて復旧を行うとき。

史跡名勝天然記念物標識等設置基準

- 昭和二十九年文化財保護委員会規則第五号
(標識)

- 第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百二十四号。
以下「法」という。）第百十五条第一項（法第百二十条及び
第百七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。）の
規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、
特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石
材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

- 2 前項の標識には、次に掲げる事項を記り、又は記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別
　　名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称
二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定
　　を行つた都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指
　　定都市の教育委員会の名称）の文字（所有者又は

管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。)

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

第二条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 の他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(桟柱及び注意札)

第三条 第一条第一項第四号又は第五号に掲げる事が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する桟柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界権)

第四条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき境界権は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界権は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十三センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界権の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字(特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。)及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界権は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(桟柱等の形状等)

第五条 第一条から前条までに定めるもの外、標識、説明板、桟柱、注意札又は境界権の形状、員数、設置場所その他のこれらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(囲いその他の施設)

第六条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

都市計画法(抜粋)

(昭和43年6月15日号外法律第100号)

最終改正: 平成30年4月25日号外法律第22号

第3節 風致地区内における建築等の規制

(建築等の規制)

第五十八条 風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為については、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で、都市の風致を維持するため必要な規制をすることができる。

都市計画法施行令(抜粋)

(昭和十四年政令第百五十八号)

最終改正: 平成三十年十一月九日公布

(平成三十年政令第三百十一号)改正

(開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目)

第二十五条 法第三十三条第二項(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する技術的細目のうち、法第三十三条第一項第二号(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)に関するものは、次に掲げるものとする。

七 開発区域の面積が五ヘクタール以上の開発行為にあつては、国土交通省令で定めるところにより、面積が一箇所三百平方メートル以上であり、かつ、その面積の合計が開発区域の面積の三バーセント以上の公園(予定建築物等の用途が住宅以外のものである場合は、公園、緑地又は広場)が設けられていること。

第二十九条 第二十五条から前条までに定めるもののほか、道路の勾配、排水の用に供する管渠の耐水性等法第三十三条第一項第二号から第四号まで及び第七号(これらの規定を法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)に規定する施設の構造又は能力に関して必要な技術的細目は、国土交通省令で定める。

(条例で技術的細目において定められた制限を強化し、又は緩和する場合の基準)

第二十九条の二 法第三十三条第三項(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の政令で定める基準のうち制限の強化に関するものは、次に掲げるものとする。

五 第二十五条第六号の技術的細目に定められた制限の強化は、次に掲げるところによるものであること。

イ 主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為において設置すべき施設の種類を、公園に限定すること。

ロ 設置すべき公園、緑地又は広場の数又是一箇所当た

りの面積の最低限度を定めること。
ハ 設置すべき公園、緑地又は広場の面積の合計の開発区域の面積に対する割合の最低限度について、六パーセントを超えない範囲で、開発区域及びその周辺の状況並びに予定建築物等の用途を勘案して特に必要があると認められる場合に行うこと。

【都市計画法施行規則（抜粋）

（昭和四十四年建設省令第四十九号）

最終改正：令和元年九月十三日公布
(令和元年国土交通省令第三十四号) 改正

（公園に関する技術的細目）

第二十五条 令第二十九条の規定により定める技術的細目のうち、公園に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 面積が一千平方メートル以上の公園にあつては、二以上の出入口が配置されていること。
- 二 公園が自動車交通量の著しい道路等に接する場合は、さく又はへいの設置その他利用者の安全の確保を図るために措置が講ぜられていること。
- 三 公園は、広場、遊戯施設等の施設が有効に配置できる形状及び勾配で設計されていること。
- 四 公園には、雨水等を有效地に排出するための適当な施設が設けられていること。

【都市公園法（抜粋）

（昭和三十一年法律第七十九号）

最終改正：平成29年5月12日号外 法律第26号
(定義)

第二条 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

- 一 都市計画施設（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設をいいう。次号において同じ。）である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第二項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地
- 二 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの
 - イ 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地（ロに該当するものを除く。）
 - ロ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地
- 2 この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次に掲げる施設をいう。
 - 一 園路及び広場

- 二 植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの
- 三 休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの
- 四 ぶらんこ、滑り台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの
- 五 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの
- 六 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの
- 七 飲食店、売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの
- 八 門、柵、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの
- 九 前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの
- 3 次の各号に掲げるものは、第一項の規定にかかわらず、都市公園に含まれないものとする。
 - 一 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）の規定により決定された国立公園又は国定公園に関する公園計画に基いて設けられる施設（以下「国立公園又は国定公園の施設」という。）たる公園又は緑地
 - 二 自然公園法の規定により国立公園又は国定公園の区域内に指定される集団施設地区たる公園又は緑地

（都市公園の設置）

第二条の二 都市公園は、次条の規定によりその管理をすることとなる者が、当該都市公園の供用を開始するに当たり都市公園の区域その他政令で定める事項を公告することにより設置されるものとする。

（都市公園の管理）

第二条の三 都市公園の管理は、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が行う。

（都市公園の設置基準）

第三条 地方公共団体が都市公園を設置する場合においては、政令で定める都市公園の配置及び規模に関する技術的基準を參照して条例で定める基準に適合するよう行うものとする。

2 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第四条第一項に規定する基本計画（次条第二項において単に「基本計画」という。）（地方公共団体の設置に係る都市公園の整備の方針が定められているものに限る。）が定められた市町村の区域内において地方公共団体が都市公園を設置する場合においては、当該都市公園の設置は、前項に定めるもののほか、当該基本計画に即して行うよう努めるものとする。

3 国が設置する都市公園（第二条第一項第二号ロに該当するものを除く。）については、政令で定める都市公園の配置、規模、位置及び区域の選定並びに整備に関する技術的基準に適合するよう行うものとする。

(都市公園の管理基準)

第三条の二 都市公園の管理は、政令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準（都市公園の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含む。）に適合するように行うものとする。

2 基本計画（地方公共団体の設置に係る都市公園の管理の方針が定められているものに限る。）が定められた市町村の区域内において地方公共団体が都市公園を管理する場合においては、当該都市公園の管理は、前項に定めるもののはか、当該基本計画に則りて行うよう努めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第四条 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物を除く。以下同じ。）の建築面積（国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。）の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の二を参考して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、百分の二）を超えてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲を参考して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める範囲（国の設置に係る都市公園にあつては、政令で定める範囲）内でこれを超えることができる。

2 前項に規定するもののほか、公園施設の設置に関する基準については、政令で定める。

(国の設置に係る都市公園における行為の禁止等)

第十一条 国の設置に係る都市公園においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- 二 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- 三 土石、竹木等の物体を堆積すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

第十二条 国の設置に係る都市公園において次の各号に掲げる行為をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、公園管理者の許可を受けなければならない。

- 一 物品を販売し、又は頒布すること。
- 二 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの
- 2 第八条の規定は、前項の規定による許可について準用する。

【都市公園法施行令（抜粋）】

昭和三十一年政令第二百九十号

最終改正：平成30年3月22日号外 政令第54号

(公園施設の種類)

第五条 法第二条第二項第二号の政令で定める修景施設は、植栽、芝生、花壇、いけがき、日陰たな、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、飛石その他これらに類するものとする。

2 法第二条第二項第三号の政令で定める休養施設は、次に掲げるものとする。

- 一 休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場その他これらに類するもの

二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める休養施設、國の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める休養施設

3 法第二条第二項第四号の政令で定める遊戯施設は、次に掲げるものとする。

- 一 ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒歩池、舟遊場、魚釣場、メリーゴーラウンド、遊戯用電車、野外ダンス場その他これらに類するもの

二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める遊戯施設、國の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める遊戯施設

4 法第二条第二項第五号の政令で定める運動施設は、次に掲げるものとする。

- 一 野球場、陸上競技場、サッカーフィールド、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物

二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める運動施設、國の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める運動施設

5 法第二条第二項第六号の政令で定める教養施設は、次に掲げるものとする。

- 一 植物園、温室、分区園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑その他これらに類するもの

二 古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いもの

三 前二号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める教養施設、國の設置に係る都市

- 公園にあつては国土交通大臣が定める教養施設
- 6 法第二条第二項第七号の政令で定める便益施設は、飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第四項に規定する接待飲食等営業に係るものを除く。）、売店、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設及び便所並びに荷物預り所、時計台、水飲み場、手洗場その他これらに類するものとする。
- 7 法第二条第二項第八号の政令で定める管理施設は、門、柵、管理事務所、詰所、倉庫、車庫、材料置場、畠苗、掲示板、標識、照明施設、ごみ処理場（廃棄物の再生利用のための施設を含む。以下同じ。）、くず箱、水道、井戸、暗渠、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設（環境への負担の低減に資するものとして国土交通省令で定めるものに限る。第三十一条第八号において同じ。）その他これらに類するものとする。
- 8 法第二条第二項第九号の政令で定める施設は、展望台及び集会所並びに食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるものとする。
- （公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等）
- 第六条** 法第四条第一項ただし書の政令で定める特別の場合には、次に掲げる場合とする。
- 一 前条第二項に規定する休養施設、同条第四項に規定する運動施設、同条第五項に規定する教養施設、同条第八項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設又は自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）に規定する都道府県立自然公園の利用のための施設である建築物（次号に掲げる建築物を除く。）を設ける場合
 - 二 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち次のイからハまでのいずれかに該当する建築物を設ける場合
 - イ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして国土交通省令で定める建築物
 - ロ 景観法（平成十六年法律第百十号）の規定により景観重要建造物として指定された建築物
 - ハ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物
- 三 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として国土交通省令で定めるものを設ける場合
- 四 仮設公園施設（三月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前三号に規定する建築物を除く。）を設ける場合
- 2 地方公共団体の設置に係る都市公園についての前項第一号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができるとする。
- 3 地方公共団体の設置に係る都市公園についての第一項第二号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の二十を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができるとする。
- 4 地方公共団体の設置に係る都市公園についての第一項第三号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の二を限度として同項本文又は前二項の規定により認められる建築面積を超えることができるとする。
- 5 地方公共団体の設置に係る都市公園についての第一項第四号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項本文又は前三項の規定により認められる建築面積を超えることができるとする。
- 6 地方公共団体の設置に係る都市公園についての認定公募設置等計画に基づき公募対象公園施設である建築物（第一項各号に規定する建築物を除く。）を設ける場合に関する法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができるとする。
- 7 国の設置に係る都市公園についての法第四条第一項ただし書（法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める範囲については、第二項から前項までの規定を準用する。
- （都市公園に関する費用の補助額）
- 第三十一条** 法第二十九条の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、都市公園の新設又は改築に要する費用のうち、次に掲げる公園施設の新設、増設又は改築に要する費用にあつては当該費用の額に二分の一を乗じて得た額とし、都市公園の用地の取得に要する費用にあつては当該費用の額に三分の一を乗じて得た額とする。
- 一 園路又は広場
 - 二 修景施設
 - 三 休養施設のうち、休憩所、ベンチ、野外卓、キャンプ場その他これらに類するもの
 - 四 遊戯施設のうち、ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒歩池その他これらに類するもの

五 運動施設（ゴルフ場及びゴルフ練習場並びにこれらに附属する工作物並びに第五条第四項第二号に掲げる運動施設を除く。）

六 教養施設のうち、次の又は口のいずれかに該当するもの
イ 自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、
野外劇場、野外音楽堂、体験学習施設その他これらに類するもの

ロ 古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いもの（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第八条に規定する認定歴史的風致維持向上計画に同法第五条第二項第三号ロに掲げる事項としてその新設又は改築が定められたものに限る。）

七 便益施設のうち、駐車場、園内移動用施設、便所、時計台、水飲み場、手洗場その他これらに類するもの

八 管理施設のうち、門、さく、管理事務所、苗烟、照明施設、ごみ処理場、水道、井戸、暗渠、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設その他これらに類するもの

九 第五条第八項に掲げる施設のうち、展望台又は同項に規定する備蓄倉庫その他の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設（避難地又は避難路となる都市公園（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画その他これに準ずる防災に関する計画において定められたものに限る。）に設けられるものに限る。）

都市公園法施行規則（抜粋）

（昭和三十一年建設省令第三十号）

最終更新：平成二十九年八月二日公布

（平成二十九年国土交通省令第四十九号）改正

最終改正：令和元年5月7日号外 土国交通省令第1号

〔水害予防組合法による予算調製の式及び費用流用その他財務に関する件等の一部を改正する省令一六条による改正〕

（災害応急対策に必要な公園施設）

第一条の二 令第五条第八項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設は、耐震性貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポート、係留施設、発電施設及び延焼防止のための散水施設とする。

（歴史上又は学術上価値の高い建築物）

第一条の三 令第六条第一項第二号イの国土交通省令で定める歴史上又は学術上価値の高い建築物は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第百八十二条第二項の条例の定めるとおり歴史上又は学術上価値の高いものとして現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物とする。

景観法（抜粋）

（平成十六年法律第百十号）

最終改正：平成30年5月18日法律第23号

第一章 規則

（目的）

第一条 この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 良好的な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恩恵を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。

2 良好的な景観は、地域の自然、歴史、文化等人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされることをを通じて、その整備及び保全が図られなければならない。

3 良好的な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。

4 良好的な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向むけて一貫的な取組がなされなければならない。

5 良好的な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

（定義）

第七条 この法律において「景観行政団体」とは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項及び第九十八条第一項において「指定都市」という。）の区域にあっては指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項及び第九十八条第一項において「中核市」という。）の区域にあっては中核市、その他の区域にあっては都道府県をいう。ただし、指定都市及び中核市以外の市町村であつて、第九十八条第一項の規定により第二章第一節から第四節まで、第四章及び第五章の規定に基づき事務（同条において「景観行政事務」という。）を処理する市町村の区域にあっては、当該市町村をいう。

（届出及び勧告等）

第十六条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしよ

うとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第四号に掲げる行為においては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施工方法、着手予定日その国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

三 都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他の政令で定める行為

四 前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

3 景観行政団体の長は、前二項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に關し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

4 前項の勧告は、第一項又は第二項の規定による届出があつた日から三十日以内にしなければならない。

5 前各項の規定にかかるわざ、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第一項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。

7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。

一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三 景観重要建造物について、第二十二条第一項の規定による許可を受けて行う行為

四 景観計画に第八条第二項第四号に掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為

五 景観重要公共施設について、第八条第二項第四号ハ

(1) から(7) までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為

十 地区計画等（都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）の区域（地区整備計画（同法第十二条の五第二項第一号に規定する地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十二条第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、防災街区整備地区整備計画（同法第三十二条第二項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、歴史的風致維持

向上地区整備計画（地域における歴史的風致の維持及び

向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第三十二条第二項第一号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項第一号に規定する沿道地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）又は集落地区整備計画（集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第五条第三項に規定する集落地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）が定められている区域に限る。）内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為

十一 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

景観法施行令（抜粋）

（平成十六年政令第三百九十八号）

最終更新：平成二十七年十一月二十六日公布

（平成二十七年政令第三百九十二号）改正

（届出をしない景観計画区域内における通常の管理行為、軽易な行為その他の行為）

第八条 法第十六条第七項第一号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等

二 仮設の工作物の建設等

三 次に掲げる木竹の伐採

イ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

ロ 病枯した木竹又は危険な木竹の伐採

ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

ニ 仮植した木竹の伐採

ホ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

四 前三号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

ロ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

(1) 建築物の建築等

(2) 工作物（当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定める工作物を除く。）の建設等

(3) 木竹の伐採

(4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（国土交通省令で定める高さのものを除く。）

(5) 特定照明

ハ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

- (1) 建築物の建築等
- (2) 高さが一・五メートルを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
- (3) 用排水施設（幅員が二メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道の設置
- (4) 土地の開墾
- (5) 森林の伐倒
- (6) 水面の埋立て又は干拓

（届出を要しない地区計画等の区域内で行う行為）

第九条 法第六十六条第七項第十号の政令で定める行為は、法第八条第四項第二号の制限で景観計画に定められたものの全てが法第六条第七項第十号の地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画において定められている場合における同号の地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築若しくは増築、工作物の新設、改築若しくは増築又は建築物若しくは工作物の形態意匠の変更とする。

（届出を要しないその他の行為）

第十条 法第六十六条第七項第十一号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 景観計画に定められた開発行為又は第二十一条各号に掲げる行為の制限のすべてについて法第七十三条第一項又は第七十五条第二項の規定に基づく条例で第二十二条第三号イ又はロ（第二十四条において準用する場合を含む。）の制限が定められている場合におけるこれらの条例の規定による許可又は協議に係る行為
- 二 景観計画に定められた建築物の建築等又は工作物の建設等の制限のすべてについて法第七十五条第一項の規定に基づく条例で第二十三条第一項第一号の制限が定められている場合における当該準景観地区内で行う建築物の建築等又は工作物の建設等

- 三 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第四十三条第一項若しくは第二百五十五条第一項の許可若しくは同法第八十一条第一項の届出に係る行為、同法第六十七条第一項の通知に係る同項第六号の行為若しくは同法第六十八条第一項の同意に係る同項第一号の行為又は文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）第四条第二項の許可若しくは同条第五項の協議に係る行為

- 四 屋外広告物法（昭和二十四年法律第二百八十九号）第四条又は第五条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲げる物件の設置

香川県都市公園条例（抜粋）

（昭和39年3月31日条例第20号）

（行為の制限）

第3条 都市公園において次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 業として物を販売し、写真を撮影し、その他営業行為をすること。
- (2) 募金をすること。
- (3) 映画会、競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- (4) 有料公園施設（県が設け、又は管理する公園施設で有料で利用せるものをいう。以下同じ。）で規則で定めるものにおいて広告を表示すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他の知事の指示する事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を知事に提出してその許可を受けなければならない。

4 知事は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は第3項の許可を与えることができる。

5 知事は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理のために必要な範囲内で条件を附すことができる。

（行為の禁止）

第5条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (2) 土地の形質を変更すること。
- (3) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること（第3条第1項第4号に掲げる行為を除く。）
- (4) 前3号に規定するもののほか、公園施設を損傷し、又は汚損すること。
- (5) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又はとめておくこと。
- (8) 指定された場所以外の場所で野営をすること。
- (9) 指定された場所以外の場所でたき火又は炊さんをすること。
- 2 都市公園においては、前項各号に掲げる行為のほか、その利用者等に著しい迷惑をかける行為若しくは危害を及ぼすおそれのある行為又はその管理上著しく支障となる行為をしてはならない。

高松市都市公園条例

昭和 61 年 3 月 27 日条例第 22 号

最終改定：平成 31 年 3 月 28 日条例第 72 号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号。以下「法」という。）法に基づく命令及び他の条例に定めるもののほか、本市の都市公園（以下「公園」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(都市公園の設置基準)

第1条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第1条の4に定めるところによる。

(市民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第1条の3 都市公園の市民1人当たりの敷地面積の標準は、10 平方メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の市民1人当たりの敷地面積の標準は、5 平方メートル以上とする。

(都市公園の配置及び規模の標準)

第1条の4 次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて本市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内外に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内外に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、その敷地面積は、0.25 ヘクタールを標準として定めること。
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、その敷地面積は、2 ヘクタールを標準として定めること。
- (3) 主として徒歩圏域内外に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内外に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、その敷地面積は、4 ヘクタールを標準として定めること。
- (4) 主として本市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるよう配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようその敷地面積を定めること。

- 2 主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項

各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるよう配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の建築面積の基準)

第1条の5 法第4条第1項の条例で定める割合は、100 分の 2 とする。

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第1条の6 都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号。以下「政令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の 100 分の 10 を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

2 政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の 100 分の 20 を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

3 政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の 100 分の 10 を限度として前条又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

4 政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の 100 分の 2 を限度として前条又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

第2章 公園の管理

(行為の制限)

第3条 公園において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品を販売し、又は頒布すること。
 - (2) 業として写真、映画等を撮影すること。
 - (3) 興行を行うこと。
 - (4) 運動会、競技会、集会、展示会、博覧会、演奏会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならぬ。
- 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に

支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は第3項の許可を与えることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付すことができる。

(許可の特例)

第4条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第5条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 島嶼魚類等を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は廣告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ自動車、二輪車、自転車等を乗り入れ、又は止めおくこと。
- (8) 指定された場所以外で火気を使用すること。

(利用の禁止又は制限)

第6条 市長は、公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第7条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項
 - ア 設置の目的
 - イ 設置の期間
 - ウ 設置の場所
 - エ 公園施設の構造
 - オ 公園施設の管理の方法
 - カ 工事実施の方法
 - キ 工事の着手及び完了の時期
 - ク 公園の復旧方法
 - ケ その他市長の指示する事項
- (2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項
 - ア 管理の目的
 - イ 管理の期間
 - ウ 管理する公園施設
 - エ 管理の方法
 - オ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項
2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 占用物件の管理方法
- (2) 工事実施の方法
- (3) 工事の着手及び完了の時期
- (4) 公園の復旧方法
- (5) その他市長の指示する事項

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第8条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更是、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の模様替えで、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの

(添付書類)

第9条 公園施設の設置若しくは公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に市長の指示する書類を添付しなければならない。

第3章 雜則

(届出)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により、公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 第11条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(権利譲渡の禁止)

第13条 公園使用者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料の徴収)

第14条 使用料は許可と同時に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、市長が定める期限までに納入することができる。

2 使用期間が長期にわたる場合は、前項の規定にかかわらず、毎会計年度ごとに徴収する。

(使用料の額)

第15条 別表第1に規定する使用料は、次の基準に基づいて、同表に掲げる額に使用期間、使用面積等を乗じて算出する。この場合において、1件の使用料が100円に満たないときは100円とし、100円を超える使用料の10円未満の端数は切り捨てる。

- (1) 年額のものの使用期間が1年未満のとき、又はその使用期間に1年未満の端数があるときは、月割りとする。この場合において、使用開始の日が属する月及び使用終了の日が属する月は、それぞれ1月分とする。
- (2) 使用料の額が日を単位として定められている場合は、1日未満の端数は1日とみなして算出する。
- (3) 使用料の額が時間単位として定められている場合は、1時間未満の端数は1時間とみなして算出する。
- (4) 使用料の額が面積又は長さを単位として定められている場合は、1平方メートル未満の端数は1平方メートルに、1メートル未満の端数は1メートルに、それぞれ切り上げる。

2 前項の規定にかかわらず、使用期間が1月に満たないもの(電源を使用する場合にあっては、その使用期間が1月以上のものを含む。)の使用料については、同項の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。

(使用料の減免)

第16条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第17条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいづれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 災天災地変その他使用者の責めに帰すことのできない理由で使用できなかったとき。
- (2) 市の都合で使用の許可を取り消したとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めたとき。

(損害賠償)

第18条 公園使用者が、自己の責めに帰すべき理由により、公園施設・設備等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに市長に届け出て、市長の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第20条 公園の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 市長は、法人その他の団体であって、次に掲げる指定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、議会の議決を経て指定管理者として指定することができる。

- (1) 公園の平等な利用が確保されること。
- (2) 公園の管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)の内容が、公園の効用を十分に發揮するとともに

公園の管理に係る経費の縮減が図られるものであることを。

- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有すること。
- (4) その他公園の設置の目的を効果的に達成するため市長が必要と認める基準

3 前項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 4 市が資本金、基本金その他のこれらに準ずるもの2分の1以上を出資している法人又は公共団体若しくは公共の団体を指定することが適當であると市長が認める特別の理由がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「法人その他の団体」とあるのは、「第4項に規定する法人又は公共団体若しくは公共の団体」とすることができる。

5 指定管理者は、次の各号に掲げる公園の区分に応じ当該各号に定める業務を行うものとする。

- (1) 次号に掲げる公園以外の公園 公園の維持管理に関する業務

6 第1項の規定により前項第2号に掲げる公園の管理を指定管理者に行わせる場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第9条の3第2項から第4項まで及び第11条の規定の適用については、第9条の3第2項から第4項までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第11条中「市長」とあるのは「市長(第20条第5項第2号アに定める業務に係るものにあっては、指定管理者)」とする。

- (2) 指定管理者が公園の管理を開始する日前に第9条の3第2項から第4項まで及び第11条の規定によりなされた処分、手続その他の行為で、当該指定管理者の業務に係るものは、同日以後においては、前号の規定により読み替えて適用される第9条の3第2項から第4項まで及び第11条の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

7 指定管理者は、法令、条例及び条例に基づく規則並びに市長の定めるところに従い、公園の管理を行わなければならぬ。

高松市都市公園条例施行規則

昭和61年3月27日規則第13号

最終改定: 平成27年3月31日規則第41号

(指定管理者が行う業務等)

第9条 条例第20条第5項第2号イの規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 公園の維持管理
- (2) 公園の利用に関する業務のうち、次に掲げるものア 高松市会計規則(昭和39年高松市規則第34号)
第44条及び第85条の規定により行う業務に係るもの

イ 次項の規定により読み替えて適用する第10条第3号及び第6号の規定により係員が行う業務に係るもの
ウ その他市長が必要と認める業務

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年1月10日から施行する。

(高松市玉藻公園条例施行規則及び高松市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

- 2 高松市玉藻公園条例施行規則及び高松市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則(平成17年高松市規則第57号)の一部を次のように改正する。

高松市玉藻公園条例

昭和30年4月1日条例第10号

最終改正：平成31年3月28日

(設置)

第1条 都市公園法(昭和31年法律第79号)に基づく都市公園として、高松市立玉藻公園(以下「公園」という。)を高松市玉藻町2番1号に設置する。

(入園料)

第2条 公園に入園しようとする者は、別表に規定する入園料を納付しなければならない。

(使用許可)

第3条 放雲閣を使用しようとする者及び月見櫓(やぐら)等に登閣しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更する場合も、同様とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしない。

- (1) 秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公園内の施設、設備等(以下「施設」という。)を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他公園の管理上支障があると認められるとき。

3 市長は、公園の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付すことができる。

(使用許可の取消し、使用的停止等)

第3条の2 市長は、前条第1項の許可をした後において、同条第2項各号のいずれかに該当する理由が生じたとき、又は同条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、若しくは使用を停止させ、又は同項の許可に付した条件を変更することができる。この場合において、使用者が損害を負わなくても、市長は、その責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 前条第3項又はこの条の規定により前条第1項の許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 虚偽のその他不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。

(使用料の納付)

第4条 第3条第1項の許可を受けて放雲閣を使用する者は、別表に規定する使用料を当該許可の際に前納しなければならない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、当該使用料を後納させることができる。

(原状回復の義務)

第5条 使用者は、使用を終わったとき、又は中止したときは、当該許可に係る使用期限までに、施設等を原状に回復しなければならない。第3条の2の規定による許可の取消し又は使用的の停止を受けたときも、同様とする。

2 市長は、使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、使用者に代わり原状に回復する。この場合において、使用者は、当該原状回復に要した費用を負担しなければならない。

(利用の制限)

第5条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、公園への入園を拒み、又は公園からの退園を命ぜることができる。

- (1) 秩序を乱し、若しくは公益を害し、又はそのおそれがあると認められる者
- (2) 施設等を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) その他公園の管理上支障があると認められる者

(損害賠償)

第5条の3 公園の入園者又は使用者は、自己の責めに帰すべき理由により、施設等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(入園料及び使用料の返還)

第6条 既納の入園料及び使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又是一部を返還することができる。

- (1) 天災地変その他使用者の責めに帰すことのできない理由で使用できなかつたとき。
- (2) 市の都合で使用的許可を取り消したとき。
- (3) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(入園料及び使用料の減免)

第7条 市長が特に必要と認める者に対しては、入園料及び使用料を減免することができる。

(玉藻公園管理委員会)

第8条 公園の管理運営に関し市長の諮問に応じるため、玉藻公園管理委員会を置く。

(管理)

第9条 前各条に規定するもののほか、公園内行為等の許可、当該許可に係る使用料の徴収その他の公園の管理については、高松市都市公園条例(昭和61年高松市条例第22号)第3条から第18条まで(第9条の2及び第9条の3を除く。)の規定を準用する。

(指定管理者による管理)

第10条 公園の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定

- 管理者」という。)に行わせることができる。
- 2 市長は、法人その他の団体であって、次に掲げる指定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、議会の議決を経て指定管理者として指定することができる。
- (1) 公園の平等な利用が確保されること。
 - (2) 公園の管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）の内容が、公園の効用を十分に發揮するとともに公園の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有すること。
 - (4) その他公園の設置の目的を効果的に達成するため市長が必要と認める基準
- 3 前項の規定による指定を受けようとするものは、申請書事業計画書の他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 4 市が資本金、基本金その他これらに準ずるもの2分の1以上を出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体を指定することが適当であると市長が認める特別の理由がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「法人その他の団体」とあるのは、「第4項に規定する法人又は公共団体若しくは公共的団体」とすることができる。
- 5 指定管理者は、次に掲げる業務を行ふものとする。
- (1) 使用許可及びその変更の許可、使用許可の取消し並びに使用の停止に関する業務
 - (2) 入園の拒否及び退園の命令に関する業務
 - (3) 公園の維持管理その他の規則で定める業務
- 6 第1項の規定により公園の管理を指定管理者に行わせる場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第2条、第4条、第6条及び第7条の規定は適用せず、第3条、第3条の2及び第5条の2の規定の適用については、第3条、第3条の2前段及び第5条の2中「市長」とあるのは「指定管理者」とし、第3条の2後段中「市長」とあるのは「市長及び指定管理者」とする。
 - (2) 指定管理者が公園の管理を開始する日前に第3条、第3条の2及び第5条の2の規定によりなされた処分、手続その他の行為で、当該指定管理者の業務に係るものには、同日以後においては、前号の規定により読み替えで適用される第3条、第3条の2及び第5条の2の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 7 指定管理者は、法令、条例及び条例に基づく規則並びに市長の定めるところに従い、公園の管理を行わなければならない。
- (利用料金)
- 第 11 条 前条第1項の規定により公園の管理を指定管理者に行わせる場合においては、指定管理者は、公園に入園しようとする者及び同条第6項の規定により読み替えて適用される第3条第1項の規定による使用の許可（披雲閣の使用に係るも
- のに限る。）を受けた者から利用料金を自己の収入として受けるものとする。
- 2 利用料金は、別表に規定する入園料及び使用料の額を超えない範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- (利用料金の納付)
- 第 12 条 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- 2 指定管理者が既に収入として收受した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- (利用料金の減免)
- 第 13 条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- (指定管理者の指定の取消し等があった場合における利用料金の取扱い)
- 第 14 条 市長は、指定管理者の指定を取り消したとき、又は第10条第5項に規定する業務の全部若しくは一部（利用料金の收受を含む場合に限る。）の停止を命じたときは、新たに指定管理者を指定し、若しくは当該停止の期間が終了するまでの間又は市長が必要があると認める期間において、第11条第2項の利用料金の額を公園の入園料及び使用料として徴収する。
- 2 前2条の規定は、前項の入園料及び使用料について準用する。
- (委任)
- 第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。
- 第6節 専門会議（類似機関）設置根拠
- 本保存活用計画の作成に当たり助言・指導を得た史跡高松城跡整備会議の設置において、根拠となつた要綱等を以下に抜録する。

第2節 その他

史跡等における歴史的建造物の復元の在り方に関するワーキンググループ 天守等の復元の在り方について（取りまとめ）

令和元年8月

1.はじめに－史跡等における歴史的建造物の再現¹の意義－

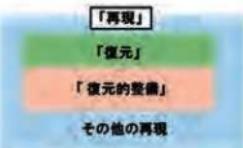
- 往時の歴史的建造物が失われ、大地に遺された遺構のみとなっている史跡等においては、その本質的価値が理解されにくく、歴史像が描かれづらい場合がある。
- そのような史跡等において、歴史的建造物を適切に復元等することは、国民が文化財の価値を享受することにつながるものである。
- 多種多様な史跡等（近世城郭等）は重要な文化資源であり、効果的に再現することにより、歴史と文化の資源を活かした地域づくりが期待でき、市民の誇りの醸成や観光資源としての魅力向上につながる。
- 平成29年に出された文化審議会第一次答申においても、
 - ・「文化財の持つ潜在的な力を一層引き出し、多くの参画を得ながら社会全体で文化財を支えていくためにも、文化財の魅力の発信強化が必要である。」
 - ・「史跡における復元建物は…（中略）…その価値を広く知ってもらうためのものであり、適切に行われるのであれば文化財の積極的な活用に資するものである。」
 - ・「天守復元の動向など、地方公共団体の実態を含め全国的な動向を把握した上で、復元建物の在り方について積極的に調査検討することが必要である。」と答申されている。このため、史跡等における歴史的建造物の復元の在り方に関するワーキンググループでは、近世城郭における天守等の復元などを中心に、史跡等における歴史的建造物の復元の在り方について検討を行った。
- なお、残存する遺構は再現不可能な貴重な遺産であるため、再現に当たって、史跡等の遺構を破壊しないということは前提であり、再現の検討に先立って、遺構への影響について検証しておくことが必要である。
- 国指定文化財のみならず、地方指定や未指定の文化財においても、遺跡上の歴史的建造物の再現を含めた保存・活用がなされているが、これらの取組が遺跡にとってより有効なものとなるよう、本とりまとめを参考した上で検討を進めることができることを望ましい。

¹ 本報告書では、歴史的建造物の再現について、次のように用語を使い分けることとする。

- ・「復元」 …史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準に基づき、往時の規模・構造・形式等を忠実に再現する行為
- ・「復元的整備」 …史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準に基づき、利活用の観点から、外観を忠実に再現しつつ、内部の意匠・構造を一部変更して再現する行為
- ・「再現」 …「復元」、「復元的整備」その他の再現の総称

※なお、史跡等に整備される建造物には、

- ・史跡等の構成要素となっている現存する歴史的建造物
- ・「復元」、「復元的整備」により往時の歴史的建造物を再現した建造物
- ・トイレ、休憩所などの便益施設や管理施設
- などがある。



2. 史跡等における歴史的建造物の「復元」の在り方（「復元」についての基本的な考え方）

- 史跡等の価値や歴史的事実を正しく伝えていくため、「復元」は史資料や十分な研究成果を踏まえた学術性に裏打ちされていなければならない。その際、「復元」は遺跡全体を視野に入れて丁寧に考えなければならない。
- 国際的には、「修復の目的は、（中略）オリジナルな材料と確実な資料に基づく」必要があり、「推測による修復を行ってはならない」（ベニス憲章第9条）等としながらも、各国ではやむを得ない場合に再現を行うなど、様々な対応がなされている。
- 我が国でも、国際憲章等に示された考え方を尊重しつつ、発掘調査の成果や信頼性のある史資料等を根拠とし、多角的で十分な分析及び検討を踏まえて「復元」を実施してきた（「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」（以下、「復元基準」という。）参照）。
- このため、「復元」に係る「復元基準」については、今後も維持していくことが適当と考えられる。
- なお、「復元基準」において、「復元」は、往時の歴史的建造物に関する詳細な史資料から、「復元する歴史的建造物の遺跡の位置・規模・構造・形式等について十分な根拠があり、復元後の歴史的建造物が規模・構造・形式等において高い蓋然性を持つこと」を確認しつつ、史跡等の本質的価値の理解にとって有意義であること等を含めて総合的な判断を行うこととなっており、100%忠実に再現するということはあり得ないものの、技術的には「忠実性」を軸にその基準が定められている。

3. 「復元」に合致しない、現存しない歴史的建造物の史跡等における再現について

（1）意義

- 現存しない歴史的建造物の史跡等における再現について、史跡等を正確に理解する目的に加え、どのような意義が付与されてきたか明らかにすべきであるところ。
 - ・地域の事例を見ると、様々な再現手法を交えて総合的な整備がなされ、歴史的建造物の再現が史跡等の本質的価値の理解や往時を体感することの実現に貢献していることはもちろん、波及的に、まちづくりの中核としての役割や観光振興の柱としての役割を果たしていること
 - ・個別の事案によって意匠・形態の詳細な部分の忠実度や整備手法は多様であるものの、「復元基準」にいう「復元に合致しないものも含めた再現により、史跡等の魅力向上等に繋がっている例があることなどが確認された。
- 「復元的整備」をはじめ、「復元」に合致しない、現存しない歴史的建造物の史跡等における再現としては、例えば、便益的な機能が入った歴史的建造物として整備することや、にぎわい創出のための活動にも転用できる歴史的建造物として整備すること等が考えられる。このような「復元」以外の再現については、「復元」と比べて意匠・形態の詳細な部分の忠実度等に差はあるものの、適切に整備が行われれば、史跡等の本質的価値の理解促進に加え、上述のような意義も認められると考えられる。

（2）「復元」に合致しない、現存しない歴史的建造物の再現に関する指針の必要性

- 地域振興や観光振興も視野に入れた地方公共団体等からの天守等の再現に向けた要望があるものの、史資料等の現存状況は個々の案件ごとに違う。
- 「復元基準」には、2.で挙げた「復元」のほか、外觀を復元しつつ、屋内の利活用の観点から内部の意匠・構造を変更して、建築物その他の工作物を遺跡の直上に再現する「復元的整備」について規定している。
- 史跡等においては、「復元的整備」を含め、「復元」以外の再現がなされてきたにも関わらず、「復元基準」において再現の在り方が明示されているのは、「復元」と「屋内の利活用の観点から内部の意匠・構造を変更する「復元的整備」についてのみである。
- 歴史的建造物の「復元」については、「復元基準」において忠実度を軸にして詳細な基準が定められ、「復元」



に必要な事項や手順がある程度明確になっており、往時の歴史的建造物を可能な限りありのままに体感するための有効な指針といえる。

- 他方、「復元基準」においては「復元的整備」の定義がなされているものの、現状では「復元基準」を参考にして検討するということ以上の規定はない。このため、現行の「復元基準」は、「復元的整備」の目的である史跡等の「利活用」を実現し、目的を達成する効果を引き出すために有効な指針になっているとはいえない。
- 以上のことから、史跡等の本質的価値の理解促進を図りつつ、魅力向上に貢献するための再現に役立つ指針が、「復元」に係る基準以外にはない状態といえる。このため、現存しない歴史的建造物の史跡等における再現の整備目的・効果を踏まえ、現行の「復元基準」で定義されている「復元的整備」に加え、「復元」以外の再現についての許容範囲や内容などを明らかにし、新たな「復元的整備」として明確にする必要がある。

(3) 「復元」に合致しない、現存しない歴史的建造物の再現の在り方

- これまで、調査を尽くしても史資料が満足に揃わない場合の再現や、史跡等の利活用の観点等から構造等の一部を変更して行う再現がなされてきた。
- 「復元」に合致しない再現としては、
 - ① 史跡等の利活用の観点等の事情から、内部・外部の構造等の一部を変更して行う再現
 - ② 調査を尽くしても史資料が満足に揃わない場合の、現存しない歴史的建造物の再現であって、内部・外部の意匠・構造の一部が往時のそれとは異なるもの（類似の建造物などを参考に整備する場合など）などが想定される。
- 現状では、「復元的整備」についての具体的な基準ではなく、こうした再現を行うに当たっては、「復元基準」を参考にしつつ、当該史跡等の本質的価値の継承及び理解促進の観点から検討を行うこととされているが、同基準は、主に忠実性の観点から「復元」として適切かどうかを定めているものである。
- このため、「忠実性」という観点以外の目的（例えば、史跡の利活用の観点等）を持つ再現について基準を明確にし、史跡等の保存・活用が効果的になされるように、その手順や留意点を示すことが必要であると考えられる。
- なお、忠実度を主な観点としている現状の「復元」と比較して考えると、再現を行う往時の歴史的建造物の位置・規模・構造・形式等が確認され、調査研究が尽くされることが求められるのはいうまでもないが、「復元」に合致しない歴史的建造物の再現に当たっては、

 - ・史資料が不十分な場合には、どのように再現したのかのプロセスを明示する必要がある。
 - ・明らかに史資料等の根拠が薄く、再現すべきでない場合や平面表示にとどめておくべき場合がある。このため、まず史跡等の本質的価値の理解促進のために再現が一番良い方法なのか、復元・復元的整備の類型やそのどちらにも当たらない場合に、どのような留意事項を遵守すべきか整理する必要がある。
 - ・可能な限り忠実性を追求し、再現される歴史的建造物の質を確保するように促すためのインセンティブを考えなければならない。などの問題提起が出された。

- これらも踏まえて、「復元」に合致しない再現に当たっての手順と留意事項を以下のとおり示すこととする。
 - ・再現の目的・効果を整理し、それを実現するための手順・留意事項
 - ・史資料が一部不明確な場合、一部構造等を変更して再現するに当たっての手順・留意事項

(4) 「復元」に合致しない、現存しない歴史的建造物の再現に必要な手順等

- 「復元」に合致しない再現については、遺跡全体を理解しやすくするために、再現の目的・効果を整理し、再現後の歴史的建造物の具体的かつ効果的な利活用方法を検討し、それに応じてどのように歴史的建造物が再現されるか整理しておくことが重要である。
- 一つの再現案に拘らず、多様な再現案を丁寧に検証することが必要である。
- 再現に向けて様々な資料整理がなされるにも関わらず、その資料を公表等するルールが徹底されていないため、

再現のために収集した史資料や検討プロセスを記録に残し、公表することが必要である。このため、以下の手順を踏むことが必要である。

【手順】

- 様々な整備手法のうち、歴史的建造物を再現することが史跡等の本質的価値の理解促進や史跡等の保存・活用の推進に最も資すると明らかにすること
- 史資料を十分に検討のうえ、以下の記載事項を盛り込んだ史跡等全体の保存活用計画・史跡等全体の整備計画を策定すること
 - ① 再現の目的・効果
 - ② 再現後の具体的な利活用方法
 - ③ 再現が史跡等の本質的価値の理解促進や史跡全体の保存・活用の推進に寄与すること
 - ④ 具体的な再現案
- 歴史的建造物の再現案を多角的に検討できる体制・実施体制を整備すること
- 往時の意匠・構造等や工法・技法を検証し、それを採用しない部分について、史跡等の価値の理解促進や史跡等の保存・活用の効果と比較衡量すること
- 再現に当たって史資料を収集するほか、検討プロセスについて記録に残し、公表すること

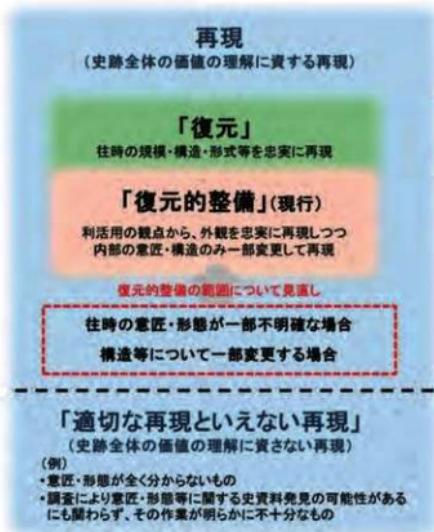
また、以下事項について留意することが必要である。

【留意事項】

- 史跡等における歴史的建造物の再現に当たっては、史跡等の保存・活用との関係で、その効果を実際に理解してもらえるものでなければならない。
- 再現後も継続的に再現の効果を検証することが必要である。
- 往時の姿が不明確な部分等については、その旨を明示するとともに、再現に当たって採用した意匠・形態についての経緯・考証を明示すること。
- 史跡等の本質的価値の理解促進等を阻害するような、往時の機能からあまりにもかけ離れた便益機能を付加する場合は、本丸などの中心機能・史跡等の象徴的空間を避けすること。
※「復元」においても、上記手順や留意事項に配慮することが必要である。

(5) 適切な再現といえない再現について

- 史跡等における歴史的建造物の再現については、史跡等の価値の理解の観点等から、以下のように再現を行ふべきでない場合を明示する必要がある。
 - ・遺構が検出されないにも関わらず、推測により往時の歴史的建造物を再現する場合
 - ・意匠・形態等が全く分からぬもの
 - ・調査により意匠・形態等に関する史資料発見の可能性があるにも関わらず、その作業が明らかに不十分なもの
 - ・史跡等の理解を妨げることに繋がる歴史的建造物の再現
 - ・もっぱら展望施設としての機能など、集客のみに着目した再現 等
- なお、史跡等における再現は、史跡等の価値の理解を高める場合に行われる事が望ましいため、史跡等の価値を減損するものであってはならないことは言うまでもなく、再現の検討に先立って、遺構への影響について検証しておくことが必要である。



現行の「復元基準」を引き続き維持

現行の「復元基準」の「復元的整備」のほか
・往時の意匠・形態が一部不明確な場合
・構造等について一部変更する場合
において再現を行う際には、
「歴史的建造物の再現案を多角的に検討
できる体制や実施体制を整備すること」「歴史的建造物の再現の検討プロセスに
ついて記録に残し、公表すること」
などの手順を踏む必要があるほか
「再現の効果が理解されるものであること」「往時の姿が不明確な部分等については、
その旨を明示するとともに、実際に再現した意匠・形態についての検討経緯・考証を
分かるように明示すること」
などの留意事項を遵守することが必要

4. 再現された歴史的建造物について

(1) 再現された歴史的建造物の価値について

- 史跡等において再現された歴史的建造物は文化財保護法上直ちに文化財として扱われるわけではなく、史跡等の文化財に準じた、価値を伝えるための手段（プレゼンテーション）としての複製品（レプリカ）と捉えられる。
○他方で、様々な再現が行われている中で、忠実性を追求し、再現される歴史的建造物の質が確保されるよう、
適切に再現された歴史的建造物については、適切な評価を与えることが適当である。

(2) 再現された歴史的建造物の評価の在り方について

- 歴史的建造物の再現には、質の確保が必要であり、このため、例えば、以下のような仕組みについて検討すべきである。
- ・忠実性の軸では、優良な復元の取組について評価する仕組み（主体、評価軸等）
 - ・利活用等の観点から再現された歴史的建造物について、再現後数年間が経過した後に評価する仕組み（主体、評価軸等）

史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準

令和2年4月17日
文化審議会文化財分科会決定

史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準について、以下のとおり定める。

I. 復元

1. 定義

「歴史的建造物の復元」とは、今は失われて原位置に存在しないが、史跡等の保存活用計画又は整備基本計画において当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物の遺跡（主として遺構。以下「遺跡」という。）に基づき、当時の規模（桁行・梁行等）・構造（基礎・屋根等）・形式（壁・窓等）等により、遺跡の直上に当該建築物その他の工作物を再現する行為をいう。

2. 基準

歴史的建造物の復元が適当であるか否かは、具体的な復元の計画・設計の内容が次の各項目に合致するか否かにより、総合的に判断することとする。

(1) 基本的事項

- ア. 当該史跡等の本質的価値の理解にとって有意義であること。
- イ. 当該史跡等の本質的価値を理解する上で不可欠の遺跡の保存に十分配慮したものであること。
- ウ. 復元以外の整備手法との比較衡量の結果、国民の当該史跡等の理解・活用にとって適切かつ積極的の意味をもつと考えられること。
- エ. 保存活用計画又は整備基本計画において、当該史跡等の保存管理・整備活用に関する総合的な方向性が示され、歴史的建造物の復元について下記の観点から整理されていること。
 - ① 復元の対象とする歴史的建造物の遺跡が史跡等の本質的価値を構成する要素として特定されていること。
 - ② 当該史跡等の歴史的・自然的な風致・景観との整合性が示されていること
 - ③ 復元後の管理の方針・方法が示されていること

(2) 技術的事項

- ア. 当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代における史資料の作成・残存状況等も踏まえ、次の各項目の資料により、復元する歴史的建造物が遺跡の位置・規模・構造・形式等について十分な根拠をもち、復元後の歴史的建造物が規模・構造・形式等において高い蓋然性をもつこと。
 - ① 発掘調査等による当該歴史的建造物の遺跡に関する資料等
 - ② 歴史的建造物が別位置に移築され現存している場合における当該建造物の調査資料
 - ③ 歴史的建造物が失われる前の調査・修理に係る報告書・資料等
 - ④ 歴史的建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等で、精度が高く良質の資料（歴史的建造物が失われた時代・経緯等によって、復元に求めるべき資料の精度・質に違いがあることを考慮することが必要）
 - ⑤ 歴史的建造物の構造・形式等の蓋然性を高める上で有効な現存する同時期・同種の建造物、又は現存しない同時期・同種の建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等の資料
- イ. 原則として、復元に用いる材料・工法は同時代のものを踏襲し、かつ当該史跡等の所在する地方の特性等を反映していること。

(3) 配慮事項

- ア. 歴史的建造物の構造及び設置後の管理の観点から、防災上の安全性を確保すること。
※防火対策については「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」に基づいて対策を講じること
- イ. 復元のための調査の内容、復元の根拠、経緯等を報告書により公開するとともに、その概要を復元後の歴史的建造物の内部又はその周辺に掲出し、それぞれについて文化庁に報告すること。特に復元に係る調査



研究の過程で複数の案があった場合には、他の案の内容、当該案の選択に係る検討の内容、復元の内容等を必ず記録に残し、正確な情報提供に支障が生じないようにすること。

II. 復元的整備

1. 定義

今は失われて原位置に存在しないが、史跡等の保存活用計画又は整備基本計画において当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物を遺跡の直上に次のいずれかにより再現する行為を「歴史的建造物の復元的整備」という。

ア. 史跡等の本質的価値の理解促進など、史跡等の利活用の観点等から、規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部を変更して再現することで、史跡等全体の保存及び活用を推進する行為

イ. 往時の歴史的建造物の規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部について、学術的な調査を尽くしても史資料が十分に揃わない場合に、それらを多角的に検証して再現することで、史跡等全体の保存及び活用を推進する行為

2. 基準

「歴史的建造物の復元的整備」は、I. 2. (1) の基本的事項及び(3) の配慮事項を準用するほか、以下の手順及び留意事項を遵守しながら行い、史跡等の保存及び活用に寄与するものであると認められるものでなければならない。

(1) 手順

ア. 保存活用計画又は整備基本計画において、当該史跡等の保存管理・整備活用に関する総合的な方向性が示され、歴史的建造物の復元的整備について以下の観点から整理されていること

① 復元的整備の対象とする歴史的建造物が史跡等の本質的価値を構成する要素として特定されていること

② 史跡等の本質的価値の理解促進を含む復元的整備の目的及び効果が合理的かつ史跡全体の保存・活用の推進に寄与するものであり、それらが明確に示されていること

③ ②の目的及び効果を実現するための具体的な復元的整備案が示されていること

④ 当該史跡等の歴史的・自然的な風致・景観との整合性が示されていること

⑤ 復元的整備後の管理の方針・方法及び活用方策が示されており、②の目的及び効果と整合がとれていること

イ. 当該史跡等の本質的価値を理解するうえで不可欠の遺跡の保存に十分配慮したものであること

ウ. 復元的整備を行う歴史的建造物について、考古・文献や建造物などの分野の専門家も含め、具体的な規模・構造・形式等を多角的に検証・実施できる体制を整備し、検討を行い、関係者間において合意が形成されていること

エ. I. 2. (2) 技術的事項に沿って往時の規模・構造・形式等や材料・工法を検証し、それを採用しない部分については、史跡等の理解促進や史跡等の保存・活用の効果と比較衡量すること

(2) 留意事項

ア. 往時の意匠・構造等が不明確な部分や利活用の観点から一部構造等を変更した構造部については、その旨を明示すること

イ. 往時の意匠・構造等が不明確な部分や利活用の観点から一部構造等を変更した部分については、再現に当たって採用した意匠・構造について、その経緯及び考証を明示すること

ウ. 復元的整備を行う歴史的建造物は、史跡等の学術的な理解の促進に資するものであることから、復元的整備された歴史的建造物に付加する便益施設については、その機能や面積に応じて重要箇所（例えば、城跡における本丸等級要箇所）を避けるなど配慮すること

エ. 復元的整備後には、ア. 又はイ. の実施について文化庁に報告を行うとともに、継続的に復元的整備の効果を検証し、報告を行うこと

III. その他

地方指定や未指定の遺跡等において、歴史的建造物の再現を行う場合についても、本基準を参考しつつ、史跡等における歴史的建造物の復元の取扱いに関する専門委員会の指導・助言を受けることができる。

史跡高松城跡保存活用計画

令和4年3月 31 日

編 集 高松市
高松市番町一丁目8番15号
発 行 高松市
印 刷 有限会社 中央ファイリング